# 平成24年第4回志布志市議会定例会

## 目 次

第 1	号(12月7	'目)		頁
1.	議事日程・			16
2.	出席議員氏	名		18
3.	欠席議員氏	名		18
4.	地方自治法	ミ第121条の規	定により出席した者の職・氏名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
5.	議会事務局	<b>お職員出席者・</b>		18
6.	開会・開	議•••••		19
7.	日程第1	会議録署名詞	<b>養員の指名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</b>	19
8.	日程第2	会期の決定・		19
9.	日程第3	報告•••••		19
10.	日程第4	認定第1号	平成23年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について・・・・・・	19
11.	日程第5	認定第2号	平成23年度志布志市国民健康保険特別会計歲入歲出決算認定	
			について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
12.	日程第6	認定第3号	平成23年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認	
			定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
13.	日程第7	認定第4号	平成23年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ	
			<i>γ</i> <sub>1</sub>	29
14.	日程第8	認定第5号	平成23年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定に	
			ついて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
15.	日程第9	認定第6号	平成23年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認	
			定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
16.	日程第10	認定第7号	平成23年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定につ	
			<i>1</i> 17	29
17.	日程第11	認定第8号	平成23年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定につい	
			7	29
18.	日程第12	議案第64号	平成23年度志布志市水道事業剰余金の処分について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
19.	日程第13	承認第12号	専決処分の承認を求めることについて	
			(平成24年度志布志市一般会計補正予算(第4号)) · · · · · · · · ·	37
20.	日程第14	議案第65号	志布志市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改	
			正する条例の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
21.	日程第15	議案第66号	志布志市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型	
			介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の	

			制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	39
22.	日程第16	議案第67号	志布志市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運	
			営に関する基準を定める条例の制定について・・・・・・・・・・・・・	40
23.	日程第17	議案第68号	志布志市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設	
			備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介	
			護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条	
			例の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	46
24.	日程第18	議案第69号	志布志市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について・・・・	48
25.	日程第19	議案第70号	志布志市営住宅等の整備基準を定める条例の制定について・・・・	49
26.	日程第20	議案第71号	志布志市道の構造の技術的基準を定める条例の制定について・・	50
27.	日程第21	議案第72号	志布志市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定につ	
			<i>V</i> 17	53
28.	日程第22	議案第73号	志布志市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準	
			を定める条例の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	55
29.	日程第23	議案第74号	志布志市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について・・	56
30.	日程第24	議案第75号	志布志市都市下水路条例の一部を改正する条例の制定につい	
			τ	58
31.	日程第25	議案第76号	志布志市移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置	
			に関する基準を定める条例の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	60
32.	日程第26	議案第77号	志布志市水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定につ	
			ν	61
33.	日程第27	議案第78号	志布志市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格	
			等に関する条例の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	62
34.	日程第28	議案第79号	志布志市蓬の郷(ふれあい交流センター)の指定管理者の指	
			定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	63
35.	日程第29	議案第80号	志布志市蓬の郷(ふれあい交流センター以外の施設)の指定	
			管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	67
36.	日程第30	議案第81号	ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	71
37.	日程第31	議案第82号	志布志市市民センターの指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	72
38.	日程第32	議案第83号	志布志市老人福祉センターの指定管理者の指定について・・・・・・	74
39.	日程第33	議案第84号	志布志市老人憩の家の指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	74
40.	日程第34	議案第85号	志布志市健康ふれあいプラザの指定管理者の指定について・・・・	75
41.	日程第35	議案第86号	志布志市農業管理センター及び新規就農者研修施設の指定管	
			理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	76
42.	日程第36	議案第87号	有明開田の里公園の指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	77

43.	日程第37	議案第88号	有明農業歴史資料館の指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	78
44.	日程第38	議案第89号	コミュニティセンター志布志市文化会館の指定管理者の指定	
			について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	78
45.	日程第39	議案第90号	志布志市やっちくふれあいセンターの指定管理者の指定につ	
				79
46.	日程第40	議案第91号	城山総合公園の運動施設の指定管理者の指定について・・・・・・・	79
47.	日程第41	議案第92号	志布志運動公園の運動施設の指定管理者の指定について・・・・・・	80
48.	日程第42	議案第93号	志布志市有明体育施設の指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	80
49.	日程第43	議案第94号	鹿児島県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び	
			鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	81
50.	日程第44	議案第95号	曽於地区介護保険組合規約の変更について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	82
51.	日程第45	議案第96号	訴えの提起について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	83
52.	日程第46	議案第97号	平成24年度志布志市一般会計補正予算(第5号) · · · · · · · · · ·	86
53.	日程第47	議案第98号	平成24年度志布志市介護保険特別会計補正予算(第2号) · · · ·	91
54.	日程第48	同意第2号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて・・・・・・	92
55.	散 会・・・	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		93
第2	2号(12月1			
1.				94
2.			•••••	95
3.				95
4.			定により出席した者の職・氏名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	95
5.	議会事務局	<b>弱職員出席者・</b>		95
6.	開 議・・・	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		96
			議員の指名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
8.	日程第2			
		丸山 一•	•••••	96
		鬼塚 弘文・	•••••	105
		小野 広嗣・		121
		立山 静幸・	•••••	139
9.	散 会…	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••••	147
	3号(12月1			
1.	議事日程・	•••••		148
2.	出席議員F	氏名•••••		149

3.	欠席議員氏	名	149
		第121条の規定により出席した者の職・氏名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
5.	議会事務局	B職員出席者······	150
6.	開 議・・・・		151
7.	日程第1	会議録署名議員の指名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	151
8.	日程第2	一般質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	151
		坂元 修一郎・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	151
		平野 栄作・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	169
		西江園 明	192
		岩根 賢二・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	205
9.	散 会		216
第 4	号(12月12	2日)	
1.	議事日程••		217
2.	出席議員氏	名	218
3.	欠席議員氏	名	218
4.	地方自治法	第121条の規定により出席した者の職・氏名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	218
5.	議会事務局	B職員出席者······	219
6.	開 議・・・・		220
7.	日程第1	会議録署名議員の指名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	220
8.	日程第2	一般質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	220
		小園 義行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	220
		下平 晴行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	242
		鶴迫 京子・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	255
9.	散 会		266
	号(12月21		
1.	議事日程・		267
2.	出席議員氏	名	269
3.	欠席議員氏	名	269
4.	地方自治法	第121条の規定により出席した者の職・氏名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	269
		b職員出席者·····	
6.	開 議・・・・		270
7.	日程第1	会議録署名議員の指名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	270
8.	日程第2	報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	270

9.	日程第3	議案第66号	志布志市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型	
			介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の	
			制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	270
10.	日程第4	議案第67号	志布志市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運	
			営に関する基準を定める条例の制定について・・・・・・・・ 2	271
11.	日程第5	議案第68号	志布志市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設	
			備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介	
			護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条	
			例の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	272
12.	日程第6	議案第69号	志布志市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について・・・・ 2	274
13.	日程第7	議案第70号	志布志市営住宅等の整備基準を定める条例の制定について・・・・ 2	275
14.	日程第8	議案第71号	志布志市道の構造の技術的基準を定める条例の制定について・・ 2	276
15.	日程第9	議案第72号	志布志市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定につ	
			<i>ξ</i> 17······2	277
16.	日程第10	議案第73号	志布志市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準	
			を定める条例の制定について・・・・・・・・・・・・・ 2	278
17.	日程第11	議案第74号	志布志市都市公園条例の一部を改正する条例の設定について・・ 2	279
18.	日程第12	議案第75号	志布志市都市下水路条例の一部を改正する条例の制定につい	
			$\tau$ 2	280
19.	日程第13	議案第76号	志布志市移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置	
			に関する基準を定める条例の制定について・・・・・・・・・ 2	281
20.	日程第14	議案第77号	志布志市水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定につ	
			<i>ξ</i> 17······2	283
21.	日程第15	議案第78号	志布志市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格	
			等に関する条例の制定について・・・・・・・2	284
22.	日程第16	議案第79号	志布志市蓬の郷(ふれあい交流センター)の指定管理者の指	
			定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2	285
23.	日程第17	議案第80号	志布志市蓬の郷(ふれあい交流センター以外の施設)の指定	
			管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	286
24.	日程第18	議案第81号	ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について・・・・・・ 2	288
25.	日程第19	議案第82号	志布志市市民センターの指定管理者の指定について・・・・・・ 2	289
26.	日程第20	議案第83号	志布志市老人福祉センターの指定管理者の指定について・・・・・ 2	290
27.	日程第21	議案第84号	志布志市老人憩の家の指定管理者の指定について・・・・・・・ 2	91
28.	日程第22	議案第85号	志布志市健康ふれあいプラザの指定管理者の指定について・・・・ 2	292

29.	日程第23	議案第86号	志布志市農業管理センター及び新規就農者研修施設の指定管	
			理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	293
30.	日程第24	議案第87号	有明開田の里公園の指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	294
31.	日程第25	議案第88号	有明農業歴史資料館の指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	295
32.	日程第26	議案第89号	コミュニティセンター志布志市文化会館の指定管理者の指定	
			について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	297
33.	日程第27	議案第90号	志布志市やっちくふれあいセンターの指定管理者の指定につ	
			<i>γ</i> <sub>1</sub>	298
34.	日程第28	議案第91号	城山総合公園の運動施設の指定管理者の指定について・・・・・・・	299
35.	日程第29	議案第92号	志布志運動公園の運動施設の指定管理者の指定について・・・・・・	300
36.	日程第30	議案第93号	志布志市有明体育施設の指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	301
37.	日程第31	議案第96号	訴えの提起について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	302
38.	日程第32	議案第97号	平成24年度志布志市一般会計補正予算(第5号) · · · · · · · · · ·	303
39.	日程第33	議案第98号	平成24年度志布志市介護保険特別会計補正予算(第2号) · · · ·	313
40.	日程第34	発議第7号	志布志市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定につい	
			τ	314
41.	日程第35	議員派遣の決	定:	315
42.	日程第36		<b>徳審査申し出について</b>	
		(総務常任委	(美員長) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	315
43.	日程第37	閉会中の継続	<b>売調査申し出について</b>	
		(総務常任委	受員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営	
44.	閉 会…	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		316

# 平成24年第4回志布志市議会定例会

# 1. 会期日程

月日	曜日	種別	内 容
12月7日	金	本会議	開会・会期の決定 23年度決算関係(委員長報告・採決) 議案上程
8日	土	休 会	
9日	日	休 会	
10日	月	本会議	一般質問
11日	火	本会議	一般質問
12日	水	本会議	一般質問
1 3 日	木	委員会	各常任委員会
14日	金	休 会	
15日	土	休会	
16日	日	休会	
17日	月	休 会	
18日	火	休 会	
19日	水	休 会	
20日	木	休 会	
2 1 日	金	本会議	委員長報告・採決 閉会

# 2. 付議事件

番号	事	<b></b>	件	名			
認定第1号	平成23年度志布志市一般会	計歳入詞	<b>遠出決算</b>	認定に	ついて		
認定第2号	平成23年度志布志市国民健	康保険特	寺別会計	歳入歳	出決算認	定について	
認定第3号	平成23年度志布志市後期高	齢者医療	<b>寮特別会</b>	:計歳入	歳出決算	認定につい	7
認定第4号	平成23年度志布志市介護保	険特別会	会計歳入	、歳出決	算認定に	ついて	
認定第5号	平成23年度志布志市下水道	管理特別	削会計歳	入歳出	決算認定	とについて	
認定第6号	平成23年度志布志市公共下	水道事業	業特別会	計歳入	歳出決算	認定につい	て
認定第7号	平成23年度志布志市国民宿	舎特別会	会計歳入	、歳出決	算認定に	ついて	
認定第8号	平成23年度志布志市水道事	業会計詞	<b>表入歳出</b>	l決算認	定につい	て	
議案第64号	平成23年度志布志市水道事	業剰余会	金の処分	につい	て		
議案第65号	志布志市ひとり親家庭医療	費の助尿	戊に関す	る条例	の一部を	:改正する条	例の制定
	について						
議案第66号	志布志市指定地域密着型サ	ービス	事業者及	び指定	地域密着	<b>一型介護予防</b>	サービス
	事業者の指定に関する基準	を定める	る条例の	制定に	ついて		
議案第67号	志布志市指定地域密着型サ	ービスの	の事業の	人員、	設備及び	「運営に関す	る基準を
	定める条例の制定について						
議案第68号	志布志市指定地域密着型介	護予防+	ナービス	の事業	の人員、	設備及び運	営並びに
	指定地域密着型介護予防サ	ービスに	に係る介	護予防	のための	効果的な支	援の方法
	に関する基準を定める条例	の制定は	こついて	-			
議案第69号	志布志市営住宅条例の一部	を改正す	する条例	]の制定	について	<u>-</u>	
議案第70号	志布志市営住宅等の整備基	準を定め	かる条例	]の制定	について	<u>-</u>	
議案第71号	志布志市道の構造の技術的	基準を気	どめる条	例の制	定につい	て	
議案第72号	志布志市道に設ける道路標	識の寸法	去を定め	る条例	の制定に	ついて	
議案第73号	志布志市準用河川に係る河	川管理加	を設等の	構造の	技術的基	準を定める	条例の制
	定について						
議案第74号	志布志市都市公園条例の一	部を改正	Eする条	例の制	定につい	て	
議案第75号	志布志市都市下水路条例の	一部を改	女正する	条例の	制定につ	いいて	
議案第76号	志布志市移動等の円滑化の	ために並	必要な特	定公園	施設の設	と置に関する	基準を定
	める条例の制定について						
議案第77号	志布志市水道事業の剰余金	の処分等	等に関す	る条例	の制定に	ついて	
議案第78号	志布志市水道事業布設工事	監督者及	及び水道	技術管	理者の資	【格等に関す	る条例の
	制定について						
議案第79号	志布志市蓬の郷(ふれあい	交流セン	ンター)	の指定	管理者の	指定につい	7

議案第80号 志布志市蓬の郷 (ふれあい交流センター以外の施設) の指定管理者の指定につ

いて

議案第81号 ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について

議案第82号 志布志市市民センターの指定管理者の指定について

議案第83号 志布志市老人福祉センターの指定管理者の指定について

議案第84号 志布志市老人憩の家の指定管理者の指定について

議案第85号 志布志市健康ふれあいプラザの指定管理者の指定について

議案第86号 志布志市農業管理センター及び新規就農者研修施設の指定管理者の指定につい て

議案第87号 有明開田の里公園の指定管理者の指定について

議案第88号 有明農業歴史資料館の指定管理者の指定について

議案第89号 コミュニティセンター志布志市文化会館の指定管理者の指定について

議案第90号 志布志市やっちくふれあいセンターの指定管理者の指定について

議案第91号 城山総合公園の運動施設の指定管理者の指定について

議案第92号 志布志運動公園の運動施設の指定管理者の指定について

議案第93号 志布志市有明体育施設の指定管理者の指定について

議案第94号 鹿児島県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び鹿児島県市町村総

合事務組合規約の変更について

議案第95号 曽於地区介護保険組合規約の変更について

議案第96号 訴えの提起について

議案第97号 平成24年度志布志市一般会計補正予算(第5号)

議案第98号 平成24年度志布志市介護保険特別会計補正予算(第2号)

承認第12号 専決処分の承認を求めることについて(平成24年度志布志市一般会計補正予算

(第4号))

同意第2号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

発議第7号 志布志市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

議員派遣の決定

閉会中の継続審査申し出について

(総務常任委員長)

閉会中の継続調査申し出について

(総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長)

# 3. 一般質問

質問者	件名	要	質問の
			相手方
1丸山 一	1 消防行政について	(1) 大崎救急分駐所に消防自動車の配置はでき	市長
		ないか。	
	2 保安林保護につい	(1) マツケムシ対策を急ぐ必要があるのではな	市長
	7	んがっ。	
	3 自治会管理道路に	(1) 東西押切自治会が共同管理している道路に	市 長
	ついて	ついて、市へ管理移行はできないか。	
		(2) 市内の他の地域はどうなっているか。	市長
2鬼塚弘文	1 県道3号線の局部	(1) 待望の局部改良に着手されたが内容を示せ。	市長
	改良工事について	(2) 今後の改良予定はどうなっているのか。	市長
	2 森山地区の市道改	(1) 地元から要望書が提出されていた集落内関	市長
	良について	連道の改良はどうなっているのか示せ。	
	3 田之浦地区市道中	(1) 部分補修で対応してきているが、全面的な路	市 長
	山線の路面改修につ	面改修が必要である。次年度以降の対応策を示	
	いて	世。	
	4 旧八野小学校の跡	(1) 現状をどう捉えているか。	市長
	地利用と当地区の再	(2) 田之浦、出水中の閉校後の跡地利用の参考例	市長
	生について	として考えているか。	
	5 スポーツ振興につ	(1) グラウンドゴルフ会場の専用コート建設の	市長
	いて	要望が関係者から数回問われたが、着手する考	教育委員長
		えはないか。	
		  (2)  サッカー場の人工芝導入は考えられないか。	市長
			教育委員長
		(3) 尚志館高校の春の全国選抜高校甲子園野球	市長
		大会出場の気運が高まってきたが、現実となっ	教育委員長
		た場合の行政の支援策を示せ。	
3小野広嗣	1 自治体クラウドに	(1) 総務省では23年度より自治体クラウドの導	市 長
	ついて	入に際して、特別交付税による支援措置を行っ	
		ている。情報システムを共同化・集約化するこ	
		とにより、コスト削減や業務の軽減ができる自	
		治体クラウドの導入を図るべきではないか。	
L		·	

質問者	件名	要旨	質相	問 の 手 力	
3小野広嗣	   2 特定健康診査につ	(1) 平成20年4月から特定健康診査・特定保健指	市	<u>ナ 人</u> 長	
3小野瓜冊	いて	導が始まり、本市でも特定健康診査等実施計画	111	I	ζ
	V · C				
		を策定している。計画は平成24年度までの5年			
		間を1期とし、5年ごとに見直すことになって いる。計画の推進状況を示せ。			
			#	E	11
		(2) 高齢者の老人性難聴と認知症には大きな関	市	長	ζ
		わりがあると言われている。高齢者の難聴を早			
		期発見するためにも、特定健康診査で難聴検査の第1な図えばないない。			
	2	の導入を図るべきではないか。		5.4.日日	
	3 がんの教育・普及啓	(1) 本年6月、国は「がん対策推進基本計画」を	教]	育委員長	之
	発について	新たに策定した。その中のがん教育・普及啓発			
		の項では、子供に対するがん教育の在り方を検			
		討し、健康教育の中でがん教育を推進するとあ			
		る。このことに関する教育委員会の認識とこれ			
	the LL Market beautiful to	までの取り組み状況を示せ。			_
4 立 山 静 暑 	1 農林漁業振興につ	(1) 佐賀県武雄市は、フェイスブック (FB) 内	市	長	جُ
	いて	に特産品等販売の専門ページを開設し、自治体			
		による初のフェイスブックを利用した通販を			
		展開している。今後の目標として、3年間に200			
		自治体の参加を目指している。本市も平成25			
		年度当初予算に参加を目指して調査研究費を			
		計上する考えはないか。			_
	2 有害鳥獣捕獲につ	(1) イノシシ捕獲を円滑に進めるため報償金の	市	£	Ž
	いて	見直しをする考えはないか。			
5 坂元修一郎	1 海外貿易に対する	(1) TPP参加に対する意見と止まることのな	市	長	Ē
	農業政策について	い自由化に対し、本市における農業振興の方向			
		性と農業政策はどうあるべきか。			
	2 農業後継者育成と	(1) 本市の就農状況と農業生産はどのように推	市	長	ŧ
	農産物の有利販売つ	移しているか。			
	いて	(2) 「人・農地プラン」の本市での動きと問題点	市	長	Ē
		について問う。			

質問者	件名	要	口田	質	問	0
		( )	t t distance	相	手	方
5 坂元修一郎	3 地域農産物の情報	(1) 整備されたICTは、		市		長
	発信と有利販売につ	どのような利用がされて	-			
	いて	(2) 全国ソーシャルネット		市		長
		が行われている。本市の	現状と行政での取り組			
		みは考えられないか。				
	4 3.11後における国	(1) ブランド推進室の取り		市		長
	内での食糧基地の確	ブランド作りと販売にと	どのように活かされて			
	立について	いるか。				
		(2) 消費地への職員派遣に	こよる販売推進やあっ	市		長
		せん活動の拠点づくり も	ら今後の取り組みとし			
		て必要ではないか。				
		(3) 農業技術指導体制の広	ば域化により、弱体化が	市		長
		進んでいるが、指導体制	の構築を進めるべきで			
		はないか。				
6平野栄作	1 防災行政における	(1) 災害の発生は予測がつ	かないが、それに備え	市		長
	消防災害支援隊の位	た対策を構築していく必	要がある。画一的な対			
	置づけと拡充につい	策も必要であるが、より	広域的な統一性のある			
	7	対策が望まれると考える	00			
		また、地域毎に設置し	てある消防団機能を見			
		直すことによって地域の	の防災面への強化にも			
		つながると考える事から	、以下の点について問			
		う。				
		① 近年、消防団員の定	数割れが全国的に課題			
		となってきている。				
		また、各消防団員に	おいても団員数と比較			
		して火災時等におけると	出動団員数に格差が生			
		じている現状がある。				
		この現状をどのよう	に捉えているか。			
		② 防災という面から、	今後発生が予測される			
		東海・東南海・南海地震	対策として、津波避難			
		訓練の実施や各地区単位	立での防災マップ作成			
		等を実施しているが、市	民には温度差があるよ			
		うに感じる。				
		地区毎の防災意識高	高揚を積極的に推進す			
		る必要が急務だと思うが	、消防災害支援隊組織			
		の位置づけをどのように	考えているか。			

質問者	件名	要	S)田		問の
m- W W					<u> </u>
6平野栄作		③ 通常発生しうる火災や災害		市	長
	消防災害支援隊の位	が懸念される大規模な災害に備	/		
	置づけと拡充につい	の向上等を考慮すると消防団を	_ ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		
	T	支援隊の位置づけが重要になる			
		が、市全域に広める考えはない	_		
	- He de bote arri de tiel de l	併せて出動手当の支給は考		Γ.	
	2 指定管理者制度に	(1) 指定管理者制度導入の背景に		市	長
	ついて	よる利用者の利便性の向上及び		教育	委員長
		縮減により市町村の負担の軽減	咸が大きな目的 │ ┃		
		として挙げられている。			
		本市おいてはその効果をどの	ひように捉えて		
		いるかを問う。		Ι.	_
		(2) 指定管理者側からの視点に立		市	長
		則等による制約があり、実力を	発揮できないと	教育	委員長
		いう問題点も指摘されている。	<del></del>		
		指定管理者制度が平成19年月			
		から、指定管理者側とどのよ			
		れ、それに伴う条例・規則等の	見直し等改善を		
		とう実施したのかを問う。	J. 22276 - 4. 2		_
		(3) 公募と非公募による選定方法		市	長
		おり、選定理由もある程度理解		教育	委員長
		あるが、今後も引き続き同様の			
		していくとすれば、問題点も浮	上してくるもの		
		と考える。			
		その点に対する見解を示せ。		Ι.	_
		(4) 体育施設等における陸上競技		市	長
		の整備には、専用の機械器具類	が必要になって	教育	委員長
		< 5.	1 was to be the control		
		これらを導入及び更新維持で			
		費用負担が伴ってくると思うが	、この点につい		
	A Distribute Some	て市の見解を示せ。		٦.	
7西江園明	1 合併特例債の活用	(1) 国県補助事業の状況はどうな	- 0	市	長
	について	(2) 国県の補助が厳しい時こそで		市	長
		用すべきと考えるが、現在まで	の起債状況及び		
		今後の見通しを問う。			

質 問 者	件名	要旨	質問の
			相手方
7西江園明	1 合併特例債の活用	(3) 市道香月線の延伸計画について問う。	市長
	について		
	2 テニスコートの増	(1) なぜ松山地区に増設するのか。	市長
	設計画について		教育委員長
		(2) テニス人口について把握しているのか。	市長
			教育委員長
		(3) 利用料(近隣も含む)について問う。	市長
			教育委員長
	3 公人としての市長	(1) 市長という立場上、会合等で挨拶をされてい	市 長
	の姿勢について	るが、志布志市民の代表としてなのか、個人の	
		意見なのかと疑問を持つことがある。ある会議	
		冒頭の挨拶で「日本はアメリカの属国と思う」	
		と発言されたが、真意を問う。	
8岩根賢二	1 就学援助制度運用	(1) 制度の周知は十分に行われているか。	教育委員長
	の在り方について	(2) 新学年度における手続きの開始時期を早め	教育委員長
		る考えはないか。	
	2 補助事業の実施の	(1) 県や市の補助を受けて実施する事業で工事	市 長
	在り方について	等を伴う事業については、市内もしくは県内の	
		業者を優先すべきと考えるが、当局の考え方を	
		問う。	
		(2) このような事業の場合、市が行う契約手続き	市 長
		に準ずるべきかと考えるが、それが実践されて	
		いるか。	
9小園義行	1 政治姿勢について	(1) 沖縄県への新型輸送機オスプレイの配備に	市長
		ついてどう考えているか。	
		(2) 九州市長会での決議について問う。	市長
	2 職員適正化計画に	(1) 事務量調査の結果を今後どう生かす考えか。	市 長
	ついて		教育委員長
		(2) 嘱託職員の雇用の考え方を問う。	市 長
			教育委員長
	3 経済対策について	(1) 住宅リフォーム助成事業の利用状況はどう	市 長
		か。また、来年度に向けての考え方を問う。	

質問者       件 名       要       質問の相手方         9小園義行       4 学校教育について       (1) クラブ活動費、PTA会費、生徒会費を就学 接助の対象として実施する考えはないか。 (2) 高校統廃合による影響をどう受けとめているか。係わせて対策を問う。       教育委員長市長人教育委員長市長人教育委員長市長人教育委員長市長住人を図るため取り組む考えはないか。       市長教育委員長市長住人を図るため取り組む考えはないか。         10下平時行       1 活性化対策について (1) 大都市で、老人ホームなど高齢者向けの施設が足りない問題を受けて、政府は高齢者の地方移住を図るため取り組む考えはないか。       市長を全債権を一元管理し、滞納債権を徴収して実績を上げている。本市も全債権を一元管理し、滞納債権を徴収して実績を上げている。本市も全債権を一元管理する課を設置して、財政健全化対策及び納税等の公平性を図る考えはないか。       市長日本会債権を一元管理する課を設置して、財政健全化対策及び納税等の公平性を図る考えはないか。       市長日本会債権を一元管理する課金と県道3号線との交差点付近に、市街地方面への大型車等の乗入れ禁止標識は設置できないか。       市長日本の交差点付近に、市街地方面への大型車等の乗入れ禁止標識は設置できないか。       市長日本にびんを感じている、とについて問う。       市長日本にびんを感じていることについて問う。       市長日本にびんを感じていることについて問う。       日本ままが強しますえられないか。       市長日本と24年6月議会で一般質問したが、その後の進捗状況を問う、その後の進捗状況を問う、その後の進捗状況を問う。       市長日本会に登録を開きたい、ためのありますは、との後の進捗状況を問う。       市長日本会に登録を開きたいて、どのよりに対象を開きたいて、とのよりに登録を持たしていて、では、とおいり、とおいり、とおいり、とおいり、とおいり、とおいり、とおいり、とおいり				55	DD 6
9小園義行   4 学校教育について   1 クラブ活動費、PTA会費、生徒会費を就学   接数方委員長   市 表表の。併わせて対策を問う。   1 活性化対策につい て	質問者	件名	要旨		
接助の対象として実施する考えはないか。   教育委員長   市 長 別	0 小周美行	4 学坛塾本について	(1) カラブ江動弗 DTA 会弗 仕往合弗な許労	-	
(2) 高校総廃合による影響をどう受けとめているか。併わせて対策を問う。   市 長 教育委員長   1 活性化対策について	9/小園 我 1]	4 子仪教育にういし			
1 活性化対策について					
1 活性化対策について (1) 大都市で、老人ホームなど高齢者向けの施設 が足りない問題を受けて、政府は高齢者の地方移住を促す総合対策を検討している。市の活性 化を図るため取り組む考えはないか。 (1) 船橋市は、債権管理課で全債権を一元管理 し、滞納債権を徴収して実績を上げている。本 市も全債権を一元管理する課を設置して、財政 健全化対策及び納税等の公平性を図る考えはないか。 (3) 市道弓場ヶ尾・佐野原線と県道3号線との交差点は見通しが悪いため、拡幅の道路改良はできないか。 (3) 前項の交差点付近に、市街地方面への大型車等の乗入れ禁止標識は設置できないか。 (4) 市道模尾下・横峯線の拡幅改良はできないか。 (4) 市道模尾下・横峯線の拡幅改良はできないか。 (5) 駐車場対策と併せて文化会館、図書館の利活 用を図るため、エレベーター等の設置は考えられないか。 (1) 伊勢堀臺地の周辺の環境整備について、昨年の12月議会と24年6月議会で一般質問したが、その後の進捗状況を問う。 (2) 高齢者など買い物弱者対策について、どのよ 市 長					
が足りない問題を受けて、政府は高齢者の地方 移住を促す総合対策を検討している。市の活性 化を図るため取り組む考えはないか。  2 公金徴収一元化に ついて (1) 船橋市は、債権管理課で全債権を一元管理 し、滞納債権を徴収して実績を上げている。本 市も全債権を一元管理する課を設置して、財政 健全化対策及び納税等の公平性を図る考えはないか。 (3) 前項の交差点付近に、市街地方面への大型車 きないか。 (3) 前項の交差点付近に、市街地方面への大型車 等の乗入れ禁止標識は設置できないか。 (4) 市道模尾下・模峯線の拡幅改良はできないか。 (4) 市道模尾下・横峯線の拡幅改良はできないか。 (5) 駐車場対策と併せて文化会館、図書館の利活 用を図るため、エレベーター等の設置は考えられないか。 (2) 駐車場対策と併せて文化会館、図書館の利活 用を図るため、エレベーター等の設置は考えられないか。 (1) 伊勢堀墓地の周辺の環境整備について、昨年 の12月議会と24年6月議会で一般質問したが、その後の進捗状況を問う。 (2) 高齢者など買い物弱者対策について、どのよ 市 長	10乙基胺石	4 )T [1], /1, 4 [ /*/ ) ) \	1		
移住を促す総合対策を検討している。市の活性 化を図るため取り組む考えはないか。   2 公金徴収一元化に ついて	10下半晴行			巾	長
化を図るため取り組む考えはないか。   1					
2 公金徴収一元化に ついて					
し、滞納債権を徴収して実績を上げている。本 市も全債権を一元管理する課を設置して、財政 健全化対策及び納税等の公平性を図る考えは ないか。  3 道路改良について (1) 今後の県道 3 号線の改良工事の取り組みに かいて問う。 (2) 市道弓場ヶ尾・佐野原線と県道 3 号線との交 差点は見通しが悪いため、拡幅の道路改良はできないか。 (3) 前項の交差点付近に、市街地方面への大型車 等の乗入れ禁止標識は設置できないか。 (4) 市道横尾下・横峯線の拡幅改良はできないか。 (4) 市道横尾下・横峯線の拡幅改良はできないか。 (5) 駐車場対策と併せて文化会館、図書館の利活 用を図るため、エレベーター等の設置は考えられないか。 (2) 駐車場対策と併せて文化会館、図書館の利活 用を図るため、エレベーター等の設置は考えられないか。 (1) 伊勢堀臺地の周辺の環境整備について、昨年 市 長の12月議会と24年6月議会で一般質問したが、その後の進捗状況を問う。 (2) 高齢者など買い物弱者対策について、どのよ 市 長					
市も全債権を一元管理する課を設置して、財政 健全化対策及び納税等の公平性を図る考えは ないか。  3 道路改良について (1) 今後の県道3号線の改良工事の取り組みに 市 長 ついて問う。 (2) 市道弓場ヶ尾・佐野原線と県道3号線との交 差点は見通しが悪いため、拡幅の道路改良はできないか。 (3) 前項の交差点付近に、市街地方面への大型車等の乗入れ禁止標識は設置できないか。 (4) 市道横尾下・横峯線の拡幅改良はできないか。 (4) 市道横尾下・横峯線の拡幅改良はできない 市 長 場にふびんを感じていることについて問う。 (2) 駐車場対策と併せて文化会館、図書館の利活用を図るため、エレベーター等の設置は考えられないか。 (1) 伊勢堀墓地の周辺の環境整備について、昨年 の12月議会と24年6月議会で一般質問したが、その後の進捗状況を問う。 (2) 高齢者など買い物弱者対策について、どのよ 市 長				市	長
健全化対策及び納税等の公平性を図る考えはないか。   3 道路改良について		ついて			
ないか。   1   今後の県道3号線の改良工事の取り組みに   市   長   ついて問う。   (2)   市道弓場ヶ尾・佐野原線と県道3号線との交   産点は見通しが悪いため、拡幅の道路改良はできないか。   (3)   前項の交差点付近に、市街地方面への大型車   等の乗入れ禁止標識は設置できないか。   (4)   市道横尾下・横峯線の拡幅改良はできないか。   (4)   市道横尾下・横峯線の拡幅改良はできないか。   (4)   市道横尾下・横峯線の拡幅改良はできないか。   (5)   上を図るため、エレベーター等の設置は考えられないか。   (6)   上を図るため、エレベーター等の設置は考えられないか。   (7)   伊勢堀墓地の周辺の環境整備について、昨年   の12月議会と24年6月議会で一般質問したが、その後の進捗状況を問う。   (2)   高齢者など買い物弱者対策について、どのよ   市   長			市も全債権を一元管理する課を設置して、財政		
3 道路改良について			健全化対策及び納税等の公平性を図る考えは		
ついて問う。 (2) 市道弓場ヶ尾・佐野原線と県道3号線との交 差点は見通しが悪いため、拡幅の道路改良はできないか。 (3) 前項の交差点付近に、市街地方面への大型車 市 長 等の乗入れ禁止標識は設置できないか。 (4) 市道横尾下・横峯線の拡幅改良はできない か。 (4) 市道横尾下・横峯線の拡幅改良はできない か。 (1) 志布志支所は市民の出入りが多いため、駐車 市 長 場にふびんを感じていることについて問う。 (2) 駐車場対策と併せて文化会館、図書館の利活 用を図るため、エレベーター等の設置は考えられないか。  11鶴追京子 1 環境整備について (1) 伊勢堀墓地の周辺の環境整備について、昨年の12月議会と24年6月議会で一般質問したが、その後の進捗状況を問う。 (2) 高齢者など買い物弱者対策について、どのよ 市 長			ないか。		
(2) 市道弓場ヶ尾・佐野原線と県道3号線との交 差点は見通しが悪いため、拡幅の道路改良はできないか。   (3) 前項の交差点付近に、市街地方面への大型車 等の乗入れ禁止標識は設置できないか。   (4) 市道横尾下・横峯線の拡幅改良はできないか。   (4) 市道横尾下・横峯線の拡幅改良はできないか。   (4) 市道横尾下・横峯線の拡幅改良はできないか。   (5) 駐車場対策と併せて支化会館、図書館の利活 用を図るため、エレベーター等の設置は考えられないか。   (6) 伊勢堀墓地の周辺の環境整備について、昨年 の12月議会と24年6月議会で一般質問したが、その後の進捗状況を問う。   (2) 高齢者など買い物弱者対策について、どのよ 市 長		3 道路改良について	(1) 今後の県道3号線の改良工事の取り組みに	市	長
差点は見通しが悪いため、拡幅の道路改良はできないか。 (3) 前項の交差点付近に、市街地方面への大型車等の乗入れ禁止標識は設置できないか。 (4) 市道横尾下・横峯線の拡幅改良はできないか。 (4) 市道横尾下・横峯線の拡幅改良はできないか。 (5) 駐車場対策と併せて文化会館、図書館の利活用を図るため、エレベーター等の設置は考えられないか。 (6) 伊勢堀墓地の周辺の環境整備について、昨年の12月議会と24年6月議会で一般質問したが、その後の進捗状況を問う。(7) 高齢者など買い物弱者対策について、どのよ市長			ついて問う。		
きないか。			(2) 市道弓場ヶ尾・佐野原線と県道3号線との交	市	長
(3) 前項の交差点付近に、市街地方面への大型車 帯 長等の乗入れ禁止標識は設置できないか。 (4) 市道横尾下・横峯線の拡幅改良はできない 市 長か。  4 駐車場対策につい (1) 志布志支所は市民の出入りが多いため、駐車 帯 で 場にふびんを感じていることについて問う。 (2) 駐車場対策と併せて文化会館、図書館の利活 用を図るため、エレベーター等の設置は考えられないか。  11鶴追京子 1 環境整備について (1) 伊勢堀墓地の周辺の環境整備について、昨年 の12月議会と24年6月議会で一般質問したが、その後の進捗状況を問う。 (2) 高齢者など買い物弱者対策について、どのよ 市 長			差点は見通しが悪いため、拡幅の道路改良はで		
等の乗入れ禁止標識は設置できないか。 (4) 市道横尾下・横峯線の拡幅改良はできない 市 長 か。  4 駐車場対策につい (1) 志布志支所は市民の出入りが多いため、駐車 場にふびんを感じていることについて問う。 (2) 駐車場対策と併せて文化会館、図書館の利活 用を図るため、エレベーター等の設置は考えられないか。  11鶴追京子 1 環境整備について (1) 伊勢堀墓地の周辺の環境整備について、昨年の12月議会と24年6月議会で一般質問したが、その後の進捗状況を問う。 (2) 高齢者など買い物弱者対策について、どのよ 市 長			きないか。		
(4) 市道横尾下・横峯線の拡幅改良はできない 市 長か。			(3) 前項の交差点付近に、市街地方面への大型車	市	長
か。     4 駐車場対策につい			等の乗入れ禁止標識は設置できないか。		
4 駐車場対策につい て       (1) 志布志支所は市民の出入りが多いため、駐車 場にふびんを感じていることについて問う。       市 長 場にふびんを感じていることについて問う。       市 下 長 用を図るため、エレベーター等の設置は考えられないか。       市 下 日を図るため、エレベーター等の設置は考えられないか。       市 日本図のでは整備について、昨年の12月議会と24年6月議会で一般質問したが、その後の進捗状況を問う。       市 その後の進捗状況を問う。       市 長			(4) 市道横尾下・横峯線の拡幅改良はできない	市	長
大 場にふびんを感じていることについて問う。			カゝ。		
(2) 駐車場対策と併せて文化会館、図書館の利活 用を図るため、エレベーター等の設置は考えられないか。       市 長 用を図るため、エレベーター等の設置は考えられないか。         11鶴迫京子       1 環境整備について の12月議会と24年6月議会で一般質問したが、その後の進捗状況を問う。 (2) 高齢者など買い物弱者対策について、どのよ 市 長		4 駐車場対策につい	(1) 志布志支所は市民の出入りが多いため、駐車	市	長
用を図るため、エレベーター等の設置は考えられないか。  11鶴迫京子 1 環境整備について (1) 伊勢堀墓地の周辺の環境整備について、昨年 の12月議会と24年6月議会で一般質問したが、その後の進捗状況を問う。 (2) 高齢者など買い物弱者対策について、どのよ 市 長		て	場にふびんを感じていることについて問う。		
れないか。  11鶴迫京子 1 環境整備について (1) 伊勢堀墓地の周辺の環境整備について、昨年 市 長 の12月議会と24年6月議会で一般質問したが、 その後の進捗状況を問う。 (2) 高齢者など買い物弱者対策について、どのよ 市 長			(2) 駐車場対策と併せて文化会館、図書館の利活	市	長
11鶴迫京子 1 環境整備について (1) 伊勢堀墓地の周辺の環境整備について、昨年 市 の12月議会と24年6月議会で一般質問したが、 その後の進捗状況を問う。 (2) 高齢者など買い物弱者対策について、どのよ 市 長			用を図るため、エレベーター等の設置は考えら		
の12月議会と24年6月議会で一般質問したが、 その後の進捗状況を問う。 (2) 高齢者など買い物弱者対策について、どのよ 市 長			れないか。		
その後の進捗状況を問う。 (2) 高齢者など買い物弱者対策について、どのよ 市 長	11鶴迫京子	1 環境整備について	(1) 伊勢堀墓地の周辺の環境整備について、昨年	市	長
(2) 高齢者など買い物弱者対策について、どのよ 市 長			の12月議会と24年6月議会で一般質問したが、		
			その後の進捗状況を問う。		
うに認識し 対応していくのか			(2) 高齢者など買い物弱者対策について、どのよ	市	長
			うに認識し、対応していくのか。		

# 平成24年第4回志布志市議会定例会(第1号)

期 日:平成24年12月7日(金曜日)午前10時00分

場 所:志布志市議会議事堂

## 議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名		
日程第2	会期の決定		
日程第3	報告		
日程第4	認定第1号	平成23年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について	
日程第5	認定第2号	平成23年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	
日程第6	認定第3号	平成23年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につい	
		て	
日程第7	認定第4号	平成23年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	
日程第8	認定第5号	平成23年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について	
日程第9	認定第6号	平成23年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につい	
		て	
日程第10	認定第7号	平成23年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について	
日程第11	認定第8号	平成23年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について	
日程第12	議案第64号	平成23年度志布志市水道事業剰余金の処分について	
日程第13	承認第12号	専決処分の承認を求めることについて	
		(平成24年度志布志市一般会計補正予算(第4号))	
日程第14	議案第65号	志布志市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条	
		例の制定について	
日程第15	議案第66号	志布志市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防	
		サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の制定について	
日程第16	議案第67号	志布志市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関す	
		る基準を定める条例の制定について	
日程第17	議案第68号	志布志市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運	
		営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効	
		果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について	
日程第18	議案第69号	志布志市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第19	議案第70号	志布志市営住宅等の整備基準を定める条例の制定について	
日程第20	議案第71号	志布志市道の構造の技術的基準を定める条例の制定について	
日程第21	議案第72号	志布志市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について	
日程第22	議案第73号	志布志市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める	
		条例の制定について	

日程第23	議案第74号	志布志市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
日程第24	議案第75号	志布志市都市下水路条例の一部を改正する条例の制定について
日程第25	議案第76号	志布志市移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する
		基準を定める条例の制定について
日程第26	議案第77号	志布志市水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について
日程第27	議案第78号	志布志市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関す
		る条例の制定について
日程第28	議案第79号	志布志市蓬の郷(ふれあい交流センター)の指定管理者の指定につい
		て
日程第29	議案第80号	志布志市蓬の郷(ふれあい交流センター以外の施設)の指定管理者の
		指定について
日程第30	議案第81号	ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について
日程第31	議案第82号	志布志市市民センターの指定管理者の指定について
日程第32	議案第83号	志布志市老人福祉センターの指定管理者の指定について
日程第33	議案第84号	志布志市老人憩の家の指定管理者の指定について
日程第34	議案第85号	志布志市健康ふれあいプラザの指定管理者の指定について
日程第35	議案第86号	志布志市農業管理センター及び新規就農者研修施設の指定管理者の指
		定について
日程第36	議案第87号	有明開田の里公園の指定管理者の指定について
日程第37	議案第88号	有明農業歴史資料館の指定管理者の指定について
日程第38	議案第89号	コミュニティセンター志布志市文化会館の指定管理者の指定について
日程第39	議案第90号	志布志市やっちくふれあいセンターの指定管理者の指定について
日程第40	議案第91号	城山総合公園の運動施設の指定管理者の指定について
日程第41	議案第92号	志布志運動公園の運動施設の指定管理者の指定について
日程第42	議案第93号	志布志市有明体育施設の指定管理者の指定について
日程第43	議案第94号	鹿児島県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び鹿児島県
		市町村総合事務組合規約の変更について
日程第44	議案第95号	曽於地区介護保険組合規約の変更について
日程第45	議案第96号	訴えの提起について
日程第46	議案第97号	平成24年度志布志市一般会計補正予算(第5号)
日程第47	議案第98号	平成24年度志布志市介護保険特別会計補正予算(第2号)
日程第48	同意第2号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

#### 出席議員氏名(24名)

1番 平 野 栄 作

3番 西江園 明

5番 玉 垣 大二郎

7番 鶴 迫 京 子

9番 毛 野 了

11番 本 田 孝 志

13番 小野 広嗣

15番 金 子 光 博

17番 岩 根 賢 二

19番 小 園 義 行

2 1 番 鬼 塚 弘 文

23番 福 重 彰 史

2番 下 平 晴 行

4番 丸 山 一

6番 坂 元 修一郎

8番藤後昇一

10番 立 平 利 男

12番 立 山 静 幸

14番 長 岡 耕 二

16番 林 勇 作

18番 東 宏 二 20番 上 村 環

20番 上 村 環 22番 丸 﨑 幹 男

24番 野 村 公 一

\_\_\_\_\_O\_\_\_\_

### 欠席議員氏名(0名)

\_\_\_\_\_

### 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市長本田修一教育長坪田勝秀

情報管理課長 又 木 勝 義

財務課長 野村 不二生 市民環境課長 竹之内 宏 史

福祉課長 福岡勇市

 農 政 課 長
 上 原
 登

 畜 産 課 長
 山 田 勝 大

松山支所地域振興課長補佐 横山 繁

水 道 課 長 木佐貫 一 也

農業委員会事務局長福岡保孝

学校教育課長 金 久 三 男

副市長

総務課長

溝口猛

修

企画政策課長 武石裕二

清 藤

港湾商工課長 萩 本 昌一郎

税務課長 小辻一海

保健課長 若松光正

耕地林務水産課長 井 手 佐喜雄

建設課長 中迫哲郎

志布志支所長 外山文弘

会計管理者 中崎秀博

教育総務課長 津 曲 兼 隆

生涯学習課長 樺 山 弘 昭

## 議会事務局職員出席者

 次長兼議事係長

仮 重 良 一

議 事 係 桑 水 浩 紀

## 午前10時00分 開会 開議

○議長(上村 環君) ただいまから、平成24年第4回志布志市議会定例会を開会いたします。 これから本日の会議を開きます。

\_\_\_\_

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(上村 環君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、東 宏二君と鬼塚弘文君を指名いたします。

\_\_\_\_

### 日程第2 会期の決定

○議長(上村 環君) 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月21日までの15日間にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長(上村 環君)** 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月21日までの15日間に決定しました。

\_\_\_\_

#### 日程第3 報告

〇議長(上村 環君) 日程第3、報告を申し上げます。

昨日までに受理しました陳情は、お手元に配付の陳情文書表のとおりであります。陳情第8号につきましては、総務常任委員会に付託いたします。

次に、地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社志布志まちづくり公社から第21 期事業報告書及び収支計算書、第22期事業計画書及び収支予算書が、並びに監査委員から監査報 告書が提出されましたので配付いたしました。参考にしていただきたいと思います。

\_\_\_\_

#### 日程第4 認定第1号 平成23年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について

〇議長(上村 環君) 日程第4、認定第1号、平成23年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定 についてを議題とします。

本件は、平成23年度志布志市一般会計決算審査特別委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

〇平成23年度志布志市一般会計決算審査特別委員長(鶴迫京子君) ただいま議題となりました 認定第1号、平成23年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について、平成23年度志布志市一般 会計決算審査特別委員会における審査経過の概要と結果を御報告申し上げます。

本委員会は、10月11日、12日、及び16日から18日の五日間にわたり、各課長・局長及び関係職員の出席を求め、説明を受け審査を行いました。

それでは、審査順に従い、主な質疑と答弁を御報告申し上げます。

まず、農業委員会分について御報告申し上げます。

農業委員会事務局長の説明を受け、質疑に入りました。21年から25年までの5年間の事業、よみがえる農地復元対策事業で、放棄される農地と復元される農地では、どちらが多いのかと、実績はとただしたところ、復帰する数は少ないが、放棄する農地は現状維持で増えてはいない。実績は、畑7筆6,386㎡しかできなかった。農業委員のあっせんの成立分は37件、不成立分は5件であったとの答弁でありました。

成果として7筆は少ないが、これからの展望はとただしたところ、国の事業は農地、農振、農 用地内で農道や旧排水路、農地の形状がよい状態で農地が荒れているところである。農業委員会 の事業対象は、それ以外の分なのでなかなか進まないのが実態であるとの答弁でありました。

以上、農業委員会分を終了し、次に、税務課分を御報告申し上げます。

税務課長の説明を受け、質疑に入りました。

法人市民税の増加した理由として、一企業の確定申告並びに予定申告によるとあるが、22.7% のうち占める割合はどのぐらいか。また、還付ということもあるのかとただしたところ、養鰻業のえさをつくる一飼料会社の工場増設で経営が回復し、予定を含めて約6,000万円法人税が増となったが、うなぎの不良により、今年の確定申告では、9月補正で1,900万円その会社に還付したという答弁でありました。

差し押さえ予告の人数は332人で、そのうち約200人分を差し押さえをし、残り120人ぐらいは予告で納めたということかとただしたところ、差し押さえ予告で分納の相談が332人である。別個に不動産、債券、動産の差し押さえが206件あり、そのうち預貯金、給与、債券、差し押さえ不動産、動産など88件を換価充当したとの答弁でありました。

以上、税務課分を終了し、次に、農政課分を御報告申し上げます。

農政課長の説明を受け、質疑に入りました。

活火山周辺地域防災営農対策事業で、洗浄脱水機施設の補助があるが設置率はどれぐらいかと ただしたところ、67工場のうち、66工場に洗浄脱水機が配備されている。との答弁でありました。

土地改良区の運営補助金は、自力で運営するには加入率が増えないといけないが、曽於東部の場合、何パーセント加入すれば水使用料で改良区の運営ができるのか。現在の進捗率はとただしたところ、現在の水の加入率は南部地区では25.54%、曽於東部地区は20.8%である。加入率が曽於南部で73.9%、曽於東部は県営事業が終了しているので、32%以上加入しないと自力運営は厳しい。ただし、曽於南部は県営事業で太陽光発電設備を設置し、売電を水利用の改良区運営に充てられないか国と協議中である。それが可能ならば加入率は低くてもいいのかと考えるとの答弁でありました。

以上、農政課分を終了し、次に、監査事務局分を御報告申し上げます。

監査事務局長の説明を受け、質疑に入りました。

10万7,000円の補正の減の主な品目はとただしたところ、旅費、主に費用弁償であるとの答弁でありました。

以上、監査事務局分を終了し、次に、議会事務局分を御報告申し上げます。

議会事務局長の説明を受け、質疑に入りました。

補正の360万円の減は、どの部分を減にしたのかとただしたところ、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、印刷製本費、筆耕翻訳料とバスの借り上げで、最終的に若干の不用を生じたとの答弁でありました。

以上、議会事務局分を終了し、次に、教育総務課、学校教育課分を御報告申し上げます。 教育総務課、学校教育課長の説明を受け、質疑に入りました。

給食費の未納の実態と対象児童数はとただしたところ、児童生徒数は2,667名で、10月1日現在で23年度の未納額が67万4,191円、平成13年度から延べ件数で、1,240件分の457万1,006円となっているとの答弁でありました。

学校が徴収できなければそれでいいのか、学校任せで所管はタッチしていないのかとただした ところ、学校と一緒に徴収に回ってもいい。校長会等で教育長も話をしている。未納状況を把握 し、校長も徴収努力が見られるので更に行政も努力していきたいとの答弁でありました。

志布志市特産品活用学校給食補助事業の特産品の食材に160万円余り上がっているが、全体の何パーセントか、特産品以外の地場農産物の利用率は、また、放射性物質のセシウム含有量の検査は、学校給食会で実施しているのかとただしたところ、給食費を保護者から徴収する金額が約1億3,000万円ほどである。そのうちの157万9,000円という数字になる。市内産が約3割台、県内産が市内産を合わせて約6割5分ぐらいである。学校給食会でも独自のルートで調べて納入しており、民間業者も産地が分かるように納入しているので大丈夫だと判断している。セシウム検査したものを納入して、各センターに配送しているとの答弁でありました。

いじめ、不登校、児童虐待の現状と解決策として、社会福祉士や精神保健福祉士、臨床心理士などの専門家の人材確保が必要であるが見通しはとただしたところ、不登校については22年度に比べ大分減り、いじめについては23年度は10件認知した。今年度は小学校で2件、中学校で1件認知した。

児童虐待は、なかなか把握できないが、疑わしい時は福祉課と連携して関係機関に通報している。また、専門家の人材確保については、福祉サイドとの連携で、主任児童委員等をスクールソーシャルワーカーにお願いしている。スクールカウンセラーは、鹿屋体育大学の教授が昨年度までは志布志中学校に、そこを拠点にほかの学校からの要請にも応じた。

今年度は、宇都中学校に臨床心理士のスクールカウンセラーを配置した。県にお願いして、いくつかの学校に配置できるような体制づくりをしているとの答弁でありました。

一番現場を知っている内部職員から有資格者を養成し、専門家になってもらうということは考えられないかとただしたところ、大事な考え方である。スクールソーシャルワーカーは福祉関係の仕事の人、あるいは教員で辞めた人がいる。情報交換とかして研修にもいっているので、そのことも含めて研究していきたいとの答弁でありました。

以上、教育総務課、学校教育課分を終了し、次に、保健課分を御報告申し上げます。

保健課長の説明を受け、質疑に入りました。

3町で500件弱くらいの利用がある都城救急医療センターの高速道路入り口の移転について多大な影響を受けるが、今後の動向はとただしたところ、26年度後期には開院予定である。24年度は造成工事、24年度後半から25年度にかけて建設工事が入る。都城医師会立病院の利用者は、23年度全体で2,686人に対し、志布志市が429人、曽於市の5分の1程度の利用であるが、移転により緊急搬送の時間がかなり厳しくなる。曽於地域の医療圏の実態は、人口10万人当たりの医師数が県内で最も低く、医師の年齢も65歳以上構成比が最も県内で高い。ほかの県域の病院紹介率も最も高く、依存している。去年、県でも医師不足を大変な問題と捉え、協議会を開き、大隅地方では肝属圏域と大隅圏域に分けて取りまとめた。協議会、県を通じて鹿大などの病院にも照会をかけたが、ほとんどゼロ回答であったとの答弁でありました。

以上、保健課分を終了し、次に、生涯学習課分を御報告申し上げます。

生涯学習課長の説明を受け、質疑に入りました。

夏井海岸の火砕流堆積物が国指定になるまでの経緯と、今後また財源の流れをとただしたところ、夏井海岸の具申書を今年の1月に提出し、9月に指定になっている。具申書を出すまでの調査費用が今回の需用費である。国指定を受けると、1件当たり104万円の特別交付税の算定となるので、財源的には活用して、横断幕や看板設置、ケーブルテレビなど、広報活動や周知に努めていきたい。国に指定になった場合の整備は補助が出るが、その前に公有化事業というのも対象になるが、指定区域の公有化はあるが、指定区域外の購入には補助はないとの答弁でありました。

サッカーフェスティバルの経済効果はいくらぐらいだったか、反省会や今後の検討会は行われたか。また、何か要望は届いていないかとただしたところ、23年度では参加者が3,500人ぐらい、延べにすると1万2,600人ぐらい。今年は、まだ経済効果の数字は出ていないが、港湾商工課の試算では、6,000万円以上の効果があると以前試算をしたことがある。また、全体反省会はまだできていない。監督や関係者との成果の確認はしているが、特に要望は聞いていないとの答弁でありました。

以上、生涯学習課分を終了し、次に、総務課分を御報告申し上げます。

総務課長の説明を受け、質疑に入りました。

防犯街灯維持管理事業では、LEDタイプも2分の1の補助対象となるのか。また、小規模な 自治会は財政的に厳しいが、見直す考えはないかとただしたところ、原則、新規または増設の形 でLEDも補助対象になる。自治会内設置分には1基当たり1,700円の補助があるが、熟知されて いないので今後PRも必要である。

市の方向性として、小規模な自治会への助成加算は、自治会統合を推進している企画政策課と 矛盾するところも出てくるので、関係課と協議し検討したい。また、大きな市道沿いは、建設課 で管理する街灯策が考えられるとの答弁でありました。

以上、総務課分を終了し、次に、財務課分を御報告申し上げます。

財務課長の説明を受け、質疑に入りました。

市町村振興協会交付金は、オータムジャンボの交付金であるが、サマージャンボは入らないのか。また、オータムジャンボだけが自治振興を目的にしているものかとただしたところ、例年オータムジャンボの交付金が1件だけである。サマージャンボの交付金は、平成22年度だけの限定で、益金ということで8,900万円ほど交付があったとの答弁でありました。

電子入札システム協議会参画事業の実施状況は、53.9%しかなく、決算額96万円を県の協議会に負担しているが、その内容はとただしたところ、昨年10月電子入札を初めてから、件数は半分程度であった。現在は、範囲を広げ、工事関係や設計関係も実施している。システムは、県で開発運用し、県内の43市町村は、そのシステムを使い電子入札を執行している。業者としては、県と市の工事案件を同じやり方で、インターネット上で入札に参加できるメリットがあるので、県も推奨し、県内統一したシステムでの運用となっているとの答弁でありました。

次に、企画政策課分を御報告申し上げます。

企画政策課長の説明を受け、質疑に入りました。

自治会運営事業は問題点として、高齢化や未加入で集落機能が回らない自治会が出てきている。 自治会には加入促進によるメリットがあるが、加入者にはメリットはない。また、長い歴史の中 での風習や地域によるいろいろな事情を整理し、原点にかえる必要があるのではないかとただし たところ、自治会への調査の結果、未加入が増えている実態がある。自治会にもいろいろな状況 があるのが分かったので、未加入者に情報提供し、入りやすい体制でお願いする。統廃合は機運 が高まったところから考えていく。PTA、校区公民館の在り方も自治会再編の枠組みを考える 上で問題提起し、校区役員、自治会含めて現状を説明して一緒に取り組んでいきたいとの答弁で ありました。

自治会加入促進事業は、いつまで続けるのか。また、行政関係の仕事で未加入者はいないのか。 人数の把握はとただしたところ、23年度からの事業であり、25年度までの3か年を考えている。 自治会未加入は、職員23名、嘱託、臨時職員で46名である。自治会の中での決まりや、アパート などに入っているのが理由の主である。加入のお願いは行っているとの答弁でありました。

以上、企画政策課分を終了し、次に、会計課分を御報告申し上げます。

会計課長の説明を受け、質疑に入りました。

NPO法人からいも交流出損金900万円とあるが、出損金とはどういう意味か、証書があるのかとただしたところ、出損金については、全て所管課が事業の内容と額などもろもろを掌握していると捉えており、各課で監査時期には証書の確認にきている。会計課としては、証書の保管、管理をする立場であるとの答弁でありました。

以上、会計課分を終了し、次に、市民環境課分を御報告申し上げます。

先ほどの会計課分について、訂正がありますので、訂正したいと思います。

NPO法人からいも交流出損金(しゅっそんきん)と申し上げましたところ、「出損金(しゅっそんきん)」を「出捐金(しゅつえんきん)」に訂正したいと思います。訂正方よろしくお願いいたします。

報告に戻ります。

市民環境課長の説明を受け、質疑に入りました。

塵芥処理費の委託料で、環境パトロール及びごみ出し困難者対策事業業務は、衛生自治会に委託の分か、市の独自の分かとただしたところ、シルバー人材センターに委託している分である。 衛生自治会では一人雇い、パトロールしているのがある。4名によりパトロールと合わせて市内 に60人ほどいるごみ出し困難者宅に訪問して、ごみを出しているものであるとの答弁でありました。

ごみ出しは、自治会でのリサイクル量が減り、アピアに出す人が増えてきている現状があるが、分別がしてなくて大変であると市報に出ていた。また、環境学習会については、60件実施とあるが、それらに対する取り組みへの今後の考え方はとただしたところ、環境学習会は自治会だけでなく、PTA、女性の会等に出かけたのが60件である。現在、仮称環境アドバイザーの育成を目的に研修会を行っている。衛生自治会の評議員が60名に一日かけて、市内の中間処理施設、堆肥化施設、アピアのごみ出しの現状や勉強会をして意識付けをした。今後、県のアドバイザー講習会を受けて、その中から学習会に出ていく人をつくっていく。市内全体を網羅できれば意識付けもできると考えている。

また、ポイ捨て禁止条例を平成21年10月に施行し、駅通り周辺を警察と防犯ボランティアや周辺の人々とパトロールを行い、不法投棄のごみ処理をしたが、再度あったので、今後は監視カメラを設置予定である。指導と環境パトロールをしていく考えであるとの答弁でありました。

以上、市民環境課分を終了し、次に、畜産課分を御報告申し上げます。

畜産課長の説明を受け、質疑に入りました。

23年度の豚の価格キロ当たりの単価、経営状況はどうだったか、市内に何戸あるのかとただしたところ、市内に60戸ある。繁殖豚が1万1,800頭、肥育豚で6万3,000頭、子豚を含めると全体で11万4,000頭ぐらいの豚がいる。

また、黒豚は枝肉単価で630円ぐらいで推移し、白豚は456円が年間を通じての単価である。経営状況は全般的に何とか経営が成り立つ価格であると判断していると答弁でありました。

畜産農家を熟知する担当課として、現在の経営が成り立つラインはどこに見ているかとただしたところ、子取り用の繁殖牛の畜産だけで経営の場合は、飼養頭数が50頭ぐらい、肥育牛で常時200頭ぐらい、乳牛は品質次第で30頭以上いないと難しい。豚は夫婦でされる場合は、50頭、法人組織になると母豚で120頭を超えないと合わない。ブロイラーは1回転で3万から5万羽ぐらいと考えているとの答弁でありました。

以上、畜産課分を終了し、次に、建設課分を御報告申し上げます。

建設課長の説明を受け、質疑に入りました。

特殊地下壕対策事業については、8年前に国の特殊地下壕で事業展開したが、事業は終了したのか、一般財源のみなのかとただしたところ、平成17年に調査があり、その時点で29本ほどあった。工事費が200万円以上が対象で、それ以外は市の単独で対処しているとの答弁でありました。

志布志町にも防空壕がたくさんあったが、対応は進んでいるのかとただしたところ、志布志町内にもある物的危険度と人的危険度の判断でランク付けをしている。危険度が高い分が2か所あり、あとは今の時点ではD判定ということで管理している。また、新たに発生し、危険度があれば、次年度国に要望し、測量していく状況になるとの答弁でありました。

開田の里公園の管理について、教育委員会が行う部分と建設課が行う部分など、内容をただしたところ、指定管理の部分については、遊具については施設、日常的な遊具の管理、トイレの清掃、除草や芝目の手入れは、直接雇用で月1回実施している。桜山と周辺の土手などの管理は、シルバー人材センターに委託している。また、研修センターが教育委員会、公園が建設課、裏の森林が耕地林務水産課と三つの課がやっている。分かりにくいので、25年度からは1本化ということで、建設課も教育委員会へ事務委任する協議を進めているとの答弁でありました。

以上、建設課分を終了し、次に、耕地林務水産課分を御報告申し上げます。

耕地林務水産課長の説明を受け、質疑に入りました。

特用林産事業のしきみ、さかきの苗購入は、生産組合が欲しいと上がってきたのを受けてこの事業は成り立つのか。各生産者に配るのは、生産組合に任せているのか。また、対象事業者はどれぐらいかと内容をただしたところ、しきみは、26年度までに56haの作付面積を目標設定し、毎年5町歩を新植している。現在71名の花木生産組合からの要請に基づき、苗木代の3分の1を市が補助しているとの答弁でありました。

水産について大きなものが載っていないが、何もなかったのかとただしたところ、23年度水産については、夏井漁港の安全等の維持、部品の交換程度で50万円ほどの修理費を使っているとの答弁でありました。

以上、耕地林務水産課分を終了し、次に、港湾商工課分を御報告申し上げます。

港湾商工課長の説明を受け、質疑に入りました。

消費生活相談員設置事業で、成果に十分な相談対応が図られたとあるが、被害の相談内容はとただしたところ、訪問販売が22件、インターネット関係が20件である。一番多いのが訪問販売であり、ふとん、サプリメント、食に関するものを高齢者宅に訪問して売りつける。また、インターネットのサイトによる高額請求の相談、多重債務の払い過ぎたものを取り返したいという相談、新聞勧誘で申し込みをしていない新聞の配達や請求の相談など、23年度の相談としては122件あったとの答弁でありました。

オラレ志布志事業では、75%程度の実績で横ばいである。昨今の公営ギャンブルは低迷、減少であるがどのような状況か、28年度まで確実に事業は継続されていくのかとただしたところ、昨年度の実績は、7億4,300万円、前年度から5,000万円ほど増え、今年も前年度並みの推移である。昨年、日南にオラレがオープンし影響も出ている。大崎、鹿屋を中心にPRし、75%を下回らないよう努力していく。また、振興会の方で施設の3年ごとの見直しもあり、10億円の目標に対し、7割から8割ということで、4年目以降もこの事業の継続が決定された。今後、大村競艇が中心となり28年度までは継続営業し、その一部がまちづくり公社などの償還等に貢献するものと期待

しているとの答弁でありました。

スポーツ合宿等誘致事業で、サッカーフェスティバルでは、「志布志の水」等を送っているが、 合宿団体への支援の内容はとただしたところ、一般のスポーツ合宿については、特別な具体的提 供の支援はない。弁当の手配など、スポーツ合宿誘致推進協会が中心になり便宜を図っている状 況であるとの答弁でありました。

教育委員会に尋ねたところ、スポーツ合宿については、補助金を出しているので改めて支援していないとのことだったがとただしたところ、昨年度からスポーツ合宿等誘致奨励金を設置し、合宿する大学生、高校生にその中で助成をしている。大学生で1回の宿泊日数が三日以上で、かつ30泊以上であれば、一人一泊1,000円で上限を20万円で助成している。

高校生は、宿泊が二日以上で、かつ20泊以上の場合、一人一泊500円で10万円を上限の奨励金を助成している。サッカーフェスティバルは参加校も100校を超え、市の一大イベントで支援対象であるとの答弁でありました。

昭和44年重要港湾に指定され、市より負担金を出しているが、その負担金額はいくらになっているのか。また、港湾関係から入る税収はどれくらいかとただしたところ、志布志港湾建設工事に伴う負担金は、昭和44年から平成23年まで85億3,672万2,000円になっている。また、市への歳入は、平成23年度の課税額では、固定資産税で4億293万円、法人税で5,700万円、市民税で6,700万円となっている。23年度の特別とん譲与税で、4,166万円であり、税関係で5億6,900万円となっている。

ほかに船舶給水の水使用料が約1,000万円、港湾建設事業にかかる地方債の償還額に対する地方 交付税の基準財政需要額の歳入額として、1億8,319万円となっている。合計で7億6,299万円の 歳入を見込んでいるとの答弁でありました。

2020年にバルクの目標を立てていくが、本市がバルク港の指定を受けて、将来市民に対するメリットはどういうことを考えているかとただしたところ、バルク港湾の選定に伴い2020年に目標とする整備が進んだ場合、10万トン級の大型貨物船が志布志港に入港し、物流が大量一括に購入できるようになり、飼料コスト等が削減される。直接的には、畜産農家は飼料が今より安価な価格で供給できる状況になる。一般市民には、直接的影響はないかもしれないが、大型船の入港によるとん譲与税など新しい物流会社との形態が増えると予想され、税収が期待できると考えているとの答弁がありました。

市民に、志布志市にいて港をつくって良かったというのは、都城の畜産農家と志布志市内の畜産農家は価格が違うと言えるようなメリットがあってしかるべきである。飼料企業であるので、飼料価格特区みたいな考え方ができないか。国の施策に沿って事業をした自治体が特区のような考えで市民に還元している例はないかとただしたところ、地域への還元では身近には電源交付金が取りざたされるが、喜入の石油備蓄基地では、町内の給食代や放送設備などは石油会社からの支援が入り、地元は負担感が少なくて済むと聞いている。地域との協定等で金銭化されるものもある。

環境事業的なものでは、北九州方面では、鉄鋼産業で栄えていたが、今はエコタウンみたいな 再生事業をしているが、関連の事業研究で人が集まる仕組みがあって、市民の学習、人事交流が 進んでいることも聞く。

別府港の海岸設備事業による景観の改善、地元との協議で、古びた温泉街が活性化してにぎわいが戻っているところもある。

港振興の観点で、市民と共同した取り組みを立案する必要はあると思っているとの答弁でありました。

2020年のバルク完成時に、志布志の港はこうなるという青写真はできているのかとただしたところ、バルク関係の最終年度のあるべき志布志港の姿ということについて、全体的な絵はできていない。2020年というのは、パナマックス船10万トン級の貨物船が接岸できるバースづくり、それを利用した港湾づくりといった目標があるだけである。全体的な市民の利用を含んだあるべき志布志港の2020年の姿というのはない。あるべき市民目線で、貢献度の高い志布志港の姿について、地元の志布志としてはぜひつくっていかなければならないと考えている。

現在進められている志布志港の整備は、平成5年度の港湾計画に基づいたものである。今後、 改定等があるので、港湾づくりはどういう形で進めたらいいのか、港湾管理者である県とも協議 しながら市民の声を交える形での新たな港湾計画づくりに参画できるように協議していき、進め 方を研究し要請してみたいと考えている。

また、志布志港の整備に伴い、企業誘致が進み、雇用が促進し、定住が増え、若者が増えるといった状況も踏まえながら、港湾づくりにまい進していくとの答弁でありました。

港の活用、市民への還元や将来の姿を模索するためにも港湾に対する考えを調査する上でも、 議会に特別委員会等の設置が必要との意見がありました。

以上、港湾商工課分を終了し、次に、情報管理課分を御説明申し上げます。

情報管理課長の説明を受け、質疑に入りました。

全国市有物件災害保険料137万円は、今までのものとは性格を別にするものか、問題点で「事案が多く」とあるが、何件ぐらいあったのか、また、雷も入っているのかとただしたところ、今回整備した伝送路、センター機器などの自然災害による倒木、火災などによる損害のための災害共済保険料である。市内全域に光ケーブルが張り巡らされているので、樹木等支障があるなど、件数は200か所以上はあるが、断線がないように事前に作業処理をしている。雷は200件の中には入っていないとの答弁でありました。

利活用について、「行政放送以外に市民サービス向上につながる事業を検討する必要がある」と問題点にあるが、検討されているのかとただしたところ、フリースポットの検討をしている。そのほかに保健課関係で現在緊急通報システムという老人見守りのシステムがあるが、それを光回線を使ったシステムにできないかと検討しているとの答弁でありました。

以上、情報管理課分を終了し、次に、福祉課分を御説明申し上げます。 福祉課長の説明を受け、質疑に入りました。 身体障害者補装具給付事業について、突然の車椅子などの給付はできるのかとただしたところ、 地域生活支援事業の中に、福祉機器レンタル事業を市から社会福祉協議会へ委託している。 障が いの認定が出るまでの期間、車椅子、電動ベッドへの貸与ができ、利用料はベッドの消毒代だけ で無料であるとの答弁でありました。

シルバー人材センター運営事業で、合併当初458名いた会員が300名に減ったのは、経費削減化のため、窓口も有明本所の1本化になり、サービス低下した面もあると思うが、入会者より脱会者が多くなっている原因は何かとただしたところ、詳細には原因は分からない。退職年齢の引き上げにより、現役で働く年齢が高くなっているので登録数も減ってきている。また、健康面の理由でやめられる。事務局と会員の相互連携の苦情もきている。会員数の減は分析し、呼び出し指導をしていく。経費削減になっていないことを含め、理事会で議題とする考えであるとの答弁でありました。

児童扶養手当の問題点として、「不正受給についての通報が」とあるが、そのような事実があったのかとただしたところ、不正受給は返済をお願いしているケースとして、児童扶養手当と障害年金の二重受給はできない形になっている。障害年金は、病気になった初診日に遡り支給されるケースがあり、それをそのまま現況届を行う際に確認しているが、後で調べてダブル受給が発覚するケースがあり、三、四件残っている。よくある通報で、男も女もつき合っている人がいるのではないかという通報が、月に1件はある。担当職員が訪問や呼び出しをして、状況を聞き、なかには辞退届けを書くケースもあるとの答弁でありました。

以上、福祉課分を終了し、すべての課・局の質疑を終了し、討論、採決に入りました。

討論を行いましたが、討論はなく採決の結果、認定第1号、平成23年度志布志市一般会計歳入 歳出決算認定については、全会一致をもって認定するものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長(上村 環君) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。採決は起立によって行います。

認定第1号に対する委員長の報告は、認定であります。本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

「賛成者起立〕

**○議長(上村 環君)** 起立多数です。したがって、認定第1号については、委員長の報告のとおり、認定することに決定しました。

\_\_\_\_

日程第5 認定第2号 平成23年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第6 認定第3号 平成23年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につい て

日程第7 認定第4号 平成23年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第8 認定第5号 平成23年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について

日程第9 認定第6号 平成23年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につい て

日程第10 認定第7号 平成23年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について

日程第11 認定第8号 平成23年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について

**〇議長(上村 環君)** 日程第5、認定第2号から日程第11、認定第8号まで以上7件を会議規則第37条の規定により一括議題とします。

いずれも、平成23年度志布志市特別会計決算審査特別委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

〇平成23年度志布志市特別会計決算審査特別委員長(下平晴行君) ただいま一括議題となりました認定第2号から認定第8号まで、平成23年度志布志市特別会計決算審査特別委員会における 審査経過の概要と結果を御報告申し上げます。

本委員会は10月22日と23日の二日間、それぞれの各所管課長及び関係職員の出席を求め、説明 を受け、審査を行いました。

まず、認定第2号、平成23年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、主な質疑とそれに対する答弁を御報告申し上げます。

医療費の伸びについてただしたところ、22年度と23年度を比較した場合の1人当たりの医療給付費の保険費負担分は5.5%の増、医療費の額は3.6%の増で、1人当たり医療給付費では、全体で3.68%の増となったところである。また、21年度と23年度の比較では、4.75%の増で、1年間での伸びは2.4%の増となるとの答弁でありました。

23年度の決算に保健課と税務課と、どういう打ち合わせや連携をして決算に臨んでいるかとただしたところ、この特別会計の一般財源は税収であって、滞納状況について気になっている。日々の業務については、滞納者に対し実態を把握しながら、短期保険証の交付のときに直接会って話を聞きながら、税務課と相談して事務を執行している。決算については、それぞれ業務の範囲ということで、税務課とは密な協議はしていないとの答弁でありました。

収入未済が2億8,000万円程度あるが、本市の市民所得は平均いくらか、また、国保加入世帯の平均所得はいくらになっているかとただしたところ、1人当たりの平均所得は100万8,983円で、1世帯当たりの平均所得は、181万8,050円である。

また、国保加入者の平均所得は、84万3,121円であるとの答弁でありました。所得が150万円以下の人が約9割を占める滞納の現状である。国保運営協議会の委員が実態把握できるように報告

がされ、議論されているかとただしたところ、国保運営協議会では徴収率、滞納者について報告しているとの答弁でありました。今年度の不納欠損未済額を含めて、追跡調査の結果と実態をただしたところ、嘱託職員の訪問件数が4,199世帯で、約2,941万1,000円徴収している。また、管理職による徴収が、11月と2月で年2回実施、11月の訪問回数が117回で167万6,715円、2月の訪問件数が138件で119万5,589円の実績があるとの答弁でありました。

予防保全ということで、保健師の確保はどうなっているかとただしたところ、健診の受診率は 毎年上がっているが、健診後の保健指導の対象も多くなるので、継続的に保健師が関わらないと 改善できないことがある。そのことだけでも保健師が不足する状況である。

ほかに母子保健で気にかかる子供が増えている状況で、しっかり見ていかないといけないし、 健康づくり推進事業を進めなければならない。

このようなことから、現在13名いるが、ぎりぎり状態でやっている実態であるとの答弁でありました。23年度の国保税の差し押さえがあったかとただしたところ、国保税ではないが、23年度の差し押さえ状況は不動産48件、預貯金75件、給与29件、債券52件、動産2件との答弁でありました。206件の差し押さえで競売されたが、競売の額はいくらかとただしたところ、競売による2,526万2,431円を換価充当したとの答弁でありました。短期保険証は23年度で何件発行されたかとただしたところ、短期保険証の状況であるが、7月の保険証を発送件数で、国保の世帯数が6,236世帯、被保険者数が1万887人で、うち短期保険証の発行が647世帯、被保険者数が1,204人である。201,204人のうち高校生以下の短期保険証が269人、それ以外が935人であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行い、次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、収入未済などが約2億9,000万円で大変な状況だということは、委員会の審議の中で出たところである。これは国庫負担金を改定してきたことでのしわ寄せである。また、予防保全という役割を果たす面から保健師の確保についてもほとんど努力をしていないという状況である。

併せて国は、国保の広域化をこれからやるということで、県の特別調整交付金を引き上げながら、国庫負担を引き下げている。被保険者の負担を少しでも和らげるという意味で、今年度約5,000万円の法定外繰り入れをしているが、少しでも被保険者の負担の引き下げをすべきである。このような不十分な点もあることから、認定に値しないとのことであります。

ほかに討論はなく、起立採決の結果、認定第2号、平成23年度志布志市国民健康保険特別会計 歳入歳出決算認定については、起立多数により、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第3号、平成23年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、 主な質疑とそれに対する答弁を御報告申し上げます。

後期高齢者の割合が5,945人であるが、人口では何パーセントかとただしたところ、約18%であるとの答弁でありました。

今年度の収入未済で、159万4,364円であるが、この収入未済の内訳についてただしたところ、

滞納者が35人で、生活困窮者や無年金者との答弁でありました。

収入未済の現年分は48万4,700円、過年度分で約110万円の内訳についてただしたところ、平成20年度25万3,064円、平成21年度が36万2,400円、平成22年度が49万4,200円、平成23年度が48万4,700円、合計で159万3,864円との答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行い、次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、後期高齢者の会計を見ても収入未済で159万円の状況である。また、現年度で48万4,700円の収入未済ということで結果が出ている。委員会の審議の中で、それぞれ議論したが、年間18万円もらっている人、月に1万5,000円以下の人は特別徴収である。それ以外は、普通徴収ということで滞納が発生している。決算を通じて感じたのは、当局がそうした実態があるにもかかわらず、しっかり実態調査をし、全体として議論をした上で対応していく、そういったことが不十分であることから認定に値しないということであります。

ほかに討論はなく、起立採決の結果、認定第3号、平成23年度志布志市後期高齢者医療特別会 計歳入歳出決算認定については、起立多数により認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第4号、平成23年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、主な質疑とそれに対する答弁を御報告申し上げます。

要支援、要介護認定の1から5があるが、介護認定の数はとただしたところ、平成23年度末の要支援478人、要介護者1,462人である。24年3月末の要支援者が445人、要介護者が1,548人である。要支援者については、33人の減、要介護者については86人の増との答弁でありました。

23年度の介護度について1から5まで何人ずつかとただしたところ、要支援1が242人、2が203人、要介護1が324人、2が318人、3が283人、4が317人、5が306人との答弁でありました。人事について市長の職務であるが、計画を作成して引き上げをするといった状況の中で、1年で担当係長の人事異動についてただしたところ、4月1日に異動があって、体制づくりで一番心配をした。人事異動は大きな視点からの異動であったかと思うが、後任の係長が介護保険の経験もあるということで、なんとか説明会も乗り越えて介護保険事業の運営を行うことができた。ただ、時期的にちょっと厳しかったとの答弁でありました。

税務課が持っている情報、そういうものが策定委員会に正しく反映して、第5期の引き上げということで、策定委員会は効率的に開かれたと理解しているかとただしたところ、策定委員会の中で、実際の滞納状況、具体的な状況について税務課が同席しなかったことで、しっかりした状況をお知らせできなかったところがあったのではないかというような反省もしているとの答弁でありました。

23年度の決算を受けて、24年度から引き上げになった介護保険料の策定委員会に対して、当局として真剣に住民負担も考えて、横の連携、そして役所全体の中で議論した上で提案がされていく組織でないといけないとただしたところ、第5期保険料の検証がくるが、税務課と逐次滞納者の実情を把握するとともに、介護保険の特別会計の運営ということでの意見交換、進むべき方向性というものを定めていきたいと考えているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行い、次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、保険料を納めながら一方ではサービスの給付が受けられないという現実が発生している。23年度に5期の介護保険料の見直しなどがあったが、委員会の審議の中でも税務課、保健課との連携が本当によく調整がとれた上で策定がされたのかというと疑問である。まさに策定委員会が求めているその要綱に基づいてやるならば、詳しく逐次実態を報告し、議論した上で将来に向けての予測がされて、向こう3年間の第5期の介護保険料の策定や、そうしたサービスの提供を計画すべきであると思うが、そういったことが不十分ということで認定に値しないとのことであります。

ほかに討論はなく、起立採決の結果、認定第4号、平成23年度志布志市介護保険特別会計歳入 歳出決算認定については、起立多数により、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第5号、平成23年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について、主な 質疑とそれに対する答弁を御報告申し上げます。

使用料の未済があるが前年比でどうか、その対策は考えているかとただしたところ、使用料は 6,339万円、調定額6,822万4,000円、収入済額が6,394万円、現年度で98.36%である。昨年より若 干減った。

対策については、103日で360件、昼間と夜間に臨戸徴収などを行っている。23年度の実績が97万2,430円である。徴収努力として、未納のお知らせを昨年度までは1回であったが3回送付した。また、志布志市債権対策連絡協議会との連携もしているとの答弁でありました。

22年度から23年度の一般会計からの繰り入れは増えているが原因は何かとただしたところ、人件費を除く大きなものは償還金である。その中で資本費平準化債が8,620万円である。借入額が少なくなると、一般会計から繰り入れが増えてくるという現象であるとの答弁でありました。

不納欠損処理をしているが、法的根拠の地方税法でなく236条とあったが、税ではなく利用料なので、不納欠損の根拠となるものと35件の内容についてただしたところ、税法の適用を受けないで地方自治法の236条、金銭債権の消滅時効の条文に基づく不納欠損処理をしている。具体的な35件の内容については、実質6件であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、認定第5号、平成23年 度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致をもって、認定すべきも のと決定いたしました。

次に、認定第6号、平成23年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、 主な質疑とそれに対する答弁を御報告申し上げます。

計画区域内で単独浄化槽が合併浄化槽へ23年度が前年度に対してどのぐらい増えたかとただしたところ、平成20年度と23年度を調べたところ、くみ取りが1,204件で85件減っている。単独浄化槽が2,126件の契約件数で85件減っている。合併浄化槽は、688基で200基増えているとの答弁でありました。

毎年同じ説明、形だけの決算になっているが、今雇用も含めて我が町にどんな影響があるかと

いうことを市長とどのような議論をしたかとただしたところ、市長と協議の中では、環境のこと もあるし、公共用水域の保全ということからやりたい。

また、市長としては「財政が好転したら実施したい」とはいつも言っている。当面は、今の合併処理を進めていくとの答弁でありました。

志布志地区が休止状態で、政策的な考え方として、本市が企業誘致を臨海部、港としているが、 企業側の要求として公共下水道の影響はないかとただしたところ、企業に対しての補助はないた め、企業が単独で設置しなければならないリスクを負っている。若干企業の誘致に対しては、不 利になるような状況ではないかと考えているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、認定第6号、平成23年 度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致をもって、認定すべ きものと決定いたしました。

次に、認定第7号、平成23年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について、主な質疑とそれに対する答弁を御報告申し上げます。

23年度の国民宿舎の管理をお願いした法人が、1年で撤退したそのことが、23年度の決算に当たってどう見ているかとただしたところ、1年で撤退ということは計画的な事業運営、そうした面からも残念である。選定委員会の中でも面接があり、十分やっていけるということでお願いした経緯で、結果的にこのようになってしまったことについては、私ども執行部にも責任がある。そのことに対して、御迷惑をかけた、議会、市民に申し訳なく思っている。今後こういうことにあたっては、十分留意しながら、今回の反省をもとにしてやっていかなければならないとの答弁でありました。

今回1年で撤退という前例ができたが、それに向けてどのような対策をしたかとただしたところ、市に損失が生じないように協定書等の中に損害賠償の請求ができる取り扱いをした。今回のようなことが二度とないような取り組みをしていくとの答弁でありました。

22年度と比較した利用状況を示せとただしたところ、収入の対前年比と比較して84%、施設利用の宿泊は82.8%、レストラン82.2%、落ち込んだのが宴会で59.4%であった。風呂については103.8%で前年度を上回っている。他の部門については落ち込んでいるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、認定第7号、平成23年 度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致をもって、認定すべきもの と決定いたしました。

次に、認定第8号、平成23年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について、主な質疑と それに対する答弁を御報告申し上げます。

志布志町地域の市街地の布設替えはいつまでかとただしたところ、年間2kmを計画しているが、 23年度に漏水の破裂事故でできなかったところや、国道協議が進まなかった下小西と駅前を計画 しているとの答弁でありました。

水道料金について、水道課に給料が高い職員がいると、企業会計のため水道料金に影響がある

のではとただしたところ、平均年齢が市長部局からすると4歳高い状況になっている。単純計算でいくと、職員年齢が高いと経費が高くなる。これについては、人事当局である総務課、管理者にも日ごろからお願いをしているとの答弁でありました。

老朽化の管の布設替えは、年次的に古くなったところから交換していくと思うが、当面の計画はどのように考えているかとただしたところ、老朽管の布設替えは、年間の目標は2kmである。市街地が中心だが全体で720kmぐらいある。耐用年数が40年ということなので、最低でも年間17km交換しないと追いつかない状況であるが、現実的には難しいと思う。今志布志で13km、有明で5km換えないといけない部分があるとの答弁でありました。

水道課が志布志に移っているが、その効果はどのように捉えているかとただしたところ、給水 開始件数や契約件数が志布志地区が多かった関係で事務量が多いところに移転したことで、現場 までの移動時間が短縮されているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、認定第8号、平成23年 度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定については、全会一致をもって、認定すべきものと決 定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長(上村 環君) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから認定第2号に対する討論を行います。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第2号について採決します。

採決は起立によって行います。

認定第2号に対する委員長の報告は、認定であります。本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

「賛成者起立]

**〇議長(上村 環君)** 起立多数です。したがって、認定第2号については、委員長の報告のとおり、認定することに決定しました。

これから認定第3号に対する討論を行います。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第3号について採決します。

採決は起立によって行います。

認定第3号に対する委員長の報告は、認定であります。本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

#### [賛成者起立]

**〇議長(上村 環君)** 起立多数です。したがって、認定第3号については、委員長の報告のとおり、認定することに決定しました。

これから認定第4号に対する討論を行います。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上村 環君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第4号について採決します。

採決は起立によって行います。

認定第4号に対する委員長の報告は、認定であります。本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

#### [賛成者起立]

**〇議長(上村 環君)** 起立多数です。したがって、認定第4号については、委員長の報告のとおり、認定することに決定しました。

これから認定第5号に対する討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上村 環君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第5号について採決します。

認定第5号に対する委員長の報告は、認定であります。本件は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(上村 環君)** 異議なしと認めます。したがって、認定第5号は、委員長の報告のとおり、認定することに決定しました。

これから認定第6号に対する討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第6号について採決します。

認定第6号に対する委員長の報告は、認定であります。本件は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(上村 環君)** 異議なしと認めます。したがって、認定第6号は、委員長の報告のとおり、認定することに決定しました。

これから認定第7号に対する討論を行います。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上村 環君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第7号について採決します。

認定第7号に対する委員長の報告は、認定であります。本件は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(上村 環君)** 異議なしと認めます。したがって、認定第7号は、委員長の報告のとおり、認定することに決定しました。

これから認定第8号に対する討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第8号について採決します。

認定第8号に対する委員長の報告は、認定であります。本件は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(上村 環君)** 異議なしと認めます。したがって、認定第8号は、委員長の報告のとおり、認定することに決定しました。

-()-

日程第12 議案第64号 平成23年度志布志市水道事業剰余金の処分について

**○議長(上村 環君)** 日程第12、議案第64号、平成23年度志布志市水道事業剰余金の処分についてを議題とします。

本案は、平成23年度志布志市特別会計決算審査特別委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

〇平成23年度志布志市特別会計決算審査特別委員長(下平晴行君) ただいま議題となりました 議案第64号、平成23年度志布志市水道事業剰余金の処分について、平成23年度志布志市特別会計 決算審査特別委員会における審査経過の概要と結果を御報告申し上げます。

本委員会は10月22日、執行部から水道課長及び関係職員の出席を求め、説明を受け、審査を行いました。

積立金について、企業会計法の改定でなくなったのかとただしたところ、基準については地方 公営企業法の施行令に定めがあって、積立金については、20分の1を下らない額を積み立てると いう規定があったが、その20分の1の部分がなくなったとの答弁でありました。

剰余金の処分という議案は、今後出てこないのかとただしたところ、来年からは剰余金の議案 は提案して可決されればだが、そこはなくなると考えているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第64号、平成23年 度志布志市水道事業剰余金の処分については、全会一致をもって、可決すべきものと決定いたし ました。

以上で報告を終わります。

○議長(上村 環君) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上村 環君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第64号に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(上村 環君)** 異議なしと認めます。したがって、議案第64号は、委員長の報告のとおり、可決されました。

\_\_\_\_

〇議長(上村 環君) お諮りします。

日程第13、承認第12号及び日程第14、議案第65号の2件につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(上村 環君)** 異議なしと認めます。したがって、承認第12号及び議案第65号の2件に つきましては、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

\_\_\_\_\_

日程第13 承認第12号 専決処分の承認を求めることについて (平成24年度志布志市一般会計 補正予算 (第4号))

O議長(上村 環君) 日程第13、承認第12号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〇市長(本田修一君) 提案理由の説明を申し上げます。

承認第12号、専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、衆議院議員選挙の実施に伴い、平成24年度志布志市一般会計予算を補正する必要が生じ、平成24年11月16日に、平成24年度志布志市一般会計補正予算(第4号)を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により承認を求めるものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,400万3,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ187億8,168万1,000円とするものであります。

それでは歳入歳出予算の主なものについて、説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の県支出金の県委託金は、衆議院議員選挙費交付金を2,322万2,000円、最高裁判所裁判官 国民審査費交付金を10万円、それぞれ増額するものであります。

予算書の7ページをお開きください。

歳出の総務費の選挙費は、執行選挙費を2,400万3,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(上村 環君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上村 環君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。承認第12号は、承認することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上村 環君) 異議なしと認めます。したがって、承認第12号は、承認されました。



日程第14 議案第65号 志布志市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条 例の制定について

〇議長(上村 環君) 日程第14、議案第65号、志布志市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長(本田修一君) 提案理由の説明を申し上げます。

議案第65号、志布志市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて説明を申し上げます。 本案は、児童扶養手当法施行令の一部改正に伴い、父または母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条第1項の規定による保護命令を受けた児童を児童扶養手当の支給対象に加える措置が講じられたため、当該措置に関する規定を改めるものであります。

内容につきましては、第2条第2項に新たに第6号として、父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条第1項の規定による保護命令を受けた児童についての規定を加えるものであります。

なお、この条例は公布の日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(上村 環君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第65号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 異議なしと認めます。したがって、議案第65号は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第66号 志布志市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防 サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の制定について

———

〇議長(上村 環君) 日程第15、議案第66号、志布志市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〇市長(本田修一君) 提案理由の説明を申し上げます。

議案第66号、志布志市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律における介護保険法の一部改正に伴い、厚生労働省令により規定されていた指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準については、条例で定めることとする措置が講じられたため、これを定めるものであります。

内容につきましては、第1条で趣旨、第2条で指定地域密着型サービス事業者の指定に関する 基準、第3条で指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定めるものであり ます。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**〇保健課長(若松光正君)** それでは、議案第66号、志布志市指定地域密着型サービス事業者及 び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の制定について、補 足して御説明いたします。

条例案は、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、 厚生労働省令により規定されていた指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防 サービス事業者の指定に関する基準について条例で定めるものでございます。

本日、説明資料追加分としてお配りいたしました議案第66号付議案件説明資料補足で本条例案に関する介護保険法等の一部改正の関係法令を抜粋し、改正前と改正後で表示しておりますので御参照ください。

条例案でございます。

第1条は、条例の趣旨でございます。

介護保険法の規定に基づき定めるとしております。

第2条は、指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準でございます。第1項は、介護保険法第78条の2第1項の条例で定める数を介護保険法の改正前の規定と同様に29人以下とするものであります。第2項は、法第78条の2第4項第1号の条例で定めるものを介護保険法の改正前の規定と同様に法人とするものであります。

第3条は、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準でございます。介護保険法第115条の12第2項第1号の条例で定めるものを、介護保険法の改正前の規定と同様に法人とするものでございます。

以上で、補足説明を終わります。

○議長(上村 環君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

る基準を定める条例の制定について

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第66号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第16	議案第67号	志布志市指定地域密着型サービスの事業の人員、	設備及び運営に関す

-0----

〇議長(上村 環君) 日程第16、議案第67号、志布志市指定地域密着型サービスの事業の人員、 設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。

○市長(本田修一君) 続きまして、議案第67号の提案理由の説明を申し上げます前に、いわゆる地域主権改革一括法と、地方公共団体の条例の関係の概要につきまして、説明を申し上げます。 説明資料の4ページをお開きください。

いわゆる地域主権改革一括法と呼ばれる法律のうち、現時点で公布され、地方公共団体の条例に影響を与えるものは2本あります。その題名は、どちらも地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律であります。一般的には、平成23年法律第37号として公布されたものを第1次地域主権改革一括法と、平成23年法律第105号として公布されたものを第2次地域主権改革一括法と読んでいるため、本説明におきましてもそのように呼ばさせていただきます。

第1次地域主権改革一括法は、国の地方分権改革推進計画を踏まえて制定された法律であり、 これまで国から地方公共団体へ義務付け、枠付けされていた事項を見直しするものであります。

議案第67号から73号まで及び議案第77号は、この法律に基づき条例を新規設定し、または一部 を改正するものものであります。

第2次地域主権改革一括法は第1次地域主権改革一括法で措置されていなかった権限委譲について定める法律であり、議案第74号から第76号まで及び議案第78号は、この法律に基づき条例を新規設定し、または一部を改正するものであります。

それでは、各議案の提案理由の説明に戻ります。

提案理由の説明を申し上げます。

議案第67号、志布志市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、第1次地域主権改革一括法における介護保険法の一部改正に伴い、厚生労働省令により規定されていた指定地域密着型サービスの事業に関する基準については、条例で定めることとする措置が講じられたためこれを定めるものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**〇保健課長(若松光正君)** それでは、議案第67号、志布志市指定地域密着型サービスの事業の 人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について補足して御説明申し上げます。

説明資料は、本日、説明資料追加分としてお配りしました議案第67号、第68号、付議案件説明 資料補足と付議案件説明資料の6ページを御参照ください。

まず、説明資料補足の方を御覧ください。

条例制定における厚生労働省令との関係を整理しております。条例制定にあたっては、今まで 省令で定められていた国の基準を参考に条例で定めることとなり、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準については、従うべき基準、標準及び参酌すべき基準に分類されております。 市の方向性も従うべき基準、標準は国の基準のとおりとしておりますが、参酌すべき基準のうち、記録整備の保存期間と、指定密着型介護老人福祉施設の居住定員については、市条例になじまないものとして修正を加えております。

次に、付議案件説明資料の6ページをお願いいたします。

議案第67号の条例案の条文の構成、国の基準、志布志市の基準について、6ページから11ページまででお示ししております。

第1章、総則と第2章から第9章までは指定地域密着型介護サービスの種類ごとに規定しており、条例は第1条から第202条までの構成です。また、附則第1条で施行期日を平成25年4月1日とし、附則第2条から第8条まで経過措置を設けております。

第2章からの各章の第3節もしくは第4節に運営に関する基準として、記録の整備について規 定しておりますが、保存年限について省令では2年間ですが、過誤請求が発生時点から2年間で あり、過去の実態確認が必要な点を考慮いたしまして、保存年限を5年間といたしました。

なお、鹿児島県条例でも保存年限を5年間と規定しようとするところでございます。これに準 じたものでございます。

それでは、議案第67号の条例案にお戻りください。

第1章、総則の第1条は、条例の趣旨について、第2条は用語の定義、第3条は指定地域密着型サービス事業の一般原則について述べております。

第2章は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の人員、施設運営に関する基準でございます。定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、平成23年の法改正により平成24年度から新たに導入されたもので、重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中、夜間を通じて訪問介護と訪問看護を一体的に、または、それぞれが密接に連携しながら定期巡回、訪問と随時の対応を行うサービスであります。

一つの事業所で、訪問介護と訪問看護を一体的に提供する介護看護一体型と訪問介護を行う事業所が、地域の訪問看護事業所と連携してサービスを提供する介護看護連携型がございます。

第1節は、基本方針等で事業の基本方針や当該サービスのサービス提供の内容について規定しております。第2節は、人員に関する基準で当該サービスの職種ごとの従事者の人数、当該サービスの従事者の資格等及び管理者について規定しております。

第3節は、設備に関する基準で当該事業所に事業の運営に必要な広さを有する専用の区画を設けることや、サービス提供に必要な設備及び備品等を備えること。また、備えるべき機器等、利用者への通信のための端末機の配布について規定しております。

第4節は、運営に関する基準について規定しております。

第5節は、連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員及び運営に関する特例でございます。

以下、目次を御覧いただきたいと思います。

目次に示しておりますように、第3章、第5章、第6章、第7章、第9章の各章において、第

1節を基本方針等、第2節を人員に関する基準、第3節を設備に関する基準、第4節を運営に関する基準として区分し、第4章では第2節を人員及び設備に関する基準として、第3節を運営に関する基準として区分しております。

また、第8章では、第5節をユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準として区分しております。

各条例案につきましては、お目通しくださるようお願いいたします。

第3章から第9章までのサービスの規定につきましては、特に説明の必要と思われるものを除 き省略させていただきたいと思います。

- 第3章は、夜間対応型訪問介護に関する規定でございます。
- 第4章は、認知症対応型通所介護に関する規定でございます。
- 第5章は、小規模多機能型居宅介護に関する規定でございます。
- 第6章は、認知症対応型共同生活介護に関する規定でございます。
- 第7章は、地域密着型特定施設入居者生活介護に関する規定でございます。

第8章は、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に関する規定でございます。第3節の設備に関する基準で、第152条第1項第1号アで、居室の定員数を規定しております。ただし書きの入所者への指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供上必要と認められる場合の定員を省令では一つの居室の定員を二人としておりますが、市の条例案では、低所得者用として多床室を確保する必要もあるとして4人以下といたしました。

第9章は、複合型サービスに関する規定でございます。複合型サービスは、平成23年の法改正により、平成24年度から新たに導入されたもので、居宅要介護者について、居宅介護を2種類以上組み合わせることにより提供されるサービスのうち、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組み合わせ、その他の居宅要介護者について一体的に提供されることは、特に効果的かつ効率的なサービスの組み合わせとして提供されるサービスで、厚生労働省令で定めるものでございます。現在は、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組み合わせだけが定められております。

次に、附則でございます。

附則第1条で、この条例の施行期日を平成25年4月1日からと定めております。

附則第2条から附則第7条までは経過措置で、以前の法律等により指定を受けた介護施設及び 介護サービス事業者等に関する例外規定でございます。

附則第8条では、記録の整備に関係する規定の適用をこの条例の施行の日において完結の日から2年を経過していない記録から適用するとしております。

以上で、補足説明を終わります。

- ○議長(上村 環君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。
- **〇10番(立平利男君**) ただいま丁寧な説明をいただき、そういう中で、今地域主権改革という中で、補足説明があったわけですが、補足の中で従うべき基準、標準、参酌すべき基準、こういう基準が国の方から示されたものか、まずお伺いいたします。

- **〇保健課長(若松光正君**) これにつきまして、国の方から示されているところでございます。
- **○10番(立平利男君)** こういうやり方が本当に地方の自由度を高める指導なのか、そういうのを非常に違和感は感じますよね。

従うべき基準というのは、必ず従いなさいという捉え方ができますし、標準もこれが標準です よということで、参酌すべき基準はこうですよ。やはりこういうのを見ると本当に地方の自由度 が発揮できるのかな、そういう危惧をしますが、こういう感じについて、市長はどういう思いで おられるのか、お伺いしたいと思いますがどうでしょうかね。

# 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

今回地域主権改革一括法というような形で、様々な議案につきまして、御相談申し上げるところでございますが、ただいまありましたように、私どもとしましては、いわゆる言葉どおりの機能性が発揮されれば有り難いということになるわけでございますが、ただいま御指摘のあるような形で参考するものというものが示されるということについては、有り難いという言い方は適当でないかもしれませんが、そういったものがあるのは方向性として、私どもが目指すべき方向が見いだせるのかなというようなふうには思っているところでございます。

**〇10番(立平利男君)** 市長の思いは分かりますが、私から見れば、やはり国が地方を地方としか見ていない。そういう条例の示し方になるんじゃないかなと思います。

やはり、するとすれば、これが標準ですよというような一括してお示しをいただければ、どうも違和感がなくなるんじゃないかなと思うんですが、今後市長こういう一括法の改正もどんどん進んでいくと思いますので、そこら辺りは十分今後検討していただいて、国・県に申し入れをしながら、地方でもちゃんと職員がいますし、それに専門的な職員もいっぱいおられますので、そう区分けして地方の自由度を高める、そういうんじゃなくして、地方独自で考える職員に与えた方がもっともっと地方の自由度が拡大していく、そういう思いがありますので、その点についても今後努力していただきたいと思いますがどうでしょうか。

# 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

ただいま、議案第67号につきまして、担当課長の方で詳しく御説明、提案理由の補足説明をしたところでございます。

そのようなことで、各担当課におきましては、この一括法につきまして、それなりにこの地域 にあった形でいかにすべきかということをしん酌しながら御提案しているというふうに考えます。 また、今後も様々な案件につきまして、ただいま御提案があったことを基本として取り組みを させてまいりたいと思います。

○議長(上村 環君) ほかに質疑はありませんか。

○3番(西江園 明君) 私も今回のこの議案を見て、今その議案に対して、67号に対してうん ぬんじゃないです。先ほど冒頭市長が説明されました地域主権改革の概要と、この資料によりま すと、今、立平議員の方からもありました。私もこれを見て、中ほどに「義務付け・枠付け」と いう記載がございます。これを見ますと、国が義務付けること、そして枠付けを国が行うことと

いうふうな説明があるんですけれども、これを地方に権限委譲すると言いながら一方ではこういう義務付けをしているか、あるいは枠付けをしているのかなというふうに、これを見た限りでは感じたところです。中の条例等を見れば、市独自の決め方をしているようでございますけれども、こういう案が示されて、じゃあ即今この時期に、こういう条例を定めなければならないという何か理由があるんですかね。

それと1点と、今この「義務付け・枠付け」についての市長の見解をちょっとお聞かせください。

**〇市長(本田修一君)** 先ほど提案理由でもお話しましたように、今回「義務付け・枠付け」に つきまして、見直しをするというようなことで地域主権というような形の措置がとられるように なるということで、今回条例の改正をということになるところでございます。

○総務課長(溝口 猛君) 地域主権改革に伴う条例の制定と、今の時期にしなければならないのかということでございますが、これは地方分権改革推進計画に基づきます上位法の改正があったということで、当然それに伴いまして本市もそれに関する今回の条例等が該当する部分につきましては、今回改正しまして、来年の4月1日に施行というような流れになっているところでございます。

○3番(西江園 明君) 今総務課長の方からありましたけれども、4月1日から施行するために、今議会に提案されたと。私も前回指定管理者のことで言いましたけれども、結局国が決めたから走って、後からどうかというのをああいうことを考えた場合に、果たして今決める時期がどうなったか、それは執行権の問題ですのでですね、そういうふうにこれだけの大きな条例を今回提案されるということに、ただ、この提案理由を見ますと、今、総務課長があった上位法がうんぬんという表現に基づいて、これを条例で定めることとする措置が講じたため定める必要があるというふうな表現もあれば、なかには国が定めたものをしん酌して、それを参考に定めるというような表現がありますけれども、なかにはそういう上位法で、即絡んで関係するものもあれば、なかにはそれに該当せんのもあるんじゃないかなということですけれども、全て4月1日、ほかの関係自治体、市町村もそういう方向で動いているということで、確認のためにちょっと伺います。

〇総務課長(溝口 猛君) 今回の地域主権改革に伴います関連議案につきましては、先ほど申しましたとおり、地域主権改革に伴います上位法等の改正で関連する部分を議案上程しているところでございます。

3月議会でも時期的には間に合うところでございますが、条例の制定からの周知等の期間を考えれば、12月の議会の上程というような形になったところでございます。

○議長(上村 環君) ほかに質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第67号は、文教厚生常任委員会へ付託いたします。

ここで、昼食のため休憩します。

午後は、1時10分から再開いたします。

午後 0 時 07分 休憩 午後 1 時 10分 再開

〇議長(上村 環君) 小園議員着席です。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第17 議案第68号 志布志市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の 方法に関する基準を定める条例の制定について

〇議長(上村 環君) 日程第17、議案第68号、志布志市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〇市長(本田修一君) 提案理由の説明を申し上げます。

議案第68号、志布志市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指 定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定め る条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、第1次地域主権改革一括法における介護保険法の一部改正に伴い、厚生労働省令により規定されていた指定地域密着型介護予防サービス事業等に関する基準については、条例で定めることとする措置が講じられたためこれを定めるものであります。

なお、先ほどの議案第67条と同じでございますが、第1次地域主権一括法による法の改正につきましては、平成24年4月1日に既に施行されておりますが、同法附則で施行の日から起算して1年を超えない期間において、条例が制定されるまでの間は、厚生労働省令に定める基準が条例で定める基準とみなされることとなっており、平成25年4月1日までに条例を制定施行する必要があるということで、今回議案を提出したところでございます。

先ほど説明が不足しまして、誠に申し訳ございませんでした。

議案第68号の詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議いただきま すようお願い申し上げます。

**〇保健課長(若松光正君)** それでは議案第68号、志布志市指定地域密着型介護予防サービスの 事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果 的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について補足して御説明申し上げます。

説明資料は、本日、説明資料追加分としてお配りいたしました議案第67号、第68号付議案件説

明資料補足と付議案件説明資料の12ページからでございます。御参照ください。

条例制定にあたりましては、議案第67号と同様に省令に定める基準どおり規定をしておりますが、省令の表現で市条例になじまないものは一部修正を加えております。

条文の構成でございますが、第1章が総則、第2章から第4章まで指定地域密着型介護予防サービスの種類ごとに規定しており、条例は第1条から第90条まででございます。

附則第1条で施行期日を平成25年4月1日とし、附則第2条から第5条まで経過措置を設けでございます。

第2章から第4章まで、各章の第3節もしくは第4節に運営に関する基準を設け、記録の整備 について規定しおります。省令で保存年限を2年間としておりますが、過去の実態確認が必要な 点を考慮いたしまして、保存年限を5年間といたしております。

それでは、議案第68号の条例案にお戻りください。

第1章総則、第1条は条例の趣旨について、第2条は用語の定義、第3条は指定地域密着型介 護予防サービス事業の一般原則について述べております。

第2章は、介護予防認知症対応型通所介護について、第1節で基本方針を第2節で人員及び設備に関する基準として、第1款が単独型指定介護予防認知症対応型通所介護及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護について、第2款が共用型指定介護予防、認知症対応型通所介護について定めております。

第3節で運営に関する基準を第4節で介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めております。

以下、目次を御覧いただきたいと思います。

第3章介護予防小規模多機能型居宅介護、第4章介護予防認知症対応型共同生活介護において、 第1節を基本方針、第2節を人員に関する基準、第3節を設備に関する基準、第4節を運営に関 する基準、第5節を介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準として区分しております。 各条例案につきましては、お目通しくださるようお願いいたします。

附則でございますが、附則第1条で、この条例の施行期日を平成25年4月1日からと定めております。

附則第2条から附則第4条までは、経過措置で、介護保険法施行令等の一部を改正する政令及 び同附則第5条の規定による介護予防認知症対応型通所介護事業者とみなされるものに関する例 外規定でございます。

附則第5条は、記録の整備に関係する規定の適用後、この条例の施行の日において簡潔な日から2年を経過していない記録から適用するとしております。

以上で、補足説明を終わります。

○議長(上村 環君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第68号は、文教厚生常任委員会へ付託いたします。

\_\_\_\_

# 日程第18 議案第69号 志布志市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

〇議長(上村 環君) 日程第18、議案第69号、志布志市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〇市長(本田修一君) 提案理由の説明を申し上げます。

議案第69号、志布志市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。本案は、第1次地域主権改革一括法における公営住宅法の一部改正に伴い、市営住宅の入居資格のうち、収入の基準については政令で定める金額以下で、条例で定めることとする措置が講じられたため、これを定めるものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い 申し上げます。

**○建設課長(中迫哲郎君)** 議案第69号、志布志市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について補足して御説明申し上げます。

ただいま市長の方から説明がありましたが、今回の改正につきましては、1次一括法に基づき、 公営住宅法の一部が改正され、これまで国が定めていた公営住宅の入居基準については、地方公 共団体が条例で定めるとされました。これに伴い、志布志市営住宅条例の一部を改正しようとす るものであります。

具体的には、入居収入基準、収入月額を本来階層で15万8,000円、障害者、高齢者、子育て世帯等、特に居住の安定を図る必要があるものを裁量階層として21万4,000円としていますが、いずれも現行の基準と同じで公営住宅施行令で定める基準をしん酌しております。

それでは、付議案件説明資料15ページ、新旧対照表をお開きください。

志布志市営住宅条例でありますが、題名を「志布志市営住宅管理条例」に改めております。これは議案第70号で公営住宅の整備基準を定める条例を制定いたしますので、混合しないように管理条例としたものであります。

第6条、入居者資格等、第1項第1号アを、「入居者が身体障害者である場合等 21万4,000円」としております。同じくイの政令で規定する金額をしん酌して直接21万4,000円としております。めくりまして16ページ、同じくウの政令で規定する金額を直接15万8,000円としております。第2項では新設でございます。前項第1号アに規定する「入居者が身体障害者である場合等」とは、次の1から3の号のいずれかに該当する場合というとしております。

17ページ、第13条、同居の承認では、第2項を新たに加え、旧2項を第3項としているところでございます。

第14条では、公営住宅施行規則の略称規定でございます。

以上が志布志市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についての概要でございます。 よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(上村 環君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第69号は、産業建設常任委員会へ付託いたします。

\_\_\_\_

# 日程第19 議案第70号 志布志市営住宅等の整備基準を定める条例の制定について

〇議長(上村 環君) 日程第19、議案第70号、志布志市営住宅等の整備基準を定める条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長(本田修一君) 提案理由の説明を申し上げます。

議案第70号、志布志市営住宅等の整備基準を定める条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、第1次地域主権改革一括法における公営住宅法の一部改正に伴い、市営住宅及び共同施設の整備に関する基準については、国土交通省令で定める基準を参酌して、条例で定めることとする措置が講じられたため、これを定めるものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**〇建設課長(中迫哲郎君)** それでは、議案第70号、志布志市営住宅等の整備基準を定める条例 の制定について補足して説明申し上げます。

ただいま市長の方から説明がありましたが、今回の改正につきましては、1次一括法に基づき、 公営住宅法の一部が改正され、これまで国が定めていた公営住宅の整備基準については、地方公 共団体が条例で定めるとされました。

これに伴い、市が整備する公営住宅及び共同施設の整備基準を志布志市営住宅等の整備基準を 定める条例として制定しようとするものであります。

主な整備基準といたしましては、1戸当たりの床面積を25㎡以上とすることや、環境、遮音、 劣化軽減等の配慮など、品質を条例化するものであります。いずれも現行基準と同じで、公営住 宅法施行令で定める基準をしん酌しております。

それでは、条例案をお開きください。

1条から5条が総則の部分でございます。

1条の趣旨が公営住宅法第5条第1項及び第2項による政令で定める基準をしん酌して、地方 公共団体が条例で定める部分であります。

2条では、用語を定義しております。

第5条、費用の軽減の配慮では、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮しなければなら

ないとしております。

- 6条、7条が敷地の基準であります。
- 6条、敷地の選定では、災害の発生の恐れが多い土地及び災害等により居住環境が著しく阻害 される恐れがある土地をできる限り避け、かつ入居者の日常生活の利便を考慮して選定されたも のでなければならないとしております。
  - 6条から12条が公営住宅の基準であります。
- 8条が住棟等の基準、9条が住宅の基準であります。10条が住戸の基準、11条は共用部分の基準、12条が附帯施設の基準となっております。住戸面積1戸当たり25平方メートル以上、住戸性能として省エネルギー対策、遮音性能、劣化対策、空気環境、バリアフリー措置を適正に行うことを基準を示しております。

第13条から16条が、共同施設である児童遊園、集会所、広場及び緑地、通路の基準であります。 附則、施行期日は平成25年4月1日からとなります。

以上が、志布志市営住宅等の整備基準を定める条例の制定についての概要であります。

冒頭で説明申し上げましたが、いずれも現行基準と同じで、公営住宅施行令を定める基準をし ん酌しているところであります。

よろしく御審議方お願いいたします。

○議長(上村 環君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第70号は、産業建設常任委員会へ付託いたします。



日程第20 議案第71号 志布志市道の構造の技術的基準を定める条例の制定について

**○議長(上村 環君)** 日程第20、議案第71号、志布志市道の構造の技術的基準を定める条例の 制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長(本田修一君) 提案理由の説明を申し上げます。

議案第71号、志布志市道の構造の技術的基準を定める条例の制定について説明を申し上げます。本案は、第1次地域主権改革一括法における道路法の一部改正に伴い、市町村道の構想の技術的基準については、政令で定める基準を参酌して、条例で定めることとする措置が講じられたため、これを定めるものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○建設課長(中迫哲郎君)** それでは、議案第71号、志布志市道の構造の技術的基準を定める条例の制定について補足して御説明申し上げます。

ただいま市長の方から説明がありましたが、今回の改正につきましては、1次一括法に基づき、 道路法の一部が改正され、これまで国が定めていた市町村道の構造の技術的基準を道路管理者で ある地方公共団体が条例で定めるとされました。これに伴い、市が整備する市道の構造基準を志 布志市道の構造の技術的基準を定める条例として制定しようとするものであります。

これまでの道路の構造の技術的基準につきましては、現行基準の道路構造令がありますが、この基準をしん酌した上で、鹿児島県の基準も参考にし、本市の道路の交通特性に応じた志布志市の基準を定めております。

基本的には、道路構造令に定める基準と同一としておりますが、次の2項目については独自の 基準としております。

一つ目が道路の区分であります。

本市には、高速自動車国道や自動車専用道路がないことから、第1種及び第2種の区分は削除 しております。また、3種、4種の道路の区分において、一般国道、都道府県道は削除しており ます。

二つ目が歩道の幅員等でございます。

歩道の幅員については、設置する場合2m以上とされておりますが、歩行者通行量の少ない通 学路等においては、地域の実情や歩行者数に合った整備が行われるよう最低値2mの規定を廃止 しております。歩道のほか、自転車、歩行者道、植樹帯等の幅員や、待避所の相互間距離等につ いても地域の実情や交通状況を反映し、効率的な整備が行われるよう標準値等の数値基準を廃止 しているところであります。

それでは、付議案件説明資料19ページをお開きください。

主なものについて御説明を申し上げます。

第9条の自転車道でありますが、条例では道路構造令の第10条第1項、3項の部分にあたる幅 員の最低値等の基準を廃止しております。

20ページ、第10条、自転車、歩行者道でありますが、条例では道路構造令の第10条の第2項、3項の部分に当たる自歩道の幅員の最低値等の基準を廃止しております。

21ページから22ページ、第11条、歩道でありますが、条例では、道路構造令第11条第3項、4項の部分にある歩道の幅員の最低値等の基準を廃止しております。同じく第13条、植樹帯についても幅員の最低値等の基準を廃止したところであります。

23ページから24ページにかけまして、第31条待避所については、当該道路の交通の状況を考慮して、待避所を設けるものとするとして、柔軟な対応をとっているところでございます。

24ページ、第41条、自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路についても幅員の最低値等の基準を廃止しているところでございます。

25ページ、第42条、歩行者専用道路についても幅員の最低値等の基準を廃止しております。 附則で施行期日は、平成25年4月1日からとなります。

以上が、志布志市道の構造の技術的基準を定める条例の制定についての概要でありますが、冒

頭説明申し上げました。現行道路構造令の基準をしん酌した上で鹿児島県の基準も参考にし、本 市の道路の交通特性に応じた志布志市の基準を定めているところであります。

よろしく御審議方お願いいたします。

- ○議長(上村 環君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。
- **〇2番(下平晴行君)** 今説明の中で、この独自基準とした理由として、鹿児島県の基準に合わせるということでありますが、今までは幅員についてもそれなりのメーターが規定の中に入っていたわけですね。それがなくなるということは、逆に言うとその地域では必要なものが省く、なくなる恐れもあるんですよね、そこら辺はどうなんですか。
- **〇建設課長(中迫哲郎君)** 歩道につきましては、構造令でもある一定の基準をもっている道路 につきましては歩道を設けるということがございますので、歩行者の通行量とかですね、そういう基準で合った道路であれば歩道は設けると。ただ、歩道を設けるにあたりまして、幅員を今までの2m以上という画一的な歩道でなくて、あと地域の実情に合わせて少し縮小できた歩道ができるというようなことでございます。決して歩道をなくすとかというんじゃなくて、歩道が必要なところには、歩道を設けるということは今までと変わりないと考えております。
- **〇2番(下平晴行君)** そういうわけじゃなくて、植樹帯あるいは自転車道、そういう全体を含めてですね、今の質問をしたところですけれども、それがあって、逆にそういうのが、地域の要望を逆に抑えられるんじゃないかという、課長はそういう形で縮小という、これはもう本当に逆に言うと有り難いというか、こちらの要望どおりできるんですが、その反面先ほど言いましたように縮小の幅、縮小することによってその地域が求めるもの、これが条例の中では志布志市の条例ということであるわけですが、その志布志市民の要望に応えることはできないじゃないかという部分は出てこないかということなんですよね、もう1回お願いします。
- **〇建設課長(中迫哲郎君)** 今縮小ということでですね、申しましたけど、歩道の設置をする場合は、最低でも人間が通る場合、人の肩幅以上はないとですね、通れないということでございますので、その辺の考慮というのはですね、十分例えば交通量に合わせて二人交互に行きちがいできるようであれば1m50以上とかですね、そういうことでございます。

それと、どうしても用地的な制約を受けるところについてはですね、部分的にそういう縮小もできるというようなことではより整備の方向が進むのではないかとは考えているところでございます。

- ○議長(上村 環君) ほかに質疑はありませんか。
- ○4番(丸山 一君) 自転車専用道路ということも懸案して考えておられるんですかね。
- **〇建設課長(中迫哲郎君)** 市内には、自転車専用道路というのはですね、今のところございません。自転車だけの専用道路というのはですね。

ただ、今後部分的に迂回路みたいな形の専用道路みたいなですね、ことは考えられますので、 とりあえずこの条例の中にはですね、専用道路、歩行者専用道路も含めてうたっているところで ございます。 ○4番(丸山 一君) 私の横のところは、中学生がいっぱい上ったり下りたりするわけですね。 それと、対向、逆行して、今度は小学生が四、五十人通るわけです。自転車の中学生の転倒事故 とか多いもんですから、これ分けるのかなと。今工事が発注されたみたいだけど、これはこの方 が適用になるんですかね。来年からという話を聞いてますけど、これ今の入札があったばかりの 道路に関してもこれは適用されるのかお伺いいたします。

**〇建設課長(中迫哲郎君)** 今整備しているところは、基本的に自歩道、自転車歩行者道路でしております。今よく言われているのは、自転車と歩行者の事故ということが懸念されるということで、今自転車と歩行者を分けるようなですね、話の中ではですね、そういう話が今上がっているところでございますが、ここで整備しているところは、自歩道ということでの2m50以上の幅員で飯山・通山線はですね、整備しているところでございます。

それから、この条例が適用、今の道路で適用されるのかということについてはですね、附則の 中の経過措置のところでうたってあるところでございます。

以前のこの条例の施行の際、現に新設又は改築の工事の道路については、この条例の規定に適用しない部分がある場合においては、当該部分に対しては、当該規定は適用しないということで、この場合においては当該分に関しては、なお従前の例によるということで附則でうたっております。

○議長(上村 環君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第71号は、産業建設常任委員会へ付託いたします。



日程第21 議案第72号 志布志市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について 〇議長(上村 環君) 日程第21、議案第72号、志布志市道に設ける道路標識の寸法を定める条 例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長(本田修一君) 提案理由の説明を申し上げます。

議案第72号、志布志市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、第1次地域主権改革一括法における道路法の一部改正に伴い、市町村道に設ける道路標識のうち案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識の寸法については、内閣府令・国土交通省令で定める基準を参酌して、条例で定めることとする措置が講じられたため、これを定めるものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○建設課長(中迫哲郎君) 議案第72号、志布志市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制

定について、補足して御説明申し上げます。

ただいま市長の方から説明がありましたが、今回の改正につきまして、1次一括法に基づき、 道路法の一部が改正され、市町村道に設ける道路標識のうち、政令で定めるものの寸法は、道路 標識、区画線及び道路標識に関する命令の定めるところをしん酌して、当該市町村道の道路管理 者である地方公共団体の条例で定めるとされました。これに伴い、市道に設置する道路標識の寸 法基準を志布志市道に設ける道路標識の寸法を定める条例として制定しようとするものでありま す。

これまでの道路標識に関する基準については、現行基準の道路標識、区画線及び道路標識に関する命令がありますが、この基準をしん酌した上で、鹿児島県の基準も参考にし、本市の道路状況や道路特性に応じた志布志市の基準を定めるものであります。

基本的には、命令に定める基準と同一としておりますが、案内標識及び警戒標識の寸法の特例を設けて、独自の基準としております。

具体的には、案内標識及び警戒標識の拡大率でありますが、あい路部などで、標識の縮小が可能となるよう一部の案内標識と警戒標識の縮小率を2分の1、3分の2を追加したところであります。

条例の第2条にありますが、ここでいう道路標識とは、例えば「ダグリ岬まで10km」等の案内標識、また「交差点あり」、「踏切あり」等の黄色い警戒標識並びにこれらに附置される補助標識をいうものであります。

それでは、付議案件説明資料27ページをお開きください。

第4条の寸法の特例でありますが、2項の後ろの縮小部分が独自に定めた基準であります。

案内標識並びに警戒標識については、「図示の寸法の2分の1または3分の2にそれぞれ縮小することはできる」であります。

鹿児島県の基準に合わせて、地域の実情及び交通状況を反映し、山間部、市街地部等での幅員 狭小なあい路区間において、標識の縮小が可能となるよう、一部の案内標識及び警戒標識の縮小 率を追加しております。

附則でありますが、施行期日は平成25年4月1日でございます。

以上が、志布志市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定についての概要でありますが、 冒頭説明申し上げました国が定めた道路標識区画線及び道路標識に関する命令の基準をしん酌し た上で、鹿児島県の基準も参考にし、本市の道路状況や交通特性に応じた志布志市の基準を定め たところであります。

よろしく御審議方お願いいたします。

○議長(上村 環君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第72号は、産業建設常任委員会へ付託いたします。

日程第22 議案第73号 志布志市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める

条例の制定について 〇議長(上村 環君) 日程第22、議案第73号、志布志市準用河川に係る河川管理施設等の構造 の技術的基準を定める条例の制定についてを議題とします。

-0-

提案理由の説明を求めます。

〇市長(本田修一君) 提案理由の説明を申し上げます。

議案第73号、志布志市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定 について説明を申し上げます。

本案は、第1次地域主権改革一括法における河川法の一部改正に伴い、準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準については、政令で定める基準を参酌して条例で定めることとする措置が講じられたため、これを定めるものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い 申し上げます。

**〇建設課長(中迫哲郎君)** 議案第73号、志布志市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

ただいま市長の方から説明がありましたが、今回の改正につきましては、1次一括法に基づき、 河川法の一部が改正され、これまで国が定めていた市町村が管理する準用河川の構造の技術的基準を河川管理者である地方公共団体が条例で定めるとされました。これに伴い、市が整備する準用河川の構造基準を志布志市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例として、制定しようとするものであります。

これまでの準用河川の構造の技術的基準につきましては、現行基準の河川管理施設等構造令がありますが、この基準を参酌した上で、本市の地形的な制約に応じた志布志市の基準を定めております。

基本的には、河川管理施設等構造令に定める基準と同一としておりますが、ダム、揚水機場、排水機場及び取水塔は削除いたしました。

それでは、条例の説明をいたします。

まず、準用河川でありますが、河川法第10条で一級河川及び二級河川以外の河川で、市町村長が指定したものについては、二級河川に関する規定を準用するとあります。河川法を準用する市町村管理の河川を準用河川と言います。本市の準用河川は、二級河川水系で15河川、単独水系で1河川の計16の河川が指定されております。その距離は36.25kmでございます。

条例の構成でありますが、国の基本基準、河川管理施設等構造令は、総則に始まり、ダム、堤防、床止め、堰(せき)、水門及び樋門、揚水機場、排水機場及び取水塔、橋、伏せ越し、雑則の10章から定められております。

今回提案する条例につきましては、河川管理施設等構造令の中の「ダム、揚水機場、排水機場 及び取水塔」を削除した前8章に整理したところであります。

ダム、揚水機場、排水機場及び取水塔を削除した理由でございますが、本市の地形や河川水の利用形態からして、準用河川では今後将来においてもダム、揚水機場、排水機場及び取水塔と整備する計画及び整備が必要な箇所がなく、削除したところであります。

まず、第1章でありますが、総則、第1条から第2条、趣旨や定義を定めております。

めくりまして、第2章、3条から14条は、堤防に関する基準を定めております。

2枚めくりまして、3章、15条から18条は、床止めに関する基準を定めております。床止めとは、河川の洗掘を防いで河床の安定を図る構造物であります。

第4章、19条から26条は、堰(せき)、用水取り水施設等に関する基準を定めております。

第5章、27条から34条は、水門及び樋門に関する基準を定めております。

水門とは、河川を横断して設けられる流水制御施設で洪水等の浸入を防ぐ施設になります。一方、樋門は用水流入や内水排除のために堤防を横切って設置される暗渠で、一般的に制水扉を有しているところであります。

第6章、第35条から41条は、橋に関する基準を定めております。

めくりまして、第7章、41条から46条は、伏せ越しに関する基準を定めております。伏せ越しとは、河川の下を横断する管渠であり、用水路等ではサイホンとして利用されております。

めくりまして、第8章、47条から49条が雑則となっております。

以上が条例の概要でありますが、基本基準から総則を含めた8章で制定する基準は、その条例の制定内容が、地域の実情に合わせた分かりやすく明確なもので構成し、それぞれの条に定める数値基準等は、国の基本法の最低基準を参酌しておりますので、許認可が緩やかになってはおりません。山間地域に多く、河川海岸に面した本市では、緩和はせずに数値基準は国の基準と合わせているところであります。

以上が、議案第73号、志布志市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定についての補足説明でございます。

よろしく御審議方お願いいたします。

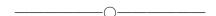
○議長(上村 環君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第73号は、産業建設常任委員会へ付託いたします。



日程第23 議案第74号 志布志市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(上村 環君) 日程第23、議案第74号、志布志市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長(本田修一君) 提案理由の説明を申し上げます。

議案第74号、志布志市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。本案は、第2次地域主権改革一括法における都市公園法の一部改正に伴い、都市公園の配置及び規模に関する技術的基準並びに都市公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積に関する基準については、同法及び政令で定める基準を参酌して、条例で定めることとする措置が講じられたため、これを定めるものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い 申し上げます。

**〇建設課長(中迫哲郎君)** 議案第74号、志布志市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

ただいま市長の方から説明がありましたが、今回の改正につきましては、2次地域主権一括法に基づき、都市公園法の一部が改正され、地方公共団体が都市公園を設置する場合、政令で定める技術的基準を参酌して、条例で定める。また、一つの都市公園に設けられる建築物の建築面積の総計の敷地面積に対する割合は100分の2を参酌して、当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める割合を超えてはならないとされました。これに伴い、都市公園の配置及び規模に関する技術的基準や建築物の建設面積の敷地面積に関する技術的基準を新設して志布志市都市公園条例の一部を改正するものであります。

主な基準でありますが、住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準を都市公園で10㎡以上、 市街地の都市公園で5㎡以上と、都市公園の規模でありますが、街区公園0.25haを標準とし、近 隣公園では2haを標準としております。

建坪率、敷地に対する割合でありますが、建築物が2%、特例といたしまして、運動施設、災害応急施設が10%、休養施設は20%としているところであります。

それでは、付議案件説明資料29ページをお開きください。

主なものについて御説明申し上げます。

目次を新設して見やすくしているところであります。

第2章が今回新設となった都市公園の配置及び規模に関する技術的基準であります。

第3条で、都市公園の配置及び規模に関する技術的基準については、政令で定める基準を参酌 して、4条及び第5条に定めるとしたところであります。

第4条で住民1人当たりの都市公園の敷地面積標準は10㎡以上とし、市街地の都市公園で5㎡ 以上とするとしています。

第5条では、それぞれの特質に応じて、市における都市公園の配置及び規模を定めておりますが、1号の街区公園、志布志で言いますと、夏井公園や下小西公園などであります。の敷地面積は0.25haを標準として定めること。2号で近隣公園、例えば、宝満寺公園や鉄道記念公園等ですが、敷地面積は2haを標準として定めることとしております。

2項では、総合公園や運動公園は、それぞれ設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとするとしておるところです。

31ページ、第10条が公園施設として設けられる建築物の建築面積に関する基準であります。第10条、都市公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合、建坪率でありますが、100分の2、2%とするとしています。

2項では、休養施設、運動施設、共用施設、備蓄倉庫、災害応急対策に必要な施設等についての基準であります。敷地面積の100分の10、10%を限度として、前項の規定により認められる建築面積を超えることができることとするとなっております。

3項については、休養施設、共用施設のうち国宝重要文化財等で100分の20、20%を限度として第1項の規定により、認められた建築面積を超えることができることとしております。

4項では、屋根付き広場、壁を有しない雨天用運動場で、敷地面積の100分の10、10%限度として、前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとするとしております。 第5項では、仮設公園施設についてであります。

都市公園の敷地面積の100分の2、2%を限度として、前各項の規定により認められる建築面積 を超えることができることとしております。

33ページ、第11条以降は、対応条項の整理や字句の整理を行っております。

以上が、志布志市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明でございます。 御審議方よろしくお願いいたします。

○議長(上村 環君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第74号は、産業建設常任委員会へ付託いたします。



日程第24 議案第75号 志布志市都市下水路条例の一部を改正する条例の制定について

〇議長(上村 環君) 日程第24、議案第75号、志布志市都市下水路条例の一部を改正する条例 の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長(本田修一君) 提案理由の説明を申し上げます。

議案第75号、志布志市都市下水路条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、第2次地域主権改革一括法における下水道法の一部改正に伴い、都市下水路の構造及 び維持管理の技術上の基準については、政令で定める基準を参酌して、条例で定めることとする 措置が講じられたため、これを定めるものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い

申し上げます。

**〇建設課長(中迫哲郎君)** それでは、議案第75号、志布志市都市下水路条例の一部を改正する 条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

ただいま市長の方から説明がありましたが、今回の改正につきましては、第2次地域主権一括 法に基づき、下水道法の一部が改正され、都市下水路の構造及び維持管理に関して必要な技術上 の基準は、政令で定める基準を参酌して、都市下水路管理者である地方公共団体の条例で定める とされました。これに伴い、都市下水路の構造及び維持管理基準を新設して、志布志市都市下水 路条例の一部を改正するものであります。

これまでの都市下水路の構造及び維持管理基準につきましては、現行基準の下水道法施行令がありますが、現行基準で支障なく運用できているため、この基準を参酌した上で、本市の都市下水道路の状況や管理体制に応じた志布志市の基準を定めるものであります。

主な基準でありますが、構造基準では、耐久力を有する構造とする。管理基準では、年に1回 以上しゅんせつを行うなどでございます。

それでは、付議案件説明資料37ページ、新旧対照表をお開きください。

主なものについて御説明申し上げます。

3条から7条が、今回新設した条文であります。3条で都市下水路の構造の技術上の基準については、政令で定める基準を参酌して、4条から6条までに定めるとしたところです。

第4条で、排水施設及び処理施設に共通する構造の基準は、堅固で耐久力を有する構造とする。 コンクリート、その他の耐水性の材料で造り、かつ漏水及び地下水の浸入を最小限度のものとす る措置が講じられていることや、5号では地震に対するいわゆる液状化対策をうたっているとこ ろでございます。

38ページ、第5条、排水施設の構造の基準は4条に定めるもののほか、次のとおりとするとしております。

1号の排水管の内径及び排水渠(きょ)の断面は規則で定める数値を下回らないものとし、かつ計画下水量に応じ排水すべき下水を支障なく流下させることができるものとすることなど、5項目の基準を示しております。

また、6条では工事を施工するために仮に設けられる都市下水路、非常災害のために必要な応急措置として設けられる都市下水路は適用除外としております。

39ページ、第7条都市下水路の維持管理の技術上の基準は、しゅんせつを1年に1回以上行うこととすると、維持管理の基準であります。

第8条以下19条までは、対応条項の整理や字句の整備を行っております。

以上が、志布志市都市下水路条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明であります。 御審議方よろしくお願いいたします。

○議長(上村 環君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第75号は、産業建設常任委員会へ付託いたします。

\_\_\_\_O\_\_\_

日程第25 議案第76号 志布志市移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する 基準を定める条例の制定について

〇議長(上村 環君) 日程第25、議案第76号、志布志市移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長(本田修一君) 提案理由の説明を申し上げます。

議案第76号、志布志市移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、第2次地域主権改革一括法における高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準については、国土交通省令で定める基準を参酌して、条例で定めることとする措置が講じられたため、これを定めるものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**〇建設課長(中迫哲郎君)** 議案第76号、志布志市移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

ただいま市長の方から説明ありましたが、今回の改正につきましては、第2次地域主権一括法に基づき、いわゆるバリアフリー法の一部が改正され、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を基準省令の基準を参酌して条例で定めるとされました。これに伴い、都市公園等で特定公園施設を設置する基準を志布志市移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例として制定しようとするものであります。ここでいう特定公園施設とは、園路及び広場、屋根付き広場、休憩所、野外劇場、駐車場、便所などであります。バリアフリー対策として出入り口、通路及び傾斜路の幅、縦断勾配、車椅子使用者が駐車場や便所を円滑に利用できる基準については、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令があります。この基準を参酌した上で、鹿児島県の鹿児島県福祉のまちづくり条例の基準も参考にし、本市の公園の利用形態に応じた志布志市の基準を定めるものであります。

基本的には省令に定める基準と同一としておりますが、園路等の勾配については、県の条例に 合わせた独自の基準としております。

主なものは、園路の幅180cm以上、縦断勾配4%以下などであります。

例外として、第3条では災害のために一時使用する特定公園施設の設置については、この条例 の規定によらないことができるとしております。 それでは、付議案件説明資料41ページをお開きください。

主なものについて御説明申し上げます。

第4条の園路及び広場でありますが、1項2号アの幅員では、県の福祉のまちづくり条例が120 cmと省令の180cmを比較し、より円滑化に資する省令の値を採用し、180cmとしております。次ページ、同じくウの勾配でありますが、こちらの方は、県の条例が4%、省令が5%であります。これを比較しまして、より円滑化に資する値の4%としております。

続きまして、野外劇場及び野外音楽堂、第7条でありますが、県の条例には規定のない特定公園施設でありますが、省令を参酌して特定施設の野外劇場及び野外音楽堂を設けております。

第1項第2号エでは、園路の縦断勾配と同じく4%としているところであります。

以上が、志布志市移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定についての概要でありますが、冒頭説明申し上げました国が定めた省令の基準を参酌した上で、鹿児島県の基準も参考にし、本市の公園の利用形態に応じた志布志市の基準を定めております。

よろしく御審議方お願いいたします。

○議長(上村 環君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第76号は、産業建設常任委員会へ付託いたします。



日程第26 議案第77号 志布志市水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について

〇議長(上村 環君) 日程第26、議案第77号、志布志市水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〇市長(本田修一君) 提案理由の説明を申し上げます。

議案第77号、志布志市水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、第1次地域主権改革一括法における地方公営企業法の一部改正に伴い、地方公営企業が毎事業年度に生じた利益及び資本剰余金の処分については、条例の定めるところにより、または議会の議決を経て行わなければならないこととする措置が講じられたため、これを定めるものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**〇水道課長(木佐貫一也君)** 議案第77号、志布志市水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について、補足して御説明いたします。

地域主権改革一括法における地方公営企業法第32条の改正に伴い、毎事業年度に発生した利益 及び資本剰余金の処分については、条例を定めるところにより行うことにしたところでございま す。

それでは、条例の各条項について御説明いたします。

第1条は、趣旨規定でございます。

第2条は、利益の処分方法と積立金の取り崩しについて規定しております。

第1項において、前年度からの欠損金があるときは、その利益で欠損を埋め、残額があるときは20分の1を減債積立金に積み立て、更に残額があるときは、利益積立金、建設改良積立金に積み立てるものとしたところです。

第2項において、積み立ての目的をうたっております。

第3項において、議会の議決を経た場合は、積立金を目的以外の使途に使用することができる 旨を規定したところです。

第3条は、資本剰余金について規定しております。毎事業年度生じた資本剰余金は、源泉別に 積み立てし、利益積立金より欠損金が多いときは、足りない額を資本剰余金から取り崩すことが できる旨をうたっております。

施行日は、平成25年4月1日でございます。

以上で、補足説明を終わります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(上村 環君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第77号は、産業建設常任委員会へ付託いたします。

# 日程第27 議案第78号 志布志市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の制定について

-()-

〇議長(上村 環君) 日程第27、議案第78号、志布志市水道事業布設工事監督者及び水道技術 管理者の資格等に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〇市長(本田修一君) 提案理由の説明を申し上げます。

議案第78号、志布志市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の制 定について説明を申し上げます。

本案は、第2次地域主権改革一括法における水道法の一部改正に伴い、市が事実上の監督業務を行う水道の布設工事を条例で定めることとし、監督業務を行う布設工事、監督者の資格及び水道技術管理者の資格の基準については、政令で定める基準を参酌して、条例で定めることとする

措置が講じられたため、これを定めるものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**〇水道課長(木佐貫一也君**) 議案第78号、志布志市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理 者の資格等に関する条例の制定について、補足して御説明いたします。

資格等につきましては、これまで水道法等で定められていたところですが、地域主権改革一括 法において、水道法第12条、第19条が改正され、条例で定めるところになったところです。

布設工事監督者を配置しなければならない水道の布設工事、布設工事監督者の資格、水道技術 管理者の資格の三つについて定めております。

それでは、各条項について御説明いたします。

第1条は、趣旨規定でございます。

第2条は、定義規定でございます。

この条例に使用する用語については、水道法及び水道法施行令の例によるとしたところです。

第3条は、布設工事監督者を配置しなければならない水道布設工事について規定しております。 水道法第3条及び水道法施行令第3条と同じ内容でございます。

第4条は、布設工事監督者の資格要件をうたっております。水道法施行令第4条と同じ内容になっております。

本市の水道事業につきましては、御承知のとおり、上水道と簡易水道がありますので、第1項で上水道での資格、第2項で簡易水道での資格を規定しております。簡易水道では、実務経験年数が上水道の半分で要件を満たすという内容でございます。

第5条は、水道技術管理者の資格要件をうたっております。水道法施行令第6条と同じ内容で ございます。

第5条でも前条と同様第1項で上水道での要件、第2項で簡易水道での要件を規定しております。

施行日は、平成25年4月1日でございます。

以上で、補足説明を終わります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(上村 環君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第78号は、産業建設常任委員会へ付託いたします。

\_\_\_\_

日程第28 議案第79号 志布志市蓬の郷(ふれあい交流センター)の指定管理者の指定について

**〇議長(上村 環君)** 日程第28、議案第79号、志布志市蓬の郷(ふれあい交流センター)の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長(本田修一君) 提案理由の説明を申し上げます。

議案第79号、志布志市蓬の郷(ふれあい交流センター)の指定管理者の指定について説明を申 し上げます。

本案は、志布志市蓬の郷ふれあい交流センターの管理を指定管理者に行わせるため、地方自治 法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、志布志市蓬の郷のうち、ふれあい交流センターの指定管理者となる団体を株式会社蓬の郷とし、指定の期間を平成25年4月1日から平成28年3月31日までとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

- ○議長(上村 環君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。
- **〇2番(下平晴行君)** 委員会では、私もこの委員会であるわけでありますが、市長にちょっと 伺ってみたいと思います。

この今年度の24年度までは、委託料として管理をしてきたわけでありますが、25年度はふれあい交流センター、それからふれあい交流センター以外の施設ということで、分けて運営をしていくということであります。

その中で、指定管理者制度の中では、委託料制と利用料制があるわけでありますけれども、この25年度の概要の中でも、いわゆる利用料金での運営のため指定管理料は発生しないということであります。

そうなりますと、今まで約780万円の委託料で公園整備もしてきたところであるわけでありますが、公園の方が約600万円ということでありますと、180万円程度はどういう形でお金が動いていたのか。そして、この第5条第1項の第5号の規定により公募によらずに選定したと。この5条の第5号というのは、「当該公の施設の設置の目的に照らし、その管理について地域の活力を積極的に活用する必要があるとき」というふうになっているわけでありますが、そうでありますと、利用料となりますと、当然1万円か5万円か10万か分かりませんが、公募すべきではないのかというふうに思うわけでありますが、そこ辺のこの5条5号との整合性、ここ辺をお聞きしたいと思います。

**〇市長(本田修一君)** 今回、蓬の郷ふれあい交流センターの指定管理につきましては、非公募によって選定したということでございます。

蓬の郷は、平成の名水百選に選ばれました普現堂湧水群を中心としました親水公園や多目的広場などの年間を通じた景観の確保と利用者の安全確保を目的に、今回は入浴及びレストラン施設が主体のふれあい交流センターと、それ以外の施設を区分して指定管理者を募ることとしたところでございます。

そのため、蓬の郷ふれあい交流センターにつきましては、今後も引き続き市民に親しまれる安 定的な管理運営を行っていく必要があるということから、これまでの株式会社蓬の郷の実績を勘 案しまして、志布志市の公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例によりまして、 公募によらず選定したということで、説明資料述べているところでございます。

前回、蓬の郷全体としまして、指定管理料を支払いながら指定管理ということでしたところで ございますが、今回この親水公園につきましても、別途管理したほうがふさわしいというような ことがありまして、その親水公園については、今回また指定管理者を定めたところでございます。

そして、今回、前回まで指定管理料を支払いながら経営を維持していただきました株式会社蓬の郷につきましては、前回の指定の段階で当時の職員の方々に会社化を図っていただきまして、自立していただいたところで、その経営については、安定性をもっていただくために、指定管理料を支払いながらしていただいたと。

そしてまた、今回につきましても引き続き、その株式会社蓬の郷につきましては、指定管理料がなくなるということもございますので、引き続き安定的に会社経営をしていただくために、今回は非公募というような形にさせていただいたということでございます。

次回につきましては、また経営の安定性を見ながらということになるわけでございますが、次回としましては、公募というような形で指定管理を行っていきたいというような考えの中の措置でございます。

**〇2番(下平晴行君)** 中身についてはよく分かったわけですが、ただ、今の考え方で市長いきますとですね、やっぱり利用料という形でいくと、当然、次回はということでなくて、今回もその利用料で運営していくということについては、やはり公募するのが望ましかったんじゃないかなというふうに思うわけですね、次回からということでありますので、はい、以上で終わります。

○議長(上村 環君) ほかに質疑はありませんか。

**〇1番(平野栄作君)** 指定管理についての議案がずっと続きますので、これらを網羅した形でちょっとお尋ねしたいと思います。

指定管理の在り方というのが全国的にも問われているわけなんですが、私も今回一般質問をするんですけれども、志布志市においても、この検討委員会を設置されていると思うんですが、そしてまた、今回公募、非公募で公募については選定委員会を開催されて選定されていると。

そして、今までも何年来もこの指定管理は続いてきているわけなんですけれども、非常にいろいるな問題点もあると感じているんです。良いところもあれば悪いところもある。そこら辺りをですね、やはりある時期、こういう見直しの時期に、やはり検討すべきではないのかなと、そういう中で、この検討委員会が設置されているわけですが、これらというのは開催されて、この指定管理者制度全般について、検討がなされているのかどうか、そこらをお尋ねいたします。

**〇副市長(清藤 修君)** 庁内の検討委員会につきましては、私が委員長になっておりますので、お答えさせていただきます。

当然、検討委員会を開催しております。ただ、今回の場合は、次年度、要するに25年度からの

指定管理者をどうするかというところがメインでしたので、総体的な議論というところまではいかなかったかなと思っております。ただ、一部の施設につきましては、このままでいいのかといったような、突っ込んだ議論はあったところでございます。

以上でございます。

**〇1番**(平野栄作君) やはり見直しの時期にですね、やはりどう今までの在り方をそのまま引き継がせるのか、今回の中でもですよ、公募と非公募というふうに分かれておりまして、非常に納得のいく部分と、納得のいかない部分が非公募の中にも含まれていると思っているんですよ。

そして、この検討委員会の中にもですよ、活用について総合的に調整をすると、活用をしてないものを調整せずにそのまままた非公募で引き続きおくる、それが果たしていいのかどうか。そういうところをもう少し具体的に実施すべきではないのかなと、個人的に考えているんですが。

今後どういう形で進めていかれるのか、この組織の在り方ですね。そしてまた、この指定管理 者制度の全般、そこら辺り市長はどのようにお考えですか。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

指定管理者制度につきましては、市が発足して直後から、この指定管理者制度の導入がされた ところでございまして、その当時には、若干国の方針に示されたまましてしまったなという嫌い があるところでございます。

そのようなことで、今回も改めて指定管理をする際に、公募、非公募ということから議論を始めて、そしてこの指定管理の目的というものは何かということを基本的に考えた上での協議がされたということでございます。

当然、この指定管理をすることによって、市民の方々のサービス度が高まっていくと、利便性が高まっていくということが目的。そしてまた、財政的にも寄与するということが目的でございますので、そういった視点から今回公募、非公募というようなことから議論をしていただいたということになっております。

- ○議長(上村 環君) ほかに質疑はありませんか。
- **○3番(西江園 明君)** これが公募されるという、別途されるということで、私も現場を見にいきまして、行ったんですけど。

今、先ほど2番議員からの質疑に対して、市長が「別途にしたほうがふさわしい」というふうな答弁をされましたけど、その別途にしたほうがふさわしいというのはどういう理由ですかね。

- **〇市長(本田修一君)** ただいまの御質問は、蓬の郷についてかと思いますが、親水公園とふれあい交流センターにつきましては、性格が違うということ。そしてまた、管理の仕方が大分違うということがございまして、今回改めてその目的に、それぞれの目的に合うような形の指定管理をしたほうがよろしいのではないかということで、別途にしたということでございます。
- **○3番(西江園 明君)** ということは、今までの、今年までですよね、の管理の仕方がまずかったというふうに理解していいんですか。
- ○市長(本田修一君) 管理につきましては、一体化した形で、株式会社蓬の郷がしていたとこ

ろでございますが、収益性を上げなければならないということで、重点的にそちらの方に交流センターの方に力がおよんでいたのではないかなというようなことでございます。

特に、水環境というものについて、そのことに関しての団体の方々から、いろんな形での御提言がございましたので、今回は別途分けた形で指定管理をしたほうが望ましいというようなことで、今回の措置となったところでございます。

○議長(上村 環君) ほかに質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上村 環君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第79号は、総務常任委員会へ付託いたします。

日程第29 議案第80号 志布志市蓬の郷(ふれあい交流センター以外の施設)の指定管理者の 指定について

〇議長(上村 環君) 日程第29、議案第80号、志布志市蓬の郷(ふれあい交流センター以外の施設)の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長(本田修一君) 提案理由の説明を申し上げます。

議案第80号、志布志市蓬の郷(ふれあい交流センター以外の施設)の指定管理者の指定について説明を申し上げます。

本案は、志布志市蓬の郷のふれあい交流センター以外の施設の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、志布志市蓬の郷のうちパターゴルフ場、親水公園、多目的広場及び宿泊施設等の貸付地を除く、民宿村の指定管理者となる団体を特定非営利活動法人NPOオアシス水環境研究会とし、指定の期間を平成25年4月1日から平成28年3月31日までとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(上村 環君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

O19番(小園義行君) 先ほども出てましたけど、この79号と80号で、いわゆる蓬の郷という市民から見たら一体のものだというふうに理解をするわけですね。そこで、今回わざわざ交流センターと、それ以外を別途にしたほうがよいというその答弁なんですけど、なぜ別途にしなければいけなかったのかと、市民から見たら同じ施設をですね、事細かく分けるというのは、非常にその管理をする側、そして利用する側から見たら一体のものになっているわけですよ。それが管理する人たちが別々というのは、非常に使う側から見たらいろんな問題が生じてくると、だから別途にしたほうがよいというのが答弁ですけど、別途にしなければならなかった、良いとした理由ですね、それをもう1回。

それと、今回この公募でNPOオアシス水環境研究会というのが1法人だけ応募があったんで

すが、これの理事者の名前を全て教えていただけませんか。

## 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

先ほどもお話申し上げましたように、今回別途に指定管理を指定するということにつきましては、前回総体的に一体化した形で指定管理をしていただきました株式会社蓬の郷につきまして、経営に傾注するというような形で、若干親水公園を中心とする公園の維持管理というものについて、評価が低い面があったところでございます。

その内容を受けまして、改めてこの親水公園につきましては、私どもの市といたしましても、 水環境を体験できる公園というような位置付けにしておりまして、そのことについてただいま御 提案申し上げているNPOオアシス水環境研究会の方からもそのような形の公園づくりが望まし いという御提案がございましたので、そのような方向で、今後親水公園、水環境が親しめる公園 の整備というようなことを目的として、市民の方々に親しんでもらおうというような形で、今回 分けて提案しているところでございます。

**〇港湾商工課長(萩本昌一郎君)** ただいまの御質問で、市長が答弁したことでございますけれども、少し補足説明。

[「もうちょっとマイクを、あなたは背が高い、足が長いから、聞こえない、ちょっと近づいて。」 と呼ぶ者あり〕

### ○港湾商工課長(萩本昌一郎君) 失礼しました。

ただいまの市長の答弁のとおりでございますが、お手元に配布している資料の中で、ちょっと 補足をさせていただきますと、付議案件説明資料の48ページを御覧いただきたいと思います。

今回資料の中に、それぞれのこれまでの施設を指定管理されている方の指定管理者の業務評価 表というのをそれぞれの所管の課でつくっております。

48ページと49ページが、現在株式会社蓬の郷にお願いしております指定管理の部分でございます。その中で、左側から評価項目が1の「実施体制」、2番目の「内容・水準」、3番目の「収支等」、49ページへといくわけですが、48ページの2の「内容・水準」のところの「維持管理」というところを御覧いただきたいと思います。それぞれ、所管評価ということで $\bigcirc$ (二重丸)があったり、 $\bigcirc$ (丸)があったりしているところですが、今申し上げました2の「内容・水準」の維持管理の一番上の「仕様書等に基づき、清掃等を適切に行っている」という項目があるわけですが、そこは $\bigcirc$ (三角)にさせていただいております。一部にまだ努力が必要だということでございます。その右側の方に書いておりますように、「親水公園の景観整備については、外部からの指導や意見を受け入れながら、これまで以上に努力する必要がある」というふうに私ども意見を付けているところでございます。

御意見のとおり、一体となった施設の管理運営につきましては、おおむね適正であるところで ございますが、親水公園等の管理につきましては、もう少しの努力が必要かなという私どもの評 価でございまして、それが今回指定管理でふれあい交流センター部分と、それ以外の部分とに分 けさせていただいた大きな理由となっているところでございます。 それから、NPOオアシス水環境研究会の理事につきましては、これ、お名前でしたっけ、お 名前でよろしいわけですね。

理事につきましては、本村輝正さん、それから山迫健藏さん、それから濱口博さん、稲付道憲さん、東郷實博さん、福永幸一さん、下平晴行さん、川越超次さん、それから丸山一さん、牧秀伸さん、本村多可子さん、山裾幸良さん、崎田三郎さん、柿並アスエさん、それから有馬文雄さん、それから三浦あや子さん、脇田芳春さん、原田豊秋さん、中山恒雄さん、以上でございます。

O19番(小園義行君) 今るる答弁がありましたけどね、選定委員会の公表という中にもわざわざですよ、利用者とのトラブル防止及びその対処について隣接施設、いわゆる交流センターですよね、との施設の連携を図る必要があるというわざわざ委員会が心配をしてまで意見を付してるんですよ。使う側から見たら、一体どういうふうに理解をして、あそこでやった後には、今度は温泉入るわいというようなことで利用されるんですね。

こういう委員会がですよ、始まる前からもこういう心配しているようないわゆる施設を分けて 委託をお願いするというのは、非常にこれ問題ありということで、本来だとこういうのがあるこ と自体が提案の理由としては、僕はあたらないと思います。

もう1回ですね、先ほど港湾課長の方から、そういう仕様書に基づき、清掃業務が適切に行っているが、Δ (三角) だということで、そのΔ (三角) であるがゆえであればなおのこと、もともと株式会社の方にはちゃんとやれということの、それがないといかんわけでしょう。この選定委員会がこういう心配をしているような状況の中で提案がされるということについては、理解ができないですね。そういう二つに分けてやるということ。

それと併せて、今理事の方がたくさんおられたんですが、議員の方も大変失礼ですけど入っておられました。そういう形でいきますと、兼職の禁止とか、そういう法的なもののクリアというのは、当然そこはクリアされての上でのことだというふうに、これ契約を結びますからね、この法人とね。そこで議員の方々が、そういう兼職禁止のそこに抵触しないということもあなた方がちゃんと確認をとった上での提案というふうに理解していいんですね。

**○港湾商工課長(萩本昌一郎君)** 蓬の郷の指定管理を今回このようにふれあい交流センターと、 それからそれ以外に分けました理由につきましては、先ほど述べさせていただいたとおりでございます。

これまでも交流センターの方につきましては、非常に適正な管理運営がされているところでご ざいます。

それから、公園の方につきましてもおおむね適当であるというふうに評価しておりますが、先ほど申し上げましたように、年間を通じた景観の維持ということになりますと、まだまだ努力が必要かなというようなことで、蓬の郷を御存じの方はよくお分かりかと思いますが、親水公園、上池、中池、下池、それから芝生等やら広い敷地等を持っておりまして、これらにつきましては、来られる方々が年間いつ来られても景観の維持ができているというような、そういった整備が必要なわけなんですけれども、これまでも現在の指定管理者におきまして、そういった整備等につ

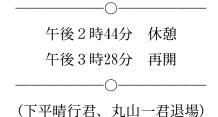
きまして、こちらから指定管理でお願いしているわけなんですが、なかなかそういう技術的なこと等で、外部からの指導や意見を取り入れなければできなかったというような、そういった事情等もございますので、今回先ほど申し上げましたような理由で、思い切って専門的なそういう公園、親水公園、そういったところの整備ができるところに指定管理をお願いするというようなことで、今回お願いしているところでございます。

それから、先ほど公表でそれぞれ連携をとることというようなことの意見が出されておりますけれども、これは委員がまさに今おっしゃいましたように、これまで一体となった管理運営がされてきたわけですので、今回分けることによって利用者の方々に戸惑いとか不安とか、そういったことがないようにということで、あえて付け加えさせていただいた講評だというふうに理解しておりますので、ここに評点が示しておりますように、指定管理者としては、十分適正だというふうな、そういう判断がなされて今回お願いをしているところでございます。

それから、最後に申されましたそういう兼務、兼職との関係につきましては、詳細には把握しておりませんが、今後十分詰めさせていただいて、すぐまた報告をさせていただきたいと思います。

[「議長」と呼ぶ者あり]

O議長(上村 環君) ちょっと、しばらく待ってください。 しばらく休憩いたします。



〇議長(上村 環君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

**〇市長(本田修一君**) 長時間にわたりまして休憩していただきまして、誠に申し訳ございませんでした。

先ほどの御質問にお答えいたします。

平成15年の自治法改正によりまして創設されました指定管理者におきましては、従来の管理委託から管理権限の委任の方法となったことから、地方自治法の第92条の2、議員兼業禁止の適用除外となったことによりまして、兼業禁止には該当しないということでございます。

O19番(小園義行君) 先ほどの答弁は全て生きているというふうに理解していいんですね、その20名ぐらいでしたかね、理事の方含めてね、そういうことも、先ほど休憩の間で違うよという当事者の発言もあったわけですけど、そこらについては答弁の訂正なり、そういったものをしないで、その答弁がそのまま生きて、僕たちは今92条の2には抵触しないということで理解をしていいんですね。後々このことが仮に問題があったとしてですよ、両名に当局の失態によってとんでもないことになるということは大変心配をするものですからね。そこについては一切問題ない

ということで理解して、この議案の審議ということでよろしいですか。

**〇市長(本田修一君)** ただいま答弁した内容につきましては、関係機関に確認した上で答弁したところでございます。

## [何事か呼ぶ者あり]

**〇市長(本田修一君)** はい。先程来議論にあったことにつきましては、兼業禁止に当たらない ということでございますので、先ほどの議論のとおりでよろしいというふうに思うところでござ います。

○議長(上村 環君) 港湾商工課長が言ったあれですよ。

[小園義行君「答弁をしたわけ、それはそのまま生きてるわけねということね、訂正もなにもないわけね」と呼ぶ]

[「理事なんですかということで理事として課長は答えたんですよね」と呼ぶ者あり]

「「課長答弁」と呼ぶ者あり〕

- **○港湾商工課長(萩本昌一郎君)** 先ほど私が理事名やら申し上げましたのにつきましては、指定管理の際に申請書の中に添付していただきましたNPOの登記事項に基づいて、10月2日付けの登記の内容で申し上げた内容でございます。
- **〇19番(小園義行君)** それぞれのその答弁はそのまま生きているというふうに理解をします。 そして、当局の方から明確にですね、この92条の2に議員の兼業禁止には抵触しないということをもって提案ということですね。

じゃあこの両君が今除斥といいますか、ここから議場から出ておられるわけですが、これについてはどういう理解をしたらいいんですかね。

議長の方で除斥対象というふうにしたんですか。

「何事か呼ぶ者あり〕

○議長(上村 環君) しばらく休憩いたします。

午後3時35分 休憩午後3時36分 再開──○

(下平晴行君、丸山一君入場)

O議長(上村 環君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第80号は、総務常任委員会へ付託いたします。

\_\_\_\_\_

日程第30 議案第81号 ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について

**○議長(上村 環君)** 日程第30、議案第81号、ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長(本田修一君) 提案理由の説明を申し上げます。

議案第81号、ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について説明を申し上げます。

本案は、ダグリ公園の公園施設の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、ダグリ公園の公園施設のうち、海水浴場施設、駐車場、ダグリ岬遊園地及び詰所兼倉庫の指定管理者となる団体を株式会社谷口製作所とし、指定の期間を平成25年4月1日から平成28年3月31日までとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(上村 環君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第81号は、総務常任委員会へ付託いたします。

\_\_\_\_\_

### 日程第31 議案第82号 志布志市市民センターの指定管理者の指定について

**〇議長(上村 環君)** 日程第31、議案第82号、志布志市市民センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長(本田修一君) 提案理由の説明を申し上げます。

議案第82号、志布志市市民センターの指定管理者の指定について説明を申し上げます。

本案は、志布志市市民センターの管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、志布志市市民センターの指定管理者となる団体を社会福祉法人志布志市 社会福祉協議会とし、指定の期間を平成25年4月1日から平成30年3月31日までとするものであ ります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

- ○議長(上村 環君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。
- ○10番(立平利男君) 指定管理者に異論はないわけですが、実はこの説明書の中で、指定管理者業務総合評価表があります。その中で、緊急対応が非常に少し疑念を抱くところでございます。この「災害等の緊急時の連絡体制が確保されている」は○(丸)ですが、マニュアルと訓練等が

× (バツ)ということで、実はこのずっと見てみますと、市民センター、老人福祉センター、老人憩の家、健康ふれあいプラザ、それまで、プラザだけは△ (三角)ですが、緊急態勢、整合性

がないんじゃないかなという、○(丸)があったり◎(二重丸)があったりする中で、このマニュアルと訓練等が×(バツ)ということで、危機管理が非常に問題があるんではないかなと思っております。これは総合評価ですので、現在の評価だろうと思っておりますが、これについてどうお考えなのか。こういう×(バツ)を評価しながら指導体制はどうであったのか。そして、今後の指導体制をお伺いしたいと思いますが。

**〇福祉課長(福岡勇市君)** 緊急時のマニュアル整備ということで現状を説明いたします。

市民センター、老人福祉センター、老人憩の家、× (バツ) とありますけど、整備されていない状況であります。

老人福祉センターについては、社協独自では整備されていませんけれども、防火訓練等、市の マニュアルを準用しています。

それと、老人憩の家ですけれども、市独自では整備されていない。それと、先ほども同じよう に防火訓練等、市のマニュアル等を準用しています。

それと、健康ふれあいプラザについては、整備されている状況であります。

それと、定期的な訓練等ですけれども、現状といたしまして、健康ふれあいプラザにつきましては、24年度火災訓練等を実施の予定であります。あと市民センター、老人福祉センター、老人憩については、松山支所の分については2施設とも市の訓練等で実施している状況であります。

このような状況を踏まえて、今後の対応ですけれども、指定管理をしている社協に対しまして は、緊急時のマニュアル整理を4施設整備するよう、また社協独自の訓練を毎年実施するよう指 導いたします。

以上です。

**〇10番(立平利男君)** 今年度訓練予定もあるようでございますが、そしてまた、市と合同の訓練ということで、それであれば、どうなんですかね、×(バツ)がいいんですかね。これを一般的にみますと、しかも高齢者、障がい者、それぞれいろんな人たちが集う場所、そういう中で危機管理の問題等、一番大事な部門だと思って、一番大事かどうか、大事な部門だろうなと思っておりますが、過去においてもちゃんと指定管理を受けておられます。

そういう中で、市民センターについては、計画・訓練というのがあるわけですが、そこらあたりのこの表だけで見ますと、整合性がないですよね。○(丸)があったり、◎(二重丸)、その下が×(バツ)ということで、この×(バツ)について、訓練だけなのか、マニュアルもなのか、そこを分けてもう1回説明いただければ。

**〇福祉課長(福岡勇市君)** マニュアルについては、健康ふれあいプラザだけが社協独自のマニュアルを整備しております。

それと、総合評価の所で3施設×(バツ)なんですけれども、20年4月1日から25年3月20日までを総体的に見たときに、ちょっとなされてないということで×(バツ)にした結果でございます。

O10番(立平利男君) 後で委員会等でもあろうかと思いますが、今後は必ずこういう訓練、マ

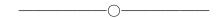
ニュアル、確認が必要だと思うんですが、毎年これについて非常に懸念をもっていますので、指導をお願いしたいと思いますがどうですか。

- **〇福祉課長(福岡勇市君)** 今議員がおっしゃったように社協に対して防災訓練、マニュアル等 も整備するよう指導していきたいと思います。
- ○議長(上村 環君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第82号は、文教厚生常任委員会へ付託いたします。



### 日程第32 議案第83号 志布志市老人福祉センターの指定管理者の指定について

〇議長(上村 環君) 日程第32、議案第83号、志布志市老人福祉センターの指定管理者の指定 についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〇市長(本田修一君) 提案理由の説明を申し上げます。

議案第83号、志布志市老人福祉センターの指定管理者の指定について説明を申し上げます。

本案は、志布志市老人福祉センターの管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の 2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、志布志市老人福祉センターの指定管理者となる団体を社会福祉法人志布 志市社会福祉協議会とし、指定の期間を平成25年4月1日から平成30年3月31日までとするもの であります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

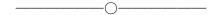
〇議長(上村 環君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第83号は、文教厚生常任委員会へ付託いたします。



# 日程第33 議案第84号 志布志市老人憩の家の指定管理者の指定について

**〇議長(上村 環君)** 日程第33、議案第84号、志布志市老人憩の家の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長(本田修一君) 提案理由の説明を申し上げます。

議案第84号、志布志市老人憩の家の指定管理者の指定について説明を申し上げます。

本案は、志布志市老人憩の家の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、志布志市老人憩の家の指定管理者となる団体を社会福祉法人志布志市社会福祉協議会とし、指定の期間を平成25年4月1日から平成30年3月31日までとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(上村 環君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第84号は、文教厚生常任委員会へ付託いたします。

\_\_\_\_

# 日程第34 議案第85号 志布志市健康ふれあいプラザの指定管理者の指定について

〇議長(上村 環君) 日程第34、議案第85号、志布志市健康ふれあいプラザの指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〇市長(本田修一君) 提案理由の説明を申し上げます。

議案第85号、志布志市健康ふれあいプラザの指定管理者の指定について説明を申し上げます。

本案は、志布志市健康ふれあいプラザの管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、志布志市健康ふれあいプラザの指定管理者となる団体を社会福祉法人志 布志市社会福祉協議会とし、指定の期間を平成25年4月1日から平成30年3月31日までとするも のであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

- ○議長(上村 環君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。
- **〇1番**(**平野栄作君**) 1点だけ確認させてください。

今、10番議員の方から非常時のマニュアルがないということで質問があったわけですが、ふれあいプラザについては、防火管理者の設置義務があるのかどうか。

それと消防署の立ち入り検査等もあるんですが、そういうところでのそういう面での指導はなかったのか、その2点だけお聞かせください。

**○福祉課長(福岡勇市君)** 先ほどもちょっと話をしたんですけれども、プラザについては、社協独自のマニュアルができております。

それと健康ふれあいプラザですけれども、本年度火災訓練を実施予定です。

あと防火管理者と、質問については後で回答いたします。

**〇1番(平野栄作君)** その設置についての該当施設なのかどうか。それと設置者が、該当施設であれば多分いらっしゃると思うんですけれども、そこら辺り、それとほかの施設についても市民、不特定多数の方がいらっしゃるということで、防火管理者の設置、配置が必要じゃないかな

というのを今質問を聞いて感じたところです。

それと有明の体育施設についても指定を平成19年にやったわけですが、そのときも市の方は防火管理者の配置ということは一切指定管理者側には伝えておりませんでした。後で消防署の指導があってからですね、慌てて取ったという経緯がありますので、そういうことも漏れ等がないか、もう一度ですね、検証していただきたいと思っております。

回答については後もってで結構です。

**○福祉課長(福岡勇市君)** 防火管理者についての規定についてはあるところであります。それ と設置もしているところであります。

以上です。

○議長(上村 環君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上村 環君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第85号は、文教厚生常任委員会へ付託いたします。

日程第35 議案第86号 志布志市農業管理センター及び新規就農者研修施設の指定管理者の指 定について

\_\_\_\_

〇議長(上村 環君) 日程第35、議案第86号、志布志市農業管理センター及び新規就農者研修施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長(本田修一君) 提案理由の説明を申し上げます。

議案第86号、志布志市農業管理センター及び新規就農者研修施設の指定管理者の指定について 説明を申し上げます。

本案は、志布志市農業管理センター及び新規就農者研修施設の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、志布志市農業管理センター及び新規就農者研修施設の指定管理者となる 団体を公益財団法人志布志市農業公社とし、指定の期間を平成25年4月1日から平成30年3月31 日までとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

- ○議長(上村 環君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。
- **〇10番(立平利男君)** 非公募による選定理由なんですが、この農業公社が指定を受けるわけですが、その中で志布志市の公の施設に関わる指定管理者の指定手続きに関する条例の第5条、指定管理者の指定の特例ということで、第5条1項の6号で今回非公募ということになっております。

先ほどのシルバーセンターなり、先ほどの議案等については、4号なり、5号なりで非公募なんですが、この6項を見てみますと、その他市長が特に必要と認めるときということで、86号、

87号、88号までそういう選定理由になっております。ちゃんと指定を受ける団体が目的設置ということであればですよ、市長、6号の適用が私と見れば不透明に見えます。こういう目的設置でつくった団体が指定を受けるわけですが、ちゃんとこの特に市長が認めるという号数じゃなくして、1号どっか設けていただいて、ちゃんと姿が見えるような選定、指定の在り方が必要ではないかと思っておりますが、そこについてはどういうを考え、そういう考えはないもんでしょうか。

〇議長(上村 環君) 市長、時間がかかりますか。

答弁を願います。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

公募せずに選定する施設ということで、指針の中に施設の設置目的と密接に関連する目的で設置された団体、またはそれに準ずる団体に管理運営させることが適当と見られる施設ということでございます。

ということで、今御指摘がありましたように、市長が特にということで今回御提案させていただいているところでございますが、今御指摘があったような内容の項目というのは、あってしかるべきだなというふうには考えているところでございますので、今後ちょっとそのことにつきまして、検討させていただければというふうに思います。

**〇10番(立平利男君)** 市長がそういう前向きな答弁ということで、やはり指定を受ける団体のためを思えば、透明性をはっきりした方がいいと思いますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

先ほど指針について述べましたように、指針にそういったことが明確にうたわれておりますので、それに該当する団体だというようなことの項目を設置してまいりたいというふうに思います。

○議長(上村 環君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

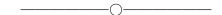
○議長(上村 環君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第86号は、産業建設常任委員会へ付託いたします。

\_\_\_\_\_

**〇議長(上村 環君)** 議案第87号及び議案第88号につきましては、市長より訂正の申し出がありました。議案上程前でありますので、議長の許可ということになっています。

訂正の申し出につきましては、これを許可します。



### 日程第36 議案第87号 有明開田の里公園の指定管理者の指定について

〇議長(上村 環君) 日程第36、議案第87号、有明開田の里公園の指定管理者の指定について を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〇市長(本田修一君) 提案理由の説明を申し上げます。

議案第87号、有明開田の里公園の指定管理者の指定について説明を申し上げます。

本案は、有明開田の里公園の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、有明開田の里公園の指定管理者となる団体を志布志市開田の村管理組合とし、指定の期間を平成25年4月1日から平成28年3月31日までとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

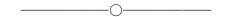
○議長(上村 環君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第87号は、文教厚生常任委員会へ付託いたします。



# 日程第37 議案第88号 有明農業歴史資料館の指定管理者の指定について

**○議長(上村 環君)** 日程第37、議案第88号、有明農業歴史資料館の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〇市長(本田修一君) 提案理由の説明を申し上げます。

議案第88号、有明農業歴史資料館の指定管理者の指定について説明を申し上げます。

本案は、有明農業歴史資料館の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、有明農業歴史資料館の指定管理者となる団体を志布志市開田の村管理組合とし、指定の期間を平成25年4月1日から平成28年3月31日までとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(上村 環君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第88号は、文教厚生常任委員会へ付託いたします。



日程第38 議案第89号 コミュニティセンター志布志市文化会館の指定管理者の指定について 〇議長(上村 環君) 日程第38、議案第89号、コミュニティセンター志布志市文化会館の指定 管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長(本田修一君) 提案理由の説明を申し上げます。

議案第89号、コミュニティセンター志布志市文化会館の指定管理者の指定について説明を申し

上げます。

本案は、コミュニティセンター志布志市文化会館の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、コミュニティセンター志布志市文化会館の指定管理者となる団体を特定 非営利活動法人志布志スポーツクラブとし、指定の期間を平成25年4月1日から平成28年3月31 日までとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

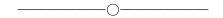
○議長(上村 環君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第89号は、文教厚生常任委員会へ付託いたします。



日程第39 議案第90号 志布志市やっちくふれあいセンターの指定管理者の指定について

〇議長(上村 環君) 日程第39、議案第90号、志布志市やっちくふれあいセンターの指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長(本田修一君) 提案理由の説明を申し上げます。

議案第90号、志布志市やっちくふれあいセンターの指定管理者の指定について説明を申し上げます。

本案は、志布志市やっちくふれあいセンターの管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法 第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、志布志市やっちくふれあいセンターの指定管理者となる団体を株式会社 サンエス総合ビルメンテナンスとし、指定の期間を平成25年4月1日から平成28年3月31日まで とするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**〇議長(上村 環君)** これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第90号は、文教厚生常任委員会へ付託いたします。

\_\_\_\_

日程第40 議案第91号 城山総合公園の運動施設の指定管理者の指定について

**○議長(上村 環君)** 日程第40、議案第91号、城山総合公園の運動施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長(本田修一君) 提案理由の説明を申し上げます。

議案第91号、城山総合公園の運動施設の指定管理者の指定について説明を申し上げます。

本案は、城山総合公園の運動施設の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、城山総合公園の運動施設の指定管理者となる団体を公益社団法人志布志 市シルバー人材センターとし、指定の期間を平成25年4月1日から平成28年3月31日までとする ものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(上村 環君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第91号は、文教厚生常任委員会へ付託いたします。

\_\_\_\_

# 日程第41 議案第92号 志布志運動公園の運動施設の指定管理者の指定について

**○議長(上村 環君)** 日程第41、議案第92号、志布志運動公園の運動施設の指定管理者の指定 についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長(本田修一君) 提案理由の説明を申し上げます。

議案第92号、志布志運動公園の運動施設の指定管理者の指定について説明を申し上げます。

本案は、志布志運動公園の運動施設の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の 2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、志布志運動公園の運動施設の指定管理者となる団体を特定非営利活動法 人志布志スポーツクラブとし、指定の期間を平成25年4月1日から平成28年3月31日までとする ものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(上村 環君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第92号は、文教厚生常任委員会へ付託いたします。

\_\_\_\_

#### 日程第42 議案第93号 志布志市有明体育施設の指定管理者の指定について

○議長(上村 環君) 日程第42、議案第93号、志布志市有明体育施設の指定管理者の指定につ

いてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〇市長(本田修一君) 提案理由の説明を申し上げます。

議案第93号、志布志市有明体育施設の指定管理者の指定について説明を申し上げます。

本案は、志布志市有明体育施設の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、志布志市有明体育施設の指定管理者となる団体を公益社団法人志布志市 シルバー人材センターとし、指定の期間を平成25年4月1日から平成28年3月31日までとするも のであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(上村 環君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第93号は、文教厚生常任委員会へ付託いたします。

\_\_\_\_

〇議長(上村 環君) お諮りします。

日程第43、議案第94号及び日程第44、議案第95号の2件につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 異議なしと認めます。したがって、議案第94号及び議案第95号の2件に つきましては、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

<del>-----</del>

# 日程第43 議案第94号 鹿児島県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び鹿児島県 市町村総合事務組合規約の変更について

〇議長(上村 環君) 日程第43、議案第94号、鹿児島県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長(本田修一君) 提案理由の説明を申し上げます。

議案第94号、鹿児島県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び鹿児島県市町村総合 事務組合規約の変更について説明を申し上げます。

本案は、鹿児島県市町村総合事務組合が共同処理する同組合規約、別表第2の8及び9の事務 に係る組合市町村に西之表市を加えることに伴い、同組合規約を変更することについて、協議し たいので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により、議会の議決を求めるものであり ます。

内容につきましては、平成25年4月1日から鹿児島県市町村総合事務組合が共同し処理する事務に西之表市を加えるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(上村 環君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第94号は、可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 異議なしと認めます。したがって、議案第94号は、可決されました。

\_\_\_\_

日程第44 議案第95号 曽於地区介護保険組合規約の変更について

**○議長(上村 環君)** 日程第44、議案第95号、曽於地区介護保険組合規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長(本田修一君) 提案理由の説明を申し上げます。

議案第95号、曽於地区介護保険組合規約の変更について説明を申し上げます。

本案は、障害者自立支援法の題名等が改正されたことに伴い、曽於地区介護保険組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、第3条第1号の引用法律名を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(上村 環君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第95号は、可決することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(上村 環君)** 異議なしと認めます。したがって、議案第95号は、可決されました。

\_\_\_\_

### 日程第45 議案第96号 訴えの提起について

- **○議長(上村 環君)** 日程第45、議案第96号、訴えの提起についてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。
- **〇市長(本田修一君**) 提案理由の説明を申し上げます。

議案第96号、訴えの提起について説明を申し上げます。

本案は、市道六月坂・安良線道路用地内の土地の所有権移転登記手続きを請求する事件について訴えを提起するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、平成23年7月5日付けで、市道六月坂・安良線改良工事に係る土地の売買契約を訴えの相手方と締結したものの、その後訴えの相手方は本件土地の所有権移転登記に必要な書類を提出せず、本市の再三にわたる当該書類の提出の要求に応じなかったため、工事に支障を来しているところであります。

このことから、早期に工事を完了し、歩行者等の通行の安全を確保する必要があるため、市は、 訴えの相手方に対し、本件土地の所有権移転登記手続きを求める訴えを提起するものであります。 よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

- ○議長(上村 環君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。
- **○19番(小園義行君)** 今回わざわざ訴えということですけれども、この売買契約を結ばれた中でですね、その後、当人の気持ちの変化とかいろいろあるんでしょう。

そこに当局としてですよ、誠意を持ってここに出向いたりとかいうことがどれぐらいされてですね、今回のこういう手続きに至ったのかというふうに思うんですが、そこらについてのこれまでのことを少し教えてください。

- **〇建設課長(中迫哲郎君)** 契約をいただく前にも直接本人のお宅を職員が伺って、いろいろ交渉は続けておりました。それと併せまして、幾度となく志布志の方へ帰ってこられたときに、交渉を重ねております。その中で、いろいろ交渉を重ねた結果、契約に至ったということで進めてきたわけでございます。その後の書類の提出がいただけないということでございます。
- **〇19番(小園義行君)** いろいろあって、契約までいったその後のことを今ちょっと聞いているんですよ。いわゆる、こういう訴訟になってですね、そのことでうんぬんというと非常に困難をきたすのかなという気もするわけですが、過去にもどうしても同意が得られなくて、周りだけ工

事が進んでですね、そこが止まるというのは他にも抱えてる部分が多分いろいろあるんでしょう。 でもやっぱりそこには、きちんとした誠意を尽くしてやらないと前に進まないということに結 果なりますので、契約を結んだ後の本市の対応というのはどうだったのかというのも問われない といけないのではないかという気がします。

**〇建設課長(中迫哲郎君)** 契約を結んだ後にも、直接私もお会いしてお話を伺っております。 交渉をしております。その中では、協力はしたいということはですね、本人もおっしゃっておりますが、なかなかその手続きの問題で、なかなか契約ができないというようなことでございますので、今回はその法的なところの判断をいただきまして、解決ができるようなことで訴えをするところでございます。

O19番(小園義行君) これ、こういう問題は他にもいろいろ出てくることが想像されるわけですね。ぜひこういう形での解決ということではあまりすっきりしないのかなという気もします。

ここの件に関して言うと、ルートを少し変えるとかいうこと等は検討されなかったんですかね。

**〇建設課長(中迫哲郎君)** 現地も御存じかとも思いますが、あそこの所はちょうど内カーブになっておりまして、ちょうどその所がですね、ないと前の方は山がせりたっておりますし、後ろも水路があったりですね、人家があるというようなところでございまして、今の計画しているルートが最適だと考えているところでございます。

○議長(上村 環君) ほかに質疑はありませんか。

**〇2番(下平晴行君)** 今課長の答弁では、「協力はする」と言いながら、関係書類を提出されないと、これはおそらくですね、市長、やはり副市長なり、おそらく価格なのか何なのか、私分かりませんけれども、課長の答弁ではちょっと分かりません。おそらく交渉、いわゆる話には乗ると、協力はするということは、いわゆる価格なのか、それともうちょっと副市長なり、市長なり、そういう形でお願いを必要としているのか。そこ辺の中身について、市長どういう議論をされて提訴に入ったのかですね、もうどうしても駄目だと、今19番議員がおっしゃったように、こういう事例というのはいろんなところにまだありますね、現に、佐野原のあの線にも残っていますね、いわゆる交渉ができていないという。

ですから、これを提訴してしまって、次の段階に入るとき、ほかのところにもすごく影響があるんじゃないかなという気がするわけですよ。ですから、協力はするけど、関係書類を提出しないということを内部でどれだけ議論されたのかですね、そこをちょっとお聞かせください。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

本件につきましては、六月坂・安良線の道路整備の中で最後に残された区間ということで、当初からこの方につきましては担当の方で交渉を何度も何度も重ねてきていたところでございます。 その中で、先ほど説明しましたように、契約はいったんいただいたのではありますが、その後においても特別に価格という面でどうこうということではなくて、本来提出していただくべき書類についてちゅうちょされているというようなことを聞いているところでございます。長い期間担当の方でこの方についてはまじめに、真摯にお願いをして対応を重ねてきているなかで、この

ようなことになったということにつきましては、私ども大変な事態ではありますが、市民の皆様 方の安全を確保するという面から、このような手続きにとらさせていただくということにしたと ころでございます。

**〇2番**(下平晴行君) 市長の答弁ではちょっと見えない部分があります。ですから、私はよく 用地交渉については、その人だとよく言われておりますね、ですから、志布志市で買収するにし ても、その人によって変われば、すぐ承諾をするというケースも今までいっぱいありますよ。で すから、市長の今の答弁では、なんで反対されているのかというのが全然見えないですよね。

課長が答弁したように、答弁がありましたように協力はするけど関係書類は出さないと、どう もそこ辺が本当に内部で議論した結果で提訴されているのかですね、どうもそこ辺が見えないで すけどね、もう1回お願いします。

**〇市長(本田修一君)** ほかの案件で、この方が少し滞っているというようなこともございまして、本市の方にもそれは少なからず影響しているんじゃないかなというようなことで、またそのことにつきましても、そちらの方も私どもとしましては様々な形で御助言を申し上げてたりしているところでございますが、どのような内容であるということで、今回このような措置をとらさせていただいたということでございます。

弁護士の先生とも十分相談をしながら、こういった形になったところでございます。

- ○議長(上村 環君) ほかに質疑はありませんか。
- O11番(本田孝志君) ちょっと教えてください。

これを契約をですね、締結したとなっていますが、いつ頃契約を締結されて、そしてそのあと協力はするが印鑑証明がもらわれないから所有権ができないと、委任状がもらえないからこういうことになったと思うんですが、その経緯、経過を少し教えてください。

**〇建設課長(中迫哲郎君)** 契約につきましては、昨年の7月に契約を私と課長補佐、それから相手方等、相手方の甥御さんの立ち会いのもとで契約はしているところでございます。

その後、帰られて、登記手続きの書類をお送りするということでございましたが、その後、そ の履行がされてないということでございます。

O11番(本田孝志君) だから、もう少し詳しく教えてよ。

去年の23年7月に契約はされて、その後、先ほど言いましたが、課長が答弁の中で何回か会われてといいますか、帰ってこられるときは会って、そして印鑑証明とかいろいろと手続きができないから訴えるということになったと思うんですが、そこら辺をですね、まだやっと1年ちょっとなってですよね、これが3年も4年もなっせえ経っておれば、まこち何回言っても大変だということで、だから先ほどの方も議員も市長にも質問しましたがですよ。やはり私の考えで言えば、こういう場でいけないんですが、やはり何かがあるんじゃないですか。そこら辺をもっと課長、市長教えてください。

**〇建設課長(中迫哲郎君)** はい、交渉後、市役所の方でも7月以降、10月ですか、9月ですね、 市役所でもお会いしております。その後は電話でですね、幾度となく交渉をと申しますか、お願 いをしているところでございます。それで、その中で、なかなか本人様の決断がいただけないというようなことで、今回そのことの決断を司法の判断に仰いでみたいということで、県の方と相談しましてこのような手続きをとらさせていただいたところでございます。

[本田孝志君「はい分かりました」と呼ぶ]

○議長(上村 環君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第96号は、産業建設常任委員会へ付託いたします。



日程第46 議案第97号 平成24年度志布志市一般会計補正予算 (第5号)

○議長(上村 環君) 日程第46、議案第97号、平成24年度志布志市一般会計補正予算(第5号) を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〇市長(本田修一君) 提案理由の説明を申し上げます。

議案第97号、平成24年度志布志市一般会計補正予算(第5号)について説明を申し上げます。

本案は、平成24年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、自立支援給付費支給事業、保育所運営事業等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い 申し上げます。

**○財務課長(野村不二生君**) 議案第97号、平成24年度志布志市一般会計補正予算(第5号)に ついて、その概要を補足して説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算に7,067万円を追加し、予算の総額を188億5,235万1,000円とするものでございます。

それでは、予算書の6ページをお開きください。

第2表の債務負担行為補正でございますが、今回新たに志布志市臨海部工業団地開発事業に伴う、用地取得に係る債務負担行為を追加するもので、期間を平成25年度から平成28年度まで限度額を2億円と定めるものでございます。

第3表の地方債補正でございますが、追加は当初合併特例事業で借り入れを予定しておりました防災行政無線、同報系デジタル化整備事業を県との協議により、緊急防災・減災事業に振り替えるもので、220万円を追加、同じく一般公共事業につきましても、全額過疎対策事業に振り替えるもので、過疎対策事業として港湾事業を8,160万円、経営体育成基盤整備事業を630万円、畑地帯総合整備事業を900万円追加しております。

変更につきましては、災害復旧事業の現年補助災害復旧事業を1,500万円減額しております。 それでは、歳入歳出予算の主なものを御説明申し上げます。 10ページをお開きください。

12款、分担金及び負担金は入所見込み児童数の増に伴い、保育料を300万円増額しております。 11ページの14款、国庫支出金、1項、国庫負担金は、自立支援医療給付費を582万2,000円、介 護給付・訓練等給付費を3,997万6,000円、保育所運営費を1,494万2,000円増額しております。

13ページをお開きください。

15款、県支出金、1項、県負担金は自立支援医療給付費を291万1,000円、介護給付費・訓練等給付費を1,998万8,000円、保育所運営費を747万1,000円増額、14ページの2項、県補助金、2目、民生費県補助金は保育対策等促進事業を1,039万5,000円減額、安心こども基金総合対策事業を618万1,000円増額、4目、農林水産業費県補助金は、活動火山周辺地域防災営農対策事業を2,647万円減額、8目、災害復旧費県補助金は、農林水産業施設災害復旧事業を2,650万円減額しております。

18ページをお開きください。

18款、繰入金、1項、基金繰入金は、今回の財源調整といたしまして、財政調整基金繰入金を6,769万6,000円増額しております。

20ページをお開きください。

21款、市債は3,080万円減額し、総額で16億8,120万円としております。

次に、歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

21ページをお開きください。

2款、総務費、1項、総務管理費、6項、情報管理費は、行政告知放送端末の設置及び修繕に要する経費を580万2,000円増額しております。

23ページをお開きください。

3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費は、障害者自立支援給付費等の平成23年度実績確定に伴う国庫補助精算返還金を602万5,000円計上、3目、自立支援費は、障害者自立支援法の改正、施設入所者の増加等に伴い、扶助費を9,159万6,000円増額、2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費は、医療費の増加に伴い、子ども医療費助成事業に係る扶助費を1,226万3,000円増額、4目、保育所費は西光保育園のソーラー発電システム追加設置に伴い、保育所緊急整備事業を998万4,000円増額、運営費単価の増額改正及び保育所入所児童の増加に伴い保育所運営事業に係る扶助費を4,038万9,000円増額しております。

25ページをお開きください。

4款、衛生費、1項、保健衛生費、2目、予防費は、四種混合予防接種の実施に伴い予防接種等事業を343万8,000円増額、5目、健康づくり費は、腹部超音波検診等の実績見込みにより健康診査事業を282万5,000円増額しております。

26ページの6款、農林水産業費、1項、農業費、4目、園芸振興費は、ヒートポンプ導入台数の増加に伴い、施設園芸先進的加温技術導入促進事業を567万6,000円増額、6目、畜産業費は、事業実施辞退等に伴い、活動火山周辺地域防災営農対策事業を2,647万円減額しております。

30ページをお開きください。

7款、商工費、1項、商工費、3目、観光費は、志布志ご当地グルメ料理を市内外に大きくPRするグルメにぎわい通り創出事業実施に伴い、観光特産品協会補助金を200万円増額しております。

31ページの8款、土木費、2項、道路橋りょう費、2目、道路維持費は、通学路緊急合同点検結果に基づく交通安全施設の新設及び補修を行うため、市単独道路維持事業を439万円増額しております。

33ページをお開きください。

9款、消防費、1項、消防費、3目、消防施設費は、防災行政無線同報系デジタル化整備事業の事業費確定に伴い、1,705万3,000円減額しております。

38ページをお開きください。

11款、災害復旧費、1項、農林水産施設災害復旧費は、災害査定及び農地災害申請取り下げにより、補助災害復旧事業を4.310万円減額、単独災害復旧事業を92万円増額しております。

以上が、補正第5号の主な内容でございますが、詳細につきましては、補正予算説明資料を御 参照ください。よろしくお願い申し上げます。

- ○議長(上村 環君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。
- O17番(岩根腎二君) 二、三お尋ねをいたします。

説明資料のページで9ページ、西光保育園のソーラー発電システム追加設置ということで計上がされておりますが、このソーラー発電システムの他の保育園の設置状況をお示しください。

それと、今後設置をしてないところが、これを希望した場合に、安心こども基金が使えるのかどうか。

それと、西光保育園の場合は追加ということになっておりますが、もともと本体の工事は6月 の議会で可決されているわけですが、現在の進捗状況はどうなのか。

それと、就学援助事業についてお尋ねいたします。

18ページと19ページ、資料の中に書いてありますが、小学校と中学校、小学校の方は150万円増額、中学校が150万円減額ということで、たまたま同じ金額だったのかなと思うんですが、当初の計画の人数と、それと増減をする人数、その増減の理由、その3点についてお答えください。

〇議長(上村 環君) ここでお諮りします。

本日の会議は、時間を延長したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 異議なしと認めます。したがって、本日の会議は時間を延長することに 決定しました。

〇福祉課長(福岡勇市君) 議員の質問にお答えいたします。

まず最初に、ソーラーシステムを導入しているところであります。建て替えのところがほとんどでありまして、22年度ひばり保育園、それと有明保育園、それとたちばな保育園であります。

そして今後、今建て替えをしております蓬原保育園とソーラーシステムを導入する予定になっております。

あと西光保育園の経過報告ですけれども、24年の3月に前もあったんですけれども、県と協議をして6月に県から内示をもらいまして、6月議会において議決されましたところであります。

その後、10月15日にソーラー発電システムの追加設置の要望が西光保育園からあったところであります。

それを受けまして県と協議いたしました。

追加要望ということでありました。

そして、10月30日ですけれども、1回目の入札を行いましたけれども、その時不調でありました。そして、11月1日に県から追加内示があったところでありますソーラーシステムの。それとは別に11月9日に2回目入札を行いまして、業者と随意契約をしたところであります。そして、12月4日に契約をして着工に至ったところであります。

あと、ソーラー発電システムの補助金なんですけれども、これについては市の負担もありますので、一応財務課、市長と協議して県の方に要望いたしまして、県の方で決定されれば追加ができる予定になっております。

福祉課分は以上です。

○教育総務課長(津曲兼隆君) 小学校、中学校の就学援助費でございますが、小学校の方が当初、細かな数字まではちょっと記憶しておりません。350で計上していたと思います。それが今後増減として35名の増、それから中学校の方が190名で見ておりましたが、18名の減になるという見込みで、今回このような予算計上になっているところでございます。

[岩根賢二君「何で増えたり、減ったりしてるの。」と呼ぶ]

**〇教育総務課長(津曲兼隆君)** これにつきましては、小学校の方では、対象児童が増加したこと、それから中学校の方では対象生徒が減少したことによることになります。

すみません。小学校の方では、いずれも中学校の方もですが、前年度の最終の見込みで実績で 計上していたところですが、その実績よりも小学校の方は増加しているということでございます。 そしてまた、中学校の方は前年度実績よりも少なくなったことによって今回減額補正ということ になったところであります。

**〇17番(岩根賢二君)** 保育園の方ですけれども、今後この事業で追加もできると、予算的なもの措置ができればですね、そういうことなんですが、そういう要望というのは上がってきていないものか。その点が一つ。

それと、6月の議会の議決があった後に、12月にようやく契約が成立したということですが、 工期的には年度内に完成するということでおさえてあるんでしょうか。

それと、もし工期がずれた場合には、何もペナルティーとかいうのはないのか。その点をお聞

きします。

それと、就学援助費ですけれども、前年度実績に基づいて現在こうだから、これだけ減額、これだけ増額ということなんですかね。

それと、結局就学援助の対象になる、ならないというのは、どういう手順を踏んでその決定を しているのか、その辺が聞きたいわけですよね、はい。

**〇福祉課長(福岡勇市君)** 工期につきましては、3月31日までありまして、これについては、 どうしてもはずせないということで、保育園の方とも協議をしているところであります。県の方 も3月31日をはずしてくれるなということでありました。

あと、要望につきましては、今6か所きているところであります。

ソーラーについてだけの要望はきてないところであります。

**〇教育総務課長(津曲兼隆君)** 準要保護等の認定につきましては、生活保護法に準じる世帯、 それから地方税法に基づく個人の事業、前年度所得ですね、前年度所得がどうかという証明を出 していただいています。

それから、児童扶養手当を受けているかどうかという判断基準がございますので、そういう判断基準に基づいて認定がされていきます。小学校の場合は、前年度よりは実績よりも認定数が増加する見込みということで、今回150万円を計上しております。

そしてまた、中学校の場合は前年度の認定数よりは、減少する見込みということで、今回減額 の補正をしているところであります。

**○17番(岩根賢二君)** 保育園について、議決から契約まで6か月もかかったと、その理由をひとつ教えてください。

援助費の方は、年度途中で例えばそういう申請をされる方もあるということですね、そのこと をお答えください。

- **〇教育総務課長(津曲兼隆君)** 年度途中においても必要な申請があった場合は、申請を受理して審査をして、審査基準に達していれば認定をしていっております。
- ○福祉課長(福岡勇市君) 6月に議決されまして、7月から段取りをしたわけなんですけれども、まず最初に設計委託をされまして、その後1回目、ソーラーシステムの件が10月15日あったところであります。それを受けて、また10月30日に1回目入札ということで、ちょっと期間がかかりすぎたんですけれども、1回目で落ちなかった、不調だったもんですから、2回目の11月9日に2回目入札をされて、その時も不調であって辞退された以外のところと随契をされまして、その後、12月4日とちょっと長きになったんですけれども、そのような経過になっております。以上です。
- ○議長(上村 環君) ほかに質疑はありませんか。
- **〇12番(立山静幸君)** 予算書の33ページの3目の13節の委託料ですが、説明資料の2ページ、減額が1,775万3,000円ですかね、約10分の1で入札がされているんですが、これで目的が達成されたのかですね、お伺いいたします。

○総務課長(溝口 猛君) 御質問の委託料の件でございますが、防災無線同報系のデジタル化の整備事業で、本年度電波の伝搬調査を行う予定としておりました。

当初予算におきましては、概算で工事に入れば6億6,000万円程度かかるだろうということで、 事業費の3%を当初予算の委託の方に計上したところでございます。

9月14日に入札しました結果、最低が214万円、最高が1,340万円ということで、非常に大きな差が出たところでございますが、指名した業者につきましては、本市に登録してありまして、伝搬調査の実績のある業者というところで、現在調査作業に入っておりますが、特に支障なく事業を進めているところでございます。

- ○議長(上村 環君) ほかに質疑はありませんか。
- **〇2番(下平晴行君)** この説明資料の13ページ、全共出品の強化対策事業ということで250万円落とされているわけですが、この対策事業というのは、今年10月に全共に出されたわけですけれども、この予算の流れというのは、これは来年度なんですかね、ここちょっと教えてもらっていいですか。
- ○畜産課長(山田勝大君) 全共出品強化対策事業につきましては、本年10月に開催されました 全共に出品できる要件を持っている牛を導入するための事業でございました。ですので、事業と しましては、要件としまして、導入後3か月を経過したものということにしておりましたので、 1月から4月に出荷された子牛を対象として、1頭でも全共に出そうということの事業でござい ましたので、その結果導入が計画よりも進まなかったということです。
- ○議長(上村 環君) ほかに質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上村 環君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第97号は、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。



日程第47 議案第98号 平成24年度志布志市介護保険特別会計補正予算(第2号)

〇議長(上村 環君) 日程第47、議案第98号、平成24年度志布志市介護保険特別会計補正予算 (第2号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〇市長(本田修一君) 提案理由の説明を申し上げます。

議案第98号、平成24年度志布志市介護保険特別会計補正予算(第2号)について、説明を申し上げます。

本案は、平成24年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出予算について、保険料還付金及び総合相談事業に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから、提案するものであります。

今回の補正予算は、歳出予算の款項の区分間の金額の調整をするものであり、予算の総額に増減はございません。

それでは、歳入歳出予算の説明を申し上げます。

予算書の3ページをお開きください。

歳出の諸支出金の償還金及び還付加算金は、保険料還付金を20万円増額するものであります。 4ページをお開きください。

歳出の地域支援事業の包括的支援事業、任意事業費は、嘱託職員報酬を2万9,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(上村 環君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第98号は、文教厚生常任委員会へ付託いたします。

\_\_\_\_

〇議長(上村 環君) お諮りします。

日程第48、同意第2号につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託 を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**〇議長(上村 環君)** 異議なしと認めます。したがって、同意第2号につきましては、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。



日程第48 同意第2号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

**〇議長(上村 環君)** 日程第48、同意第2号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〇市長(本田修一君) 提案理由の説明を申し上げます。

同意第2号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、説明を申し上げます。 本案は、平成25年3月3日をもって、任期が満了する樽野眞一氏を引き続き教育委員会委員に 任命したいので、議会の同意を求めるものであります。

樽野眞一氏の略歴につきましては、説明資料の133ページに記載してございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(上村 環君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上村 環君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。同意第2号は、同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 異議なしと認めます。したがって、同意第2号は、同意することに決定 しました。

\_\_\_\_O\_\_\_

〇議長(上村 環君) 以上で、本日の日程は終了しました。

10日は、午前10時から本会議を開きます。

日程は一般質問です。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午後5時07分 散会

# 平成24年第4回志布志市議会定例会(第2号)

期 日:平成24年12月10日(月曜日)午前10時00分

場 所:志布志市議会議事堂

# 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

丸 山 一

鬼塚弘文

小 野 広 嗣

立山静幸

#### 出席議員氏名(24名)

1番 平 野 栄 作 3番 西江園 明

大二郎 5番 玉 垣

京子 7番 鶴 迫

了 9番 毛 野

11番 本 田 孝 志

13番 小 野 広 嗣

15番 金 子 光博

賢 二 17番 岩 根

19番 //\ 袁 義行

塚 弘文 21番 鬼

23番 福 重 彰 史 2番 下 平 晴 行

4番 丸 Ш

6番 坂 修一郎 元

後 昇 一 8番 藤

10番 立 平 利 男

静幸 12番 立 Щ

耕二 14番 長 出

16番 林 勇 作

宏 二 18番 東

20番 環 上 村

幹男 22番 丸 﨑

24番野村公一

# 欠席議員氏名(0名)

-0-

### 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 教 育 長 坪 田 勝 秀

情報管理課長 又 木 勝 義

財務課長 野 村 不二生 市民環境課長 竹之内 宏 史

福祉課長 福岡 勇 市

農政課長 上原 登 畜産課長 大 山 田 勝

溝 口 松山支所長 敏 久

水道課長 農業委員会事務局長

木佐貫 也 福岡保 孝

学校教育課長 金 久 三 男 副 市 長

総務課長

企画政策課長

溝 

藤

清

中

猛

修

石 裕 武

港湾商工課長補佐 吉 広 志 海 税務課長 辻 \_ 小

保健課長 若 松 光 正

耕地林務水産課長 手 佐喜雄 井

哲 建設課長 中 迫 郎

文 志布志支所長 外 Ш 弘

会計管理者 中 﨑 秀 博

教育総務課長 津 曲 兼 降

生涯学習課長 樺 弘 昭 山

# 議会事務局職員出席者

事務局長 今 井 善 文 調査管理係長 村 山 睦 次長兼議事係長 仮 重 良 一

事 水 浩 紀 議 係 桑

#### 午前10時00分 開議

〇議長(上村 環君) これから本日の会議を開きます。

\_\_\_\_

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(上村 環君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、東 宏二君と鬼塚弘文君を指名いたします。

\_\_\_\_

# 日程第2 一般質問

○議長(上村 環君) 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、4番、丸山 一君の一般質問を許可します。

O4番(丸山 一君) おはようございます。

通告に従い質問をいたします。

まず、消防行政についてであります。

大崎救急分駐所に消防自動車の配置はできないかについて質問をいたします。誠意ある答弁を 求めます。

南部消防署が志布志町に移転してから半年にほどになりますが、我々通山地区の人たちは、心静かに暮らしております。救急車や消防自動車の出動するたびにサイレンが鳴り、どこにいくのか、何があったのか、どっかに不幸があったんじゃないかと心を痛めておりました。正直ちょっとうるさいなあと感じておりましたが、今はサイレンの音などぜんぜん聞こえません。静かな毎日であります。

でも、南部消防署が大原の志布志消防署に移転したことにより、消防行政につきまして、少々不安を感じております。私の意図するところよりちょっと離れてしまったがために、5、6分ほど遠くなってしまいました。火事になった場合に、まずは初期消火が一番大事であります。その初期消火は地元分団の対応することになります。しかし、分団の人たちも仕事を持っておりますし、定年延長をしなければならないほど人員確保に苦慮をされております。

そこで、大崎救急分駐所に消防自動車を配置することにより、地元消防団の負担も軽減になりますし、有明町の各校区や大崎町にとりましても今の状態では少しは安心できるんじゃないかと考えておりますが、市長、この提案に対しましての見解を示しをお願いします。

○市長(本田修一君) おはようございます。どうぞよろしくお願いします。

まずはじめに、丸山議員の御質問にお答えします。

大隅曽於地区消防組合におきましては、市町村の消防の広域化や施設の老朽化を前に、高齢化の急激な進展により、住民の皆様から最も求められている救急業務の更なる充実向上を目指すことが最優先事項ということで、大崎と末吉に救急分駐所を整備しました。5 救急隊から7 救急隊へ配置がされ、職員の増員が図られたところでございます。

議員御提案のとおり、大崎救急分駐所に消防自動車が配置されるということになれば、本市の一部区域も火災時のレスポンスタイムが改善されるというところではございますが、次年度から消防本部庁舎建設、消防救急無線デジタル化整備、消防緊急通信指令施設再部分更新など、今後の施設等の総合整備計画が平成27年度まで決定しているところでございます。

したがいまして、大崎救急分駐所への消防自動車の配置につきましては、現在の総合整備計画 に沿った施設等の整備が終了しました後に、議論されるべき課題だというふうに認識していると ころでございます。

○4番(丸山 一君) 市長の今の答弁にありましたけれども、27年度以降になるんではないかということであります。今市長の答弁の中にもありましたけれども、レスポンスタイムというのがありますよね。例えば、南部消防署の場合は同心円を描きますと、下半分が海岸の中、海の中だと、これでは意味がねえだろうというので、僕は上の方に上げたらどうかという提案をしたわけですね。それがだんだんだんだん距離が離れていきまして、今の志布志消防署になったと。例えば、志布志消防署からですね、5分、10分、15分というようなレスポンスタイムは同心円を描きますと、これが命の輪と言いますか、そうなりますと我々通山地区が、今志布志消防署からですね、6分ぐらいだと思うんですよね。例えば、有明で言いますと野神であったり、蓬原であったり、いうところは原田もそうですけれども、今度は10分とか12、3分ぐらいなるかと思うんですよ。そうなると今までの南部消防署があった位置よりすると、5、6分ほど時間が延びたということであれば、それだけ対応が遅くなるということでもあるわけですよね。ですから、僕は今提案をしますのは、できれば大崎分駐隊の方に消防自動車を1台でも置いていただけないかと、そしたら有明の各校区の人たちと大崎町にとりましてもすごく安心感が違うんじゃないかということを私は言いたいわけですね。

今市長の答弁にもありましたけれども、総合計画の中で、27年度まではある程度計画があるんだと、それ以降の対応になるということですけれども、やっぱり消防行政一般を考えたときにですね、やっぱり5年後、10年後、20年後という対応も考えていかないと思うんですよね。今の計画の中では、今の配置でそれはしょうがないと思うんですよね。でもやっぱり、5年、10年先の消防行政を考えますと、ぜひとも大崎分駐隊の方に救急車だけではなくて、消防自動車も1台は置いてやった方が将来のためになるんじゃないかと。ただ、大崎分駐所をつくるときもですね、ある程度救急活動だけでというので、制約があったかと思うんですけれども、市長は消防議会の方にも出席されますので、これをどっかでですね、提案という形でしていただけないかと、下地は我々がつくりますので、ぜひですね、消防議会の方にも反映させていただきたいと思っておりますが、市長どうですか。

#### 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

今回、志布志消防署が新しく開設されたことにつきましては、南部消防署の存する通山地区の 方々の全面的な御理解があったから志布志に消防署が開設できたというふうに思っております。 そのことにつきましては、改めて感謝申し上げたいと思います。 そして、救急隊の分駐所設置につきましても、時代の流れとともに、その救急業務が特に求められるという時代になって、新たに大崎と末吉に開設したということについても議員先ほども申しましたとおりでございますが、今回のこの消防署建設につきまして、南部消防署から通山地区から消防車がいなくなったということについては、ただいま御指摘のあったとおり、レスポンスタイムの低下ということはあるということでございます。

ということで、先ほども申しましたように、今後消防組合の方では、総合整備計画が示されておりますので、その計画に沿った形で整備をするということでございますが、先ほども答弁しましたように、27年までがその計画の期間でございますので、その後に今御提案がありました内容については、大崎町とともに組合に新たに提案するというような形になるのではないかなというふうには思っております。

**〇4番(丸山 一君)** 今市長の答弁で27年度以降に消防議会の方に提案をしていくということでありますので、ぜひそういう形でですね、やっていただきたい。

先ほども言いましたけれども、例えば有明町ではですね、原田校区が一番近いですよね。ところが志布志消防署からは一番遠いわけですね、山重もそうです。だから、山重校区、原田校区、それから野神校区、蓬原校区で通山ということを考えますと、大崎分駐所に消防自動車が1台おることによって、すごく安心感が増すんじゃないかと考えております。それは大崎町の人たちにとっても同様だと考えております。ですから、ぜひですね、今市長が答弁されましたけれども、27年度以降の消防計画におきましてはですね、なるべく早い対応をお願いをしたいと思います。

マツケムシ対策を急ぐ必要があるんではないかということであります。何月かは忘れましたけれども、南日本新聞の記事で「大崎町から串良町までの松林が枯れてしまった」というような内容でありましたので、何回か視察にいきました。夏場ですね、見たんですけども、まあ全体が真っ赤になっておりまして、松の木がほぼ全滅、枯れたような状態になっておりました。葉っぱは残っておりましたけれども、もう全体が真っ赤になっていたんですよね。

それでは、2番目の保安林保護について質問をいたします。

菱田川右岸から串良町の港の所までですけれども、ほとんど壊滅状態になっている。それで、白砂青松の松林がこれは全滅してしまったと認識をしておったわけですが、1週間ほど前にいきましたときには、少し部分的に残っておりました。それは、夏を過ぎてですね、マツケムシにやられたのに、樹生があって、その木の勢いで若葉が少し出てた。その代わり短いんですよ、2cmが3cmぐらいの短な葉っぱが出ている。そういう所が幾つか何箇所かあったわけですね。昔から私のうちの松の木がありますけれども、マツケムシというのはどこでもいることはいたんですよ、トゲのあるやつですね、ここに資料がありますけれども、こういう感じのこういう虫ですよ。これはどこでも松の木には夏場は発生するんです。だから、これは程度の問題じゃないかと思うんですけれども、あれだけやられてしまった松林を再生するのには、莫大なお金と、かなりの時間がかかる。その対応を僕は急ぐべきじゃないかという考えなんですけど、市長どうですか。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

本市から大崎町、東串良町への志布志湾岸に広がる松林は、そのほとんどが保安林に指定されておりまして、後背地の人家等への飛び砂や塩害などを防ぐ重要な役割を担っております。この大切な役割を持つ松林は、近年ただいまお話がありましたように、松くい虫による被害が続いて、これを防止するために毎年防除を行ってまいりましたが、これに加えまして、おととし頃からマッケムシによる松の葉の食害が見られるということでございます。

このマツケムシ被害に対しまして、大隅森林管理署の呼び掛けによりまして、関係機関を対象 にマツケムシ対策協議会が昨年12月に開催されました。被害対策について協議を行い、現在も継 続して情報交換をしているところであります。

本市にも松葉の食害が及んでおりますが、これまでの具体的な取り組みとしましては、本年3月に志布志運動公園周辺の防除を実施しました。その後については、定期的に監視を行っておりますが、発生は見られないところであります。

今後のマツケムシ対策としましては、本市のみならず、特に被害の大きい東串良町、大崎町などと広域的な取り組みが必要ということでありますので、協議会を主体に連携を密にして、被害が発生しましたら、効果が得られる薬剤を統一するということなどをしまして、即刻防除を行って被害のまん延防止に努めてまいりたいと考えております。

〇4番(丸山 一君) 先ほども言いましたけれども、全滅したんじゃないかというので調査にいきましたところ、部分的には今現在残っております。白砂青松100選に選ばれましたくにの松原周辺とか、ルーピン畑のあの道路の周辺とかは残っております。中もいろいろ走り回ってみましたけれども、部分部分では残ってはいるんですよ。でも、樹齢何十年という、何年ですかね、60年、70年、80年ぐらいはかかっているであろうという松の木が何本も短い葉っぱも出てないということは、あれはたぶん枯れてしまったんであろうと思うんですね。車から降りて小さな枝を折ってみますと、もう枝はポキン、ポキン折れるということ、あれは枯れてしまったというふうに認識できるわけですね。

市長の答弁にもありましたけど、我々通山地区にも保安林があります。この保安林は松くい虫によって、毎年何十本か枯れていった結果が、今あちこちに空き地ができてしまった。それを我々ふるさとづくり委員会においては、抵抗性マツを植えて、少しでも昔の白砂青松の松林を復活しようと努力をしておるわけですね。我々はそうやって今、後世に少しでも良い状態の松林を残していこうと対応しているんですけれども、今市長の答弁では3月に防除をされたと。それは、稚児松の辺りですかね、むしろですね、松の木は枝が高いから下から見たらもう分からんとですよ。庭木なんかの松の木はせん定をするから、低いからケムシがいるのは下から見ても分かるし、ふんが落ちてくるから分かるんですよ。でも、ああいう15mぐらいの高さになっている松の木というのは、全然分からんわけですね。だから、航空防除なりを僕はやるべきだと思うんです。

こういう資料等を読んでみますと、4月から6月、8月から10月、この年2回ほど発生するんだとなってますので、そこは市長答弁にもありましたけれども、対策協議会と、志布志湾の対策協議会というのをつくって、広域的にこれは対応すべきであろうと。航空防除も2回はすべきで

はないかと考えているんですね。それについてはどうですか。

### 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

マツケムシに被害にあった木というものにつきましては、専門家の方では、食害により樹木全体が枯れるということは少ないということで、復活しているようだということでございます。ただし、そのマツケムシの食害を受けた樹木につきましては、松くい虫被害のもととなる線虫が潜入しやすくなるということでありますので、そのことをもとに防除の対策をしなければならないんじゃないかなというふうに思うところであります。

大隅森林管理署におかれては、23年中は3回、その防除のための薬剤散布をされているということであります。

そして、本市でも本市の食害があるところについては、特に1回、昨年はしたということでございますので、この機関と森林管理署、そしてまた、隣接町、湾岸隣接町とも連携をとりながら防除については取り組んでいきたいというふうに考えます。

〇4番(丸山 一君) 11月25日ぐらいだったと思うんですけど、夜テレビを見ておりましたら、夜の11時頃だったですけれども、1匹の蛾(が)が飛んできたんですよ。見たこともないような蛾(が)だから、これは何だと見たら、市長、これですよ、これ、これが飛んできたんです。僕はもらっていた資料の中にこれがあったから覚えてたんですよね。捕まえてみたらこれだったんです。大きさがですね、4cmぐらいですかね。11月の末にこういう成虫が飛び回っとるちゅうことは、彼らは羽があるわけですから、いつ産卵をするか、そういうのは僕は専門家じゃないから分かりませんけれども、対応を急ぐべきだと。今は菱田川から串良の方に壊滅的状況にありますけれども、成虫がうちまで飛んできたということは、菱田川左岸の方から志布志市内の方へ広域的に広がっていく可能性が高いと思うんですよね。

だからこれはですね、イヌマキの木に付くキオビエダシャクのときに私は一般質問をしましたけれども、それも個人個人でするんではなく、地域的に地域ぐるみで対応していただきたいということを言ったことがあります。キオビエダシャクに関しましては、我々通山自治会は私が2年がかりでふりましたので、ほぼ壊滅状態です。今、隣の自治会、隣の自治会というふうに対応を私は進めておりますので、そこもほぼ全滅に近いような状態にはなっておると。ですから、個人個人で小さな対応をするよりは、できれば先ほど市長も答弁がありましたけれども、広域的に対策を、志布志湾の対策協議会みたいなのをつくって、その時期に合わせて、見た目でいないからではなくてですね、絶対これはいるんですよ。ですから、年に今までの松くい虫の航空防除以外にもマツケムシ対策の航空防除を最低4月から6月、8月から10月となっていますので、2回は僕はすべきであろうと、そうすれば先人たちが苦労してつくった、造成してきた松林が残ってくるんじゃないかと。高山町の上の方にある山を登りますと、志布志湾が全体見渡せるところが1か所だけあります。そこから見ますと、志布志湾のすぐ下に国家石油備蓄基地があります。あの左側の白砂青松の海岸線は、きれいに弧を描いて見えるんですよ。そこの横にずっと青い松林が去年まではあったんです。ところが、今見ますと部分的に残ってはいますけれども、全体的に見

ると赤に見えるんです。ですから、僕はですね、これはもう絶対これは対応を急いで少しでもマッケムシの被害を食い止めて、後世に僕は残すべきだと、そのためには対応を急いで、湾岸全体でですね、対応すべきだと考えますけどどうですか。

### 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

先ほど答弁いたしましたように、大隅森林管理署におかれては、昨年は3回もされているということでございます。

そしてまた、東串良においても2回されているということでありますので、このことをもって 効果がいかがなものかということについては、検証がされているということであろうかと思いま す。

ということで、今後状況等を見ながら、見守りながら、本市においても2回が必要ということになれば、関係機関との連携を取り合いながら、特に大隅森林管理署とも連携を取り合いながら、 このことについては取り組みをしてまいりたいと考えます。

○4番(丸山 一君) 今市長答弁にありましたとおり、対応していくということでありますが、そこで市長、もう一つですね、踏み込んで、民地にある松の木に対しての対応というのはできないかなと考えるんですよ。民地の中にある松の木に対しましては、対応というのはなかなか難しいかとは思うんですけれども、私の地区にですね、ベイマツの、たぶんあれは樹齢70年か80年ぐらいのがあります。8月ぐらいですかね、その葉っぱはですね、下の方が少し残っただけで上は全部なくなっちゃった。それを見ていますと、ああこれもマツケムシだなと思っています。担当課にいきまして、これを何とかできないかと、民地内の松の木にもいっぱいいるわけですから、それも何か対応できないかとお願いをしたことがあるんですけど、やっぱり難しいですよね。広域的に取り組んでいくべきだと思うんですね。保安林は、通山ばっかりじゃなくて稚児松辺りもあるわけですから、そういうことを含めましてですね、答弁をお願いします。

# 〇耕地林務水産課長(井手佐喜雄君) お答えいたします。

民地につきましては、現在、志布志高校付近においても志布志高校管理の松林があるわけですけど、それについては、この広域的な航空防除等についてはですね、対象外となっております。なぜかといいますと、この事業自体が100%県費でですね、実施しているために民と官の分のエリアをエリア分けしていると。ただし、通山地区の一部民については、保全の松の方に影響があるために航空防除も一斉にしているわけですけど、ただ場所的に離れてしまえばですね、どうしても民の部分にするとなれば、非常に莫大な費用がかかります、労力とですね。そのために、担当課としましては、広報等でお知らせしまして、先ほど議員言われるように、地域一体となった防除のお願いをしているところでございます。

○4番(丸山 一君) 従来の松くい虫駆除に関しましても、住宅地の近くは地上散布もしくは 樹幹注入だったわけですね。樹幹注入の場合は、かなりの時間と労力を使いますので、それは今 まで対応はしてなかった。地上散布をしてたわけです。ただ地上散布の場合も下から見てますと、 松の木の途中までしか飛ばないんですよ、上まではいかない。ですから、ああいうことを考えれ ば、どんなもんかなと、あれしか方法がないのかなとは考えておりますけれども、担当課長も答 弁しましたけれども、担当課がいろいろ大隅の方とかいろんな人たちと協議をされましてですね、 対応を急いでいただきたいと思います。

それでは次に、自治会の管理道路について質問をいたします。

とりわけ、東西押切自治会が共同管理している道路を市へ管理移行ができないかについて質問をいたします。

この道路は国から地元へ払い下げになった先人たちが残してくれていた押切下から一丁田下までの約2kmの直線道路であり、3本か4本ぐらいの枝線もあります。しかし、地籍図を見ますと、これは地番がありません。何回も見たんですけれども、地番がなくてただ空白のライン、空白になっている。じゃあ青線、赤線の道というのがあるんじゃないかと思ったんですけど、これもないんですよ。ということは、東西押切の自治会の人たちは、自分たちの共有財産であるという認識で今までずっと管理されてきたんですけれども、現実的に地番がない道路につきましては、これはどういう取り扱いに、どういうふうに認識すればいいんでしょうか。

- 〇議長(上村 環君) 金子議員着席です。
- 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

押切浜及び松林周辺の自治会の皆様方の環境整備、保護等の様々な取り組みに対しまして心から敬意を表し感謝するところであります。

御指摘の道路につきましては、平成24年11月に道路占有許可申請の際に、道路法に属さない機能を有する法定外公共物と判明したため、同月国に譲与申請を行い譲与を受けたところであります。

全国で実施されました土地調査において、字絵図等が作成され、法務局に備えられておりますが、この字絵図等において不特定多数の方に利用に供され、個人の所有することが不適当な土地については、公共物として国に帰属するものとされました。国有財産とされていたものであります。国有財産であった法定外公共物は、平成12年4月1日に施行されました地方分権一括法によりまして、法定外公共物が所在する市町村に譲与され、本市においても平成12年度から平成16年度までに旧3町において譲与を受けたところであります。

また、平成17年4月1日以降、機能を有している法定外公共物の譲与漏れ等が判明した場合は、 速やかに財務省等に譲与申請を行い、当該財産にかかる管理を行うということとしておりまして、 今回その手続きを行ったところであります。

○4番(丸山 一君) であれば、今市長の答弁にありましたけれども、東西押切自治会が市の 方へ何とかできないかというのは、もうこれは手続き上は完了したという認識でよろしいですか。 ○市長(本田修一君) お答えいたします。

ただいまありました道路につきましては、今申しましたような手続きが完了いたしまして、法 定外公共物という公有財産というふうになり完了しているところでございますが、維持管理につ いては引き続き集落道と同様に受益者で管理していただきたいというふうに考えているところで ございます。

○4番(丸山 一君) 先ほど申しました松林保安林の中にある道路に関しましては、昭和42年から昭和46年頃に行われた地籍調査で抜けてしまったんではないかというふうに僕は考えるんですよね。そういうところは、ほかにもいっぱいあるはずだと。そしたら去年の12月議会において同僚議員が質問をしましたが、法定外公共物に関する質問をいたしました。その質疑応答集を見ていましたら、市内に約2万件の物件がある。1件につき8万円ほどかかるということなんです。であれば、それをですね、法定外公共物として一括してただひとくくりにしていいものかというのが僕は認識としてあるんですけれども、それでいいですかね。

### 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

国から譲与を受けた箇所というのが、1万9,800、2万件近くあるということでございます。そのもので譲与を当時受けたわけですが、その後にただいまお話がありますようなものが出現したときには、直ちにまた改めて財務省に譲与の申請を行い、市の管理財産として取り扱うということをしているところでございまして、その都度その都度そういったものには対処をするということでございます。

そして、先ほどもお話しましたように、その道路について、維持管理については、引き続いて 集落の方々に管理をお願いしたいというような考えでございます。

**〇4番(丸山 一君)** では、市長に伺いますけれども、この共有地に関しましては、管理台帳にはもう記載されておるんですかね。

**〇建設課長(中迫哲郎君)** 今の今回譲与を受けた路線につきましては、国の方から11月に譲与を受けまして、市で管理するという、財産の管理は市が行うということで市の管理になっているところでございます。

今、管理の状況につきましては、前回というか、前質問がございましたが、今地図、電算の地図情報システムの中でですね、図面上はレイヤーを重ね合わせるような形での管理を今手続きを行っているところでございます。

○4番(丸山 一君) 私がそこに少々こだわっておるのはですね、以前質問をしましたけれども、国道220号線の朝夕のラッシュを見ると、かなり混んでくるというので、それを解消するためにもどうしても220号線のバイパス道路をつくるべきだと僕は前質問をしました。その時の市長答弁は、湾岸道路というような名前で即答されましたけれども、そういう手続きを今から施工していく、国に申請していくときにもですね、僕は法的手続きというのは完了しておいて、市の財産として管理台帳にもぴしゃっと載ってて、国と対応という形を僕はすべきじゃないかと思うんですね。ですから、少々私もそこにこだわっている。市の財産として管理台帳にちゃんと載っているという形をとらないと、保安林の中ですから、これは環境省も関係してくると思うんですね。ですから、それは少々こだわっております。

それではですね、今度の東日本大震災で津波の被害を軽減するのには、複合的構造物に海岸線 をすべきだというのがあったですよね。ですから、ここの場合は沖合に人工リーフが入っており ます。浜の方に一番前に、今度は浜の堤防、管理道路があります。ですから、これは2番目ですね、その後ろに市有林の松林があると、松林と民地の間の約2kmの直線道路を高速道路みたいな感じで220号線のバイパス道路として整備していく。そしたら、その後ろにまた民地の保安林があるというので、五重構造になるわけですね。そうしたら、津波の被害というのも相当軽減されるんではないかという手続きを僕はぜひするためにも管理台帳というのは記載すべきだと考えておるわけですね。

前の一般質問のときも市長が答弁されましたけれども、湾岸道路についてですね、その後進展があったのか、なかったのか、そのままなのか、ちょっとお伺いをいたします。

〇市長(本田修一君) 湾岸道路につきましては、今年度、平成24年8月23日に出前の行政懇話会が本市で開催されました。その時に志布志港周辺のインフラ整備についてということで、志布志湾岸道路の整備など、新たな路線の検討を進めてもらい、新若浜地区が、平成21年3月に供用開始されましたので、それに伴い大型車両の通行がますます増えてきているということで、志布志港周辺のインフラ整備が不十分な状態であるという中で話をしたところでございます。

回答としましては、国道220号が幹線となっていると、そして近年グリーンロードが供用されて 交通の流れも変化してきていると。そしてまた、さらに国においても東九州自動車道の整備が県 においても都城志布志道路の整備が進められているということでございまして、この湾岸道路の 構想につきましては、現在のところ要望されたという程度にとどまっているところでございます。 **〇4番(丸山 一君)** 市長はですね、朝夕のラッシュ時に一丁田から港へいく道路、あの区間 の渋滞を見られたことありますかね。手前はですね、多いときには、パチンコイチローがあるあ そこ辺りからもう渋滞している。ということは、逆に退社時間も同じようなことが起きてるわけ ですね。ですから、220号線の交通量緩和に関しましてはですね、ぜひともこれは必要であろうと。 今答弁でありましたけれども、東回り縦貫道はですね、僕らが免許を返上するような先の話では ないかと、たぶん道路調査特別委員会のときにも、私いろいろ質疑をしましたけれども、あれも 完了をするのには10年先だったんですね。高規格道路もそうですよ。そうなると、また10年待つ のかという形になります。それよりか国道448が串良、高山から菱田の所に、菱田、元の駅の所で 国道へ出てますね。これは国交省は便宜的措置として出してるんですよ、あれは。ですから、菱 田川に橋を架けて448を延ばし、松林の中に今は約5mか6mぐらいありますから、それをつない でいって、安楽川に橋を架けてコンテナヤードの方につなぐとこれはすごく便利な道路になるん ですよ。交通量緩和だけではなくてですね、運輸の関係とかサービス面とか考えれば、ぜひとも これは僕は必要だと思うんです。ですから、前に一般質問したけれども、その後何の返答もない し、進捗状況も全然分からんというのであれば、再度お伺いしますけど、ただ話が出ているだけ なんですかね。申請はされているんですかね、これ。

○市長(本田修一君) 一丁田周辺の朝夕の交通渋滞につきましては、警察の方でも十分そのことを認識されておりまして、信号時間の調整等をやりながら、よりスムーズに流れる方策をとられているというふうに聞いているところであります。少しでも緩和されるんじゃないかなという。

ふうに考えているところでございます。

湾岸道路の整備につきましては、構想として私どもは県の方に、そしてまた、国の方にもお願いをしたところでございますが、その後、今申しましたように東九州自動車道が平成26年に鹿屋まで、そしてそれ以降2年か3年か分かりませんが、かかっても5年以内ぐらいにですね、志布志までというようなふうに聞いているところでございます。

先ほど申しましたように、グリーンロードも使い勝手がいいような形での市街地へのタッチが 進むのではないかなというふうに思ってます。

そのようなことから、この220号線の混雑の解消については進むというふうには思うところでございますが、3・11以降、津波対策ということも想定しなければならなくなりましたので、改めてこの湾岸道路の整備については、国・県の方に強く要望をしてまいりたいと思います。

[丸山 一君「終わります。」と呼ぶ]

〇議長(上村 環君) 以上で、丸山 一君の一般質問を終わります。

次に、21番、鬼塚弘文君の一般質問を許可します。

**O21番(鬼塚弘文君**) 通告をしておきましたので、順を追って質問を申し上げてみたいと思います。

まず最初に、県道3号線の局部改良工事についてということを頭に出しておりますが、待望の 局部改良が着手されております。そのことについて、ちょっと内容を確認をしておきたいという ふうに思います。

先の質問でも湾岸道路といったような話、以前旧志布志町時代は志布志都城の今取り掛かっている道路を都城当時の市長は、弾丸道路という命名を付けておられました。「どういう意味ですか」というと、「曲がっていかないんだ」と、「まっすぐ志布志の港から都城に弾丸ごといくんだ」といったような説明をされたことを今の質問で、やり取りで思うことでありました。

ところで、私どものこの潤ケ野、八野校区の住民の行政に対しての不満の大きな一つが、東九州縦貫道や志布志都城道路の理解はよく分かるけれども、地元の背骨にあたる県道の3号の改良がかなり遅れていると、一部は改良されているけれども、部分的に軽トラックの離合すらできない。このやつを何とかしてほしいということを旧町時代、議会、地域住民からかなりの要望がございましたが、手をつけてもらえませんでした。

それで、合併を4か町、大崎までひっくるめた合併、最終的には3か町の合併になりましたけれども、そこで地域でですね、なぜかしら県道3号線が合併すると改良されるみたいだよという声の輪が広がったことは事実であります。それは、言うも隠さず本田市政に期待をしたからであろうというふうに思います。

そこで、この地域には、もう市長御存じのとおり、行政主導の大型畜産、畜産基地ですね。最近また入ろうとしている大型畜産、これはもうすべからず行政主導、そして、畑かんを利用した食料供給団地の育成、これも行政主導にもかかわらず、どうも遅れてきたと。この3号の改良がなぜできないんだろうと、わずか部分的な改良だけれどもできないと、このことが地域にとって

の大きな行政に対しての不満、これは市に対して、県に対しての不満でもありました。

先の知事選で、八野地域の方々が横断幕を志布志の文化センターにかけて伊藤候補に訴えられました「3号線の早期改良をお願いします」と。候補は、その横断幕を見て読まれましたよね。

そして、私思うに、本田市政と、ついこの前生まれました地元選出の西高県議の連係プレーの 政治力、これは評価していいと、そのことだろうと思います。わずかではありますけれども、改 良は始まってくれました。地域の方々は大変なよろこびであります。

それでですね、今木の伐採をしておりますけれども、そこを老人の方が車をわざわざ止めてですよ、止めて工事関係者に「ありがとう」と、「待ってました」と、「ありがとう」と、この言葉ですよ。このことを聞いてですね、よし、これは何とかこの議会報を通じて官僚の皆さん方全てにこのことを知らせして、続けてほしいということの思いで通告をさせていただきました。

それで、今現場に看板が立っておりますが、3月22日、明けて3月22日が工期となっております。御協力をよろしくお願いします。という案内でありますが、ちょっとですね、内容をお示しをいただきたいというふうに思います。どういう内容か。

# 〇市長(本田修一君) 鬼塚議員の質問にお答えいたします。

県道3号線につきましては、私も市長に就任以来、要望を承りまして、何とかこの改良については積極的に取り組むべきというふうに捉えて関係機関に対して要望を重ねてきたところでございました。しかしながら、現実的には従前の、その土地関係の問題がなかなかはかどらなかったということでありまして、今回改めて、それでは一部改良はどうかというような提案を重ねてきた結果、今回のような措置をとっていただくことになったところでございます。

このことにつきましては、大隅地域振興局、そしてまた、地域の皆様方の御協力並びに関係地 権者の御理解、御協力ということでありまして、局部改良が着手できたんだということで改めて 御礼申し上げたいと思います。

この工事は、大隅地域振興局の安心いきいき大隅づくり事業というものでございまして、事業費が1,180万円ほど、そして、延長が145m、2車線で一部歩道付きの計画であります。工期は、平成24年11月8日から平成25年3月22日までとなっております。そしてまた、今回の工事につきましては、高盛り土部分があるために、下層路盤まで仕上げをしまして、自然てん圧した後に再度舗装工事をすると、発注するというふうに伺っております。そして、現在の状況としましては、盛り土予定地の準備工を施工中でありまして、工事の進捗率は約10%でございます。今後は、計画行程どおりに工事が進みまして、その後に舗装工事まで完成しまして、改良の効果を皆さん方で享受できるんじゃないかなというふうに思うところでございます。

O21番(鬼塚弘文君) 今説明いただきましたが、延長145m、幅が7m25ということですね、工期が3月22日、内容が伐採、盛り土、このガードレールを設置して、下層路路盤工事までやるということみたいですね、自然に土地がしっかり固まるまで置くということであります。それは、分かりましたけれども、市長あのですね、工事関係者、そして通学路であるということ、待ちに待ったカーブが抜けたということ、出来上がったときに多くの関係者はかなりよろこんで飛ばす

はずですよ、ですよね、そうすると採石でそのまま鎮圧をしておくわけですから、どうでしょう、 危なくないでしょうか、石が飛んだり。それで、この部分だけを仮に舗装まで、仮舗装までして、 ちょっとしばらく置くというところまでやっておけばですね、安心して地域の皆さんの期待に応 えられるんじゃないかといったような気がしてならないわけでありますが、そこらあたりの考え 方はないのかですね。わずか145mですよ、いかがですか。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

ただいまお話がありましたように、この区間につきましては、いったんてん圧をするということが必要ということで、そのてん圧がされた後に本格的な舗装をする予定になっているようでございます。

自然てん圧ということございますので、砂利道ということになろうかと思いますが、そのことにつきましては、地域の皆さん方にも十分まだ仮の工事の段階だということを認識していただくような案内をしていきたいと。そしてまた、私どもとしましては、少しでも早くこの工事が完全に完了するように、県の方に要望していくということをしてまいりたいというふうに考えております。

**O21番(鬼塚弘文君**) 分かりました。じゃあ、そういうことで仮舗装はしないと、地域住民の皆さんに御理解していただくということですね。じゃあ完全舗装が終わるのはいつの時期になるか、見通し、建設課長どうですか。

**〇建設課長(中迫哲郎君)** ただいま市長が答弁申し上げたとおり、早い時期にですね、県の方に要望しているということで我々も努力したいと思います。

ただ現場の方に聞きますと、仮舗装まではいきませんけど、路面にはですね、乳剤を若干ふるような措置も検討されているということでございますので、幾分かはですね、砂利のままでなくてですね、石が飛散しないようなですね、工法にはなろうかと思いますので御理解願いたいと思いますね。

### [鬼塚弘文君「時期、時期、見通し」と呼ぶ]

**○建設課長(中迫哲郎君)** 見通しと申しますと、わりと早い時期にですね、要望していくということで御理解願いたいと思います。

**O21番(鬼塚弘文君)** 市長どうですか。乳剤を交えて石が飛ばないような努力をすると、これは理解しましょう。

それとですね、一番私どもが思っているのは、今までもあったじゃないかと、あそこを145mして、一時待ってくれよと、当分周りはしないよということなのか。それとも、出水中学校の下も非常に狭い。今この改良をしている手前の方も狭い、ですよね。ここをやりながら当分の間、今課長は早い時期と申されましたが、25年度いっぱいかけて終わりになるのか。もう早速25年度中にほかの狭い所にくわを入れていくのか。このことなんですよ。このことをですね、やっぱり政治は夢ですよ。あの出水中学校の下の地権者にももう説明がしてある。いつしてくいやったろかいとみんな待ってますね。だから、今のこの現場がくわが入ったから、次はあそこだろうと、出

水中学校も来年再来年は閉まりますよ。あそこにやるよと、25年度調査をして、測量をして手をつけていくぞということなのか分からないということなのか。そのことをですね、確認したくて通告をしております。どうでしょうか。

# 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

この3号線の区間につきましては、市内で14kmありまして、改良済み区間が5kmと、改良率が37%ということでございます。

改良されてない所につきましては、本当に隘路になっていて交通難所ではないかなというふう に私自身も認識しておりまして、今回福島渡の方が局部改良が始まったということにつきまして は、本当に良かったなというふうに思ってます。

今議員がおっしゃったように、当然地元の方々はここができたら次はあそこだよということを考えておられるということは、十分理解しておりますので、私どもとしましては、この勢いでもって県に働き掛けをして、早期に残り区間についても改良が進むような取り組みをしてまいりたいと思います。

O21番 (鬼塚弘文君) まだ予定は立ててない、次は、まったく課長、次は予想ついてないんですか。どうせ、この志布志の市長の了解なくしていくら県もできないわけでしょうけれども、西高先生は言って歩いてますよ。ここができたでなと、次はここやっどと、今その作業を一生懸命してると。だからですね、市長夢で語ってくださいよ。何とか急いでみるじゃなくてですよ。25年度に何とかくわが入るような努力をやると、どうですか。

#### 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

今回本当にいい形でですね、私どもの要望が実現されるということございますので、引き続い て出水中学校下につきましては、局部改良を早期に取り組んでほしいということを県議とともに、 県に働き掛けを重ねてまいりたいと思います。

年次につきましては、いつということは言えないところでございますが、早急に地元の要望が 高い地域であるということを重ねて県にお話ししまして実現に向けてまいりたいと思います。

#### O21番(鬼塚弘文君) はいひとつ頑張ってくださいね。

では、次に入ります。

2番目の森山地区の市道改良についてということで伺ってみたいと思います。

この地区は、平成22年度に4月12日受け付けでですね、集落関連道の早期開業の要望書が提出をされております。地域の公民館長、PTA会長、地権者代表のこの連名の提出でありまして、地権者の方の同意、捺印までしたやつですね。これに市長の答えとして、23年12月7日、検査結果についてという報告を出されております。いわゆる内容はどういうことかと申し上げますと、舗装、条件付き採択、その他として実施に向けて測量などを行う具体的な検討に入りたいと思いますということで地域の方に回答がなされております。

しかしながら、米印で本事業にかかわる境界などの紛争等についての問題は自治会で対応してほしいということでございます。22年4月12日に提出、次の年の12月7日に本田修一市長の回答、

ここまではきてますね。その後どうなってますか。

## 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

ただいま御質問のありました森山地区集落道につきましては、平成23年度に森山集落から集落 内生活道路の要望書で御要望いただいたところであります。

平成23年10月28日に市内要望箇所の現地調査及び事業実施検討会を実施しました。協議の結果、この区間につきましては、申請延長が長く、事業費の把握、用地確認が必要ということで、詳細な調査が必要ということでありました。

このことを受けまして、現在測量を実施して計画図面を作成中であります。近日中には、この 図面が完成しますので、地元の方々に見ていただきまして、用地の協力をしていただくと、そし て同意をしていただくということであります。そのことが整いましたら、年次的に実施してまい りたいというふうに考えます。

O21番(鬼塚弘文君) それも分かりました、測量ですね。そういうことで、ひとつこれも早急にですね、対応していただきたい。そう思ってます。この要望書を文面は、ここにちょっと預かってきましたけども、もう読みませんが、関係者の方が福祉バスも通らない、通学路が安全でない、軽トラックの離合もできない。よって、関係者が土地を無償で提供します。これが2年も3年も4年もかかるのかということですよ。だから、距離が長かったら半分ずつでもいいじゃないですか。内容が整えば25年度に一部はやりますよということなんですか、どうですか。

### 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

たいということでございます。

平成24年度の集落道等整備事業につきましては、集落道の改良舗装、そしてまた排水路の新設 改良、そしてまた集落道の集落内排水の整備に必要な生コン、原材料の支給というようなものを 取り組んでおりまして、道路改良及び排水路の新設改良で300万円未満ということをしております。 そのようなことで、先ほどお話しましたように測量調査を実施しまして、今後その図面等につ いて集落内の方々に御相談を申し上げながら、その予算の範囲内で25年以降取り組みをしていき

O21番(鬼塚弘文君) ぜひですね、急いでくださいよ。有明、松山の農村地域からすると、かなり志布志の農村地域の改良は遅れてます。まだこんな所があったとけというようなことなんですよ。よって、無理なことは申し上げませんので、できた段階でですね、ぜひやっていただきたい。現場は市長は御存じだと思いますけれども、福祉バスはずっと向こうですよ、利用する人はこっちからずっと歩いていくんですよ、だからおっしゃっている。だから、これが長かったらですよ、半分ずつでもいいじゃないですか。ぜひですね、対応していただきたいと思います。

次のもう一つ、小さな話ばっかりしておりますけれども、田之浦地区の市道中山線、人口もわずかになりました。しかし、もう本当ですね、アスファルトがはげて、サロンパス舗装というやつですか、それでずっと対応をしてくれてました。もうここはですね、担当の職員が頻繁にいって面倒を見てくれてます、立派ですよ。それで、今年のいつでしたか、当初予算が通って間もなくだったと思いますけれども、建設課長は中身は十分把握しておられると思いますけれども、サ

ロンパスでは間に合わんなと、金を入れても入れても、ここを入れたら次がはげるわけだから、 だから当分やめて部分的に全面をはいで路面だけはやり直そうと、そのほうがいいみたいだとい うことで担当職員が答えを出してくれてますけれども、さて、25年度どうされますか。予算化し ていくのか、そのことだけ確認しておきます。

### 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

この市道中山線につきましては、ただいまお話があったような状況であるというふうに認識しております。

ということで、全面的な改良という補修というものが必要ということでございますので、500 m区間のうち、150mの区間で特に路面の状態が悪いということであります。この部分につきまして、対応を優先的にしてまいりたいというふうに考えます。

**O21番(鬼塚弘文君)** はい、ひとつこれもしっかり取り組んでいただきたいと思います。 次に、八野小学校の跡地の問題です。

本当にこのことも正直申し上げて最初はどうなるんだろうと、地域の方もあんな恐ろしい書類に印鑑をついて行政のほうにお願いをされました。それは、ひいては学校が閉まった後に、学校の公共施設を活用しながら、地域の再生を図っていただきたいということが大きなねらいでありました。やがては、地域の小中学校もこういうことになるんじゃないかという時の地域の方の思いでありましたが、何と何と出水中、田之浦中が再来年ですね。よって、例えば四浦地域の方々が八野の人たちは賢明な判断をしたなと、よかったなというふうに喜んでおられます。よって、八野の方々の今の思いを私もちょっと確認をさせていただきましたけれども、市長ですね、本当よかったと思います。若草会が今利用してくれてますが、おおぞら保育園に49名、あゆみ保育園に58名、野神が86名、計193名の幼児を預かっている若草会ですよね。職員が60名いらっしゃるんだそうです。よって、今年の7月からスタートをしておられるようでありますけれども、ちょっと夕べですね、確認してみたんですよ、びっくりしました。どのぐらいの子供たちがあのグランド、校舎、体育館、プールを利用しているか。そのことなんです。それを聞いてびっくりしましたが、誰か担当課はそれを把握してますか。数、数、人数。

**〇企画政策課長(武石裕二君)** 八野小学校の跡地利用につきましては、先ほど議員申されたとおり、地区の方々が非常に苦渋の選択をされて閉校ということの道を取られたところでございます。

跡地につきましては、若草会のほうで今活用をしておりますが、私どもが聞いたところにおきますと、月曜から金曜におきましてはおおぞら、あゆみ、野神、この3保育園が体育指導等を含めてですね、40名程度子供さん方が利用をされていると。それから、土曜日につきましては、放課後児童クラブ、この利用児童等、それから3年保育の年長児童等が利用しているということで、常時30から40名の子供たちが毎日利用をしているというふうには聞いているところでございます。

それから、地区の方々の行事等についてもですね、積極的に参加をして、地域の方々と十分な 交流が図れているというふうにお聞きをしているという状況でございます。 O21番(鬼塚弘文君) はい、分かりました。そういうことですよね。それでですね、私もそこまでは知ってるんですよ。はたして何名の子供たちがあの校舎に、あのグラウンドに、あのプール、体育館に足を踏み込んでるかという、この数字を聞いてびっくりしたんですけれども、ちょっと紹介させていただきますけどね。今課長がおっしゃったように、40名というのは保育園の園児ですね、これが週に3回ほど、結局何でしょうかね、保育園の園児をあそこに連れていって、この前はあの大木のイチョウの葉っぱがきれいなじゅうたんでした。そこで転げ回って遊んでるわけですよ。そしてその数、これはですね、1週間に延べ480名、1週間にですよ。そして土曜日、学童保育、これでですね、ひと月325名、325名。これをですね、ひと月に合算すると、教育長805名、800人ですよ。800人の方がひと月あの地域に個人の車、保育園のバス等々で通って幼児教育をなさっておられます。私どもが聞くと、近くにあるたちばな保育園、横峯先生に負けんどと、あんなになりたいということで一生懸命やっているというお話を理事長から聞きました。それで、いいことだなと、ほかの民間の保育園の先生方も多分こういう努力をなさっておられるというふうに思うんです。

それで、じゃあひと月にこれを学童保育をするとですね、ここにありますが980名、そしてこれを 1 年間に換算していくと 1 万1,000人から延べでいくんだそうですよ。延べ 1 万人、 1 万1,700人、 夏休みはまだすごいんだそうですね。

よって、こういうことで、市長がモデルと命名をされた八野小の跡地の活用、ここに手を挙げてよかったと理事長が言っておられますね、よかったと。

そして、今課長がおっしゃったように、地域の方で怒ってる人はいないですね。やっぱし、学校の跡、子供の声がよかったと、当初は老人福祉施設がいいんじゃないかという声がありました。しかし、ごらんの問題がいろいろありますので、それには手を挙げてもらえなかった。よって、保育園のほうに決定をしていただきましたけれども、地域の方も喜んでる。そして、コスモス祭りをすれば、そこに園長自ら、理事長自ら子供ひき連れで参加をして、そこで太鼓をひいて皆さんと交流をされるわけですね。そういう面では、本当によかったなと、行政もよかった、地域もよかった、受けた側もよかったということであれば、それこそ市長モデルじゃないですか。

そこで、ちょっと確認をしておきたいんです。その入った業者も一生懸命努力をしておられますけれども、市長がモデルと言われた私はあの施設がどっかの事業体に決定するまでがモデルなのか。その事業体が活動しながらしっかりと実を結ぶまでを見届けるまでが本田市長のモデル地域ということなのか。そこなんですよ。どうですか。

# 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

八野小学校につきましては、地域の皆さん方が本当に様々なことをお考えになられながら廃校の決定をしていただいたという経緯がございまして、その跡地についての活用についても地域の方々が積極的に参加されて、今お話があるような形の若草会が受けていただいたということになったところでございます。

私どもとしましては、当然この活用が活性化に、地域の活性化につながれば本当に有り難いと、

そのような形にしていきたいという思いを込めまして公募という形で進んだわけでございますが、 本当に有り難いことに、この若草会が手を挙げて進出してくださったということについては、願 ったりかなったりというような状況ではないかなというふうに思っています。

そしてまた、特に園長、理事長、先生におかれては、子供たちの育成のためにちりめん太鼓というものを積極的に取り組んでおられて、そのものがすばらしい成績を上げているということでございまして、そのことを見て、また地域の方々も全面的な応援を重ねられているということも聞きまして、まさしくモデルというような形の跡地活用になってきているというふうに思います。順調に跡地が選定がされて、そこに入ってくれば終わりということではなく、そのことが地域の活性化につながればということがございますので、そのことはきちっと見守りながらいきたいというふうに考えるところでございます。

**O21番(鬼塚弘文君)** ぜひそうしてください。決まったからもう後はいいというんじゃなくて、ずっと後ですね、見守って行政でしてあげられること、地域に行政からお願いしていただきたいこと、いろいろあると思うんです。そういうことをやはり行政のほうでですね、しっかりと目配りしていただきたいと思うんです。

そのちりめんの話がありましたが、これもちょっとここに資料がありますけれども、22名の子供さんがいて、高校生が一人、中学校が10名、小学校8人、1週間に水曜と金曜日練習をすると、6時から8時までですよね。それで、誰でしたかね、私お願いをしましたけれども、あの八野の改善センター、夜夕暮れが早いですよ田舎は、市長ですね、何か子供の声がすいがと思ちょれば、お母さんたちがライターで灯りをともして子供を連れていきやっわけですよ、体育館へやっぱい志布志の田舎やなと、街灯もついちょらん、こういうことでした。私はそこにいてですね、本当身を切る思いがしました。それで、公民館長ともその議論をし、担当に相談してみたところ、今街灯が壊れていると、これを新しいのを設置する準備をしているというもんだから、分かったと、もういいから新しいとじゃねえてよかで、明日すぐつけろということお願いしました。消防署の詰め所の赤いランプの球も切れておりましたね。真っ暗闇ですよ、それを野神、あゆみ、あの付近の子供たちがいくわけですよ、親が連れて。済むまで親はずっと待ってますね。そういうことで、武石先生はやっておられますね。それで今おっしゃったこの前あったんだそうですね。第15回、日本太鼓ジュニアコンクール鹿児島大会、これは九州、全国大会につながっていくということで、市長は日本一が好きな人ですが、日本一にはなれないと、九州大会の予選が取れたということみたいです。溝辺であったそうです。

それで、公民館長が地域の方を呼び掛けてマイクロバス1台、なんにもここの子供たちに関係のない八野地域の方が応援にいったそうですよ。本当、涙して手をたたいたと、そしたら4番じゃったげな、全国にはいけないけど九州大会にいくことになったと。九州大会は1月20日にあるんだそうです。そこにまたいこうよということで、今募ってますよ、いく人を。こういう地域ですからね、ぜひとも行政もひとつ目を配っていただきたいと。それで確認ですけれども、体育館の雨漏りがあった。ステージの裏が、そこは太鼓の格納庫になっておるもんですから、理事長は

冷暖房付きにしてますね、太鼓が傷むということで、すごいんだなと私は思いました。それで、 そこに雨漏ると、このこと、そして体育館の前のトイレが昔の学校の跡でそのまま汚い、園児が とても使える状態じゃないということでお願いしたら、早急に雨漏りもトイレもきれいにしてい ただきました。きれいになっています。

それで、グラウンドの水たまり、プールの水漏れ、これがありますね、このことは役所には伝わっているはずですけれども、この対応はどうなっていますか。

# 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

ただいまお話がありました件につきましては、グラウンドの水はけにつきましては、私の方で 直接水はけをよくするように指示していたつもりでありますが、まだされていないということで ございますので、さらに指示をしたいと思います。

そして、プールの水漏れにつきましては、改修するというふうに聞いております。

## O21番(鬼塚弘文君) じゃあこのグラウンドの水たまりはそういうことですね。

それでやっぱりですよ、官僚の皆さんもそこを聞いていただきたいんです。というのは、私は詳しくは申し上げませんが、グラウンドの水たまりがある、新しい用具をどひこしたとか知らんどん、新品が置いてありますよ。雨が降れば田んぼん中じゃ、それでせっかく買った遊具がくさるんじゃないかと、よって場所を変えることなのかな。よって、役所の方に聞いてみると、いやグラウンドの水たまりの改善はしないよということだったと、いや違うと、理事長ですよ、市長さんなしてくるっち言わったどと、今市長がおっしゃったとおり。よってですね、担当どこか分かりませんが、聞いとってくださいよ。市長がやるということですからしっかりとやっていただきたい。

それとこの漏水、水道課長は承知してました。あのですね、内容はこういうことですよ。プールを使うとき、水をもとを出せばある部分からジャージャーこぼるったげな、そして子供たちがプールで一生懸命泳げば、地域の人たちがプールをつこっくるんなっち、地域に水が出らんと、抜けてたわけですよ、漏水ですよ。それは夏場の話でしょう。もう12月、まだそんまましてあるわけですよ。いつ修理するんですか。

○志布志支所長(外山文弘君) プールの水道の漏水関係ですけれども、これにつきましては、 25年度予算で、いえば地下を通る方式ではなくて、地上をはわすというやり方で取り替えてこの 問題は解決しようというふうに考えております。

「鬼塚弘文君「25年やな」と呼ぶ]

- 〇志布志支所長(外山文弘君) はい。
- 〇水道課長(木佐貫一也君) 参考までに申し上げます。

水道関係については、今おっしゃったように、その時点で把握しておりまして、当然水道につきましては、施設管理者の対応ということでございましたので、今回の件を機に他の課の方にも施設管理者としての施設管理をお願いしたいということで、通知はしたところでございます。

以上です。

### O21番(鬼塚弘文君) はい分かりました。

そういうことで、ぜひ対応をしていただきたい。よってですね、来年度は多分プールを使えないんじゃないかという心配をしておられました。今支所長の話では25年度の予算化。ぜひですね、これほどの多くの子供がやっぱり水浴びを楽しみにいく子供は多いわけですよ。よって、この理事長はですね、どっかボーリングをして水を引こうかという話も一時は思われたそうですよ。しかし、そこまではできないと、あの施設そのものに、子供が手を洗う手洗い場とか、いろいろ思ってですね、当初は200万円ぐらい考えていたと、600万円要ったと、改善にですね。よって、今支所長がおっしゃったように、何かその理事長の話では、どこが漏るか分からないから、あのプールのコンクリートをたたき割ってやるとなれば、市も許可してくいやらんやろうと、どうせ事業課としてはできんやろうと、よってもうプールは閉めるかなと思ってたと。しかし、今お答えいただきましたので、ぜひですね、25年度の当初で対応していただきたいということをお願いをしておきます。

それと、これも紹介しておきたいと思いますが、地域再生ということを非常に理事長も責任を重く感じておられましてですね。私に熱々と語られたのが「もったいない」と、「スポーツ合宿とかあんなものに使ってもいいんじゃないの」といったような話も理事長自らしておられました。できるかできないかは抜きにしてですね、やはりそこまで事業者も考えておられるということです。

それと市長、これはですね、ぜひ建設課なり耳を貸していただきたいと思うんですが、この前ですね、急に寒くなったでしょう。それで、園児の親御さんが保育園に電話をしてきたと、町の方ですよ。何としてきたか、「先生、わっぜ今朝寒いが八野は路面凍結してるんじゃないだろうか」と、であればうちの子供はもうやらないと、怖かったと、理事長は自分の車で走ってみたと、したら凍結してないから大丈夫だよ、安心しておいでということだったと、じゃあどの場所だったかということですよ。田舎にいけばですよ、八野だけに限らず道路の上にトンネルんごと木が生い茂っとっでしょう。それで、一日中日の当たらない場所がある。それから、この県道のこの狭隘部分ですよ、出水中学校のあのいっけん、今工事をしている下の部分。あの辺りが怖くてたまらないと、雨が降ったり、すごく寒が強いときには怖いと。このことをですよ、園児の父兄が保育園に電話を市長するんだそうですよ。私は思うんですね、このことには本当モデルとして成功していると思いますので、早急にですね、責任者から話を聞くべきですよ。どこを意味しているのか、できることであればすぐ明日でもできるじゃないですか。高所機械をもっていって、ここを切ったら日が当たるというところもいっぱいありますよ。

よって、こういう事業者が一生懸命やっているわけですから、人の大事な子を預かって八野まで届けようとする朝、その父ちゃん母ちゃんが心配するわけでしょう。それこそ行政の仕事だと思いますが、そういう目配り、どうですか一つの例ですけれどもね。私が言うよりも直接理事長に聞いてもらったほうがいいかもしれませんね、いかがですか。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

冬季に特に寒い時期には、市内至るところでそのようなことがおきるのではないかなというふうにも考えるところでございます。

市内全域に対しまして、当市の担当の職員は目配り、気配り、そしてまた準備を怠ってないというふうに思っているところでございます。

今のお話のケースでいきますと、今までそういった地域に足を運ばれたことがない方々が心配されているんではないかなというふうに思うところでございます。そのような方にも、そのようなことが生じたら、すぐさま対応できる体制になっているということのお話も申し上げたいと。

そしてまた、理事長とも十分お話を申し上げまして、そのような時には、すぐさま担当の方に 連絡していただけるようにお願いをしてまいりたいというふうに思います。

**O21番(鬼塚弘文君**) ぜひですね、そこらあたりをひとつ課長、間接的でもいいじゃないですか、ちょっと誰が聞きいってよと、それでいいと思います。

やっぱり事業者はですね、役所にはいきにくいそうですよ。いけばまた何かがられやせんどかいと、そうじゃないですか、こんな多くの方がいくわけですから、何もないですかと、営業じゃないけれども、そういう行政サービスをぜひしていただきたいというふうに思っております。

そして、この出水中、田之浦中の跡地をこの八野のこの例を参考の例として活用する気があるかないかということでありますけれども、今、出水中も田之浦中も閉校委員会のもろもろ委員会等があって、私たちも地元の議員として呼ばれていったりしておるんですけれども、私が市長、最も言いたいのはですね、出水中、田之浦中は、まだこんな規模じゃないよ、でかいですよ。よって、八野はいけんやったっけと、たぶん八野を利用している事業者に聞くはずですよ。よかどと、役所が一生懸命してくれやっどと言うのか、やっせんどと言うのか。私はそれだと思うんです、市長のモデルというのは。そういう面で、これは答弁要りませんけれども、出水中、田之浦中の跡地の活用についてもですね、いい例がいっぱい八野にはあると思いますので活用をしていただきたい。でないとですね、いったん閉まってからどうしようって、それは大変ですよ。ああいう広大な土地が相手ですよ、それは田舎の小っちゃな校区ですから八野はあれができたと思うんです。大きい地域になればそれは難しいと思います。そこらあたりも十分に考えて対応していただきたいと思いますが、市長どうですかね。

#### 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

田之浦、出水中学校の閉校後の跡地活用につきましては、平成26年4月に志布志中学校への編入統合ということで準備が進められております。それに伴いまして、学校、PTA、地域代表者等による志布志地区中学校統合準備委員会及び専門部会を設置しまして、統合に必要な通学バスや制服等の補助、児童生徒の交流計画などについて、現在調査、検討して準備しているところでございます。

市としましては、まずは対象となる田之浦、出水中学校区の児童生徒及び保護者が、志布志中学校へ編入統合する際、不安がないということにつきまして、全力を挙げて準備しているということで、そのことを教育委員会に指示しているところでございまして、26年4月に順調にスター

トすることをまず第一に考えているところでございます。

そして、その後スタートした後には、旧八野小学校で実施しましたように、1年間かけて備品等の整理作業を行うということになります。そして、今後につきましては、統合準備委員会で、地域の方々の御意見等を伺いながら、地域での一部施設利用等の配置を考えながら、跡地の活用について、八野小学校でのケースをモデルとして取り組みをしていきたいというふうに考えます。 **〇21番(鬼塚弘文君**) はい、ひとつ努力をしてください。

最後にスポーツ振興、午前中で終わりたいと思います。ひとつよろしくお願いいたします。

この前、南日本新聞に市長、掲載がされておりましたが、有明高校の跡地の問題、12月6日で ありましたけれども、ちょっと読ませていただきますが、伊藤知事の見解でありますけれども、 有明高校の跡地は、さんふらわあが発着する志布志港に近いなどの交通アクセス面を踏まえ、ス ポーツ合宿の施設としての適地として判断を伊藤知事がされたということです。よって、政策調 査課、調整課というのがあるんですね、伊藤知事の政策を調整する課によると、技術関係者ら専 門家でつくる委員会で基本構想を策定すると。よって、野球場、サッカー、宿泊施設などを想定 し、校舎活用も検討していきたい。よって、この政策調査課は既存の、ここなんですよ、市長、 「既存の合宿施設と共存共栄できるよう、どんな種目の合宿を呼び込むなど議論を重ねていきた い」ということですね。既存の合宿施設というのは、私が思うに志布志のことじゃないでしょう か、鹿屋なんでしょうか。こことバッティングしないように、共存共栄できるようにやっていく んだよという意味を知事は述べておられるんじゃないかなというふうに私の考えではその程度し か思いつかないんですけれども、例えばですよ、志布志がスポーツ振興ということで、市長が日 本一のスポーツのグラウンドゴルフ場をやるんだ、しおかぜ公園、千代鳳、尚志館高校、山口君、 いっぱいありますけれども、そういうことで市長は大きな旗をあげておられるが、伊藤知事によ ると既存の合宿施設と共存共栄できるような考え方を指示していると、市長、この見解をどう思 われますか。何を指しているのか。

## 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

知事に直接まだ聞いてはいないところでございますが、このことにつきましては、大崎町の方で有明高校跡地について知事に要望をしてきたというようなふうにも聞いているところでございます。

ということで、鹿児島県では2020年に国体が開催されるということになっておりますので、それに向けて施設の整備ということも当然考えられますので、その流れの中でこの有明高校のスポーツ施設の整備については進むのではないかなというふうに考えているところでございます。

一方、今お話がありましたように、さんふらわあの活用と推進、利活用推進というものは知事も大きな課題として考えられておられます。平成18年に航路変更がありました折にも、この航路については絶対維持していくんだという強い姿勢を示していただいて、航路が存続されているというような状況でございますので、この新聞発表がありましたように、さんふらわあの利活用ができるスポーツ施設にしていただけるということは、重点課題というようなふうにしていただけ

るというふうに思っているところでございます。

ということで、当然共存共栄のスポーツ施設ということになれば、志布志市と一緒になって協議をしていただけるんじゃないかなというふうには考えるところであります。

**O21番**(**鬼塚弘文君**) ぜひともですね、そういうふうにしていただきたい。特に本田市長においては、伊藤知事と本当兄弟みたいなお付き合いのできる方ですから、志布志が一生懸命やってることをですよ、有明高校のあの広大な所に志布志が今やろうとしていることをあそこにやって、それがですよ、バッティングして思うようにいかんと。例えば、合宿先の奪い合いをしたり、そんなことがあっては決していかんわけでありますので、ぜひともそこらあたりを詰めていただきたいなというふうに思います。

それで、通告をしておりましたグラウンドゴルフ場の関係でありますが、これは関係者から数回、数回根強く相談がありました。同僚の東議員の発言だったと思いますが、この前もさんふらわあのゴルフ大会、グラウンド大会がありました。そこで、市長は欠席でありましたが、副市長の方でごあいさつもしておられましたよ。山口君が世界記録を出した。尚志館高等学校が甲子園に近いぞと、そんな町です。というアピールを副市長はしておられました。そして、戦没者の大会のときに、あの代表の方が志布志の紹介をしておられましたね、亡くなられた方々に、今志布志は山口君が水泳で世界記録を出した。尚志館高校が甲子園に近い。相撲の千代鳳関兄弟が頑張っているよということを御霊に報告をしておられましたね。

やはり、多くの市民が思っていることは、市長あなたと一緒ですよ、誇りなんです、誇りなんです。よって、あれほどのグラウンドゴルフをする方がいっぱいおられるが、伊藤知事もこういうことをどんどん有明高校跡地を使ってくるが、志布志のグラウンドゴルフをする愛好家、かなりの数、詳しいことは会長である東議員が存じておられますけれども、専用コートをですね、ぜひ、話は進んでいると思いますけれども、来年度、平成25年度のあなたの施政方針、当初予算に予算計上の一部分でもですね、計上できないものか。ただやるぞ、やるぞじゃなくてですね、もう時がきたと思うんです。どうですか。

### 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

グラウンドゴルフ愛好家の皆さん方におかれましては、本当に毎日毎日練習しておられて、そして大会が毎週のように開催されているということで、本当に私自身としましては、地域づくり、そして御自身たちの健康づくりに役立っているというふうに有り難く思っているところでございます。

私、以前お話したことがあったところでございますが、現在グラウンドゴルフ協会のメンバーは1,700人ほどおられるというふうに聞いているところでございます。それを3,000人ほどにしてほしいということをですね、御希望としてお話申し上げている。それは、どういったことかというと、高齢者の人口が今本市では30%近くなっているところでございますが、おおよそ1万人ほどおられると、その方々のうちの3分の1の方々がそのような形で一緒になって融和と健康づくりに取り組んでいただけるということであれば、それこそ、その部門でも日本一になれるんじゃ

ないかなというふうに今考えているところでございます。

同じように、生涯学習のほうも3,000人ほど会員を募るような取り組みをしてくれるというようなことの指示をしているところでございます。

そういうことで、このことにつきましては、私自身専用コートの設置につきましては、要望を受けてきているところでございますので、たぶん私の要望についても協会の方々がさらに取り組みを深めていただけるのではないかなというふうに思うところでございます。そのようなふうに、取り組みがされるということを前提とするというわけではないですが、平成25年度予算において、志布志運動公園体育館の東側の市有地にグラウンドゴルフ専有場として活用できないか調査研究をするための予算を計上してみたいというふうには考えるところでございます。

[鬼塚弘文君「施政方針は一緒ですか、施政方針」と呼ぶ]

**〇市長(本田修一君)** ただいま25年度予算においてということを申しましたので、施政方針の中に取り込みたいというふうに考えます。

**〇教育長(坪田勝秀君**) 本議会におきましても、教育委員長の委任を受けておりますので、教育委員会の関係分につきまして答弁をさせていただきたいと思います。

お答えいたします。

グラウンドゴルフの専用コート建設につきましては、御指摘のとおり、これまでも御質問をいただきまして、教育委員会としての考えをお答えをしてまいりました。

今回は、ただいま市長の答弁にありましたように、予算を計上して、そして調査研究をするということでございますので、やっぱり一歩前進かなと思ったところでございます。

ただし、私の個人的な素人考えでございますが、公認のグラウンドゴルフ場となりますと、スタート地点からホールまでの長さ、あるいはホールの数等に見合う広さを確保しなければならないのではないかなと思いますし、また、単なるコートのみの建設では、場所にもよりますけれども、利便性の面からはやや難があるのではと考えております。と申しますのは、建設に伴いまして、駐車場、トイレ、放送施設等の付帯施設をどのようにするかということも考慮して取りかからなければならないのではないかなと考えているところでございます。

以上でございます。

#### **〇21番(鬼塚弘文君)** はい分かりました。

ぜひともですね、そういう多方面から検討していただきたい。多目的グラウンドがありますけれども、私の孫もスポーツ少年団のソフトをしてますけどもね、皆さんがグラウンドをされれば、そこでソフトボールの試合に応援にいけば、それは一生懸命暴れて芝はめちゃめちゃですよ。しかし、それをめちゃめちゃやるなとは言えない。しかし、一生懸命市長が言っておられるこの地域を日本一のまちにしたいということであれば、やはり多目的があったりいろんなものがあるけど、その一部分には専用の部分もあっていいんじゃないかということを以前から思って、今回こうして御質問申し上げたところであります。

それで2番目のサッカー場の人工芝、これはいろいろ問題がありそうなんですけれども、この

関係者の方も今のままでいいと、いいぞと、大阪にいきましたけども、向こうの方々も本当感銘をしておられますよ。船から降りたらすぐグラウンド、後ろにはグリーンベルトの松林があると、もうこういう場所はないと非常に喜んでおられます。

しかし、その中の一部で市長にもお話がその時あったと思いますけれども、「市長さん、ここまできたんだからもう一歩前にいかれたら」と、「それは、どういうことですか」というと、人工芝でした。金はかけんでもいいから、人工芝の専用コートが一部どっか片隅にあれば、いいと思いますよという話をしておられて、市長も非常にその時にはやる気というか、思いをしておられたような気がしますけれども、その後検討されたのか、これについての対応、もしくはそうでない対応、どうなのかですね、グラウンドゴルフに合わせてですよ、どうですか。

### 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

本市におきましては、サッカーのできるグラウンドというのは、志布志運動公園の陸上競技場、 多目的広場、ふれあい広場、しおかぜ公園並びに城山総合公園の多目的広場がサッカーができる 施設というふうになっております。

しかしながら、いずれにしましても多目的ということでございますので、このこと、この競技場を人工芝化というふうにするということについては検討が必要というふうに思います。私自身も、このサッカー競技人口を増やすために、そしてまた、サッカーチームを多くのサッカーチームを招致するためには、人工芝というものが必要ではないかというふうに考えた時もあったところでございます。その時に、それではそのような施設を設置するとすれば、事業費として幾らぐらいかかるかということの見積りについても検討をさせた時期がありました。

しかし、その後関係者の方々にお話を聞きますと、そのことは、特に必要ということはないというようなことのお話もたくさん聞くところでございましたので、この人工芝のサッカー場については、先ほどお話がありました県のスポーツ合宿拠点の整備という中で、県の方にこの人工芝のサッカー場の設置を求めていくのがよろしいのではないかなというふうに今は考えているところでございます。

### ○教育長(坪田勝秀君) お答えいたします。

人工芝の導入ということになりますと、1年中利用できますし、そしてまた雨上がりもすぐに 排水しますので、大変あらゆる面から利用しやすいという面は持っておることは認識しておりま す。ただ、競技力向上という面から申しますと、今市長も言いましたように、利用する競技が限 定されるのではないかなということを懸念いたしております。

ですから、小学生から一般市民までの幅広く全般にわたるスポーツ全般を関わります教育委員会といたしましては、どちらかというと多目的に利用できるような施設の方が使い勝手はいいのではないかなと、そういうふうには考えております。

以上でございます。

### O21番(鬼塚弘文君) はい、分かりました。

それぞれ考え方を述べていただきましたので、できるところからひとつ手をつけていただきた

いと思います。

最後、尚志館高校の質問を通告しておりますが、まったく夢のような話かもしれませんが、先ほど申し上げましたが、かなり機運が高まってきております。それで、この前さんふらわあのグラウンド大会の時も関係者の方と話してみましたらですね、非常に楽しみにしておられます。行政がさんふらわあ航路促進にこれほど金もかけ、人もかけ、時間もかけてきたと。ここに、尚志館高校がこの選抜大会に1月25日に選ばれるとするのであれば、我が社も大いに応援したいと。そのことは、役所とも話をしているという話でした。25日が決まらないと、何とも言えませんけど、市長、決まったときはどうしますか。行政として黙ってはおれんでしょう。そういうことですね、このさんふらわあの利活用をひっくるめてですよ、この大隅半島から初めての快挙だと思います、あるとすればですね。この地域の青少年に大きな夢を与えます。この地域の活性化は大変なことです。その時に考えても間に合わんと思いますが、本田校長も、ないも準備がでけんと、25日がこないと。それまでには、まじめに勉強しろよ、校則を守れよと、そのことしか言えない。さて、決まったときは初めてのケース、例えば神村学園とか鹿実であればですよ、今までのケースがあるからできるかもしれませんけれども、初めてのケース、本当ですね、雲をつかむような話だと思いますが、市長の夢でも結構です。いかがですか。

#### 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

この尚志館高校の野球部が9月22日から10月7日まで行われました九州地区高等学校野球大会、 鹿児島県予選大会で準優勝ということで、九州大会に出場が11期ぶりに果たされたところでございました。そして、なんとその11期ぶりに出場した試合でも佐賀北戦、そして長崎日大戦という ふうに進みまして、準決勝で済々黌相手になったところでございますが、残念ながら済々黌相手に0対8で敗れたところでございます。

しかしながら、ベスト4というすばらしい成績でございましたので、この成績は春の全国高校 野球大会選抜野球大会の九州枠四つのうちに入るのではないかというようなふうに関係者全員の 方々が捉えられております。

私どもとしましても、当然そうなってほしいというような希望を抱いているところでございます。そうなりますと、九州大会を勝ち抜いて、そして全国の選抜野球大会に出るということは、 大隅半島で初めて歴史的に出場するということで、本当にこれはすばらしい快挙になるというふうに思っております。

私自身は、大隅半島域の市長さん、町長さんにもそのような状況等をお知らせいたしまして、 その折には、大隅半島から代表ということであるので、全員の御協力、御支援を賜りたいという ことを今重ねてお話ししているところでございます。

当然本市としましては、本格的にこのことについては、様々な方々の御協力と、それから御支援、御指導を賜りながら取り組みをしてまいりたい。その折にはまた、議会の皆様方にも相談しなければならない内容が発生するのではないかなというふうに思っているところであります。

#### ○教育長(坪田勝秀君) お答えいたします。

御案内のとおり水泳の山口観弘選手の世界新記録をはじめとする最近の本市にゆかりのあるスポーツ選手の活躍が、市民はもとより小中学生にも大きな夢と感動、そして希望を与えてくれたということは、教育委員会といたしましても極めてよろこばしく思っているところでございます。

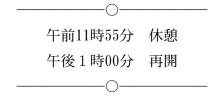
なかでも、今市長が申しましたとおり、今回の尚志館高等学校野球部の九州大会での活躍は、 大隅半島から甲子園が近づいたという大きな夢にまた近づきました。甲子園出場となれば、教育 委員会といたしましても、どのような形の支援が可能かどうか。また、他の市町の支援の例等を お聞きしながら検討することになろうかと考えているところでございます。

以上でございます。

- O21番(鬼塚弘文君) 終わります。ありがとうございました。
- ○議長(上村 環君) 以上で、鬼塚弘文君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため休憩いたします。

午後は、1時から再開いたします。



- 〇議長(上村 環君) 休憩前に引き続き会議を開きます。 次に、13番、小野広嗣君の一般質問を許可します。
- O13番(小野広嗣君) それでは、こんにちは。

早速質問通告に従い、順次質問を行ってまいります。

はじめに自治体クラウドの観点から質問いたします。

自治体クラウドは、総務省が推進する電子政府、電子自治体を加速させる取り組みの一つであります。東日本大震災を機に、にわかに注目されるようになり、導入に向けた動きも急速に加速してまいりました。クラウドは、日本語にすると空に浮かぶ雲のことであります。クラウドコンピューティングという言葉がありますが、これは利用者が機器やシステムが設置されている場所を意識することなくハードウエアやソフトウエアがあたかも雲、クラウドに隠れ、その実態は見えませんが、サービスとして利用することができる仕組みを言います。1台のサーバーを複数団体で共同利用する仮想化技術や通信技術、ソフトウエアの進化などにより、ハードウエア等の資源を一つのデータセンターに集中させることが可能となっております。総務省ではこの点に着目し、平成23年度より自治体クラウドの導入に際して、特別交付税による支援措置を行っております。

情報システムを共同化、集約化することにより、コストの削減や業務の軽減ができる自治体クラウドをそろそろ本市でも導入する検討を始める時期ではないかと思いますが、市長のお考えを伺いたいと思います。

次に、特定健康診査の観点から2点質問いたします。

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、平成20年4月から糖尿病等の生活習慣病に着目した特定健康診査や、その結果に対応すべく義務づけられた特定保健指導が始まり、本市でも特定健康診査等実施計画を策定をいたしております。計画では、平成24年度までの5年間を1期として、5年ごとに見直すことになっております。そこで、5年目である本年も残すところあと3か月というなか、本市の特定健康診査等実施計画の推進状況はどのように推移しているのか伺っておきたいと思います。

次に、特定健康診査に関する質問の2点目は、難聴検査の導入についてであります。超高齢社会となり、慢性的に医療や介護を必要とする高齢者が年々増加をしている中で、厚生労働省の調査によりますと、65歳以上の人のうち「聞こえづらい」と自覚しているのが21.6%、70歳以上では、25.2%と4人に1人は難聴を自覚されております。

また、加齢性難聴の発症頻度は、65歳以上で30%、75歳以上で60%、85歳以上では80%を超えると言われております。加齢による難聴は、老人性難聴とも呼ばれ、高い音が聞こえにくくなるのが特徴で連続した音が途切れて聞こえるために、聞き間違いが多くなり会話もスムーズに進まなくなるようであります。難聴から社会的参加ができづらくなり、家庭内でも孤立することにより、生きがいを失い、閉じこもりやうつ、認知症へと進展させないことが大事であると言われております。

そこで、高齢者の難聴を早期発見するためにも、特定健康診査で難聴検査の導入が図れないも のかお考えを伺いたいと思います。

次に、がんの教育、普及啓発の観点から教育委員会に質問をいたします。

本年6月、国は、がん対策推進基本計画を新たに策定をいたしました。その中のがんの教育普及啓発の項には、健康については子供のころから教育することが重要であり、学校でも健康の保持、増進と疾病の予防といった観点からがんの予防も含めた健康教育に取り組んでいる。しかし、がんそのものやがん患者に対する理解を深める教育は、不十分であると指摘をされている。また、様々な啓発活動が展開されているにもかかわらず、がん検診受診率が20%から30%といまだがんに対する正しい理解がされていない。このように書かれており、「子供に対するがん教育の在り方を検討し、健康教育の中でがん教育を推進する」と述べてあります。

そこで、教育委員会の認識と取り組み状況について伺いたいと思います。

○市長(本田修一君) 小野議員の御質問にお答えいたします。

まず、自治体クラウドについてのお尋ねでございます。

本市におけるクラウド化への取り組み状況につきましては、本市では合併以来更新していなかった基幹システム等の更新を計画しており、その中でクラウドについても検討いたしました。クラウド化につきましては、高いセキュリティーを維持した行政専用のネットワーク回線がベストであるため、県のLGWAN回線の利用を前提としていましたが、回線速度が遅いこと、そして、自治体単独でのクラウド化もできるということでございますが、いくつかの自治体と共同でクラウド化したほうがよりメリットが大きいということから、共同利用でのクラウド化を模索したと

ころでありますが、情報がなかったところであります。

その他、技術的な問題や運用に関する問題などがありまして、今回のクラウド化については見送るという判断をしたところでございます。しかし、クラウド化については、今後必ず避けては通れない課題であるというふうに認識しているところであります。

国においてもクラウド実施団体での課題、問題点等を洗い出し、検証しながらより整備された環境のクラウド化を推進していくものと思われますので、国、県、あるいは先進自治体の動向等にも十分注意しながら、次期基幹システム等の更新計画には自治体クラウド導入への方向性を出すように検討してまいります。

次に、特定健診について計画の推進状況を示せというお尋ねでございます。

お答えいたします。

特定健康診査等実施計画の推進状況でございますが、特定健康診査、特定保健指導につきましては、特定健康診査の受診率、特定保健指導の実施率について、各保険者ごとに目標値が定められており、国が定めた市町村国保の平成24年度の目標値につきましては、特定健診受診率が65%、特定保健指導実施率が45%となっております。

本市の特定健康診査受診率の目標値につきましては、平成20年度が30%、21年度が20%、22年度が50%、23年度が60%、24年度が65%の目標値となっておりますが、実績といたしましては、 平成20年度が23.5%、21年度が32.0%、22年度が35.9%、23年度は速報値ではございますが44.3% となっておりまして、目標値には隔たりがあるところでございます。

次に、特定保健指導の本市の目標値でございますが、平成20年度が15%、21年度が20%、22年度が25%、23年度35%、24年度45%で目標値となっておりますが、実績につきましては、20年度が18.4%、21年度が27.2%、22年度が48.3%、23年度が38.5%で年度により変動はありますが、ほぼ目標どおりに実施されております。24年度についてでございますが、特定健康受診率について、本市独自の目標を70%として掲げたところで取り組みを行っております。11月末時点で、集団健診受診者が2,793人、個別健診受診者が39人、情報提供者が350人の合計3,182人となっておりまして、受診対象者7,400人に対しまして、43.0%の受診率で現時点で既に前年度と同程度に上がっているということでございます。

今後、未受診者に対しまして、個別健診の受診勧奨や、通院者への情報提供の提出をお願いしまして、受診者増につなげてまいりたいと思います。

次に、老人性難聴についてのお尋ねでございます。

老人性難聴は、本人が気がつかないことも多々ございまして、耳の聞こえが悪くなるのは、老人性難聴とは別の病気の影響も考えられますので、早めに医師に診てもらい検査を受けることが重要かと考えております。

なお、特定健診時の聴覚検査の導入にあたっては、県内の市町村では実施しているところがなく、検査機関も新たに測定機器を設置する必要があることや、個別健診で受診される場合も医療機関の多くは測定機器の設置が必要となるため対応できない状況というふうになっております。

また、現在特定健診を実施している健康ふれあいプラザや農村環境改善センターでは、受診者が多数いらっしゃいますので、検査のための周りの音が遮断される部屋や、受診者の待合所の確保が必要になるところでございます。

市としましては、難聴になった場合でも、高齢者を孤立させない取り組みが重要であると考えており、高齢者の老人性難聴と認知症には、大きな関わりがあると言われていることからも、介護予防事業の充実などに取り組んでまいりたいと考えております。

### ○教育長(坪田勝秀君) お答えいたします。

学校における健康教育につきましては、小学校体育科及び中学校の保健体育科の保健領域を中心に、あらゆる教育活動において児童生徒の発達段階に応じた指導が計画的、系統的に行われております。

このような学校での取り組みによりまして、児童生徒は生活習慣病を含む病気の予防、それから飲酒、喫煙の防止、さらには薬物乱用防止、健康と環境との関わり等についての重要性について認識を高めております。

しかしながら、がん対策推進基本計画にある指摘のとおり、がんそのものや、がん患者に対する理解を深める教育につきましては、必ずしも十分であるとは言い難い状況でございます。

他県や他市町村の取り組みによりますと、がんの予防や命の大切さを学ばせるために、がん患者の方を講師に招き、児童生徒に体験談を語っていただく学習を実施してきているようでございます。このような取り組みによりまして、児童生徒のがんやがん患者に対する理解が深まっておりまして、大変効果的であるようでございます。

本市におきましても、いじめ防止の観点からも命の大切さについて学ぶ生命尊重の教育、あるいはまた死の教育については、各学校で具体的なかつ計画的に実施をしているところでございます。

また、私自身も11年前に胃の全摘手術をいたしましたので経験者でありますから、校長会、校 長研修会等では私の体験談を語ったりしておるところでございます。

今後、他県や他の市町の取り組み等を各学校に紹介をいたしまして、児童生徒のがんやがん患者に対する理解を深めるための取り組みの充実が図られるよう指導してまいりたいとかように考えております。

以上でございます。

**〇市長(本田修一君**) 先ほど答弁しました数字に誤りがございましたので、訂正をさせていた だきます。

特定健診の本市の受診率につきまして、目標の数値が、平成20年度が30%、21年度が40%でございまして、先ほど20%というふうに答弁いたしましたので、訂正させていただきます。

**O13番(小野広嗣君)** それでは、自治体クラウドに関する観点から一問一答で行ってまいりたいと思います。

市長の方からも先ほどの答弁で、合併時に更新してない部分を更新していく中で、そういった

基幹システムの更新の流れの中で導入が検討できないかということで進めていったと。国・県を通してやってますこのLGWANですね、こういう、こういった回路になってくるわけですが、この中での検討でも少し弱いんではないかということで、少し今歩みが止まってるなという理解です。

一応、市長このクラウド、自治体クラウドに対するこのメリット、デメリットって当然あるわけです。先ほどは国の動向を見ながらいわゆる調査研究というようなことになるんでしょうけれども、そこに対してはデメリットの面も含めて今課題が見えている。そこも含めて精査されていく中で、どう推移していくのかというのを見極めたいというのがあるんでしょうけれども、メリットをどのように考えていらっしゃいますか。

## 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

自治体クラウドの導入のメリットというのは、まずもってコストの削減というものがあろうか と思います。

そして、それに伴いまして業務の軽減が図られて、コストの削減がされるということになろうかと思います。さらにセキュリティーの向上も図られていく。そしてまた、結果的に効率化が実現しまして、住民に対するサービスの向上が図られてくる。

そしてまた、先ほどもお触れになられましたように、災害に強い形のものになっていくんではないかな。そしてまた、安定的な長期保守体制の確保ができるということになる。そしてまた、 庁舎の方でも庁舎自体の有効活用、そしてまた電気料金の節約も考えられるということがメリットとして考えられるというふうに思います。

O13番(小野広嗣君) この質問を通告を行ったわけですが、通告以前にこの自治体クラウドのそのメリット、デメリットというものを市長はしっかり把握はできていらっしゃったんでしょうか。

#### 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

先ほど始めに答弁いたしましたように、合併後、本市は基幹システムの統合をしたところでございました。その際に、この将来的にはクラウド化というものが考えられるということについては担当の方から聞いていたところでございます。

O13番(小野広嗣君) その中身についても聞いていたということでよろしいですよね。

細かく言う必要もないですが、行政単位でやっていく分と個人単位で使う分とか様々あるわけですが、個人であればもう実際私もこのクラウドを使っております。

いわゆる自分のハードディスク等が破壊されて、ウイルス等にやられて自分のデータが失われていく可能性というのは当然あるわけで、過去に半年分ぐらい少しそういった状況に陥ったことがありました。ですから、しっかりバックアップを取るということに関しては、気をつけておりました。そういった流れの中で、3年ぐらい前からこのクラウド化という「クラウド」という言葉が生まれ始めて使われるようになりましたね。今は至る所で使われています。そして、個人的に言うと私はNTTのOCNに入っておりますので、そこでこれは有料で展開されているクラウ

ドを利用しています。月々例えば300円とか350円払う。あるいはマイクロソフトがやっているのは、無料でそういったサービスも提供をしている。

これはですよ、市長、どこにいても、例えばうちで言えばうちにデスクトップのパソコンがあって、そこでデータを処理して、それをクラウドにあげていく。そうするとスマートフォン、そして外に出ていったときに、いわゆるノートですね、ノートパソコンであるとか、今で言うと様々ありますね、そういったものを持ち歩いて出先で、いわゆるワードであるとかエクセルであるとか、PDFファイルであるとか、そういったものを閲覧し、作業をして、そしてまたそれをアップすると。どこにいても使えるということですよね。ある意味でいえば、銀行とATMのような関係ですよ。いわゆるどこにいても日本中どこからでもお金の引き出しができると、有り体に言えばそういうこと。そういったものが今あります。すごく便利ですね。それでデータのバックアップもしっかり守られていくという。なぜこういったものが被災地で3・11の震災後注目をされたかというと、それ以前にもこのクラウド化というのは言われてたんですね。だけれどもあの震災のときにいわゆる庁舎が崩れたり、データが消失したりして大変な状況だと。それ以前にこの自治体のクラウド化がなされていれば、データは守られて住民にいろんな手続きで支障を来すことはなかったろうということですね。そういった流れをしっかりつくり上げていこうということで、それをカバーするために今国が先導をして実証実験をやっていますね。実証実験をやった結果というのが先ほど市長が答弁されたような結果になるんだろうと思うんですね。

そういう意味では、いわゆるより多くの自治体が加盟して一緒に共同してですね、やっていく ことによって割り勘効果が出てくるんだと、そして、コスト削減ができる。そして要員、いわゆ る職員も少なくて済む。その分をじゃあどうすればいいのかというと、新しい課題である行政サ ービスとして市民に還元できるんだという流れですね。ここらについては、本当に今後考えてい かなければいけない流れだろうと思ってますが、再度答弁をお願いをいたします。

# 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

先ほども答弁いたしましたように、本市の電算化のシステムの導入につきましては、合併後から基幹システムの統合ということをいたしまして、その後次期にはクラウド化というものがあるということについて、十分認識を深めていたところでございます。

お話のように3・11が発生いたしまして、その被災の自治体において全ての情報が流出してバックアップできない状態になったということは、とりもなおさずその後の災害復旧について大きな支障を来しているというようなふうには聞いているところでございます。そのことをもって、政府は今後積極的にこのようなことに陥らないために事業化をしていく姿勢を見せているということについては、私どももそのことにしっかり対応してまいりたいというふうには考えるところでございます。

O13番(小野広嗣君) 市長もある程度理解をされて答弁されてるんだろうなというのは理解をしています。やはり最初の答弁でも、今後のやはり計画の中に、いわゆるこの自治体クラウドの 導入に向けたですね、計画性のある構想というものをやはり考えていかなければならないと、そ してそれをやはり入れ込んでいく方向であるということですので、そういう方向で前向きにお願いをしたいなと思ってるんですが、国としてもそういった計画性、いわゆる努力義務なんですが、努力義務として、そういった計画を策定しなさいと、市町村に2011年度ですか、そういう方針を総務省がうたっているんですね。ですから、どれだけそのことについて、今内部で細やかに議論がされているのかなという思いがあってこの質問をしたわけですね。いわゆるそういうことを議論する前に、じゃあこれまでの電算システムを含めて情報化にかかる経費というのはすごくでかいんですね。首長さんから見たときに、いわゆる人件費以外で手をつけていくときに、人件費以外にコスト削減をできる分野というのはここが一番大きいと言われてるんですよ。ですから、ここにしっかり目を向けていかないと、いわゆるそこで落とす分を落とす分だけ市民に還元できることがいっぱい増えてくるわけですので、そこの目線というのをですね、やっていかなきゃいけない。

そういう意味では、これまでのいわゆる年度年度、いわゆる制度は変わるたんびにシステムを変換でしょう、こんなばからしい話はないわけですよ。同じことを全国の自治体がやってるわけですね。それであれば同じソフト、同じ大きなパソコン、コンピューターでもいいですよ、そこを中心にして一緒に仕事をやればいい。そういう考え方に立っていくわけですね。そういった意味で努力義務とはいえ、そういう方向性をやっぱりさして、自治体にそっちに目を向けなさいということを言っているわけですが、例えば防災に関しても、今本市では防災計画を一生懸命練っていますけれども、その議論の中でこの自治体クラウド化というのは議論されているのかちょっとお聞きしたいと思います。

**〇市長(本田修一君)** 今回新たに地域防災計画を立てようということで、国・県の流れを待っているところでございますが、その中でこの自治体クラウドについての項目はないということでございます。

○13番(小野広嗣君) そういう観点からも、いわゆるマニュアルどおりにものごとを進めていくと、そういうことになっちゃうんですよね。ガイドラインがあって、国が示すガイドラインがあって、県、そして市町村ときて、そこの中での議論をするから、いわゆるその市独特のですね、議論というのができない。今、私が言った視点というのは今後必ず必要ですよ、防災を計画を練る上でも、ぜひそのことも含めてですね、検討をしていただきたいと思っております。取り入れて議論をしていただきたいと思っております。これは要請をしておけばいいと思いますけれども、もう一つは、このこういった事業をやっていくと、いわゆる割り勘効果ってさっき言いましたけれども、各自治体で例えば五つの共同体をやっていくと、あるいはそれはもっと大きな規模になるかもしれません。将来的には道州制の下地になる可能性だって出てきますね。それを共同で職員がやっていくときに、様々な事業の洗い直しが出てきます。そういったことをお互いの自治体の職員が共同でやり合う中で、無駄が見え始めて仕事のやり方がより効率的なのはこういうことだったんだろうなとか、様々なメリットがあると思うんです。

そういう意味では、こういう先進、こういうことに取り組んでいる、実証実験も済んでますの

でね、そういったところにしっかり職員を派遣して学ばせて、それをじゃあその中で本市ではどのことが取り入れられるのかということをもうそろそろですね、真剣に取り組まなければいけないんじゃないかと、そういう観点から、そしてもう一つは、やはり大幅にコスト削減ができるんだよと、データも守られるんだよ、大きく言えばそういうことがありますね。

市長、そういったことも含めて早急にこの先進自治体に職員を派遣して、自治体クラウドに関するノウハウ、これを学ばせるつもりはございませんか。

# 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

現在本市では、合併以降の基幹システムの更新というものをしなければならないと、現段階で そのシステム自体が非常に脆弱化しているというような状況ございますので、それを早急に解消 するような対応をしなければならないという段階になっているところでございます。

そのようなことから、ただいま議論がありますような形でのクラウド化に取り組むということになれば、それこそ割り勘効果が出るためには、多数の自治体の参加が得られた形での取り組みが必要ということになりますので、そのことの取り組みについての時間が少々足りなかったと、得ることができなかったということになるということでございます。ということでございますので、この更新が済みましたらすぐさま先進自治体等の勉強させていただきながら、次のステップでクラウド化に取り組んでまいりたいと思います。

**O13番(小野広嗣君)** 国が新たな開発費用だというか、データ移行の費用であるとか、そういったものを今みるというふうに言ってます。

そして、こういうことを打ち出したということは、もうそういう方向に国が持っていきたいということになるわけですね。これはすばらしい僕は事業だと思っているんですね。これが少しでも早く本市、もしくは共同でつくっていく共同自治体、こういった中で出来上がることが望ましいなと思っておりますので、前向きに進めていっていただきたいなと思います。

情報システムの運用経費の実態というものも本当は知りたいんですが、細やかな数字、年度年度で出てるわけですよね。そして、どんだけこのことに関してお金がかかるのかと、この積み上げを市長のところに出してほしいんです、担当課は。そうするとびっくりしますよ、金額に、大変な金額ですこれは。だから、これを国で言えば兆というお金ですよ。これをやはり自治体間が共有し合って経費節減、そして、ますます定員適正化計画の中で職員が減っていく。そういった中で、どういう対応をするかって苦心されていますよね。それを救済するのが一つのこのシステムなんですね。ですから、先々へ延ばすんではなくて、早め早めにこのことに関しては導入も含めてですね、職員派遣も含めて前向きに取り組んでいっていただきたいと思いますので要請をしておきます。

次に移ります。

特定健診の関係であります。

特定健診に関しては、市長が先ほど数字的なものを述べられました。それは8月の広報で結構 細やかにですね、出していただいてます。目標値等もしっかりこちらでもを掌握をしてるんです が、8月号のいわゆる広報の方で、すごいなと思うんですが、目指せ特定健診受診率70%という高い値を掲げてですね、書かれてる。僕はすばらしいことだと思ってるんです。どこの自治体もこのことに関しては苦心してますね。そして、国保の会計的なものを見たときにも、この特定健診、あるいはその指導がどう生かされるかで全然変わってくるんですね。国保が守れるか守れないかというところまでつながっていく大事な事業ですよね。それに対して、本市では保健師さんも含めて一生懸命されているということがよくこの8月号も見ながら思ったところなんですが、それにつけても目標値に届く、これはどこの自治体も苦労してますから、本市はぎりぎり頑張っているのかなという気もするわけですが、一番これがですよ、受診率が伸びない理由、ここにも書かれてますけれども、この書かれている内容は内容としまして、市長の答弁としてお聞きをしときたいと思います。

### 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

特定健診の受診率向上につきましては、今お話があったように、国保制度の根幹を揺るがすような医療の流れがあるということがありまして、危機感を持ち、このことについての向上を職員 一体となりまして目指しているということでございます。

私自身、平成20年の議会におきまして、国民健康保険税の改定をしなければならないという事態になったときに、本当にその時に議会に提案した、本来なら健全化のために提案しなければならない数字というのは、47%上げなければならない数字だったわけでございますが、とてもとてもそのような数字は提案できないということで、27%で提案しましたところ、それも高すぎるということで否決されまして、翌7月議会に臨時議会を開催していただきまして、19%ほどに値上げをさせていただいたと。そして、その時に実は毎年毎年5%ぐらいずつ医療費が伸びるというシミュレーションがされておりましたので、このことについては、本当にまた多くの市民の方々に御負担を申し上げる場面が生じるということを危機感を持ちまして、それ以来健康増進運動に積極的に取り組みをさせていただいているところでございます。

そのような中で、改めて先ほどお話しましたように、国の目標が平成24年度が65%というものが示されており、それによりまして、ペナルティー制度もあるということもありましたので、今年においては、特に65%までもっていきたいというような希望を担当職員にお話ししましたところ、様々なものを事業を組み立てて取り組むとすれば、70%まで可能ですよというような数字をいただいたということで、私自身としましては、それをじゃあ目標としましょうということで現在取り組みをしているところでございます。

しかしながら、先ほど数字も申しましたように、極めて厳しい状況ということでございます。 それは、今までも特にそのような診察を受けなくても私は健康だというような方が多数おられて、 なかなかそういった機会に結びつかなかったということがございましたので、今回改めてそのよ うな方々にも、この事業の趣旨をきっちりお話をさせていただいて、特定健診の向上に結びつけ てまいりたいというようなふうに考えて、今後目標どおりに少しでも近づけるように、できれば 目標に達するような取り組みを重ねてまいりたいと考えているところでございます。 O13番(小野広嗣君) 目標値を70%に掲げたということをすごく僕は評価をしてるんです。なかなか高いハードルなんですけれども、僕もいろんな地域の首長さんと語る機会が多いんですよね。特に、この大隅半島域の方々と話す機会があって、皆さんこのことですごく頭を抱えていらっしゃって、どう打開していけばいいのかが答えがなかなか見つからないということもよくお話をされます。そういった中で本市においては、様々に努力をされております。

受診率向上のための取り組みということで、自治会の報奨金であるとか、健康づくり推進委員の受診のための勧奨。また、看護師による受診勧奨ですね、そういったこと。そして、受診のための啓発活動もBTVを使ったりとか、ホームページを使ったりとか様々に行っているということは理解をしております。そういった中で、一つこの実施計画の中で住民が参加したくなるような企画立案や教材の活用というのがうたってあるんですが、この点についてはどういう努力をなされているのか、ちょっとお示しをしていただければ有り難いなと思っています。

**〇保健課長(若松光正君)** 御紹介がございましたように、まず住民の方々にこの健診の大切さを理解していただきたいということで、自治会の自治会報奨金制度の説明をいたしました。各自治会に出向いていって、直接御意見を伺ったところでしたが、その場でいろいろと御質問をいただいたり、御理解をいただいた結果、自治会におきましては、受診率が高まってきているところでございます。

未加入者につきましては、なかなか未受診者に対しての受診勧奨は行うんですが、在宅でおられなかったり、それと健診に対する意識がなかなかこちらの思いどおりに高まってくださらないというようなことがございまして、伸び悩んでいるところでございます。

先ほど申しましたように、健康づくり推進員の方々には、足をそれぞれの御家庭に運んでいただいて、受診率の向上に努めていただきました。

私ども保健課としましては、啓発ということでは、先ほどお話がありました広報等を通じまして、またあらゆる健康教室等の機会を通じまして、お知らせとお願いをしてまいってきていると ころでございます

O13番(小野広嗣君) 努力をされていることは分かります。

訪問をされていらっしゃらないという、それは時間的なものは当然ありますよね、そこらをやはり広げていかなければなかなか会えないということになるわけですね、会えないままで同じことを繰り返しているんだろうなって僕は思ってるんですよ、そうじゃないですか。時間帯を変えなければ会えないですよ、会えないところはいつまでも。

**〇保健課長(若松光正君)** そのような反省がございますので、時間帯を変えての訪問、もしくは電話等での勧奨もできるわけでございますので、今後未受診者が集団健診も終わって、はっきりしてまいりますので、これからですね、人手をなるべくかけまして、個別健診もしくは既に通院中の方については、その意思表示がなかったりされておりますので、情報提供等につなげてまいりたいと考えております。

O13番(小野広嗣君) ぜひそういう取り組みを進めていっていただきたいと思いますし、僕な

んかも反省しなきゃいけないんですが、いろんな文書が届いてきて、そして、その文書も見ずに そのままということがやっぱりあるんですよね。そして、僕自身も集団健診は受けませんけど、 年1回健診を受けてますので、そういたものを返さなきゃいけないんでしょうけども、そういっ た文書はもうなくしてたりとかいうことがあって、逆に申し訳ないなという思いがあるんです。

そういう水面下でつかめてない人たちというのは結構いらっしゃいますね。ですから今調査票なんかも送られてしっかり取り組まれてるけど、それもまた文書であるということで、なかなか厳しいなというふうに思うんですよ。そういった意味では、今言われた時間を変えて訪問する。あるいは大変でしょうけど、少し時間を延ばしてやると。そしてもう一つ言えば、今言われたように電話での勧奨、この電話での勧奨というのはこれまでもされてるんですか。

- **〇保健課長(若松光正君)** 今までは取り組んでおりませんでした。
- O13番(小野広嗣君) できればですね、そういう訪問だけでもなかなかつかめないかもしれません。そして、電話であれば、もう少し効率の良い取り組みもできるのかもしれませんので、電話勧奨もですね、きっちり取り組みの柱としてですね、やっていっていただければなと思います。よろしいですか、市長どうですか。
- 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

集団健診が一応終了いたしまして、先ほど言いましたより44%までなっていると、昨年並みの数字がもう達成されているということでございます。

そして、今後は健康づくり推進委員の方々にも協力をいただく、そしてまた、今年度においては、特に全職員を対象として、それぞれの集落に未受診者がいたら、その方々に声かけをするということの取り組みをするというふうに年度当初から職員に対して何回も何回も話をしているところでございます。このことは、保健課の担当職員だけではとてもとても70%を達成できるということではないというふうに思いますので、当初からそのようなことで、今年度においては本当に有り難いことに自分たちで一生懸命やるからということで、高い目標を設定してくれた保健課の職員に感謝するということも含めまして、全職員で今後遺漏者に対しまして対応していくということを考えているところでございます。その中で当然電話等によるお願いもするということもなろうかというふうに思います。

O13番(小野広嗣君) ぜひですね、目指せ受診率70%という高い目標、志があるなというふうに、この点に関しては本当は評価をするところであります。その評価が実質が伴うような形でですね、今後推移していっていただければなという思いがあって、今回は何かあらを探すということではなくて頑張っていただきたいという思いで質問をさせていただいています。広報等も見て、8月号のあの取り組みを見ると体験談が2本載ってるんですね、ああいう体験談等を語っていっていただくと、やはり体験というのは人の心を打ちますのでね、いいのかなというふうに思っています。それも併せて今後一生懸命取り組んでいただければと思っております。

では次に、この観点の2点目です。

聴覚検査の件で質問をさせていただきました。特定健診というのは、国がいわゆる健診項目を

定めておりますね。そういった中で、同じ自治体が同じような検査をやっているということになるわけですが、その中にいわゆるこの聴覚の検査というのは入ってない。

市長、先ほど冒頭の質問で言いましたけれども、やはり聞こえづらくなっていく、高い音からだんだん聞こえなくなるというわけですね。しかし一方で、低い音はまだ聞こえるらしいんですね。ですから、自分がいわゆる聞こえづらくなっているということに気づきにくいということがあるんですよ。だからこそ、早めに気づかせるということが大事、そして気づくことによってうつ病であるとか、認知症になる、そういった道から外れていくことができるということがよく言われてるんですね。ですから、僕も1年1回健診を受けるんですが、そこで聴覚の検査も受けてます。いわゆる企業健診みたいなやつは必ず聴覚健診あるんですよ。それがなぜ、国保のこの健診中に入れられないのかなと思うんですが、その辺はどうなんですか。

○市長(本田修一君) 私自身も人間ドックを毎年受けておりまして、その時に聴覚の検査をしているところでございます。その際には、やはり、極めて特殊なボックスの中に入って高価な機具でチェックを受けて、その聴覚テストをするわけでございますが、そのようなことに、この特定健診の例えば集団健診の場合は、極めてすることも難しいのではないかなというようなふうに考えたところでございます。

そのようなことで、今後対応するとなれば、先ほども答弁いたしましたように、大勢の中で集団健診をするわけでございますので、特別にそのような装置、あるいは部屋というものを設けた形での施設、そしてまた、待っていらっしゃる方の待合所の確保というものを整えながらしていかなければならないというふうには思うところでございます。

O13番(小野広嗣君) 市長、質問通告の冒頭質問で申し上げてますように、この難聴、老人性難聴と、いわゆる認知症、引きこもり、うつ病、こういったところの関係性が密接にあるということは分かってらっしゃいますよね、そういう意味からも、本市においては現段階では、こういう特定健診の中に、それを取り入れることは少し難しいかもしれないけれども、介護予防の中でしっかりやっていきたいということを述べられているわけですね。その認識は一緒でいいですよね。であれば、いわゆるこの難聴を簡単にチェックできる簡易チェッカーというのがある。このことは御存じですか。

○市長(本田修一君) 今回議員に御質問いただきまして、初めて私自身も簡易の聴覚チェッカーというものを勉強させていただいたところでございます。このチェッカーによる取り組みをしている町もまだごく限られているようでございますので、今後その地域につきまして勉強させていただければというふうに考えます。

**O13番(小野広嗣君)** 通告をいたしておりましたので、簡易チェッカーの通告はしてないわけですけれども、やはり当局の方で調べられたんでしょうね。そういう質問になっていくんだろうなということを想定されたんだろうと思います。当然理解できる範囲なんですが、いわゆる今市長が述べられたのはこれなんですね、こういうやつなんですよ。写真では見られてないでしょう、見られてないね。ちょっとした携帯電話を大きくしたタイプなんですが、普通のチェッカーと違

って音だけではなくてですね、これ商品名はもう挙げませんので、挙げないほうがいいでしょうから、ほかにも似たようなのも出てますのでね。たくさん種類はないんですよ、まだ。種類はないんですが、やはり特定のところだけを出すわけにもいきませんので、そういった中で、「飛行機」だとか「日比谷」だとか、そういった言葉を発信する。あるいは「1時」だとか「7時」だとか「羊」だとか、そういうまぎらわしい言葉で反応させるとか様々、「何年何月何日」というの聞かせて、もう1回確認をさせるとか。そういうことを多岐にわたってやる。でもそんなに複雑じゃないんです。そのことによって、いわゆる聴覚の検査もできるし、認知症の検査にまでつながる。だけれど、ここで診断がくだるというわけじゃないんですよ。簡易チェッカーですから、そこで少し疑わしいなと思ったら病院にいっていただく。だから、健康プラザとかいろんなところでですよ、血圧を簡単に測るのは今日常的になってますでしょう。そういった形で簡易チェッカーによってチェックしていただいて、そして病院には自分でしっかりいっていただく。そうすることによって、特定健診ではありませんけれども、いわゆる国保の問題も少しでも解決するんではないだろうかと思うんですが、市長はどう思われますか。

## 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

ただいまお話になられたケースは埼玉県の鶴ケ島市ではないかなというふうに思いますが、こちらの坂戸市と鶴ケ島市での定期健診実施の際に、平成19年で9,653人が受診されまして、そのうち575人に聴覚に異常があったというような結果が出ているようでございます。この方々には、すぐさま専門医へ再受診を勧奨したということでございますので、私どもこのことにつきまして、少し勉強させていただければというふうに思います。

**O13番(小野広嗣君)** 市長は、よく勉強させていただきたいと、市長が勉強されるんですか、 職員が勉強されるんですか。

○市長(本田修一君) 私自身ができる場合は、私自身もしたいと思いますが、直接的には担当職員がするということになります。

O13番(小野広嗣君) ぜひですね、担当職員の方にしっかりこういったことを学んでいただいて、そして調査していただいて、そしてその実態というのも多少は今述べられたような形で出ていますけれども、もっと具体的に様々な声が上がっています。僕も持っていますけど、そういったことをもう言う必要もない共通理解ですのでね。それを押さえた上で、本市でも本当にいわゆる高齢者に限らずですよ、いわゆる若年性認知症等もありますし、若い40代ぐらいからでも発症するわけですので、様々な機会をとらえ場所をとらえて、こういう簡易チェッカーをもって、そこに対する取り組みが簡単にできるんであれば、利用しない手はないなというふうに思っておりますので、少し前向きにですね、この点は進めていっていただきたい。

そして、特定健診に入れられる入れられないというのは、今後の国の動向もあるでしょう。国 に声を挙げていって、国がその健診項目として入れ込んでいけばいいという問題もありますね。 どうせ負担金として出てくるわけですので、それもありますけれども、実はこの質問をした背景 にはこういうこともあるんですね。市長はですよ、県の国保連合会の理事長ですよね、僕今まで 知らなかったんですよ、理事長なんだと思いました。

そして、もっと言えば、国の国民健康保険中央会のいわゆる15人しかいない中の理事になっていらっしゃいますね。ここは何をやるかというと、いろんなことをやるわけですけれども、今1番目に申し上げました特定健診、そしてこの指導、こういったことの見直し等も議論している場ですよね。そして、もっと言えば、いわゆる市長は今で言えばここで国民健康保険の言えば主体者ですよね、そして県では理事長、そこに今度は、この中央会から全国の様々な先進的な事例を取り上げて落とすという仕事の立場で理事をされているんですよ、実は。それはよろしいですよね、その自覚があられたのかどうか。

## 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

県の国保連合会の理事長につきましては、今は3年ほどしているところでございますが、昨年 度から全国の中央会の理事もさせていただいているところでございます。

なぜ私が選ばれたかというと、この志布志市での特定健診に健康増進運動についての取り組みが極めて特異的というか、先進的というか、そのような形で推移しているということが、その私が選ばれている一つの理由になっているようでございます。

私自身も中央会のほうにいきまして、本市の特定健診の目標率について70%ということを述べまして、このことについて、また様々な協力をお願いしたいということもお話しているところでございますが、中央会での情報によりますと、70%が達成されるとなれば同じような規模の自治体では日本一ではないかというふうに言われております。

ということで、私どもがそのことを達成することによって、本市の取り組みを全国的に広めて まいりたいというようなこともお話をしているところでございます。当然、鹿児島県では私ども の取り組みをモデルとしてやっていくように理事長として取り組みをしてまいります。

O13番(小野広嗣君) ぜひですね、ですから市長、ここの中央会の仕事の中身、いわゆる特定健康診査、特定保健指導の推進等に向けた対応という項目があるんですね。その中にはやはり保健事業事例集のデータベースを開発したというのが1点あります。そしてもう一つは、いわゆる国保ヘルスアップ評価事業というのを立ち上げてやっていくんだというこの2点がありますね。そうなってくると、今市長が言われたようにいわゆる保健事業の事例集のデータベースという中に、本市のこの70%アップ、ここを達成したときの事例というものが当然含まれてこなければいけない。そういった観点からいったときに、先進的な取り組みとしてさっきの難聴チェックも含めて、特定健診の中に先駆けて入れたと。これは特別な、今は特別なことかも知れませんけれども、そうではなくなっていくわけです。そういう観点でのいわゆる中身の詰め方というのはできないのかなと思って、今回質問しているんです。どうでしょうか。

#### 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

今お話がありますように、この事業を取り組むことによりまして、更に健康増進につながっていく。あるいは介護予防につながっていくということのようでございます。このことをしからば、 今の現職員体制でどのような形で取り組んでいくかということについては、まだ協議をしており ませんので、協議をいたしまして、そのことができるようになれば更に他の機関にも働き掛けを して全体の事業としてなれるように取り組みをしてまいりたいと思います。

O13番(小野広嗣君) すぐには動き出さないかもしれませんけれども、そこに移行する前段階としてですね、先ほど述べた簡易チェッカーの導入というのはですね、職員の方にしっかり学んでいただいて、早期に市長の耳に詳しくまた入れていただいて、できれば25年度よりですね、簡易チェッカーのチェックができるような体制が組めればなと思いますので、前向きにここはお願いをしたいと思います。簡単に答弁をお願いします。

## 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

現有職員の体制の中で、また現在行っている保健事業の中で、どのような形で取り組めればいいか、取り組むことができるか十分内部で検討をさせていただきたいと思います。

**○13番(小野広嗣君)** ぜひ70%達成を目標にしている中の一つのですね、支えにもなると思いますので、ぜひ前向きな取り組みを要請をしておきたいと思います。

次に移ります。

教育委員会サイドよろしくお願いをしたいと思いますが、教育長自身も自分のがん体験を語ることがあるということでありますね。日本というのは、いわゆる2人に1人ががんにかかる。そして、3人に1人ががんで亡くなるというある意味で「がん大国」と言われてます。その割にがんに対する知識がなさすぎるという。死生観、先ほど出てましたね、学校でもそのことをというのがありました。やはり死生観に違いがあるんだろうなという感じがして、ある意味で昔の日本にかえるべきであるとまでは言いませんけれども、やはり死生観が揺らいできているんだろうなという気がしてならないんですね。そういったことは余談ではありますけれども、5年間で、今後5年以内にこのがん教育というのをしっかり見据えてやっていくんだという観点での答弁をお願いいたします。

#### ○教育長(坪田勝秀君) お答えいたします。

特に、先ほど申しましたように、本市の場合は、必ずしも十分でないということは、私ども認識しておりますので、がんのこの対策推進基本計画にあるようなですね。

ですから、確かにやることはいっぱいあるわけですが、私どもは生命尊重だけでなくて、一方ではまた防災教育だとか、人権教育だとか、あるいは平和教育だとか、あるいは性教育などを含めてですね、そういう時に、今おっしゃるように新しい項目と言いましょうか、古くて新しいと言うべきでしょうか、そういうがん教育の必要性、重要性ということが声高く言われ始めましたので、今おっしゃるように、この基本計画の中には24年度から5年ですかね、5年以内に学校での教育の在り方を含めて、健康教育全体を正しく見直しなさいというようなことが書いてございますので、私どもは全くやってないわけじゃございませんが、先ほど申しましたように他県、青森県と鹿児島市だったと思いますが、やっているように聞き及んでおりますので、そういうところにも、またデータ等ももらいながらですね、どういう効果的ながん教育がこの5年間において進められるかということをしっかりと私ども自身が勉強をし、そしてまた、管理職を通じて学校

現場で児童生徒に普及啓発を図ってまいりたいとこういうふうに考えております。

O13番(小野広嗣君) 教育長自身も自分ががんにかかったと、私も父も母もがんでなくしておりますので、比率から見ればそうなっちゃうんでしょうね、やはり。よく以前も1回紹介したかもしれませんけど、「がんの秘密」という東京大学医学部附属病院の中川恵一准教授の本なんですが、いろんな方の本の中にもがん教育についてはいろいろあります。この中川准教授が提唱されて、今進めれているいわゆる中学3年生全員にがん教育を行っていくんだということ。そのためにがん教育基金というのが立ち上げられているんですね。そのことは御存じでしょうか。

**〇教育長(坪田勝秀君)** 詳細には存じ上げてませんが、そういう一つの方法がある。そしてまた、そういう書物もあるということは聞いております。

ですから、また私も今議員の御指摘、また御指導はいただきましたので、図書館にも必要であればそういう本も入れてですね、子供たちにそういう面からも啓発を図っていければいいなとこういうふうに考えております。

**〇13番(小野広嗣君)** ホームページを見ていただければ、日本対がん協会というホームページ がありまして、そこの中に中学3年生全員にがんを教えたいと、がん教育基金というのはあります。

そして、ここがですね、この中川准教授の監修を経まして、いわゆるがんのための啓発DVDというのを20分ほどの分をつくってるんですよ。「がんちゃん」というのが、そして、がんが「オッジ」という48歳、大体平均的なそこを出してるんですね。そこに取り付いて動いていく様をずっとおもしろおかしくとらえて啓発をやっているんですね。このDVDというのは、小中学校には数にも限りはあるわけですが、50枚とか、100枚単位で無料で配布するんです。そして、それ以上多くなっていくと、今度は150円とか200円ぐらいだったと思いますが確か、そのぐらいで配布ができると。そういう取り組みをしているんですけれども、そこはつかんではいないんですかね。

**〇学校教育長(金久三男君)** ただいま御指摘のありましたことにつきましては、今のところ存じ上げていないところでした。

**O13番(小野広嗣君)** 今すごく全国的にも問い合わせがきたりして、またどんどん要請がきている。がん基金を立ててますから、そこから拠出はできるわけですけれども、そうやって無償で配布もできているわけです。でもあまりに量が大きくなると、やっぱり実費で配布ということもあります。ただ、学校の子供たちにという面で見れば、今のところ無償でですね、配布になっていますので、ぜひ活用を。

なぜそういう活用を勧めるかというと、それを学校の教室で一緒に子供たちと見るんですね、 見たら新鮮な驚きを子供たちが覚える。そして、家に帰っていただいて、親と一緒にまた見てい ただくんですよ。そうすることによって、子供が親に、例えば父親に「たばこをやめなさい」と か、お母さんに「しっかり健診を受けなさい」、子供が親に言うようになるんです。これこそが本 当のがん教育だって、この中川先生は言われてるんですね。だから、そこのところをですね、し っかり見極めて進めていっていただきたいんですがどうでしょうか。 **〇教育長(坪田勝秀君)** 確かにそういう逆の方向でと言いますか、子供たちから保護者が教えられるというケースであれば非常に効果的だと思いますね。

また、子供たちは実際には中学生であっても自分ががんに縁があるかというようなことは、まああまりまだ感じてないだろうと、やっぱり大人になってですね、四十、五十になってから初めてがんというものの身近さというか、そういうものを感じるんでしょうから、逆にお父さんお母さんに、今議員指摘のような形で還流できればですね、これは非常にすばらしいことだと思います。

ですからぜひ、そういう今度は子供たちが親を啓発するという、保護者を啓発するというようなケースをぜひ実行できたらいいなと思っております。

O13番(小野広嗣君) ぜひですね、なぜ中学3年生なのかと、それを提唱されているのかというと、遺伝子や細胞分裂などの知識、基礎知識ですね、これを学んでるんですね、その時。そして義務教育の最後、ここでしっかり押さえておかなければいけないという観点からですね、これが今全国展開で進められていっておりますので、ぜひ教育委員会の方でもそういった情報をしっかり握って、先ほど教育長言われましたよね、近隣市町さんだとか、県の情報とかを得て、そしてその情報を、いい情報があったらそれを各学校に落としたいということでありますから、私が今申し述べたようなことも含めてですね、そういったものを取り寄せて学校に配布していただくとか。そうすることだけで、大きくこの志布志市のですね、がんに対する認識というのが、また変わっていくんだろうなというふうに思います。

この中川先生ががん対策推進協議会でも述べられているんですけど、いわゆるいろんなところにいって、先ほどの体験談じゃありませんけど、講演会なんかもされてます。青梅市で行われた時に、学校の先生、あるいは子供たち、両面からのアンケート調査をやっているんですね。もうみんな真剣に聞いてて、感動の場面があるんですが、その中でやはり言われているのは、学校でのがん教育という、がん教育=(イコール)学校での教育を指すと、大人という話が出ましたけど、大人へのがん教育ということは別途の問題で、大人へは啓発なんだと。そこを分けて考えないと、がん教育というのは学校現場では絶対進まないということを述べていらっしゃるんですね。まさしくそうだろうというふうに思います。

そして、もっと言えば保健体育という言い方をするけれども、保健体育の中でちょっとだけ教えたり、総合学習の時間でちょっとだけ教えたりする。それではなくて、将来的には保健と体育を外して教えていかないと、これはがんについてだけじゃないですよ、保健という中で様々なことを集中的に取り込めるような仕組みをつくらないと進むべきことが進んでいかないという提言までされていて、それもかなりの理解を得られています。

実は「2人に1人ががんにかかる」、そして「3人に1人がなくなる」というフレーズがありますね。実は「2人に1人ががんにかかる」という言葉を初めて全国展開で使われたのはこの先生なんです。その時には、ちょっと言い過ぎじゃないのという言葉があったらしいんですが、そうではなくて、今どこでだってそう使われるし、行政でもそういうふうに使われる。言葉の持つ意

味、重み、教育長が一番分かってらっしゃると思いますが、そのことをやはり教育現場に立つ人間は、しっかり子供たちに伝えていかなきゃいけない。釈迦に説法で申し訳ないんですが、僕は中川先生の本を読みながらですね、そういったことも学んだんですよ。そこで言われているのが、先生たちがですね、こう言われてるんです。「がんについてほとんど知らなかった」、「子供たちにも教えるべきだということも感じた」ということですね。そして、先生たちががん教育を十分に担当できるのかというと、それがなかなか難しいと。ですから、特に注目をして勉強している先生のいる学校と、そうでない学校、志布志市内の小中学校でも当然そこには今後差ができるわけですので、先ほど申し上げました、この5年間の中で中身を詰めていってしっかり教育をしていく。そこに差があってはならないわけですから、その観点でも先に先に手を打っていかないとずれていくなと思うんですが、教育長どうでしょうか。

# ○教育長(坪田勝秀君) お答えいたします。

先ほど保健と体育は分けて考えるべきだろうと、そういうふうに思うことも私どもしばしばで ございますが、ただ教育課程上は今のところ保健体育という教科でくくられておりますので、こ れを二つに分けるということは困難かもしれません。

いずれにいたしましても、がんの教育というのは、本当に私もそうですが、とにかく自分がなってみないと、そうそう身近になるというようなことはあまり感じることがないわけでございまして、ましては子供たちはそうだろうし、家庭にそういう縁のあることがなければ、なおのこと身近に感じられないということでしょうから、やっぱり教育の方面で目を覚まさせるということを考えながら進めていくには、どうしてもやっぱり今おっしゃるような提言いただきましたような方法で、子供たちを啓発し、そしてまた、同時に家庭も保護者も啓発すると。両方の効果が上がるように進めていくべきだろうなと、今つくづく考えたところでございます。ありがとうございました。

O13番(小野広嗣君) 先ほども述べましたとおり、がん教育についてアンケートを取ったら、そこに参加された先生たちが知っているようで、がんのことについては、ほとんど知らなかったと。自分たちも勉強しなければならない。そして、学んだものをしっかり子供につないでいかなきゃいけない。そして、子供たちの未来をつくり上げていかなきゃいけないのも教師の仕事であると。そういった意味から「決しておろそかにはできないことだなということを学んだ」という声がるるあったみたいでございますので、そういったことも含めて、本市の子供たちを預かる先生たちが、そういった観点でもですね、いっぱい仕事はあられるので、本当いろいろ言うのも申し訳ないなと思いますが、こと命の大切さ、尊厳、そういったことまで及んでいく大事な部分だろうと思いますので、そういった取り組みをぜひお願いをしたいと要請をいたしまして質問を終わります。

以上でございます。ありがとうございます。

O議長(上村 環君) 以上で、小野広嗣君の一般質問を終わります。

ここで、2時20分まで休憩いたします。

午後2時12分 休憩 午後2時22分 再開

\_\_\_\_

○議長(上村 環君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番、立山静幸君の一般質問を許可します。

O12番(立山静幸君) 通告に基づき、順次質問をしてまいります。

1番目の農林漁業振興について、(1)の佐賀県武雄市はフェイスブック内に特産品等販売の専門ページを開設し、自治体による初のフェイスブックを利用した通販を展開をしております。

今後の目標として、3年間に200自治体の参加を目指しておられます。本市も平成25年度当初予算に参加を目指して調査研究費を計上する考えはないかでありますが、10月5日午後7時30分からのNHKのクローズアップ現代の番組で、九州の佐賀県、熊本県、宮崎県のネット販売状況が紹介をされたところであります。自治体が主役のネットを生かした新たな戦略として、九州野菜等チャンス到来として佐賀県の武雄市はフェイスブックによる自治体初の通販、熊本県は大手ネット販売業者が生産者の送料を軽減するため、特産品等を問屋の1,000円の品物を添えて2,000円のセットにした販売を実施をしている。

宮崎県は、百姓隊を結成して、伝統野菜8品目を生産し、料理方法やレシピを添えてネットで 販売をしていると。

以上のようなネット販売の紹介の中で、武雄市はフェイスブック内に特産品等販売の専門ページを開設し、地元業者等の商品を選定して無料で掲載し、地域活性化を進めていること。また、 自治体が通販を行うのは、全国初めての試みであるということであります。

さらに九州は一年中暖かい気候を利用した多くの野菜等が生産をされるため、今後3年間で200の自治体の参加を目指しているということであります。本市もお茶、キャベツ、青果用かんしょ等々、1年中出荷ができる品物が多くあり、また魚介類、しいたけ、しきみ、さかき、花など等々をネット販売ができる品物が多く生産をされます。

自治体の直接運営、出店料無料、様々な特産品の生産者の所得の向上などすばらしい取り組みであると思っております。平成25年度の当初予算に参加を目指して、調査研究費を計上する考えはないか市長にお伺いをいたします。

〇市長(本田修一君) 立山議員の御質問にお答えいたします。

現在市におきましては、ホームページによる特産品等の販売は行ってないところでございますが、議員のお話のとおり、佐賀県の武雄市をはじめ全国6自治体でフェイスブックによる特産品の販売が行われているようでございます。

県内では、薩摩川内市が平成20年5月からこのシステムを導入して、特産品の販売に取り組んでおられるということで、現状がどうかということを確認しましたところ、取り扱っている商品の数は黒豚セット、うなぎなど、9商品がフェイスブックにアップされておりまして、販売実績

につきましては、11月末現在でゼロ件と、まだ販売されてないということであるようでございます。また、導入に当たりましては、導入経費のほかにシステムの維持管理費等が必要ということであり、今後システムの活用、運営方法等が課題であるということでございました。

現状では、市の観光特産品協会において、商品登録の作業など、ホームページによる特産品等の販売の準備を進めているということですので、市としましては、まずこの取り組みに対して支援を行っていく考えでございます。

なお、フェイスブック等による販売につきましては、既に取り組んでいるただいまお話しました薩摩川内市をはじめ、今後県内の市の連絡会等で情報収集を行っていきたいというふうに考えております。

## O12番(立山静幸君) ただいまの薩摩川内市が取り組んでいるということでありました。

現在、4市町で実施中であると、そして4市町でまもなくオープンをするということでございます。そういうことで、その実施の4市町の中に薩摩川内市がありましたので、電話で聞いてみたところであります。最初電話をするときに、農政課かなと思って農政課に電話をしました。そしたら、「いえ、うちじゃないです。観光何とか何とか課に回します」ということで、観光に切り替わって、そこでも「観光何々課です。何の要件ですか」ということでしたので、こうこういうことで教えていただけませんかということでしたら、私が聞いたところでは、23品目現在登録していますよということでありました。その中でですね、私が観光〇〇と言ったのはですね、観光シティーセールス課という課でした。シティーは都市、セールスは外交、販売の市町村がですね、こういう職員に対してですね、課まで設置をして都市の観光を売り込むんですよという課名で取り組みがされております。

これを聞いてですね、これはお隣の薩摩半島でありながらですね、公務員も今から先はこのセールスに取り組まないかんということを感じたところであります。

そういうことでございまして、私が聞いたところでは23品目ということでありました。今後情報を収集するということですが、フェイスブックの利用者はですね、世界で10億人、日本に1,700万人の実名登録であるそうであります。消費者は、自治体が運営するサイトであるので、安心感、信頼感があると喜ばれているということであります。鹿児島県の10倍の人たちがこれを利用しているわけですので、これを来年度ですね、冒頭申しましたとおり、当初予算に計上してですね、調査研究する考えはないかですね、再度お伺いをいたします。

## 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

今お話になられました武雄市につきましては、IT活用日本一のまちを目指しているというふうに標榜して、様々な取り組みをされているまちでございます。

私どもも、その先進的なまちというものを目標に取り組んでまいりたいというふうには考えているところでございます。

私自身もフェイスブックに挑戦したところですが、なかなか使い勝手が悪くて、ちょっと今ま た元の携帯に戻っているところでございまして、使いこなせなかった実情がありまして、職員に 対してもあまり無理なことは言えないなと今思ってるところでございます。

本市では、ブランド推進室がございまして、そちらの方で本市の発信、知名度アップのための発信をしていく取り組みをしているところでございまして、そのブランド推進室をもとにフェイスブックを活用する取り組みを研究させているところでございました。

そういうことで、私自身も挑戦しようとしたんですが、ちょっとまだまだ私にとっては難しい機器ということでありました。しかし、今お話がありましたように、今後このiPhoneの世界では、ツイッターというのが登場いたしまして、ツイッターの場合匿名でありましたので、非常にその書き込みについて問題が発生していたケースが多いようでありましたが、今お話がありましたように、フェイスブックにつきましては匿名性ではなく、その実名を登録しながら発信していくという内容でございますので、信頼性というものは格段に高いものというふうには認識しているところでございます。

ということで、自治体がするとなれば更にその信頼性は高いということにはなりますが、本市においては、先ほども答弁しましたように現段階では、まだ観光特産品協会の方で物品の販売についてホームページでやるという取り組みを開始したばかりですので、そちらの方の推移を見ながらフェイスブックの対応については考えてまいりたいと思います。

**〇12番(立山静幸君)** 特産品協会が始めたばっかりでやるということですが、特産品協会には 市から1名出向もしているんですが、今特産品協会の職員というのは何名ぐらいいらっしゃるん ですか。

### ○港湾商工課長補佐(中吉広志君) お答えいたします。

特産品協会の職員につきましては、市からの派遣職員が一人、嘱託職員が二人、そのほか事務所内にパート職員が二人、外の事務所と申しますか、総合観光案内所にパートが二人、アピア内の港湾通りにパートが3人ということで、合計11人となっております。

**O12番(立山静幸君)** そんなに特産品協会は人がいるわけですね。私は、特産品協会、そしたら派遣職員も要らないような状況のように人がいるということでありますね。分かりました。

そういう特産品協会が私は通販ができるのかなと思っているんですが、先ほども申しましたとおり、市がやることによって信頼感、安心感があるというようなことでございますので、それからすると同じような市の特産品協会ですので安心・安全はあると思うんですが、それでもやっぱり市がですね、実施をしたほうがいいと思ってるんですが、1年間ぐらい様子を見たり、調査をするということですが。先ほども申しましたとおり、200の自治体の参加を目標にされていると。それで、この武雄市の市長さんは、自治省(総務省)の出身だそうですが、お聞きしますと。そうなりますと、あらゆる自治省(総務省)に顔が広いわけですから、全国に200の参加はできると思うんですよね、いろんなそういう総務省にいられた方の顔でですね。そういうことになりますと、1年か2年待つと、もう200の自治体がですね、参加をして、もう何というんですか、本市が始めるときにはもう遅くなるんじゃないかとこう思うんですけれども、その点についてはいかがですか。

### 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

仮に200自治体が参加するような、そのようななんだとすれば、またその中でも競争が起こってくるというふうには思っているところでございます。いかに独自のものを、そして特色ある形で全国に販売していくのかというのが課題ではないかなというふうに思っています。

そういう観点から、本市はブランドづくりと、地域ブランドを確立しながら地域の物産を販売していくんだよという方向をとらさせていただいているところでございますので、今そのことの成果が徐々に出てきております。先ほど言いましたように、観光特産品協会の方で港湾通りでも特産品を販売しておりますので、そのことをきっちりネットで販売できる道をつくっていこうということでございます。

薩摩川内市につきましては、常に情報収集をさせていただきまして、取り組みがこの本市での 取り組みとあわせて、そのことについても見つめさせていただきながら、取り組みができる時に はやっていくということになろうかというふうに思うところでございます。

**〇12番**(立山静幸君) 薩摩川内市を今後注視をしていくしていくということですが、11月30日 の南日本新聞にですね、鹿児島銀行が3市と業務提携をしたという新聞記事がありましたが、その中で薩摩川内市は地域成長戦略を来年度から始めるために、食品や次世代エネルギーを柱とした協定を結んでいると。それから、南さつま市は、市立坊津病院や特別養護老人ホームの経営改善を助言を求めている。さらに再編が進む学校の跡地利用の在り方も模索をした協定を結んでいるという記事がありまして、私もこの記事を見ながらですね、我が市も出水中学校、田之浦中学校が26年度から志布志中学校に統合するということがありまして、この跡地利用とですね、併せてこのフェイスブックが長所も短所もあると思うんですよね。そういうことを鹿児島銀行と協定書を結ぶ考えはないかですね、お伺いをいたします。

### 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

この薩摩川内市、南さつま市、垂水市の3市と包括的業務協力協定を鹿児島銀行が結ばれたということにつきましては、私どももどうして特別に特定の3市とのみかなというふうに不思議に思いまして調べさせたところでございました。

このまちにおかれましては、鹿銀が指定金融機関ということになっておりまして、そのような関係からこういった形で包括的な業務提携をされるということの提携があったようでございます。本市は、指定金融機関は、そう鹿児島農協ということでございますので、今後私どもとすれば同じような取り組みをするとなれば、そう鹿児島農協、あるいは経済連とか、そういった形になるのかなというふうには思ったところでございます。

**O12番(立山静幸君)** 指定金融機関が鹿児島銀行であるという、これは垂水も日置も載っておったんですが、その4市も全部が指定金融機関なんでしょうかね。

○市長(本田修一君) そのようなことでございます。

O12番(立山静幸君) 銀行も無料で調査研究をするわけでしょうから、何かメリットがないと しないと思うんですけれども、指定金融機関でなくてもですね、利用者は預貯金をしたり、それ から住民の方も預貯金をしたり、いろんな借り入れをしたりしているわけですよね。これももう少し鹿児島銀行とですね、詰める必要があるんじゃないかと、そういうのがこの統廃合の跡地の利用問題じゃなくて、まだ志布志市が抱える大きな問題もあると思うんですよね。それ等についても、こういう鹿児島銀行さん等がですね、鹿児島銀行でなくても信用金庫等々もいろいろ農家に対しては、いろいろと協力をしているようでありますので、そういう銀行さんとか、いろんな先ほど言われましたJAの関係とかですね、市としてもあらゆる団体を調査をしてですね、有利な行政運営ができるようですね、やっぱし進めていくべきではないかとこう思うんですけどいかがですか。

## 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

今回、鹿銀さんの方でこういった業務提携をされたということにつきましては、今議員がお話ありましたように、それなりにメリットがあってこういった提供されているということであろうかというふうに思います。

本市は、鹿銀とは指定金融機関の関係にないということでございますが、今お話がありましたように、このことについては問い合わせ、あるいは申し込みというものはしてみてもいいことではないかなというふうには思っているところでございます。問い合わせはしてみたいと思います。〇12番(立山静幸君) もう1点、フェイスブックの有利な点を申し上げますが、武雄市は今後3年間でですね、1,000品目を登録し、年商10億円を目標にしているということであります。武雄市の市長がいかに農林漁業者に夢と希望を与えているかということは、この目標で分かると思います。農林漁業者がもうかればですね、商店街もおのずと商店街がにぎわい、商店街ももうかるということなんですよね。そのようなことで、本市は主幹産業が農業でもありますし、どうしてもこの取り組みをですね、市が主体になってですね、進めるべきではないかと、こう思いますが、そのブランド推進室に勉強をさせたりすることもいいですけれざも、やっぱし予算を組んでですね、生産者の方々との話し合い、そして、フェイスブックがいいのか、また別な通販がいくらでもありますので、その辺とかですね、いろんな研究をする必要があると思います。

それで、失礼ですけれども副市長にでもですね、責任を持たせて調査を私はするべきだとこう 思いますが、再度お伺いいたします。

#### 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

武雄市の樋渡市長さんは、私どものまちに来ていただきまして、講演をしていただいたことが ございました。それはなぜかというと、市長さんが朝市を始められまして、その朝市が目覚まし くたくさんのお客さんを集める朝市に育っていった。そして、がばいばあちゃんのまちでござい まして、がばいばあちゃんのチームをつくられて、高齢者のコーラスチームをつくられて、それ が話題になったということでございまして、そのまちづくりについては、特に注目をしていると ころでございます。

そしてまた、後ほどお話がありますが、イノシシが出るということで、イノシシ課というのつ くられまして、その対策を練られたりしているところでございます。それから、ラベンダーとい うのをまちの特産に仕立てあげられておられるということで、私ども本当にその取り組みについては、注目をしているところでございます。今回また新しいそのような取り組みをされてきたということについては、私どももそのことについては参考にさせてもらいたいというふうには考えているところでございますが、また私どものまちはやっとホームページで物品販売をする段階まで至ったということでございますので、しばらく待っていただければというふうに思います。

**〇12番(立山静幸君)** 講師として招かれていろんな話も聞かれたということであります。また親交もありますのでですね、ぜひ市長さんの思い、向こうの思いやら、今の状況をですね、200の自治体を目標にされておりますので、その早い機会にですね、参考されるような取り組みをですね、ぜひやっていただきたいと思います。

次に、移ります。

2番目の有害鳥獣捕獲についてでありますが、イノシシ捕獲を円滑に進めるため、報償金の見直しをする考えはないかでありますが、山重校区内では、5月から11月にかけて、イノシシによる被害が多く発生をしたところであります。主にかんしょ畑、迫田の水田が多く、地主はもとより、地域住民の方々もあまりのひどさに驚いているところであります。

山重校区内では今年に入りまして、小学校の付近までの住宅まで被害が発生をし始めております。写真を見せますが、この写真は9月29日、山重郵便局から東へ50mぐらいいった所の住宅の庭に昼間ですね、2匹現れて、犬が吠えるもんですから窓から外をお客さんだろうと思って外を見たら、イノシシ2匹がですね、部屋の中を見て3分ぐらいじっとしておったそうです。このようにですね、それで奥さんにカメラを持っけということで、カメラを取りにいって五、六枚写されたということの写真です。これはアップ、2匹をアップした写真であります。このようにですね、もう小学校の付近の住宅まで堂々と出て、かんしょ畑や野菜菜園を荒らし回っているわけです。

あまりのひどさにですね、数名の方が市役所に捕獲許可申請書を出され、11月の初めまで5、6頭が捕獲されたということを聞いております。市役所から捕獲を依頼された捕獲実施者は、捕獲申請者と数か所の被害現地を調査をし、さらに付近の山林等をくまなく調査をされるそうであります。1頭捕獲するには何日も現地にいき、また、捕獲する隊を組まなければいけないということで、数人が一緒で数日間かなりの延べ日数にしますと、かなりの日数になるそうであります。また暑い夏の時期なので、ジュースを飲んだり、飲み物代、あるいは何回も足を運ぶためガソリン代等を含め、相当の出費が加算をしているというようなことであります。

このような状況でありますので、現在の捕獲報償金は1頭当たり4,400円だそうであります。農家の被害を最小限に食い止めるために、捕獲実施者が気持ちよく捕獲に協力していただくように行政、住民、農家が一体となって捕獲が円滑に進みますように、報償金の値上げはできないかお伺いをいたします。

### 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

本市では、有害鳥獣による農作物の被害について農家の方などが電気柵や防護柵を設置するな

どして、自主防除をしていただいた上で被害が発生する場合に、被害の軽減を図ることを目的と しまして、有害鳥獣捕獲期間中に限り市の猟友会に有害鳥獣捕獲を依頼しております。

市からの捕獲依頼に基づき、捕獲された有害鳥獣の種類ごとに報償金の単価を設定してますので、捕獲の実績が確認された場合には、捕獲報償金として市の猟友会に支出しているところであります。報償金の単価は、代表的なものとしましては、今議員のほうでお話がありましたようにイノシシが1頭当たり4,400円、カラスが1羽当たり600円であります。報償金の支出実績としましては、平成22年度が72万6,900円、平成23年度が89万4,800円、平成24年度の見込額が113万4,300円で年々増加してきております。今後も捕獲頭数が増加傾向にあることから、報償金の支出全体も増加が見込まれるということでございます。

このようなことから、現時点におきましては、報償金の見直しをするということは考えておりませんが、今後は近隣の市町や市の猟友会と十分協議をしてまいりたいと考えております。

O12番(立山静幸君) 防護対策としてですね、かんしょを植え付ければすぐ黄色のみず糸を畑の周りに2段に張ったりですね。そして、髪の毛がいいということで、散髪屋さんやらパーマ屋さんに散髪の髪をもらいにいったり、そして、人が着た服装のにおいにこないということでですね、着た古い着物をばですね、脅しにしたりですね、あらゆる防護はしているわけですよね。

しかし、イノシシは頭がいいのか分かりませんが、周囲は食べていないんですよね。畑の真ん中ぐらいにいって食べているわけです。もう、おねともずっと鼻でおこしてですね、地主さんたちが気づいたときには、相当やられた後なんですよね。そういうことの防護対策は、特に青果用かんしょの方々はされております。

そしてまた、私どもの近くでも初めてのことですので、野菜畑に有刺鉄線を張ったり、防護柵をしたりですね、いろんな手当てもしたわけです。それでも、この2匹は3週間ぐらいおりました、同じ場所にですね。そういう被害がありまして、どうしてもこの報償金を100円でも500円でもですね、上げていただいて、こういう出費多難な行政でありますけれどもですね、猟友会の方々がですね、気持ちよくイノシシを獲りにですね、申請者から上がった分について気持ちよく出ていただいて、そして捕獲に協力していただく手当てとしても上げていただけないか。

そして、現在この有害鳥獣捕獲登録者というのが志布志で26名、松山で25名、有明で21名の72名が登録をされているそうです。話を聞いてみますと、10年前は有明で80人から100名ぐらい許可者がおられたということで、10年間で5分の1ぐらいに減っていると、こういう捕獲をされて猟銃を持っていらっしゃる方も、年齢をもう70を超えているということでですね、後継者も育てなければいけないというようなこともあるわけですよね。そうすると、一応やっぱし値上げをしていただいてですね、こういう誰でもできると、ボランティアでもできるということではないわけですからですね、特殊な免許を持っている方でしかできないということですのでですね、何とか値上げはできないもんですかね。

#### 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

平成22年度と平成23年度と24年度を比較したときに、捕獲依頼の件数が23年度48件、そして本

年24年度がもう70件ということで増えております。実際、捕獲の実績の頭数につきましてもイノシシの場合では、23年度が122頭、そして24年度が146頭ということで、現在の報償金でも増えているというような状況ではあるようでございます。ということで、今後また報償金の増加が捕獲頭数の増につながっていくのか。あるいは、地域住民の方々の安全が保たれるような環境がつくれるのかということについては、猟友会の方々と十分協議をさせていただければというふうに思います。

O12番(立山静幸君) 猟友会の方と協議をするということでありますが、猟友会の方たちが、そういう言われたんじゃないですけどですね、私の考えを言ったんですが、9日の新聞に阿久根のわなによる捕獲が載っておったんですが、志布志市でもわなの捕獲の免許を取る人が多くなったということで、これもですね、一つのわなをかけるのに約1万円ぐらい要るそうですよ。ワイヤーを買ったり、それを細工をしたり、いろんなの。それで15組から20組ぐらいないといけないと、最高で20か所ぐらいわなをかけて回るわけですね。そういうことで、やっぱし15万円から20万円ぐらいのお金も要るわけですよね。そういう農家を守るため、また反面、肉のことも阿久根のので書いてありましたが、肉の利用を深められないかとか、いろんな書いてありましたが、獲る人は肉の楽しみもあるかもしれませんが、しかし、1番目にはやっぱし農家の人を守ってあげるということが第一なんですよね。そういう半面、ボランティア的な捕獲の仕方というようなこともあるわけですよね。

そういうことですので、市長が猟友会の方々とも話をするということでしたのでですね、前向 きに話を進めていただいて、何かやっぱしジュース代でもなるようなですね、食糧費を組むとか ですね、いろんな手当てを考えていただきたいと思うんですがいかがでしょうか。

## 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

今わなによる捕獲のお話が出ましたが、捕獲の方法としましては、銃器とわなによる捕獲があるということでございます。

銃器による捕獲は、猟犬を使ったり、複数の会員で行う必要があって、わなについては一人で設置するということが可能ということで、わなの捕獲が増えていると。平成24年度実績としましては、銃器による捕獲数は89頭、銃器と猟犬による捕獲が21頭、わなによる捕獲数は315頭ということで、圧倒的にわなによっての捕獲がされているということでございますので、こういったことも含めた上で猟友会の方々と検討をしてまいりたいと思います。

**〇12番(立山静幸君)** 今、犬ということが出まして、私も犬も聞いてみたんですが、犬は中ぐらいの犬で30万円から50万円ぐらいするそうです。

そして、最高の犬になりますと200万円以上するんだそうですね。そういうことで、それにはひと月に5,000円ぐらいのえさ代も要るというようなことでですね、猟友会の方々も非常に協力をされているわけですので、ぜひ猟友会の方といい方向の協議をしていただきますようにお願いをしまして終わります。

〇議長(上村 環君) 以上で、立山静幸君の一般質問を終わります。

\_\_\_\_

O議長(上村 環君) 以上で、本日の日程は終了しました。

明日は、午前10時から本会議を開きます。

日程は一般質問です。本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午後3時07分 散会

# 平成24年第4回志布志市議会定例会(第3号)

期 日:平成24年12月11日(火曜日)午前10時00分

場 所:志布志市議会議事堂

# 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

坂 元 修一郎

平 野 栄 作

西江園 明

岩 根 賢 二

#### 出席議員氏名(23名)

1番 平 野 栄 作 3番 西江園 明

5番 玉 垣 大二郎

7番 鶴 迫 京 子

9番 毛 野 了

11番 本 田 孝 志

13番 小野 広嗣

15番 金 子 光 博

17番 岩 根 賢 二

19番 小 園 義 行

21番 鬼 塚 弘 文

24番 野 村 公 一

2番 下 平 晴 行

4番 丸 山 一

6番 坂 元 修一郎

8番藤後昇一

10番 立 平 利 男

12番 立 山 静 幸

14番 長 岡 耕 二

16番 林 勇作

18番 東 宏二

20番 上 村 環

23番 福 重 彰 史

欠席議員氏名(1名)

22番 丸 﨑 幹 男

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 教 育 長 坪 田 勝 秀 情報管理課長 又 木 勝 義 財務課長 野 村 不二生 市民環境課長 竹之内 宏 史 福祉課長 福岡 勇 市

農政課長上原登

畜 産 課 長 山 田 勝 大松 山 支 所 長 溝 口 敏 久

 水 道 課 長
 木佐貫 一 也

 農業委員会事務局長
 福 岡 保 孝

学校教育課長 金 久 三 男

副 市 長

総務課長 溝口

清

藤

修

猛

企画政策課長 武 石 裕 二 港湾商工課長補佐 中 吉 広 志

税務課長 小辻一海

保健課長 若松光正

 耕地林務水産課長
 井 手 佐喜雄

 建 設 課 長
 中 迫 哲 郎

志布志支所長 外山文弘

会計管理者 中崎秀博

教育総務課長 津 曲 兼 隆

生涯学習課長 樺 山 弘 昭

- ( ) -

# 議会事務局職員出席者

 事務局長
 今井善文
 次長兼議事係長
 仮重良一

 調査管理係長
 村山
 睦議事係
 桑水浩紀

# 午前10時00分 開議

○議長(上村 環君) これから本日の会議を開きます。

\_\_\_\_

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(上村 環君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、東 宏二君と鬼塚弘文君を指名いたします。

\_\_\_\_

- ○議長(上村 環君) 市長より発言の申し出がありましたので、許可します。
- 〇市長(本田修一君) おはようございます。

発言の訂正を申し上げたいと思います。よろしくお願いします。

12月10日、昨日、立山静幸議員の一般質問の答弁の中で、鹿児島銀行と包括的業務協力協定を結んだ薩摩川内市、南さつま市、垂水市、日置市の指定金融機関は鹿児島銀行であると答弁いたしましたが、南さつま市の指定金融機関につきましては、「南さつま農協」の誤りでございました。おわびして訂正申し上げます。

\_\_\_\_

# 日程第2 一般質問

〇議長(上村 環君) 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、6番、坂元修一郎君の一般質問を許可します。

○6番(坂元修一郎君) 皆さんおはようございます。

今日はかわいい傍聴者がいらっしゃるようでございます。市長、かねてよりも分かりやすく、 今日はにこやかに答弁をお願いしたいと思います。

それでは、早速通告どおり一般質問をしていきたいと思います。

今回も農業政策についてお尋ねいたします。

まず最初に海外貿易に対する農業政策について、質問をいたします。

衆議院の解散に伴います総選挙が今開催中でございまして、次の日曜日には投票に至るわけでございますけれども、12の乱立した政党がしのぎを削っているわけでございますが、争点といたしましては、脱原発、消費税の問題、そしてTPPの問題であろうというふうに思うわけであります。この環太平洋戦略的経済連携協定、これにつきましては、我が国の農業を主体にいろいろな包括的問題にかかわる協議でございます。もしこれが、参加協定に入りますと農業問題、我が国の農業はひとたまりもなく崩壊するのではないかというふうに思うわけでございます。

市長はかねがねあいさつ、そして施政方針の中でもこのTPPに関して反対の意向を表していらっしゃいますけれども、今回の選挙にあたりまして、このTPPに対する意見、そして市長としての現在のですね、考えを再確認、明確にしておくべきではないかというふうに思いますので、市長の答弁を求めたいと思います。

# 〇市長(本田修一君) おはようございます。

坂元議員の質問にお答えいたします。

ただいまお話がありましたように、TPPに関しましては、今回の衆議院議員選挙においての 大きな総点の一つになっているところであります。

特に、本市としましては、農業が主産業でございますので、私自身としましては、平成22年に ふるさとを守る緊急総決起大会というものがございまして、この場でTPP交渉への参加に対し まして反対の意思を述べさせていただいているところでございます。

あれ以来、TPPに関しまして国会のほうで論議がされるたびに私自身は市民の皆さん方にこの件に関しては、市の大きな方向性を揺るがす問題であるということでありますので、全面的なTPP反対の支援をお願いしますということを申し述べてきているところでございます。

○6番(坂元修一郎君) 明日までですかね、ニュージーランドのオークランドにおきまして、カナダとメキシコが新たに参加して、11か国で拡大の交渉に入っているというようなニュースがありましたけれども、どこが政権を取ってもですね、今後の海外との輸出の問題というのは農業との引き合いにされまして、TPP参加をしなくてもやはり厳しくなっていくんではないかなという思いがいたしております。

先日のEUとのEPAの参加交渉開始を日本は進めよというふうにしておりますけれども、今後進んでいく国策の代表としてもですね、この農業分野のはね返りは避けられないというふうに思っております。

国内では農業離れが進んで、原発事故による風評被害など、国内の食料基盤が弱体化するなかで、この九州地域というものは食料の基地として大きな期待が寄せられております。

前回の議会でもがれきの問題、受け入れ拒否という形で議会では決まりましたけれども、これもやはりこの九州管内、やはりがれきのセシウムの風評被害というものをあってはならないと、安全な地域で農業はされるべきだということで、議会でも一つの答えを出したんではないかというふうに私は思っているところであります。

評論家には、日本の政治家には農業のことは頭にないことを覚悟して、自らを守るための生産者と消費者を直接つなぐ組織の構築が必要であろうと述べる専門家もいらっしゃいます。

これからの地方独自の取り組みが必要であるということを示唆しているんではないかなという ふうに私は思っているところであります。

目まぐるしく変化する世界情勢、そして国内の施策論争の中で現時点で考える本市の農業振興 の方向性、そして農業政策はどうあるべきなのかですね、市長のお考えを伺っておきたいと思い ます。

#### 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

先ほどTPPにつきましては、本市は農業振興を核としてまちづくりをしている地域ということで、全面的に反対ということを申し述べたところでございますが、例えば、さつまいもにおいては、減少率が100%になるということで2億円ほどの減少と、そしてまた、米においても100%

になるということで、これも9億円ほどと、お茶においても5億円ほど減少になっていくという ふうに試算がされておりますので、このようなことになるとなれば、本当に本市の農業は壊滅的 状態になるということでございますので、絶対反対ということでございます。

ということで、TPPにつきましてはそのような形で市民の皆さん方とともに反対について取り組みをしてまいりたいと思いますが、しからば本市の農業の振興というものをどうするべきかということを考えた時に、改めて本市の置かれている状況を考えてみれば、その方向性はおのずと明らかになるのではないかなというふうに思うところでございます。そのようなことで、南九州地域に存する本市は、広大な大地と温暖な気候を利用しまして、多くの農畜産物が営まれているということでございまして、この地から消費地に対しまして、安定的に供給できる地域であるということで全国からの期待感も高まっているというようなことに思うところでございます。

そのようなことから、国としましても、志布志港において国際バルク戦略港の指定もしたので はないかなというふうに思ってます。

そしてまた、様々なインフラ整備につきましてもきちっとそれが整えられつつあるということも国もこの南九州地域、そして、志布志において日本国全体の食料供給基地としての位置付けをしているというふうに認識しておりますので、その地域の中で生産費の低コスト化、そしてまた安心・安全なブランド確立をしながら農業振興を果たしてまいりたいと思うところでございます。 〇6番(坂元修一郎君) 市長の大枠での農業に対する考えというものをお聞きしたわけでございますけれども、現在日本の農業は、260万人の農民に支えられているそうであります。その平均年齢は御存じのとおり66歳になっているということであります。そして、それに携わります農地、耕作放棄地というのがですね、埼玉県の面積に匹敵する面積になっているということであります。

しかしながら、この限界集落や後継者不足に耕作放棄地、そしてこのTPP問題が問題視される中で、命と直結する農業がなくなるはずはないと思います。そういった中で国は、この農業の捉え方というものを命の産業というふうに捉えていますね。そして、国は今年から年間2万人の青年新規就農者の定着を目指すということで、新規就農総合支援事業というものをスタートさせております。

これまでの実績の倍の数字を掲げて取り組む意図は明白であります。農業の衰退する国には未 来がないということ、そして若者のいない産業に未来はないということであります。

鹿児島県全体では年間300人ほどの新規就農者を10年ぐらいですかね、おりますけれども、本市におけるこの就農状況、そして農業生産状況というものはどういうふうに推移しているのか、本市に農業の新しい動きがあるとすればどういったことなのか、市長の答弁を求めます。

### 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

本市の新規就農の状況につきましては、平成18年度13名、平成19年度が19名、平成20年度が18名、平成21年度が21名、平成22年度が19名と、23年度が19名ということで、合併以来新規の就農者数は109名ということで、県内では指宿市に次いで2番目に多い地域になっております。

それは、先ほども申しましたように、温暖な地域であり、そしてまた、今後畑かん事業が計画

どおり進められておりますので、このことにもって新たな営農形態が出てくるんではないかなというような中での新規就農ということになろうかと思います。

ただ、今までブランド産地に指定されておりましたメロンについては、景気低迷ということで価格が伸びず、作付面積が減少しております。しかしピーマンについては、公社研修生の就農で年々面積も、そして就農者も増えているということであります。

そしてまた、たばこについては、時勢流れの中で廃作がなされていると、そして焼酎用かんしょが伸び悩みをしているというようなことでありますが、その代わりにキャベツの栽培が今は増えつつあるということでございます。

お茶につきましては、価格が厳しい中ではございますが、農家の方々が更にコスト低減に努められまして、面積がやや伸びつつあります。そして、畜産部門においては1戸当たりの経営規模が大きくなっておりますが、総体としまして、生産者数は減っています。そのような関係で飼養頭数についてもやや減少気味だということでございます。

今後ともそのような年代の流れをつぶさに観察しながら、消費者のニーズに合った農業形態というものを目指してまいりたいというふうに思います。

**○6番(坂元修一郎君)** 合併してから20人近くの方々が就農されているということであるようであります。

専業農家でなくても、最近面白い方向性もありますね。団塊世代、団塊の世代が定年されて退職金をたくさんもらって、都会に住みながら田舎に農業にやってくるという方々もたくさんいらっしゃいます。親の住んでいた家を別荘代わりに使いながらですね、田んぼであれば植え付け時期に帰ってきて、そして、収穫時期にまた帰ってくるというような農業を楽しんでらっしゃる方もたくさんいらっしゃるようであります。今ある本にはですね、何があっても生き残っていけるのは団塊世代であろうというような記事も載っているぐらいですね、団塊世代の方々が農業をうまく自分の生活の中に取り入れてらっしゃるということもあるようでございます。

安心・安全、そして癒しを求めて地方に魅力を感じている若者も決して少ないわけではございません。都会にない魅力、そして経済だけが幸せの経済だけを幸せ感というものをはかるものではないというふうな若者の捉え方というのも増えてきているというようなことであるようであります。田舎に夢と希望を描いてやってくる方々も多いわけで、最近はそういった専門の雑誌等もですね、出ているようでありますけれども、この地方に移住する人たちへの情報の発信。そして、この田舎暮らしを希望される方々、そして農業に取り組むための本市の支援策ですね、そういったものはどういった形で進められているのかお示しをいただきたいと思います。

### 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

移住を希望される方々への情報提供としまして、市のホームページにおいて移住希望者専用のページを掲載しております。

そしてまた、そのほかにも県のホームページ、NPO法人による移住支援サイトにおいても志 布志市への移住に関する情報発信を行っているということでございます。 また、空き家、売り家の情報提供につきましては、民間の不動産業者の方々が新聞、散らし等で情報発信されているようでございますが、市としては特別しておりません。しかし、来年度からは空き家バンクを設置いたしまして、ホームページで情報提供を行っていく予定としております。

○6番(坂元修一郎君) 市の方でもホームページを使いながらですね、そういった情報等も流していらっしゃるということで安心したわけでございますが、国は新しい方策として前の農商工連携とか6次産業化、それをステップを上げた形の6次化パーク産業というようなことも最近言いだしております。農家のレストランとか、新たな作物や食品加工、そして、こだわりをもった観光農園、直売所、さらに海外への販路を目指したサプライチェーンの構築、そういったものもですね、国は目指しているようであります。

生産地と消費者の結合を進めているような形が見えてまいっております。時代は強制的に農業をさせる時代から農業を自分で選択して独自性や自立性をもって脱マニュアル、そういった形の農業に取り組む若者を増やすべく大きく方向転換をしている。そういうふうに私には見えます。そこで国の新しい施策として、本年度から「人・農地プラン」いうものを打ち出しております。青年農業者の育成と担い手の確保、そして農地集積に向けて積極的な支援を開始したわけでございますけれども、国が進めるこの「人・農地プラン」これはどういった内容として理解されているのかお伺いいたします。

**〇市長(本田修一君)** 先ほどお答えしましたように、本市としましては、指宿市に次いで2番目に多く新規就農者が就農しているという状況でございますが、しかしながら、総体的に言えば農業就業人口が減ってきているということでございますので、それらと併せて農業振興というものについては取り組まなければならない。

そのような中で、今回こうして「人・農地プラン」というものが国の方から示されたということでございます。これは、地域集落が抱える人と農地の問題解決のために集落と地域が話し合いによって、まずはじめに今後のその集落の中で中心となる経営体はどこかと、そしてまた中心となる経営体へどういった形で農地の集積を図るか。

そしてまた3番目に、中心となる経営体とそれ以外の兼業農家、需給的農家を含めて生産品目、経営の複合化、あるいは6次産業化ということを地域農業の在り方を協議して決めていただくというようなものが「人・農地プラン」でございます。

ということで、それをしていただければ原則45歳未満で独立自営就農される方に対して年間150万円を給付しますよと。いわゆる青年就農給付金でございます。そして、中心となる経営体に農地を提供される方に対しまして、農地集積協力金をお支払いしますよと。

そしてまた、その中で経営体となる方にいたしまして、スーパーL資金の投資を5年間無利子 化というものが掲げられているところでございます。

**○6番(坂元修一郎君)** この「人・農地プラン」の中には、いろいろな新規就農者に優遇される措置が含まれているというようなことのようであります。高齢化するこの日本の農業の将来を

支えるためには、年間2万人以上の青年の就農が必要であるというようなこともですね、国は試 算しております。

農水省はこの新規就農総合支援事業として政策の目玉として支援制度がスタートしているわけでございますけれども、青年就農給付金は当初の予算枠を大幅に上回る申し込みがあったという報道もございましたけれども、本市の希望者、状況等はどういうふうになっているのかお伺いいたしたいと思います。

# 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

志布志市におきまして、青年就農給付金の希望者ということにつきましては、新規就農者は41名でありましたが、事業説明や個別面談で対応しました結果、給付要件に該当されない方がおられまして、本市での認定者は最終的には19名となったところでございます。

○6番(坂元修一郎君) 19名の方が手を挙げたということであるようであります。

世界的な不況の中でですね、この雇用不安が発生いたしまして、給付金目当て、そして安易な考えでですね、就農、農業の世界に入ろうという方もいないということもないはずでございまして、この支援策に取り込まれて盛り込まれていない部分のですね、きめ細かな生産技術や農業管理技術に加えまして、この農村部に生活するための難しさというものもあるんではないかなというふうに思います。

EUヨーロッパの方では、マイスター制度というのがあるそうでございまして、これはドイツから始まったんでしょうかね。800年ぐらい前からあって、この農業に入るにもですね、それ相応の技術の習得、そして、就業、教育制度の義務付けを得ないとそういった職業に入れないということであるようでございます。

日本には農業技術検定という試験等もあるようでございますけれども、これは任意でございますので、早く言えば資格を何も持っていなくても農業に従事できる。そして、技術者等もこういった検定が必要でないといったこともあるわけでございますけれども、この新規就農総合支援事業に希望される方々の認定、これはどういったふうに認定されるのかですね、この支援策フローについて、お伺いをしたいと思います。

#### 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

農業就農を希望される方につきましては、何は何といっても農業への取り組みの意欲というも のが必要ということでございます。

そして、今お話にありました意欲とともにですね、ある程度のやっぱり能力も必要じゃないかなということで、経営開始計画書等の必要書類を出していただくということでございます。

そして、曽於の畑かん農業推進センター、農協、そして市の関係機関ということのメンバーで 志布志市青年就農給付金事業者審査会というものを設置いたしまして、この審査会で面談をして、 また経営開始の計画書を審査して決定しているというようなことでございます。

**〇6番(坂元修一郎君)** この農業技術検定というのがせっかくあるわけでございますので、これから先そういった審査を行うときの目安にもできるんではないかなというふうに思っておりま

す。

この先ほど市長の申されました「人・農地プラン」その内容について、集落での話し合いによってそのプランを立てて経営体に農地を集積していくというようなやり方であるようでございますけれども、新規で農業を始める難しさというものは、自然との戦い、あと病害虫とかですね、突飛的なですね、いろんな災害が起こる、それに行き詰まってしまう。

そして、何より難しいのは、そういった集落とのですね、やり取り、都会でそういった人とのつながりという中でやっぱり生きてこられなかった方々が、急に農村部に入って、やっぱり困惑するのは自治会とかですね、そういった人との付き合いではなかろうかというふうに思うわけですけれども、やはりそこにパイプ役として入る行政、そういった方々がうまく調整しなければですね、そういった事業というものもうまくいかないんじゃないかなというふうに思うわけでございますけれども、職員の体制の充実、そして、これまでその「人・農地プラン」を進めてきた中で地域での反応というものもはどういったものがあったのかですね、お示しをいただきたいと思います。

**〇市長(本田修一君)** 本市につきましては、旧町ごとに担当者を置きまして、今年2月下旬より地区別の説明会を開催するとともに、市のホームページや広報誌、ケーブルテレビ放送で周知を図るとともに認定農業者に対する意向調査を実施しまして、事業への理解の促進をしたところでございます。

また、話し合い活動におきましては、話し合い活動に必要な地図情報の提供や、話し合い活動の要望があった集落での取りまとめ等を曽於地域畑地かんがい農業推進センターと共同で実施してきたところでございます。

事業説明会、そしてまた、話し合い活動を今年6月に校区単位で実施しましたが、大多数の農業者が本事業に対するメリットが少ないと考えられたのか、参加者においては市全体で100名弱でございました。

**〇6番(坂元修一郎君)** プラスの面があれば絶体マイナスの面があるわけでございますけれども、今回のこの「人・農地プラン」については、やはり高齢者の早期リタイヤを促すということもやっぱり考えられますし、その点で技術が受け継がれない。それと小規模農家やプランをつくれないところには何のメリットもないということですね。それと、今のところ米、それと転作作物に重点を置かれてやれる施策であるようでございますので、この地域にはまだまだメリットが少ないんじゃないかなというふうに思いますけれども、この「人・農地プラン」について、問題点があるとすればどういった点に危惧されるのかですね、お伺いいたしたいと思います。

### 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

問題点としましては、人・農地プランのメリットの青年就農給付金の給付及びスーパーL資金の無利子化措置を受けるには、本年9月までにプランを完成させる必要があったということで、 そのプラン作成の期間がちょっと短すぎたということがあるようでございました。

そしてまた、次に本市の農業用地の約76.5%が畑地でありますが、農地集積協力金につきまし

ては、農業者戸別所得補償制度に加入していることが条件ということでございまして、畑地においては、対象作物が国の戦略作物である麦、ソバ、大豆等でありまして、本市の主要作物であるお茶とか野菜とか飼料作物等が事業対象でなかったということから、このプランに対する関心が薄かったのではないかなというふうに思っています。

そしてまた、3番目に集落地域といった小さなエリアで作成して、より細やかなプランとするということが、本事業の趣旨となっておりますが、話し合い活動の素地のない集落などにおいては、なかなかそのことが整わなかったということでございます。また大規模農家が存在しているということであるならば、集落単位だけでなく、広範囲にしなければならないということでございましたので、旧町単位において人・農地プランを本市では作成しようとしたということでございます。

今後につきましては、水田地帯を中心としました集落地域に入り、話し合い活動を進め農地の 集積、担い手の具体化など、より細やかな人・農地プランをするため、25年3月をめどに見直し をする計画としております。

**〇6番(坂元修一郎君)** この九州地域におきましてはですね、まだまだ農業がやれる限界集落といっても先ほど申しましたとおり、団塊世代がまだ支えている部分というのも多くありますし、規模拡大する農家もですね、まだたくさんいるということではないかというふうに思うところであります。

国が2020年を目標にした日本再生プロジェクトというのがありますが、その中で6次産業化の市場規模10兆円、食品関連産業市場規模120兆円を目標にですね、既に日本政策金融公庫、そして投資ファンドも動き出しております。地方への感心は大きく今変わろうとしているわけでございますけれども、今後この「人・農地プラン」で農地が集積して、土地利用型の規模拡大農業が進んでいくだろうというふうに思うわけでございますけれども、雇用の場を生み出すような法人化が増えてくる。そして、更にそれに関連する企業、加工製造をするそういった企業も増えていくんではないかというふうに思いますけれども、本市でもいろいろな企業の誘致もされているわけでございますけれども、本市での農業法人の推移、そして、農業に関する企業の参入というものはどういうふうに推移しているのかですね、お示しをいただきたいと思います。

#### 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

本市に住所を有しまして、認定農業者となっている農業法人は、平成19年末で52件でしたが、 平成24年11月末現在で64件となっております。

そしてまた、農業部門への企業参入は現在のところ1件でございまして、耕種部門への参入となっております。

**〇6番(坂元修一郎君)** 今はそういった企業の中にも仕事を分割して、法人といった型のやり方があるので、法人は増えてるけれども、そういった企業はないということではないかなというふうに思うところであります。

あちこち、そういった企業の参入ができるということは、規制緩和がこれまで進んできたから

ではないかというふうに思うわけでございますが、県内で薩摩川内市、そして阿久根市、南さつま市、西之表市など、遊休農地を利用した特区の開設というのがされておりますね。本市でもそういった法的規制緩和、そういったものを利用しながら産業を興せないかということであります。 構造改革特区制度、そういったものを利用した取り組みといったものは考えられないかお伺いいたします。

### 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

構造改革特区につきましては、平成15年にほぼ施行がされ、現在規制緩和されているところで ございます。

農業分野においては、遊休農地を活用する場合に企業の農業分野への参入を認定するという内容で、これを受けまして全国では農業構造改革特区の認定を受けて、企業の農業参入が図られているということでございます。

しかし、平成18年に農業経営基盤強化法が改正されまして、農地の利用権の設定、農業専従者配置などの一定の条件を満たせば企業も比較的容易に農業の参入ができるようになったということで、国の特区認定を受けなくても企業の農業分野への参入が可能になっているということから、本市では特区の認定は受けていないところでございます。

○6番(坂元修一郎君) 今後は、いろいろな規制緩和が進んでですね、大きな企業というものも入ってくるだろうというふうに思うわけであります。

やはり、消費地から遠い、この我々の産地というのはいろんな交通体系の中で大きく苦労してきた部分がございますが、高速交通体系の整備、そして、国内外との定期航路を有するこの志布志港のある我が市は、どんな形で大きな夢と希望があるように思うわけであります。全国的には衰退する地域が散見されるわけでございますけれども、我々地域には恵まれた大きな宝がございます。地域発展の大きなチャンスがあるんではないかというふうに思うわけでございますけれども、国を支える食料供給基地として、これから大隅地域に必要な取り組みはどういったことだと市長は思われますか。

#### 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

はじめにも申し上げましたが、志布志市は日本国の南の食料供給基地でございます。その食料供給基地から農産物の安定供給、ボリュームのある安定供給というようなことになろうかと思いますが、このことについては消費地から非常に強い期待が寄せられているということでございます。そのためには、生産基盤の整備を充実すると、そしてまた、低コスト化対策を図っていくと、そしてまた、安心・安全なブランドを確立しまして、消費地に信頼される食料供給地として育っていくべきだというふうに考えるところであります。

○6番(坂元修一郎君) 国が進める新しい6次産業化、これで分かりますように、有利販売を 行うためには、農産物を生産するだけではやっぱり駄目だということですね、加工を施して、そ の地域持ち味が出る産物というのもたくさんあるというふうに私は思っております。食の一大供 給基地としての役目というものは、薩摩半島よりもこの大隅半島の方に着目されているんではな いかというふうに思います。

そういった形から、県知事の方もですね、最近はこの大隅半島の方に力を入れているということが感じられるわけでございますけれども、これから地域の農産物を活用した加工者を増やすとともに、加工により付加価値を向上させるための拠点づくりというものが構築されようとしております。県は、大隅の地に農産物の加工技術拠点施設をつくる計画が打ち出されているということでありますが、どのような施設として認識されているのかお伺いいたします。

# 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

大隅半島で生産されます露地野菜を有利販売するために加工して付加価値を高めるための新しい技術の開発や生産者の方が加工技術を習得することができる施設であるというふう聞いているところでございます。

消費者ニーズに合った加工方法や、斬新な加工食品が製造されるんではないかというふうに期待しているところでございます。

**〇6番(坂元修一郎君)** それであれば、この大隅加工技術拠点施設整備、この基本計画が最近まとめあげられましたけれども、この串良ですよね、串良にあるこの施設ですけれども、県がその施設をつくるにあたって、この大隅地域に何を求めているというふうに市長はお思いでしょうか。

#### 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

本市は、先程来お話しますように広大な農地と、温暖な気候がある南の食料供給基地であるというふうに思うところでございますが、そういう意味でいわゆる農業生産の適地ではないかなということで、特に畑かんを活用しました露地野菜の生産が伸びているということで、これらのものを一層の振興を図っていくことが今後の方向性かというふうに考えるところでございます。

**〇6番(坂元修一郎君)** この基本計画を見ますと人材育成、そして生産、加工、販売促進、経営等に関する技術や知識を普及啓発するための研修の場であるというふうに書いてございます。

この県の構想に対し、地域農産物の有利販売に期待されているということは、我が市にとって 非常にこれから先考えなければいけない。

この地域の農産物の有利販売といった面でですね、どういった期待をされているのかお伺いいたします。

**〇市長(本田修一君)** 品目としましては、露地野菜というものを考えているところでございますが、この露地野菜自体は非常に相場が不安定とか、また天候に左右されやすい品目だということで、こういった面から加工技術が新しいものが編み出されたら生産については安定してくるんじゃないかなと。そしてまた、そのことをもって新しい付加価値を付けるようなものが開発されるのではないかなということで、販路の拡大、そしてまた、雇用の創出というものがなされていくというふうに期待するところでございます。

**〇6番(坂元修一郎君)** ここでまとめでお伺いしたいと思いますけれども、追い風になってる 状況というのがたくさん見えましたけれども、新たな販路、そして雇用の創出といった部分で、 この新しい研究施設というものは経済効果への期待は高いわけでございますけれども、それに合わせた本市の農業の取り組みといったものをですね、まとめになるかもしれませんけれども、市長の考えをお伺いしたい。

# 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

先程来お話しますように、本市の農業生産地帯は温暖な気候と広大な農地を有しているということで、消費地から南の食料供給基地としての期待が非常に高いものがあると、それは安定的に安心・安全なものを届けてほしいという思いがあるのではないかなというふうに思うところであります。

そのようなことで、安定的に供給するという体制については、先程来お話しますように農業生産法人も着実に増えてきており、そのことがボリュームのある量のものを届ける体制が確実に整いつつあるということになろうかというふうに思います。

そしてまた、安心・安全な生産物という観点からすると、本市においてはIPM研究会の方々がおられますように、非常に安心・安全な農業生産について関心が高く、取り組みも高いということで、今年の春先に農林水産大臣賞を受けた実績があるというようなことで、今後鹿児島県においても、この志布志市のIPM研究会の取り組みをモデルとして本県全体に広げようということにも考えておられるようでございます。

ということで、そのことが確実に認知されるようになれば本市における生産分、農業生産物は極めて安心・安全なものであるということを市場の方々、消費者の方が認識していただけるものになっていくんではないかなというふうに考えるところでございます。そのような農業の方向性を探っていきたい、とっていきたいというふうに思います。

○6番(坂元修一郎君) 市長には何度もですね、同じようなことを聞きましたけど、やはりつくるものがやはりしっかりしてないと、有利販売には絶対つながらないというふうに私は思っています。そういった面でもですね、市長の考え、そういった基本的な部分というのを理解し、そして考えをちゃんと首長としてですね、持っていただきたいという意味でもですね、何度もお聞きしたわけでございますが、次にですね、地域農産物の情報発信と有利販売という方に進みたいと思いますけれども、田舎暮らしを求める若者、そして現在就農をしていらっしゃる I ターンの皆さんですね、そういった方々になぜ田舎に魅力を感じるのか、何で田舎にここにきたのという話をするときに、やはり都会とこの農村部の情報の格差というものがなくなったというふうによく言われますね。

特に本市については、情報基盤整備事業が進んでいて、都会にいても田舎にいても情報発信というものが格差がなくなってきた。田舎にいても自分の生活、そして自分のつくっているもののアピールができるといったものがですね、簡単にできるという時代になったということがですね、大方の意見でございました。先ほどお聞きしましたしっかりした生産物をどうやって売っていくかということが、今後問題になってくるわけでございますけれども、整備されました情報基盤整備事業、これがですね、本市の農業の販売の面でどういうふうに生かされているのかですね、そ

の辺をお伺いしたいと思います。

## 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

本市においては、情報通信基盤整備事業が昨年7月から本格稼働となりまして、それ以来、様々な分野での活用の方向性を探っているところでございます。その方向性につきましては、現在市の観光特産品協会が特産品の宣伝販売というものに取り組みを始めたということでございます。

そしてまた、情報通信基盤整備の一つの整備としまして、志布志アグリネットのホームページ、本市の農業に関するイベント情報や農作物の栽培状況の情報発信をしているところでございます。 〇6番(坂元修一郎君) 今お聞きしたようにですね、いろんな形でこのネットサービスが進んでいるということであります。

昨日も12番議員がフェイスブックについて質問があったところでございますが、武雄市については市のホームページを一括してフェイスブックの方に移行されているというようなことで、若干やりすぎなのかなという気が私はしておりますけれども、このインターネットでの情報の展開というものは、今や常識化されておりますね。先ほども申しましたように、若者はそういったものをうまく活用しながら消費者と顔の見える販売が進んでいるというようなことであります。

そのインターネットを使ったホームページのことを若干申し上げますと、ホームページの検索エンジンを使った検索というので、例えば「お茶、販売」というふうに検索しますと、どのぐらいの件数がヒットするかということを今朝なんですけれども、見てきました。「お茶、販売」ではですね、約2,200万件がですね、ヒットをするんですね。これはもうヤフーでもグーグルでもそう差はないんですけれども、じゃあ「米販売」という形でですね、検索してみますと、1億1,000万件です。この件数でですね、ヒットされるわけです。任意でそれを検索して、ネット上で物を買うとすれば、これはとてもですね、商売にはならないというふうに私は思いますね。そこでフェイスブックというのは、結局名前も、顔までは明らかにはしなくていいわけでございますけれども、そうやって友だちから友だちへ口コミで広がっていくサービスですね。

そこで、そのフェイスブックの中にページの中に「いいね」というボタンがありますけれども、 それを押すことによって「いいね」という数が増えていくということは、結局口コミで信用がそ んだけ増していくということであります。

そして、「シェア」というボタンがありますけれども、「シェア」を押すとですね、結局自分の見た記事が友だちにまた照会ができるということができます。それによって、はっきり言えば強制的に情報がどんどん人から人へ伝わっていくというのが、フェイスブックということであります。そういった形でですね、やはり任意で選択するということよりも、口コミでそうやって広がっていく情報というものはですね、いかに今大事にされているかということもですね、このフェイスブックではよく分かるわけですけれども、全国でこのソーシャルネットを利用した有利販売というものが行われておりますけれども、本市でもいろんな場面でですね、伝えると思います。もちろんホームページはホームページで大事にしながらですね、このフェイスブックの活用というものもやっていくべきではないかというふうに思います。観光の案内とかイベントの紹介、そ

して農産物をはじめ特産品の紹介等もですね、これであれば任意でホームページを開くよりも友だちから友だちへ介して、どうしても開いたらそれが出てくるということでありますので、そういったやり方を含めて、そういった利活用ですね、そういったものはどういうふうに考えていらっしゃるかお伺いしたいと思います。

#### 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

昨日の立山議員の質問でもお答えしましたように、本市においては観光特産品協会の方で、特産品の販売について、ホームページで取り組みを始めたと、始めようとしているということでございます。

そしてまた、先進地の薩摩川内市の方にも問い合わせをしているところでございますが、その 薩摩川内市の状況等も把握しながら、今お話の件につきましては、考えさせていただきたいとい うことでございます。

○6番(坂元修一郎君) やはり、そういったソーシャルネットを使っても、やはりそのブランドといいますか、しっかりした本物でなければですね、宣伝効果というのはやはり半減していくんではないかというふうに思います。

本市では、ブランド推進室を設けておりますけれども、そういった農作物の販売、いろんなブランドを抱えてつくっていらっしゃるこの推進室でございますけれども、現在どういったような業務をされてるのかお伺いしたいと思います。

#### 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

ブランド推進室の設置につきましては、何回もお話しているところでございますが、地域の活性化、そして最終的には市民所得の向上と、そしてまた、更に最終的には地域への愛着と誇りをもっていただける地域づくりをするためのブランド推進室の設置となったところでございます。

まず第1に、そのブランド化をするためには、志布志市を多くの方々に知ってもらうということで、そのために日本一づくりというものを取り組んでいるところでございます。特に、健康づくり、環境政策、ツーリズム等四つのグループ、グループに分けまして、それぞれ日本一づくりを目指しているところでございます。

そしてまた、ブランド推進室においては、それに関わる関係課と調整、そしてまた進捗管理を 行っている。そしてまた、室では認知を、知っていただくために、それらの取り組みを外部発信 しているということで、ホームページや動画等で積極的に情報発信をしております。

関東、関西圏においては、情報発信にも限界があることから、志布志市に興味のある方々が集まるポートセミナー、あるいは企業立地懇話会というところで、市の農畜産物や特産品のPRをこの室で行ってきているところでございます。

**〇6番(坂元修一郎君)** 今ブランド推進室についてお伺いいたしましたけれども、私のブランドというのは、市長の考えとは若干何か違うような気がするんですね、私の思うブランドというのは、やはりつくる側、製造者ですね、とやっぱり買う側の消費者との信頼関係によって生み出される経済的なものではないかというふうに思うわけでございます。つくる側の努力と自信、買

う側の安心と買ったことによるその幸福感。それがうまく競合しながら、その経済というものが 生み出されるというのがブランドではないかなというふうに思うわけですね。

市長の考えるそのブランド、例えば環境であったり、著名人ですね、山口君であったり、千代 鳳であったり、木村さんだったりするんでしょうけれども、そういった方々にあやかって相乗効果をもってつくるブランド、そして環境とか、たくさんのことを言われましたけれども、あまりにも他面すぎて、どっちかというと欲張りすぎてですね、そのブランドというものが何かぶれているような私は気がするんですね。ですから、農産物においては農産物のブランド、結局つくる側と消費者というのを明確にしながら、そのブランドというのをやっぱり進めていかないと、何かブランドの構築というのはできないような気がするんですけれども、その本物づくりの努力等のですね、これはもう生産者ですよね。そして売る側、つまり行政がそうやって携わって差別化をつくっていくという行政の仕事ですね。そういったブランドについてですね、再度検討されるべきではないかというふうに思うんですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

# 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

多方面にわたって日本一づくりというものを手掛けているということで、そのような意味から少し間口を広げすぎじゃないかなというようなふうには思えるかもしれません。しかし、私自身としましては、それぞれのものが日本一になれるというふうに信じておりますので、その担当する課の方において、そのことについて日本一づくりに向かってよねということを申し述べているところでございます。

そして、それをまとめて情報発信していき、志布志地域ブランドとして確立させていくのがブランド推進室ということでございまして、例えば先ほどお話しましたお茶においてもIPM研究会の方々が先進的な取り組みをされまして、このことが志布志のお茶づくりにおいては、安心・安全なものを極めて安心・安全なものがつくられているということが、県においても認知していただきまして、鹿児島県全体のお茶づくりの指標としてされるということになっております。多分そのことは、日本でも1番の取り組みになってるんじゃないかなと、なってきているんじゃないかなと。

そしてまた、そういう室の問題でいきますと、いわゆるお茶の場合でいきますと、全国茶品評会がございますので、そちらの方で農林水産大臣賞を獲得するのがブランド化だよねということをお話しているところでございます。

そのようなふうに、まず生産する側の方で本物をつくっていくこと、それがなされたときに初めてすばらしいんだよねということになろうかと、その時に消費者側が安心して、そのことについて特に指名してお買いになられるということになられると、それがブランド化になっていくとにいうふうに思います。それらのものを多方面にわたって志布志市はやっているんですよということであります。

健康づくりについても、特に昨日もお話しましたが、特定健診の受診率70%を達成すれば、これは日本一のまちになるんです。日本一のまちになって、そして最終的に特定健診の受診率が高

くなることによりまして、病気の早期発見、早期治療につながっていく。そしてまた、重篤な病気が減っていくということで、医療費の削減につながっていくと。そして、削減につながっていく町というのは、今現在日本全国にないわけでございます。それが志布志市では達成されつつあるということで、このことついて日本一になっていくということは、そういった内容であるということでございますので、このことが志布志のブランド化、健康づくりについてすごい町なんだよねと。

そしてまた、環境については御承知のとおりでございます。

そしてまた、いわゆるグルメについてもそういった取り組みをしているということでございまして、それぞれたくさんの項目があるということは、非常に間口は広いようでございますが、先ほどから申しますように、それぞれが達成可能なものを取り組んでいるということでございますので、そのことについては御理解いただければというふうに思います。それらのものが、たくさん頻出することによりまして、志布志というところはすごいところなんだね、どういった取り組みをしてるんだろうということで、地域全体への関心が高まってくるというのが、志布志の地域ブランドにつながってくるのでは。

そこで産出されるものが、じゃあどういったものなの、何かうまいものがあるのということにつながってくるということが志布志のブランド化という取り組みでございます。それらのものを総合的に推進しているのがブランド推進室ということでございます。

○6番(坂元修一郎君) 市長の日本一に向ける熱意というものは、今の答弁で十分分かったような気がいたします。

先ほど申しましたようにですね、私が言いたかったのは、やはりブランドというのは、やはり 経済につながってこそ初めてブランドというふうに思うわけでありますので、ブランド推進室が できましてですね、一生懸命仕事をされているんですけれども、結局そういった目的が大きすぎ て、なかなか見えてこないという部分もありますので、それはまた担当課に返したり戻したりし ながらですね、目的の達成というものを促していただきたいというふうに思います。

やはり、今市長の申されたとおり、知名度なんですよね。我が市にはたくさんの日本一になれるべきものが存在するのに、それが知名度が低い。なかなかそのブランドとして、やっぱり確立できないというものもあるわけですね。例えば京都の宇治、ここは生産量は日本で6番目ぐらいですかね、1,600haぐらいしかないんですけれども、福岡と大体同じぐらいだと思いますけれども、しかしながら、その生産量に対して販売高というのは約3倍というふうに数字が出てますよね。それというのは、やはり知名度だと思います。結局、宇治茶でないものが結局宇治茶として販売されているということでもありますし、最近ではその裏に隠れた結局お茶でないお茶、例えば粉に粉末にして、加工粉末という形でなりますけれども、それによってつくり出されるロールケーキとか、八つ橋とかですね、ソフトクリーム、そういったものが莫大に商品化されていて、本来のお茶でなくて、その裏の加工の部分というもので相当の販売高が伸びていると、これは事実であります。それが「宇治」という名前、宇治にいったら、京都にいったらまず宇治茶ソフトクリ

ームを食べなければいけないという修学旅行でもそうみたいですけれども、いくら寒くてもソフトクリームを買って子供たちが食べているというような記事が出てましたけれども、そのぐらいですね、やっぱりネームバリューというものは、これは崩せないものだろうなというふうに思います。

静岡にいってもですねしかりなんですけれども、静岡県民に聞いてもやっぱり半分お茶と言えば宇治茶と言いますし、東京にいったらもうほとんどの人が静岡じゃなくてやっぱり宇治だというふうにですね、お茶がなくてもそういうふうに答えられるというのは、これはやはり先代から築き上げられたこのブランドだろうなというふうに思うわけであります。

そこで、やはりそこまで名前をつくるためには、もちろん歴史的な農家の努力であったり、販売する方々の努力であったろうというふうに思うわけでございますけれども、今テレビとか見ますと、行政マンが走り回っていろんな産物を売ったりとかですね、アピールをされている番組等がたくさんありますけれども、そういった行政がやるマーケティングですね、そういったものも、やはりこの知名度の少ない志布志市ではやっていかなければいけないだろうなというふうに感じるわけです。職員を削減されながらですね、そのようなこと言ったってということになるかもしれませんけれども、しかしながら、先ほど市長がありましたね、結局ネームバリュー、ブランドが必要なんだということは、やはりそこをしなければですね、私は前に進んでいかないというふうに思いますけれども、職員の派遣で物を売っていくという考えについてはいかがですか。

#### 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

職員の派遣につきましては、現在東京事務所の方に平成24年度から職員を一人派遣しております。企業立地担当ということでございますが、併せて農産物の情報等についても取り組みをしているところでございます。

しかしなから、職員の派遣につきましては、現在集中改革プランによりまして、職員適正化計画に基づく削減の方向をとっているということで、どの部署も足りない足りないという状況の中で、派遣することについては極めて厳しい状況であるようでございます。

私どもとしましては、そのような状況の中でございますので、先程来お話しますように、担当の職員が積極的に関係団体と連携し合いながら、直接出向いて、当地に出向いて、そのような活動を推進していくという方向性をとらさせておりますので、特定の職員を派遣していくというのはできる範囲内でしかできないなというふうには思うところでございます。

○6番(坂元修一郎君) やはりですね、情報というものはテーブルワークだけでは絶対に見えてこないというふうに私は思います。外からの情報を仕入れて、地域の状況をどう変えていくかというのが大事なことでありますので、それについてもですね、もちろん人員削減というのがあるわけでございますけれども、やはり第1次産業が成り立って初めて商店街がもうかって、飲み屋がもうかるということになっているわけでございます。志布志港においてもですね、ほとんどが穀物の輸入でありますから、それを考えると、やはり農産物をしっかり育てあげながらですね、増えていくちっそ分というのを生産に変えてやっぱり売り出していくということをしなければ、

環境さえ守れないというふうに思いますので、その辺を十分に考えてですね、このマーケティングのほうは考えていかれたいというふうに思います。

これ、南九州市の事例ですけれども、近年プラットホーム機能、流通拠点施設整備というもの が行われているということであります。お茶もそうですけれども、結局できすぎたときに、結局 たくさんものがあると、買参人によって品物がたくさんあるから買いたたかれるということにな りますね。それを例えばJAなり行政が冷蔵庫をつくってですね、そこにストックしてあると、 それによって量が緩和されて、一年中出荷することによって価格の安定、そしてブランド化につ ながっていくんではないかというふうなことなんですけれども、この南九州市がこれに取り組ん だ経緯というのが、先ほども申しましたとおり、鹿児島では知覧茶って有名ですけれども、じゃ あ東京で知覧茶を知っているかというと、誰もチラン(知覧)ですよね。そのくらい知らないで す。本当に全てがもう宇治茶であるというような形、実際はうまいんですよ。でも本当にそうい うふうにですね、結局物を売っていくためにはですね、何かの手立てをしなければ生産者という のは、いつも買いたたかれて安定的な生活が送れないということですね。いろんな投資をするわ けですけれども、その投資のできない状態が今の農家であるわけですけれども、そういった行政 が農協にさせるわけですけれども、そういったプラットホーム化というか、そういった設備をつ くってですね、消費地にものを売っていく、先ほどの外交の職員をつくってですね、産地のもの を直接売っていって、ブランドをつくるということも大事じゃないかと思いますけれども、今後 の取り組みとしてですけれども、この地場産品の流通拠点施設整備、こういったものをどう考え るかお伺いいたしたいと思います。

#### 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

南九州市のお茶の生産流通拠点の整備につきましては、ただいま調査されているということは聞いているところでございます。

本市の場合、お茶のみならず、野菜、果実、畜産と多品目にわたった主力製品がございますので、それらのものの出荷先や流通形態も調べて、そして今お話がありました施設対応と、例えば極端に言えば鮮度保持をするための施設ということになるとなれば、そのような調査も必要ということになろうかと思います。

そしてまた、生産者の方々のお考えや関係団体、それから近隣市町というものも併せて取り組 まなければならない課題ではないかなというふうに考えるところでございます。

**〇6番(坂元修一郎君)** 本市にはたくさんの日本一になれるものがありますので、将来的にですね、そういった構築も必要であろうというふうに思うところであります。

昨年でしたか、香港にそういった市場を調査しにいったわけでありますが、そこで一般の高級スーパーみたいなところがありました。そこにですね、日本のロースが、牛肉のロースが売ってあるわけです。その香港の産地のものと比べると約3倍値段がするんですけれども、それがよく売れるんだという店員さんの話がありましたけれども、お茶にしましてもですね、アジア向け、特にシンガポールが急成長しておりますけれども、そのアジア諸国の経済発展を背景にですね、

輸出による新たな販売の行き先というものも見え始めております。アジアに開かれた本市のこの 港のある優位性を活かしてですね、アジアへの流通拠点としての整備というのは、今どのように 設置されているのかですね、お伺いしたいと思います。

# 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

平成21年3月に新若浜港が開港されまして、国際コンテナターミナルが飛躍的に拡充されたわけでございます。それに伴いまして、外国からの定期航路も増えまして、現在4航路、台湾、香港、フィリピン、韓国、中国というような航路を含めまして、4航路、週10便が就航をしております。この中で、特にコンテナの取り扱いが年々年々増加しておりまして、昨年は9万4,000個を超える実績となった。そしてまた、今年は10万個を超えるんではないかなという想定していたんですが、少し届かないというような状況ではございますが、依然として昨年比プラスになった推移になっているということでございます。

ということで、今後私どもとしましては、新若浜港のこの蔵置能力、コンテナの蔵置能力が12万個ございますので、12万個に達するのもあと一、二年すれば達するということでございますので、更にこの志布志港の整備の拡充を国・県にお願いしていきたいというふうに考えているところでございます。

**〇6番(坂元修一郎君)** 我々の地域というのは、道路整備がされて港があってですね、この温暖な気候、そして畑かんがついてですね、非常に恵まれた産地であるというふうに思います。

しかしながら、農家の実態というものは、高齢化して、なかなか裕福にはなれない状況というのは、市長もお分かりだと思います。農業というものは、金もうけだけをやはり目的にしてない産業であると私は思います。戦後三ちゃん農業があったり、都会へ流出していく若者、お父さんの出稼ぎ、そういったもので国が支えられて、今TPP等でですね、また農業という産業を踏み台にしながら外貨を稼ごうとしている。これはですね、やはり私はやはりもうそんな余力は地方にはないというふうにかねがね思っております。

そこで、やはり行政としての役目は何だろうなと、そういったパイプ役になったりとかですね、 売り先を探したり、そういうことをしなければ、この農村地域というのは維持はできないだろう というふうにかねがね思うわけであります。

最近、農協がやっていることが、毎月第2土曜日ですかね、午前中職員が農家を回るように、今始めておりますね。それを見れば分かるんですよ。結局農協離れですよ、情報化が進めば進むほど結局農協を利用しない直接商社とのつながりが出てきて販売をするという方々も出てくる、商系も出てくる。そういった中で、一番それが分かるのは農協だと思いますね。我々が出資してつくった農協でありますから、これもまたなくすわけにはいかないわけでありまして、だから私的にはですね、行政のやること、農家がやること、そしてJAがやることというのを明確にしながら、やはりその農業というものをやっぱり見ていかなきゃいけないだろうなというふうに思うわけです。

先ほどお話したブランド推進課にしても、結局明確がないんじゃないのって、あまりにも欲を

かいていろんなところで日本一になりたがろうとしていると。これというのは、何か方向がバラバラになって風見鶏じゃないですけど、方向が定まってないよということをですね、市長に申し上げたかったわけであります。

最後の質問になるんですけれども、このお茶の振興室のことも申しましたし、やはり農協、そして昔の普及所ですね、そういったものと連携しながらやっぱり技術の確立というものをしなければいけないだろうというふうに思います。

いろんな形で技術員もいなくなった。普及員もほとんど回ってこない。結局文書で流しても農家さんはほとんど見てないですよ。そういった中で高齢者、外に出ない方々というのはだんだん遅れて、結局そういった地方難民という形にですね、なっていくんじゃないかなというふうに思います。

農業技術の指導体制が弱体化する中でですね、やはりそこに職員も入ってですね、一つのテーブルについてワンフロアー化していくということも以前言ったことがありますけれども、そういったことについてですね、それについてどう思われるか市長のお考えをお伺いしたいと思います。 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

本市の職員体制につきましては、先ほども申しましたように職員適正化計画に基づきまして、 削減の方向できているということでございまして、農政あるいは畜産の部門においても基本的に はそのような形でさせていただいるところでございます。というなかで、農業振興、そしてまた 農業技術の確立、向上というものについてどうするべきかということにつきましては、今お話が ありましたように、関係機関と連携を取り合いながら、そのことについては進めているというこ とでございます。

最近は、特に農業生産法人においても、あるいは例としまして言いましたお茶の方々のIPM研究会の取り組みについても、かなり高度なものになっているようでございます。そういう意味合いからすれば、その取り組み技術というものについての波及については、私どもが関係機関と連携を取り合いながらしていかなければならないというふうに考えているところでございます。極端に申しますと、農家の方がずっと技術的に技術員より高いというものもありますので、それらのものを同じテーブルというふうにお話がありましたから、協議会の中でそのことを波及に取り組んでまいりたいというふうに考えるところであります。

○6番(坂元修一郎君) 今回の選挙でですね、大きく世界は変わっていくだろうなというふう に思っております。そういった中で、やはり地方に根付いて市民を見守っている行政については ですね、アドバイザー的な形のやり方というものも非常に大事になってくるなというふうに思います。頑張っていただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

- ○議長(上村 環君) 以上で、坂元修一郎君の一般質問を終わります。 次に、1番、平野栄作君の一般質問を許可します。
- ○1番(平野栄作君) こんにちは。

また、防災関係について質問をさせていただきます。今回は通告を念入りに書きましたので、 趣旨については、十分お分かりと思っております。明確な答弁を期待いたします。

災害の発生は今は予測しにくいと言われますけれども、近年大震災の発生等については大分研究が進んでおります。もう近い将来発生するという予測も高まっているところです。我々の身近にもですね、大きな災害が発生する可能性が高いというようなことが言われております。

しかし、今、市がやっている対策等を見てみますと、何か画一的なものになっているんじゃないのかなというふうに個人的には感じているところです。お分かりのように地震津波とかですね、津波はもう2年続けてそういう形での訓練等も実際やっていらっしゃるわけなんです。しかし、災害が発生した時には、この志布志地域全般を見ますと、それぞれ異なった災害内容になるというふうに考えております。確かに沿岸部では津波も発生するでしょう。しかし、河川の近くという所は、今度は津波の影響による影響。そして土砂崩れ等の災害、そういう重複災害が起こる可能性があると。だから、全般を見ますと画一的な対応ではですね、限界があるというふうに私自身は捉えておりますし、NPO等で今回有明地区の防災マップ作成に携わっておりまして、各集落を今、回っているところなんですけれども、私はまだ4か所ぐらいしか回ってないんですけれども、その先々で気になるのが、市民の方々、集落の位置、そういうところでですね、防災に対する意識がものすごく温度差があるというようなふうに感じるんですね。はたしてこの津波、大地震と津波という今までの一辺倒のやり方が果たしていいのか、それとも、やはり広域的に志布志、言えば大隅半島全域統一したような対策が今後必要ではないのかなというのを思っているもんですから、これらを踏まえてですね、まず3点ほどですね、お伺いさせていただきたいと思います。

まず、消防団の関係なんですけれども、消防団というのは、地域密着性、要員動員力、即時対応力といった三つの特性を生かしていると。そして、初期消火や残火処理等を行っている。そしてまた、災害が発生した時には、住民の避難誘導や災害防御などを行うということになっているんですよね。

そして、平常時においても地域にいらっしゃるわけですので、密着した活動を展開していると。 そしてその中ですね、消防防災力の向上、そしてコミュニティーの活性化、そういうものに大き な役割を果たしていると。

しかし、一方では近年全国的に見ても消防団員数は常備消防が大分完備されてきました。当地区においても常備消防の基盤がものすごく大きくなっております。そういうものに対しまして、団員数が減少している、これはもう全国的な傾向です。そして、当市においてもその傾向は見られております。また、更に非雇用者の割合が高くなっている。昔は消防団は地元にいて地元に農業とかですね、常時いらっしゃる方々が消防団として活動をしていらっしゃった。しかし、今は地元にいても昼間はもうほとんど外で仕事をしているというような状況が見られるわけです。そして、この前ちょっと気になったもんですから、市における消防団員の出動状況というのをちょっといただいたところなんですが、これによりますと出動分団団員数に占める実出動人員数、こ

れが平成22年で55%、23年が47%、そして24年が現在のところ53%、これは市全域での分です。 これはですね、災害火災等の発生した時間帯、そういうものによっても大きく中身は異なってお ります。

そしてまた、松山は高くて、有明とまた志布志はまた出動態勢が若干違うというようなことがありまして、一概には言えない部分もあるとは思っているんですけれども、この数値等を捉えてですよ、市長はこの状況をどのようにお考えかをまず1点お尋ねをいたします。

○市長(本田修一君) 平野議員の御質問にお答えいたします。

全国的に消防団員の数が減っているということでありますが、平成元年に100万人いた団員が現在は全国的には90万人を割っているというような状況であります。

また、本市におきましても、定員480人に対しまして、461人で19人ほど不足しているという状況であります。火災発生時におきまして、消防団員の出動を状況につきましては、所属分団区域外に勤務している団員も増加傾向になっていると、そして、火災発生時間帯などによって、その出動の率は違ってくるというふうに思うところでございますが、消防団が担っている業務としましては、初期消火、そしてまた常備消防の後方支援ということがございますので、そのことについては特段支障なく果たされているのではないかというふうに考えております。

しかしながら、今お話になりましたように、平成22年が出動率が55%、また23年が47%、そして本年が現在までで53%ということについては、今後この出動率の低いケースについて、更に検証いたしまして、地域や団員が勤務する事業所等に対しまして、消防団活動に対し理解を得るようなものを更に努めなければならないというようなふうに考えるところでございます。

○1番(平野栄作君) 今現在のところ支障はないというようなことですが、本当にこれ大丈夫なんですかね。この前の伊崎田の火災についても追加で出動がありましたよね、2分団が出動したような、あれは特殊、山林に燃え移るというようなことが想定されたというようなことは分かりますけれども、でも分団100%に近い団員が駆けつければ、そういうところについてもですよ、その一つの分団でも対応可能な部分になっていくのか。そしてまた、常備消防との組み合わせによってある程度のところまではカバーできていくのかなというふうに考えるんですよ。そして、この50%程度でいいのであればですよ、その分団においても必ず出動できる分団、今は定員が35とか決まってますけれども、そこあたり無理に団員数を増やすんじゃなくて、確定で動ける人なんかを30名じゃなくて25名とか、そのうちの20名は常時動けますよとか、そういう形で分団員数の減少で中身を充実させる、そういうことも一つ考えられる。これは極論ですよ。そういうことも50%の出動で支障がないということであればですよ、そういう対応もできますよね。ですから、またこれはちょっと後の質問にもつながっていくんですけれども、それではまた困るということも分かるんですけれども、そういう手も考えられるんじゃないかなと思いますが、その点についてはいかがですか。

○市長(本田修一君) 現在の段階で消防団活動を担っていただいている業務の中で、初期消火、 そしてまた、常備消防の後方支援というものについては、支障なく行われているというふうに考 えるところでございます。

お話がありますように、出動率が50%の中でされているということにつきましては、先ほどもお話しましたように、火災の発生時間の問題とか、それから、所属する分団の中で地元におられる方の割合の問題とか、そういったものもあろうかというふうに思います。

そのような観点から、それぞれの分団においてこのことについては、少し課題としてあるので何とか考えてほしいというような形の議題としてはまだ提出されておりませんので、今後そのことについては、分団の方々とも話し合いを進めてまいりたいというふうに思います。

**〇1番**(平野栄作君) 私もですね、この分団の団員数を減らせということじゃないんですよ、ただ、今、市長が50%でも支障はないんだよというようなことであれば、なかなか後継が育たないんですよね。消防団も今、厳しい状況にあって、その定員枠を確保するのに必死なんですよ、分団長以下ですね。だから、そういうことを考えると、逆に35でも30でもいいよということでもいいのかなと、そういう方向にも捉えられるもんですから、今ちょっとお尋ねをしたところなんですよ。

それでは次にですね、防災の観点からちょっとお尋ねをしますけれども、近年この30年以内に東海、東南海、南海、3連動型地震、これが発生する確率が高まっているというふうに報道されております。先ほども言いましたように市民の防災意識というものは、高まっているのかなというと、私は高まっていないのかなというのをものすごく危惧するんですよ。市民の防災意識向上とですよ、地区ごとの防災、また減災への取り組みの強化、これを目的としてですね、防災マップ等の作成を今やっているんですよね。もう何度も言いますけれども、意識の温度差が非常にあると。そして、将来発生する可能性はもう高いんですよ、実際。これは30年後じゃなくて、明日起こる可能性もあるわけですよ。ですから、そういう中で市民への防災への意識向上、これを積極的に推進する必要が私は急務だと思っています。

そういうものに対して防災対策といった面から消防災害支援隊と、今要綱も市ではつくっておられますよね。そういう防災という関連から今つくっていらっしゃって、今は八野校区だけしかないんですけれども、消防災害支援体組織というのは要綱としてある。その位置付けというのは、市長としてはどのように考えていらっしゃいますか。

#### 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

平成21年に八野地区におきまして、八野自衛消防隊というのが発足したところでございます。 これにつきましては、私は移動市長室で八野にまいりました折に、地域の方々からこの八野においては日中消防団員がほとんど市街地の方に勤務してしまっているというようなことを受けまして、その〇Bの方々がそのことについては、消防団が到着するまで、あるいは常備消防隊がくるまで対応したいというような御要望のもとにこのことを設置したところでございます。

ということで、私自身としましては、先ほどの出動率の勘案をしますと、こういった方々が初期の消防の活動の準備をされていただくということについては有り難い状況ということでございましたので、すぐさま要綱を整えて、この八野消防災害支援体の結成をしたところでございます。

○1番(平野栄作君) 要綱の中にも消防力の低下を補完するというのがうたわれているようです。中身をですね、ほかの自治体ののと比べる若干うちののにはちょっと欠けている部分もあるなというのは考えているところなんですよね。言われるように、消防力の低下があるんだよと、そこでそこの地域の市民の力を活用してそれを補完するんだよということですよね。そうした場合にですよ、今は1か所しかないわけですよ。そして、先程来言いますように防災、減災という観点からいくと市内全員で発生する可能性があって、その発生する中身というのは各地区で異なってくると。そうした時に消防団員でも大変カバーできない状況になってくると思うんですよ。そういう時に、この市内全域のこういう組織を広めていっていただきたいという意味から、今回この質問をしているところなんですよね。

去年の12月も別な意味でこの質問をいたしました。その時、市長はですよ、「市全体で消防力の強化につながればいいというような観点から、このような形の組織づくりをしたと、それぞれの地域で、またこのような組織が立ち上がっていただけるんじゃないかなというふうには考えている」という答弁でありました。

これって何ですかね、地域に任せますよという言い方ですよね。必要があればその地域で組織しなさいと、そういうニュアンスに取れるんですよね。でも、実際ですよ、今後通常発生しうる火災、災害、またそして、消防団の後方支援隊の拡充。そしてまた、今後発生が予測されている大震災。そして、地域ごとに防災力を高めていく、そういった面を考慮していくとですよ、消防支援隊の位置付けというのが非常に重大な重要なものになっていくのかなと、そして、これは地域から要望じゃなくてですよ、市が率先してこういう組織を立ち上げていく。そういう方向性の方が私はいいんじゃないかなと。

そして、こういう組織を活用しながらですよ、末端にまで意識の高揚を図っていく、消防団でもまだ意識の足りない方々もいらっしゃると思うんです。でも、意識の高い方々もいらっしゃる。これは回ってみて十分分かります。そして、そういう方々がですね、やはり地域の自主防災なんかに入って、自分のところの危険性はどうなんだということを地域の方々に広めているんですよ。そういった面からいきますと、やはりそれをもうちょっと拡充した形でですよ、こういう組織を別途につくり上げていくと。そして日常消防団が足りないところは、そこはカバーしてもらうし、そしてまた、そこで生活していらっしゃるわけですから、その地域の中で防災意識の向上をその地域の皆さんに浸透させていく。そういう組織の位置付けとしては、私はこれは市が率先してやるべきかなと。

そして、ホームページ等を見ますと、湧水町とかというのもうちと一緒のパターンです。ある 地域が声を上げてつくった、でもホームページ上でこの募集をやっているところもあります。市 全体として一つの隊という位置付けでやっていらっしゃるところもあります。そこはまだいろい ろは取り組みもありますけれども、私はこういう組織をですね、やっぱり末端まで広げていく。 そうすることで、市役所自体もですよ、今やっていらっしゃる災害弱者の問題、把握の問題、そ ういうものもトータル的にカバーできていくんじゃないかなというふうに考えるですよ。その点 についてはいかがでしょうか。

## 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

消防災害支援隊に入られる方というものは、消防団員を退職された方というふうになろうかと 思います。そのような方々が消防団の指揮のもとに行動していただくということでありまして、 現在、今年の4月から消防団の定年制についての見直しをしまして、定年が撤廃されたところで ございました。ということで、意識の高い方で引き続いて消防活動ができる方については、消防 団員として頑張ってもらえるんじゃないかなというような気がするところでございます。

ということで、今の消防災害救援隊の結成につきましては、その地域地域の消防団の方々とも 話し合いをさせていただきながら、取り組みをしていかなければならないんじゃないかなという ふうに考えるところでございます。

**○1番(平野栄作君)** ひとつですね、この支援隊はですよ、団員の○Bということじゃなくて、 消防署の職員の○B、そういう方々も含まれるわけですね。

そして、今言われましたように、団員のOBとなると今定年がなくなって、前は60歳定年でしたから、そういう方があれば60歳になった方々はこの組織の中に加わるということなんでしょうけれども、実際ですよ、何ですっけ、時間帯は限られるかもしれませんけれども、消防団員だったけれども、ちょっと勤務地がちょっと遠くなって辞めざるを得ないと、だけど居住はそこにいるよとか。そして、分団によっては各集落でそういう団員を毎年、何かおきに入れ替えをしている。そういうところもあるわけですよ、実際。伊崎田なんかそうじゃないんですっけ、うちなんかはなかなかそういう体制がつくれないんですけれども、そういうところはですよ、結構いらっしゃると思いますよ。そういう隊に加わっていただく該当者と言うんですか。だから、そういう方々に声を掛けて、まずはできるところからでもいいから、向こうじゃなくてこちらから呼び掛けて、まとまればそこにこういう支援隊をつくっていけばいいわけです。だから、向こうからやってくださいというんじゃなくてですよ、市の方から率先してできるところはやっていくと、そしてそれを全市に広げていく、そういう方向性が望ましいんじゃないでしょうか。いかがお考えですか。

## 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

私自身としましては、八野の方で先進的に取り組みがされまして、消防災害救援隊が結成されましたので、続々とほかの地域でもそのような声が挙がるのかなというふうに思っておりましたら、あんやはからんや、ほかが続いていないという状況でございます。

それぞれの消防分団の中での対応が少し違うのかなというような気がしております。このこと につきましては、改めてそういった方々にも案内はしてまいりたいというふうに思います。

○1番(平野栄作君) ちょっと私出してこなかったですけれども、市のホームページの中にですね、ちゃんとその項目を入れて、書類ですか、そういうものもダウンロードできて、そういう仕組みをつくっているところもあるわけです、もう多数ありますよ、宮崎とかいろいろ見てみますと、やはりそれだけ危機意識も高いし、そうすることによって市の防災力を向上していく、そ

ういう底辺をやはり上げていかないと、いくら上で叫んでも末端というか、市民の方々がそういう意識をつくらないことにはですよ、これ絶対進みませんよ、防災力というのは高まらないと思うんですよ。だから、それをしていくためにはですよ、やっぱり広くそういう意識を持った方々をつくっていく。そしてそれには、やはりこういう関連した組織をば持っとった方がいいと思うんですよ。私、前は12月では機能別消防団、そういう企業なりとか、郵政消防団とか、いろいろ形態はありますけど、そういうものを提案しましたけれども、なかなか新しい組織をつくり上げるということには時間もかかるんでしょう。

ただし、この支援隊につきましてはですよ、いったんそういう経験した方々、そういう方が多数いらっしゃるはずですから、私の地域にもいらっしゃいますよ、家の前にもいらっしゃいます。 集落にも何人もいらっしゃいます。そういう方々をやはりお願いしながらとか、自主的に入ってくる方もいらっしゃるでしょうし、だからそういう形でやっぱり市が呼び掛けて、そういう組織づくりをどんどん進めていく、そうすることで市自体の仕事って言うんですか、普及啓発の方向もですよ、また違う方向で展開ができる、そういうふうに考えるんですが、その点はいかがですか。

### 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

先ほどお話しましたように、私自身としましては、各地区でこのような救援隊が結成されるというのは歓迎でございます。もっと積極的にこのことについては案内、そしてまた呼び掛けをしてまいりたいと思います。

### ○1番(平野栄作君) はい、よろしくお願いします。

それでは、今度は次に移ります。

今この要綱の中にですよ、隊の活動中の災害に対する補償は完備されておりますよね、消防団員と一緒の補償ということで、出動に際しての手当支給については、この要綱の中では定めがありません。本市では今のところ八野校区においても、出動手当というのは支給はないというふうに考えております。

そして、他自治体のですね、要綱等を見ますと、ジャケットとかヘルメットとか、そういう服装面については無償貸与というような形、そして出動の際はボランティアと手当の支給はないというふうに明記されているようです。でも、本市における消防団員の今出動状況は50%前後というような形ですよね、それを考慮すると年に何回も発生するものでもないですよね、件数としてもそんな件数としても火災等もありませんので、出動したとしてもそんなたくさんの人が出動するということも考えられないと思うんですけれども、できたらですね、そういうこの支援隊を設置してもらい、かつ予算的にも可能であれですね、その範囲内で出動手当の支給とか、そういうことまで考えられるのかなと思っているですが、その点はいかがでしょうか。

## 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

出動手当につきましては、全団員出動したときを前提に予算化しているということでございますが、災害など不測の事態が発生するということも考えられるということであります。

また、消防災害支援隊につきましては、現在のところ規定を設けてないという状況でございます。ボランティアで出動していただいているということでございます。ほかの地区もお話になられましたように、原則としてボランティア活動という形で取り組んでいただきたいというふうに考えるところでございます。そのようなことが前提の上の消防災害支援隊の組織づくりというふうになろうかと思います。

**〇1番(平野栄作君)** 全国的に見てもそういう方向のようです。支給の手当というのはどこ見てもなかったところですが、もうちょっとですね、この要綱についても見直しをされまして、そういう装備の面でも何かの手助けができないのか。

そして、今言われましたように100%で予算措置があるのであれば、年トータルしてですよ、年度末にその予算の範囲内の中で出た方々に対して幾らかの支給と、そういうものもですね、ひっくるめた形で設置及び出動に対しての手当、そういうものを検討していただきたいというふうに考えるんですが、やっぱり無理でしょうか。

# 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

現在、本市から消防災害支援隊に対しまして、機材としましてヘルメットを支給しているところでございます。現段階ではこの段階でございますが、また今後、八野地区の消防災害支援隊につきましても、まだ実績がないということもございますので、現在の段階の組織づくりのための要綱につきましては、ボランティアという形でお願いしたいというふうに考えます。

**〇1番(平野栄作君)** 出動はですね、ないということですので、でもこれを今後広めていくということになって、また活動を活性化するということになると、災害という面だけではなくて、やはり消防団と一緒になった活動をしていかないといけない、その末端組織ということになりますので、ある程度の訓練とかそういうことも必要になっていくだろうと思います。そういう意味合いの中でも、やはりそういう研修、訓練とかいうことにも参加が必要になっている。そうなった場合に、消防団員には手当が出て、一方では出ないというような矛盾も発生するんですよね。

先ほども言いますように、災害出動ということだけじゃなくて、日常の中での防災意識の高揚を図るために市民の意識向上に努めていく努力をしてもらうというようなこともひっくるめていくと、年間を通して、こういう年間の出動人員数が出てくるわけですよね。そうした場合に、総体額、予算額の範囲内において、もしこれに出ていらっしゃる方々についてですよ、若干でも支給というか、訓練の訓練手当というような形での支給までできたら、ちょっと全国的に例がないんですけれども、結構賛同いただける方々も出てくるんじゃないかなと思っているもんですから、もう1回お聞きします。

### 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

災害、あるいは火災が発生したときに、実際に出動となれば、当然消防団との連携、そしてまた、後方支援のあるべき姿というものが求められ、そしてまた実証されるということになるんじゃないかなというふうに思います。そのような内容につきまして、どのレベルのものが求められるかということについては、また消防幹部会、あるいは消防団ともお話をさせていただきながら、

そのことが支援しなければないようになるとなれば、そのようなものは設けることはやぶさかではないというふうに考えるところでございます。

〇議長(上村 環君) 次にいく。

[平野栄作君「これだけ」と呼ぶ]

○1番(平野栄作君) ぜひですね、そういう形で前向きに進めていってください。

というのがですね、やはり地域を回ってみますと、本当に何回も言うように、ちょっと今NPOで有明地区を回らせてもらって、またすごく感じたんですよ。本当、下野井倉この前も一般質問でありました。ああいうところの人たちというのは自防までつくって一生懸命やっている。だけど、要望をしても市は何も答えてくれないじゃないか、そしてまた、前一般質問で二人がされたわけですよ。どうなっていくのか、そういうことの経過についても何もないと、報告もないというようなことをものすごく危惧されている。本当自分たちのものなんですよ、本当、川は津波が遡ってきて浸水するんですよ、上は崖崩れですよ、といった所もあれば、一方では全くそういう心配のない。だから、そういう意識の差が非常にあると思うんですよ。ですから、そこらあたりについてはですね、やはりやっぱり意識を高めていく。そして、ないようなところでもですね、実際災害となると家屋の倒壊とか、いろんなことが想定されていくわけですよ。

ですから、レベルをやはり一人一人の防災に対するレベルをやはり上げていく必要があると、 そういうものを加味しておくと、もし何かがあった場合にも初期対応で人命は救われていくとい うふうに考えるもんですから、その一端としてこの消防災害支援隊、これをば早急に組織してい ただきたいなということで一応今回質問したところですので、前向きにお願いしたいと思います。 もう1回お願いします。

○市長(本田修一君) 先程来答弁いたしますように、八野地区が立ち上がりまして、ほかも続々とそのような状況になるかと思ったら、そういったことではなかったということでございますので、もう少しこの八野の事例というものをそれぞれの消防団、また○Bの方々に案内をしてまいりたいというふうに考えます。

○議長(上村 環君) ここで、昼食のため休憩いたします。

午後は、1時から再開いたします。

午前11時56分 休憩午後1時00分 再開一

- ○議長(上村 環君) 休憩前に引き続き会議を開きます。
- **〇1番(平野栄作君)** それではまた午前中に引き続きまして、質問を継続させていただきます。 次にですね、指定管理者制度について質問をいたします。

この指定管理者制度の導入の背景というのは、民間活力等を利用して利用者の利便性の向上と管理運営費の縮減を図るということが大きな目的でありまして、実際の負担軽減をねらっている

ということでありますが、なかなかその実績というのがちょっと目に見えない部分があるのかな と思っているところです。それと19年度でしたか、導入された際に何か上からの指示でそのまま 機械的に導入がなされたということで、本市においても具体的な指定管理者制度の在り方、そう いうものを何か客観的に捉えてですね、こういう形で指定管理を進めるんだというものがないま まに導入された。そういうふうに感じているところです。

来年度からまた更新時期を迎えるということで、今回の議会においても各施設において、指定 管理の指定について議案が提案されているわけなんですけれども、今ずっと指定管理を継続して こられて、この制度を導入したことによって効果といったものがどのように感じていらっしゃる のか、まずお尋ねいたします。

## 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

指定管理者制度導入の目的につきましては、ただいま申されたとおり、効率的に運営するため に民間の能力を活用しまして住民サービスの向上を図るというもので、そしてまた、経費の節減 を図っていかなければならないということによりまして、制度が導入されたところでございます。

本市の公の施設につきましては、現在98施設の中で、指定管理者制度を導入している施設は45施設であります。指定管理者制度を導入しまして、民間の活力やそのノウハウを利用して、活用して、利用者のニーズに対応した効率的で質の高いサービスの提供が図られているというふうに考えております。

また、指定指針に基づきまして、指定管理者の選定方法を非公募としまして、施設の設置目的と密接に関連する目的で設置された団体又はそれに準ずる団体に管理運営させていますので、雇用の確保にも結びついているものと考えております。施設管理費については、直営で管理している際の職員の人件費からすると縮減され、また業務の簡素化にもつながっているものと思います。

今後も行財政改革を進める中で、特に集中改革プランの重点目標、改革項目に指定管理者制度 の活用を目標の実現に向けた取り組みとしていますので、全ての公の施設について行政としての 関与の必要性、存続廃止の方向性、存続する場合の管理形態等の施設管理の在り方について検証 を行い、施設サービスの向上と経費の節減に努めてまいりたいと考えております。

#### ○教育長(坪田勝秀君) お答えいたします。

指定管理者制度につきましては、議員指摘のとおりでございます。教育委員会におきましても、 平成18年度に策定いたしました公の施設にかかわる指定管理者制度に関する指針に基づきまして、 計画的な指定管理を進めているところでございます。教育委員会所管の指定管理施設につきましては、御案内のとおり、志布志、松山、有明の運動施設、そして志布志市文化会館、やっちくふれあいセンター、有明農業歴史資料館などでございますが、それぞれの施設の設置目的に合った維持管理がなされておりまして、それぞれの施設が健康づくり、スポーツや文化の振興、生涯学習等の拠点として機能していると認識をいたしております。

管理運営につきましては、市民の利便性を高めることを重点といたしまして、維持管理のため の必要な経費で最大の効果を上げるように努力しておりまして、自主文化事業等も盛んに実施さ れているところでございます。

今回指定管理期間の更新でありますので、今後とも指定管理、指定期間でありましても更なる 利便性の確保や市民サービスの向上が図られるように、その都度指定管理者と連携、協議を深め ますとともに、必要な指導は忌憚なく行っていかなければならないと考えております。

以上でございます。

**〇1番(平野栄作君)** 大まか安定的に推移しているという捉え方でいいんでしょうかね。いろいろなインターネット等を紐解いてみますと、よく言われるのが、指定管理制度に移行する前の外郭団体が引き続き看板だけを差し替えて指定管理者に指定されている自治体が多いということが指摘されております。確かに指定管理者制度の導入の目的、行政が直接運営するよりも民間のノウハウを導入すると、そして更なるコストの削減と利用率の上昇、サービスの向上を目指すというところにあるんですけれども、果たして当市においては、そこらあたり本当に民間の活力を生かした取り組みがなされているのかなと、言われるように看板が変わっただけなのかなというのが危惧されます。

それとも1点が、この指定管理者制度というのは、要は指定管理者という形に渡したということではなくて、やはり渡したところと自治体等がうまく連携を図りながら、市民サービスの向上をさらに図っていくということにあろうかと思ってるんですよ。9月の議会においても一般質問の中で指定管理者の在り方がどうなのかという質問もあったわけですけれども、今聞きますと、非常に安定した形で推移しているように捉えられていらっしゃるようなんですが、本当に中身がそういう形で推移しているのかなというのを非常に疑問に思う部分もあります。確かに自助努力をしながら経費を削減し、市民の利便性向上を図る取り組みをなされている団体もあることは間違いございませんが、そうでない団体もあるんではないかなと危惧をしておりますが、その点については認識はお変わりございませんか。

#### 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

私どもとしましては、指定管理者導入制度の目的に沿った形で1回目の指定をして、その施設の維持管理について取り組んでいただいたところでございます。その中で、市民の方々から苦情が寄せられた折には、その都度指定を受けた団体に指導管理をしまして、改善を図っていただくということにしてきているところでございまして、そのような観点からしますと、おおむね市民サービスの維持向上については、図られてきているというふうに考えるところでございます。

#### ○教育長(坪田勝秀君) お答えいたします。

今市長が答弁いたしましたように、教育委員会所管につきましても、特に私どもの方に市民の 方から使い勝手が悪いとか、あるいはもう少しこうしてもらいたいというようなことは、直接的 には耳に入っておりませんが、これは私どもの方の情報収集のアンテナがさび付いているのかも しれませんので、今後はまたそういうことを逐次聴取しながら対応してまいりたいとこういうふ うに考えております。

○1番(平野栄作君) 不思議なのがですね、そう教育長も申されますが、前回の一般質問の中

にもあったように、苦情等も実際あるということは事実なんですよね。

ひとつ、この後にもつながるんですけれども、指定管理、今言ったように私も経験がありますので、よく分かるんですけれども、結局は看板の付け替え、それがいい悪いということじゃないですよ。悪いとは言っておりません。ただ、この指定管理というのは民間のノウハウ、要は自治体が行うよりも、また更に大きな枠で捉えた中でですよ、その施設をどうやって有効利用、活用して市民が使いやすい施設にしていくかということを模索していく。そういう団体が率先して手を挙げられてやっていらっしゃると思うんですよ。ただ、若干ですね、この調書、今回出されている調書等をずっと見比べていきますと、大分温度差があるのかなというふうに感じるんですよ。ですから、ここら当たりをですね、もうちょっと整理していかないと、今後いけないのかなと思って、今回質問させてもらってるわけなんですけれども、総体的には導入の効果があったという捉え方でいいんですよね。

そうしますと、今人件費の縮減にはつながっているというようなことが出ておりますが、本当にそうなんでしょうか、大分手こずられているケースなんかも見え隠れするような気がするんですが、そこらあたりは情報というのは何にも入ってないんですか、担当とか、支所等に分散しているわけですけれども、体育施設については、松山、志布志、有明というふうにありますよね、ほかの施設については、また所管課があると思うんですけれども、今もそういう詳細の苦情とかそういうこと、そして、今確かに総体的には人件費は縮減されていると思うんですけれども、その指定管理施設者との対応とか、そういう中でですよ、時間的なロスとかそういうものは発生していないのか、その点はどうお考えでしょうか。

結局担当者は指定管理のことは全く考えなくても、その仕事を別な仕事に専念できてるんですか。

#### 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

指定管理者制度導入というのは、国の行財政改革の中の流れの一環としまして、これが取り組まれたということでございます。市役所本体も財政縮減、人員削減というような中で厳しい財政運営を強いられているわけでございますので、そのことに基づきまして従来の直接の直営の事業とか、委託の事業というものについても、指定者制度を導入しながら経費の削減を図っていくと、そして、かつ住民サービスの維持向上は図っていかなければならないということがされているところでございます。

ということで、私どもはそのような方向でそれぞれの部署で所管する施設については、担当してこの指定管理者制度に取り組んできたところでございますが、もちろんその折その折、市民の方々からはいろんな指摘があった部分については、所管課を通じてそのことについては、対応してきたということでございます。

そして、より改善が図られるように、そしてまた、より経費の節減が図られるようにということについては、所管の課の方でそれぞれ所属する施設について指導は重ねてきているというふうに思っております。

## ○教育長(坪田勝秀君) お答えいたします。

指定管理者制度をしてはみたものの相も変わらず、例えば教育委員会が所管するそれぞれの施設の職員がですね、担当職員がかり出されるというんですが、そういう事例はないと私どもは認識しております。

ただこの前、前回の議会のときに施設設備の充実ということをある議員から指摘されましたので、早速点検して予算を計上いたしましてですね、それのどの程度改善できるかということも財政当局に予算要望がしてあります。また一歩前進、改善されるのではないかとこういうふうに考えております。施設面とかそれが出てまいりました。この前ある議員から御質問ありましたのでね、それはしてあります。

**〇1番(平野栄作君)** それでは指定管理者とうまく連携を図りながら、効率的な運営ができているというような解釈でよろしいですか。

○市長(本田修一君) 今回の新たな指定管理者制度の指定について、例えば公募、非公募という枠組みの変えたところがございます。そのことにつきまして、今までの指定管理の在り方について問題があったから、そういったふうに変えたということになろうかと思います。そのような意味合いから、私どもとしましては、常々その指定管理の有り様について、その時点その時点で正しい在り方かということについては、特に市民の方々から改善の要望等があった折に検討を重ねながら次期に備えているということでございます。

# ○教育長(坪田勝秀君) お答えいたします。

先ほど申し上げましたが、今後ともまだまだ協議、連携を深めてですね、そういう点はないのか、私どもの方からいろいろとお聞き、聴取したり、あるいはまた、指定管理者の側からこういうところはもう少し行政としてやってもらえないかというようなことは、これはもうやっぱり、ずっと続けていかなきゃならない、指定管理者制度を持続する以上はですね、常々改善を続けていかなければならない問題点ではないかなとこういうふうに認識しております。

**〇1番(平野栄作君)** 指定管理者制度に移行したとはいえ、もし施設で事故が起こった場合については、賠償の相手先は自治体ということになっております。

そしてまた、指定管理者に瑕疵(かし)がある時には、自治体から指定管理者に損害賠償を求めるというような形態になっていくんですよね。だから、そういうケースが起こらないというのがまず大前提ですので、その施設施設において、そういう事故等が発生しないように、そしてまた、さらなる市民の利便性が向上するようにですね、連絡を密にして、この指定管理者制度は進めていっていただきたいと思っております。

ただ、今回この調書を見させていただいた、申請概要調書ですね、ずっと今回更新する施設について出してありますよ。この中身ですよね、この中身を見ると、本当指定管理者で温度差があるのかなとものすごく真剣に、これは語弊があるかもしれません。前向きにですね、本当この施設を充実し、そして市民サービスを上げていこうというのが肌で感じるような文章で訴えられているものもあれば、もう何年やってるのと、まだこういうレベルなんですかと疑いたくなるよう

なレベルのこの調書の在り方、これってどうなのかなって思うんですが、そこらあたり違和感と かお持ちじゃなかったですか。

# 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

指定管理者制度につきましては、民間の活力を生かして、民間の方々がさらに市民サービスの向上を図っていただく、そしてまた収益を上げていただくというようなことがあって、経費の節減につながっていくということが前提になるわけでございますが、なかなかそういった意味で収益を図っていただくということができなかったところもあるだろうし、また、施設自体がなかなか収益を生み出さないということもあるということでございまして、今お話があったような温度差というのは、あるのはあるのではないかというふうには思うところでございます。

## ○教育長(坪田勝秀君) お答えいたします。

今市長も申し上げましたけれども、私どもの預かっている施設でありましても広さとか、あるいは老朽化の程度とかありましてですね、なかなか一概に預かられた指定管理者の方々が一律にそれを足並みそろえてということはできない部分もあったかもしれません。

そして、しかもなおかつ多額の予算を要して、そして改修をしていかなければならない施設もあるやに聞いておりますので、そこらあたりは施設管理者の方々も大変苦心しておられたかもしれません。ですからそれは、また同時に市民の利便性につながっていきますので、できる限り予算措置もしていただきましてですね。そして、指定管理をしやすいような環境をつくるのも、また私どもの仕事かなと。

また同時に、指定管理者の方々にもそれなりの努力をしていただいて、均一に施設管理が十分なされて、そして、どの施設を使っても快く市民の方々が使われるような施設にもっていくのが我々の努めだと思いますので、今後さらにまた努力してまいりたいと思います。

**○1番**(平野栄作君) 施設が古いのは築何十年という施設を持っているわけですから、それは仕方ない。そして、それに対する修繕経費、それが発生していくのはもう仕方ないことです。ただ、今ある既存の施設、それを市民が使いやすい形で、汚れの所とか、きれいにしていくと、そういうものの積み重ねだと思うんですよ。だから、そこに新たに投資をして、それを新しくすれば別ですよ。じゃなくて古いものが古いままで、それがまた市民の利活用の利便性につながる。そういう仕組みを指定管理者というのはつくっていかないと、そのために手を挙げたと思うんですよ。それでないと、ただ単にそこの施設を従来のまま引き継いで使ってもらうだけじゃなくて、そこに指定管理者と入った以上は、前とは違うイメージに変えていく、あるものをものを変えるというんじゃなくて、やり方を変えて、そして市民サービスを向上させていく。私は、それが指定管理者のやりようだと思うんですよ、それがやりがいにもつながっていくし、そしてそれが市民の利便性につながっていくと思うんですよ。

だから、見たときにそういうのを率先してやられているところもあれば、そうでないところも あるような気がしているもんですから、今回こういう質問をしているところなんですけれども、 そういう形でですね、指定管理者の方もただ単にそれを引き継ぐんじゃなくて、やはりその施設 を管理している間はですよ、そういう心配りをしながら、そして悪いところはまた協議をしなが ら予算をつぎ込んでもらう。

しかし、できる範囲は指定管理者が精一杯頑張って施設を有効活用していく。そういう形でみんな足並みをそろえていくと担当者も楽をするであろうし、市民サービスも向上していくという ふうに個人的には考えるんですが、いかがお考えですか。

**〇市長(本田修一君)** ただいま議員お話のとおりだというふうに思います。

私どももそのような観点から指定管理者の皆さん方に対しましては、常々指導監督を重ねているところでございます。

# ○教育長(坪田勝秀君) お答えいたします。

確かに新しくつくり変えるというのが一番便利でしょうけれども、これは多額の予算を使いますので、そういうことではなくて、今議員御指摘のように、ちょっと環境整備をすれば、そこである協議をする時にも使い勝手がよさそうなのにと、例えばはっきり申しまして、非常に雑草が伸びているとか、除草が十分なされてないというようなことがあって、そして、それはもう指定管理者の方がちょっとしていただければできることじゃなかったのかなというようなことを御指摘かと思いますが、そういうことがあれば、また今後、私どもも気がつき次第そういうところは、指定管理者の方に気配り目配りをしてほしいということはお願いをしてまいりたいとこういうふうに考えております。

**○1番**(平野栄作君) 何度も言うようですけれども、指定管理者に任せたんじゃなくて、やはりもとは自治体ですよね、持っているものは自治体ですよね、もともとの責任というのは、ですから、やはり指定管理者とうまく連携をとりながら、指定管理者の言い分も聞き、自治体の言い分も双方協議をしながらですよ、ベストの状態をつくり出していく、そういう形で指定管理を今後また進めていって市民サービスの向上に努めていただきたいなと思うんです。

私は経費の縮減にはなかなかつながっていないのか、職員の人件費の面から見るとまた別なのかもしれませんけれども、総体の経費というのは多分変わってないんだろうと思ってます。ただその中で、目に見えて評価が上がったという施設というのが数点しかないというふうに感じているものですから、こういう形で一応説明いたしました。

次に移ります。

今度は指定管理者の方から見た意見としてですね、運営に際して、条例、それから規則、そういうものによる制約がどうしてもあります。そして、それがある関係で指定管理者としてはこうしたいと思っていてもなかなかそういう方向にできないという問題が大分指摘をされているわけです。

19年度に指定管理者制度が導入されてから、指定管理者の側からですね、その管理上の問題とか課題とか、そして、こういう形で改善をしてほしいとか、そういう要望等があったのか。そして、あったとして、どのような協議がなされて、どのようなふうに改善をされ、そしてそれに伴う条例、規則等の見直し、そういうものが改善をされてきたのか、そこをお尋ねをいたします。

## 〇市長(本田修一君) お答えします。

指定管理者制度導入後におきましても、それぞれの施設につきまして、その施設の条例、規則に基づきまして、施設の設置目的に合った維持管理がされているということでございます。

指定管理の契約におきましては、基本協定書及び年度の協定書に基づいて管理がされているということでございます。指定管理者からは、毎月の定期報告や毎年度末の事業報告を行うように規定されておりますので、問題点等につきましては、必要に応じて協議がされているということでございます。

運営の詳細、または見直し改善等につきましては、各施設ごとに対応しているところでありますので、体育施設につきましては、教育委員会の方から回答させます。

## ○教育長(坪田勝秀君) お答えいたします。

教育委員会所管の指定管理者制度施設につきましては、それぞれの施設の条例、規則に基づきまして、施設の設置目的に合った維持管理を行っているということは先ほど申し上げたとおりでございますが、特に今議員御指摘のことは、施設の使用許可や、あるいは窓口業務等々につきまして、条例、規則では不明な点があったり、あるいは施設によって条例、規則が違っているんじゃないかというようなこと等が、ちょっとそごを来してるんじゃないかと感じているところでございます。

ただこれは、この体育施設に関して申し上げますと、松山、志布志、有明の運動施設に、これまでの条例があったわけですね、旧町時代の、ですからそれはやはりまだ残っているところがあるのではないかなと、それを我々が十分精査して点検していなかったもんだから、そのままその条例でもって運営していただいているという面が残ってたような気もいたしますので、それを課題といたしまして、これまでの運動施設の条例につきましては、細かい運用規定、あるいは一部使用料等についても差がありますので、これにつきましては、使用料の見直しを含めまして改めていきたいと思ってはおります。

ただし、先ほど申しましたように、施設の利用料を市内一律にするというのは、広さや老朽化等々の違いがございますので、これはちょっとどうかなとは思ってますが、いずれにしても条例等、それから手続き等につきましては、これは施設の新しさ古さじゃなくてきちんと改められるべき点は改めていかなければいけないなとこういうふうに考えておるところでございます。

今回、先ほど申しましたように、指定管理の更新時期でございますので、統一した窓口業務の 徹底とか、あるいは施設の改善等につきましても協議いたしましたけれども、今後は更に深めて 定期的な研究協議を行いまして、指定管理者の方にも私どもの方ですが、お互いに努力を深めな がら快適な施設として利用していただくように努力を繰り返し重ねてまいりたいとこういうふう に考えております。

○1番(平野栄作君) ちょっと気になるのがですね、これは志布志、有明の体育施設の条例ですけど、開館時間の問題ですよね、これでは8時半から午後10時までとなってますよね。そして第5条に指定管理者が必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができ

る。そして、今回のこの申請概要書の中にも市民の方からは「早朝開館を望む」そういう声が聞こえてますよね、この中で。そうした時に、この条例でいくと「市長の承認を得て、これを変更できる」ということは、前もって市長にお伺いをたてて変更する。そういうことになる、この条例からいくとですよ。そういう形にならざるを得なくなると思うんですよ。ただ、市民の利便性の向上となりますと、突発的にどうしても早朝に開けてほしいという要望が発生した場合、指定管理者としてはどういう形で対応するのか。そこらあたりにちょっと矛盾点が見えるような気がしてならないんですよ。そこらあたりというのは、今どのようにしていらっしゃるんですか。教育長でいいですよ。

**〇生涯学習課長(樺山弘昭君)** 施設につきましては、条例、規則に基づいて運用しているわけですけれども、取り扱い基準を定めております。現在、早朝につきましては、30分程度の早朝の対応はしているところでございます。

○1番(平野栄作君) これは運動施設は全部統一ですか。

**〇生涯学習課長(樺山弘昭君)** 現在、ここに全ての施設について統一されているかどうか詳細に把握は現在しておりませんけれども、先ほど教育長が申しました使用料等の見直しについては、現在進めているところでありまして、その取り扱い基準についても今回定めようとしているところであります。

**〇1番(平野栄作君)** 利用者はですよ、夏場、特にグラウンドゴルフ大会なんかを開催する場合は、早朝から準備に入られると。ですから、できれば7時ぐらいにというような要望が結構あったと思うんですよ。実際、今7時半にはもう開けてらっしゃると思いますよ、有明についても対応を管理者はしてるんですよ。ただ、こういう条例があった時に、それがいいのか悪いのか。

そして、平等性の観点から指定管理者としては、利便性の向上を図るんだけれども、一方でいえば何で我々のときに開けないのかというような、そういうところ矛盾が出てくるような気がするんですよね。私が言いたいのは、そういうところの整合性をやっぱりとっておく。そして、やはり同じ施設であれば統一した見解を持たないと、施設施設ごとに取り扱い要領が違うと戸惑いが出てくると思うんですよ。だからその点はですね、もう1回お聞かせください。

**〇生涯学習課長(樺山弘昭君)** 現在、それぞれの施設の使用料について差があるところでございます。

また、利用申し込みの時間についても半日単位で申し込んだり1時間ごとに申し込んだりしている例がございます。また、市内と市外の格差の問題、それから使用料の免除の問題、いろんな課題があるところでございます。現在それらにつきまして、条例改正が必要な部分、規則の改正が必要な部分、それから運用基準で定めるべきものということで見直しをしているところでございます。統一した見解を示していきたいと思っております。

**〇1番(平野栄作君)** ぜひ、そうしてください。でないと指定管理者は大変ですよ。利便性の向上をということで要望に応えれば一方からはまた全部そういう形で対応せんないかんということになるんですよ。だから、なぜここの団体だけするのかというようなことになると、公平性と

いう立場からですよ、また市民感情にも悪い影響を与えていくというのが、前にも発生している ケースがあると思うんですけれども、ね。だから、そういうところはやはり変えるなり、そうい うのを定めていくなり。

そしてもう一つはですよ、これはちょっと教育委員会所管になりますけれども、この体育施設なんかもですよ。3施設あるわけですよ。今2施設を一つの管理者、志布志は1か所でやっていらっしゃいますよ。そこの連携、指定管理者同士の連携というもの、そういう部分では連携は取れていると思いますか、指定管理者、体育施設を管理するものとして、今二つの団体がやっていらっしゃる。その二つの団体がこの連携が取れているか。なぜこれを言うかというと、志布志なんかものすごく利用率が高いわけですよ。そこでできない方も出てくる、一方有明については、使用頻度はそれまでない、松山にしてもですけれども、そういうところへの振り替え、そういう案内とか、そういうことをすることによって、その施設効率も相互に高められる気がするんですよ。ただそういうところまで、指定管理者のこれは問題かもしれませんが、そういう連携も図っていくことが総体のレベルを上げることにもつながると思うんですが、そこらあたりの連携というのは取られていると感じていらっしゃいますか。

# ○教育長(坪田勝秀君) お答えいたします。

残念ながら取られてないんではないかと認識しております。

ですから、施設の管理者同士がですね、おたくはこうだ、どうかと、うちはこうだけどというようなことは、本当に真摯にやっぱり話し合いを詰めていただけばよかったのか、もしそうして話をしていただいて、どうしても仲介役というんですか、行政が顔を出して仲をとってですね、調整する、調整役としての我々の役目があるとすれば、ぜひそれには賛同していかなければならなかっただろうと。これは確かにおっしゃるとおり十分な連携、施設管理者同士のですね、取れてなかったんではないかと認識しています。反省しております。

**〇1番(平野栄作君)** 本当さっきから言いますように、経費の縮減という面ではですね、大きな効果というのはなかったんじゃないかなと。ただ本当言うように利便性の向上、それが大分違ってきていると思います。ただ、それに加えて今度は市内単体の施設利用ということじゃなくて、市内全体の同じ施設の利用ということで、これは指定管理者も考えないといけないと思うんですよ。ただ、そこの施設だけを考えとっていいのかという問題じゃなくて、やはり体育施設全般ということを見ましたら、そちらでできないんだったら、こちらで受けれるよ、そういう連携も取っていく、そして、それをまた行政ともうまく調整をしていく。そういうこともですね、今後必要になるんじゃないのかなと。

それともう1点がですよ、今、有明のグラウンドにしてもですけれども、真ん中に200mの内側に排水溝があって、走路がまたありますよね200mの。そうするとサッカーとか使えないわけですよ。多分、指定管理者とすれば、あれだけの面積があれば、サッカーコート1面取れるんですよね、何か芝生をはったり改善をすれば。ただ、そういう管理者側からも要望はないのかもしれませんけれども、市としてもやはりサッカー場が足りないというようなことであれば、そういう面

もですよ、ちょっと考慮してあげて、指定管理者からそういう要望があれば、すぐのってあげるとか、そういうことも必要になってくると思うんですが、このグラウンド等のことにつきましては、そういう要望とかは上がってきてないんでしょうか。

# ○教育長(坪田勝秀君) お答えいたします。

ただいまの例にひかれまたサッカーをこちらでやりたいので、どうしてもそこのところの芝を はるなりとかですね、そういう要望はきておりません。サッカーに関しましては、御案内のとお り、志布志にございますのでですね、十分だったのかなと思っておりますが、有明でどうしても サッカーをしたいというので、何とかしてくれというのは、私のところには届いておりません。

**○1番**(平野栄作君) そこあたりはですね、市民の要望、そしてまた指定管理者側から要望とかいうのも、くりあがってくると思いますので、もしそういう形で今もう志布志と松山だけですよね。なぜ有明ができないのかなというような問題をちょっと考えたもんですから、そこら辺りの問い合わせ等もあって、それであればまた、そういう方向に改善をしていただきたいなと思ったもんですから、ちょっと質問しました。

今年度ですね、所管事務調査で13年連続国民宿舎利用率日本一といわれる茨城県にある国民宿舎、鵜の岬を研修をさせていただきました。ここもですね、ごたぶんにもれずというか、財団法人の県の開発公社が管理をされているということでした。

そして、平成18年度からは指定管理者として指定を受けて、継続して指定管理を行っているということでしたけれども、私ちょっとびっくりしたのはですね。もう本当管理公社であれば、こんな発想が出るのかなというぐらいの民間発想的な経営方針ということで、地元活性化を基本としていると。そして、地元の出身者を活用していると。

そして、更に人件費を抑えていると。そして、サービスの提供はですね、お客様の目線なんですね、管理者側の目線じゃなくて、お客様がどうこの施設を見て、どうこの人を見るか。それに対して、それに応えられるサービスをば管理者として提供していくんだというものはもう前面に出ているわけでありますよ。だから、この13年も連続して利用率がトップにあるのではないかなと。要はもう施設の改修とかですよ、そういうこともここは利用料収入はそのまま入ってくるということで、黒字経営だったんですけれども、施設も言われる前に改修をしていく。計画的にそれも改修していくというようなこともとってらっしゃいました。そういうのがですね、利用者には受け入れられているんだろうなと、そして利用率が高まっているんだろうなというのは本当感じたんですよ。

このようにですよ、このうちなんかではそういうのは行政がやるということになってますけれども、少額については管理者側で改修、改善はやっていくということになってるんですけれども、ここをそのまま持ってくるということはできませんが、このようにですよ、ここの事例を見たときに思ったのが、公社がやっていると、そして長期化しているんですよね。だから、このやり方って、普通はマイナス効果が発生するのかなと思っておりましたが、非常にプラスの効果が増大しているケースだと思っています。

ただし、全国的に見ますと、やはりマンネリ化につながるケースが非常に多く聞かれているんです。そして、本市でも前回まで公募が多かったんですけれども、今回からは非公募というような選定が出てきました。施設によっては非公募による選定理由も理解できるものもありますけれども、今後この非公募というものを継続していくとなると、良い方にいくのか悪い方にいくのか。割合からすると悪い方にいくケースが多いですので、そういう問題点も生じてくると思っているんですよ。そこら辺りをどのように捉えていらっしゃるのかお聞かせいただきたいと思います。

# 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

公の施設に係る指定管理者制度に関する指針では、指定管理者制度を導入する施設につきましては、原則として公募を行う方向で検討するものというふうになっております。

その中で、公募による選定を推進する施設と、当面公募せずに選定する施設について指定管理者の選定方法の定めがあります。この指針に基づきまして、公募の可否については、指定管理者制度検討委員会の方針を参考に私の方で決定することとしております。

特に、志布志市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第5条第1項第6号によりまして、指定管理者の候補者を選定することができるようになっておりますので、指針に定める施設の設置目的と密接に関連する目的で設置された団体。または、それに準ずる団体に管理運営をさせることが適当と認められる施設については、非公募によりその団体等に管理運営をお願いしているところでございます。

公募、非公募により指定管理者の候補者を選定した場合には、議会の議決を経て決定すること になりますので、今回もその手続きを踏まえているところでございます。

指定の議決後は、協定を締結しまして、施設の管理運営をお願いし、毎年度終了後事業報告書の提出を求めて指定管理者の業務や自主事業について評価を行い、次年度以降の管理業務に反映させているところでございます。

各施設の所管課においては、指定管理者の苦情処理の対応を常に把握し、必要に応じ苦情処理 に当たるようにしていますので、今後も定期的に実施調査を行い、市民の皆様が利用しやすい施 設としての管理運営や自主事業の内容を評価し、必要な指示を行って指定管理者制度導入の目的 が達成されるよう努めてまいりたいと考えております。

#### 〇教育長(坪田勝秀君) お答えいたします。

指定管理者の選定方法については、今市長が申しましたとおり、公募が原則ということでございますが、特例として候補者を選定することもできるということは、もう御案内のとおりだと思います。

教育委員会の所管といたしましては、公営施設等管理公社、それから、開田の村管理組合、シルバー人材センターは施設の設置目的と密接に関連する目的で、設置された団体またはそれに準ずる団体に合致することから非公募としたものでございます。

特に、市のシルバー人材センターにつきましては、高年齢者の能力を生かした活力ある地域づくりに貢献されておりまして、市の福祉行政の補助団体でもありますので、今回は非公募とした

ということでございます。

しかしながら、今議員御指摘のとおり非公募ではなく公募にして、マンネリ化を払拭して、そして、新しい力を入れ込むという、そしてそれがまた市民サービスにもつながるのではないかと。 そしてまた、組織体制の充実、あるいは育成と団体の育成という意味からも一つの考え方だと有り難くうけたまわりました。

ただ、施設管理のですね、ノウハウを持っておられるかというようなこと等々につきましては、 当然また指定のところで出てくることだとは思いますが、来年からの指定管理内の期間内でです ね、そのような点も考慮しながら次の指定管理の方針も決めていきたいと思いますが、今後改善 すべき点があれば先ほどから繰り返し申しましておりますように、その都度管理公社の管理団体 の方にもお願いをし、改めてもらえるようにしていきたいとこういうふうに考えております。

○1番(平野栄作君) これは、今言ったのは全国的な流れとして、やはり長期化していくということがプラスの要因が大きいんじゃなくて、マイナスの要因が大きいということも言われているものですから、ちょっとお尋ねをしたところがあって、それとですよ、やっぱり3年という期間が区切られておりますので、その3年という期間、1年ごとにやっていらっしゃるのかは分かりませんが、やはり評価、行政は評価をしなさいというのがうたってありますよね。必ずそれを評価はいつこのされるのか、3年経つときにするのか、毎年その評価をされているのか、そこを1点お聞かせください。

**〇市長(本田修一君)** 先ほどもお話し申し上げましたように、毎年度終了後、事業報告書の提出を求めまして、指定管理者の業務や自主事業について評価を行って、次年度以降の管理業務に反映させているということでございます。

#### ○1番(平野栄作君) はい、分かりました。

指定管理者はですよ、その団体というか、あくまでも団体が指定を受けるわけなんですけれども、実際その指定を行っていくのは、そこの中にいる人なんですよね。物的ものもあります。人的能力、これはもう最大限だと思うんですよ。私はこの指定管理にしても何にしてもですけれども、要はその団体じゃなくて、そこに所属している人的、人の能力というものが高いか低いか。さっき言った事例でもありますけれども、私はそこがと思うんです、基本。そこが同じぐらいのレベルの方々がずっといらっしゃって、そういう方々が指定管理をしていれば、多分市民の方々からも苦情はないし、これが何年継続しようが問題はないと思います。そこら辺りの能力の差、そこでやはり苦情とかそういうのも出てくるんではないのかなと思うんですよ。ただ、この公募、非公募もですけれども、継続するしないについてもですね。やはり、そこら辺りについては、指導を今後もしていっていただきたいなと思っております。

次にいきます。

最後ですけれども、これは教育委員会の方がちょっとメリットが大きいと思うんですけれども、 体育施設の維持管理には、専用の機械、機具、必要なのはもう十分お分かりだと思います。本市 ではしおかぜ公園に新しく専用の機械が入っていて、私も見たんですけれども、すごいなと、年 に本当1回、2回しか使わないような機械があるんだなというのでびっくりしました。一式導入されております。

しかし一方ですよ、他の施設においては、従来もう何十年からある機械がそのまま配置されていたり、有明については指定管理者が持っている機材を使っている。志布志については、公社が管理をしてたんですかね。ちょっと私そこを十分調べませんでしたけれども、そういう状況ですよ。そして、そういう器具類というものも、もう大分経年劣化を起こしてきている。そして、この前やっちくの準備にちょっといかせてもらったんですけれども、あそこを芝刈り機が走っているのがはっきり分かるんですよ。それも芝のグラウンドみたいにまっすぐじゃないんですよ、こうした走ってるんですよ。多分もう刃が切れない状態。そういう機械が置いてある。そして、イベントが直後には行われる。こんなものでいいのかなと思ったんですよ。指定管理者にしてもですよ、あるものを十分使っていかないと、自分でそろえるということは多分できないと思いますので、今後これらをばですよ、総体施設に各配置していくということになると相当な経費が伴ってきますけれども、これらを今後見据えてですよ、これらの点を市としてはどのようにお考えでしょうか。

# ○教育長(坪田勝秀君) お答えいたします。

体育施設等を私どもの方で管理しておりますのでお答えいたします。

この体育施設等における陸上競技場、それからグラウンド、それから野球場の維持管理につきましては、今御指摘のとおり芝刈り機等の大型専用機器を用いてやっております。これはもう当然そうしないとできませんのでやっておるわけですが、それぞれ指定管理者におきまして、市の備品の貸与やリース等を活用し、適切な管理を行っていただいているものと思っております。

特別な専用機器につきましても、今御指摘のとおり、全ての施設に配置をするということになりますと、これは迅速的かつそれにすればですね、すぐすぐ迅速かつ適確に管理できるわけでございますが、議員御指摘のとおりこれらの維持管理には、多大な費用が掛かります。そこで、各施設を管理している指定管理者間及び担当者間の連携を密にしまして、最小の経費で最大の効果が上がるような方策を講じていこうと考えて、またそういうことをしておられます。

例えば、土壌の換気を行うエアーレーションや、芝の部分移植用の芝はぎ機や芝カッターなどの機械器具の相互利用、肥料、除草剤、砂等の資材の共同購入についても検討してまいりたい。 また、そうしていただきたいと考えております。

いずれにいたしましても、利用者の方が良好な状況で使用していただきますように、先ほどから申しますように指定管理者の方にも、私どももそうでありますが、お互いに相互連携しながら連絡を密にしてお願いすることはお願いし、互いにですね、お願いすることはお願いしていただいて適切な管理に努めてまいりたいとこういうふうに考えているところでございます。

以上でございます。

**〇1番(平野栄作君)** 相互利用、非常に難しいところもあると思うんです。運搬の方法もあるであろうし、利用する時期がほとんど一緒ですからね、芝の場合については、それは後は計画的

にやらないといけないということもあり、今共同で購入とか、そういうものについてはメリットがあるのかなとも思っております。ただ指定管理者としてはですね、やはり利用が気持ちよく使う、そのためにはどうしてもその前に手を入れないといけない。これはもう年間を通してですから、そこら辺りのバランス、そういうものが出てくると思うんですよ。ですから、どうしてやはり専用機械というのは、本来ならばその施設に置くべきだと私は思っているんです。今も多分機械器具のことも御存じだと思うんですけれども、今本当に経費がなくてですよ、管理する側も大変な状況だと思っております。ですのでですね、できればですね、もう数台、共同で使うにしてもやはりそういうものが必要になってくるのかなと思いますが、市長はこの点はいかがお考えですか。

# 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

大規模な機具になりますと、市の方で何らかの形の措置をしなければならないわけでございますが、通常の維持管理につきましては、指定管理者の方で負担いただいて、その維持に努めていただきたい。

そしてまた、今ほど教育長からありますように、相互利用というようなこともありますので、 効率的な利用の面というものについても検討をさせていきたいというふうには思います。

○1番(平野栄作君) この面についてもですよ、やはり指定管理者側とうまく連携して情報を入れて、そして最善の方向を出していかないと、やはりこれは自治体の持ち物ですので、それを維持管理をしていくわけですから、それは管理する側はきれいにしたい。だけれども機械がない、そういうちぐはぐな部分が出てくると思うんですよ。ですから、そこら辺りもです。指定管理者側とうまく協議をしていただいて、そろえられるものについては最低限のものをそろえていく。そして、指定管理者側もやはり共有できるものについては共有を図っていく、あと修繕の問題とかいろいろな問題が出てくるかも知れませんけれども、そういうことも考えていく、そういうことで指定管理者としても連携をとっていく、そして、市とも連携をうまく図っていく。そういうことで、市民の利便性の向上、そういうものがこの導入によって高められていく。そういう形でですね、この指定管理者制度が前にうまく進んでいくような形をば市はバックアップをしていく。そして、指定管理者は独自のもので市民サービスの最大限の利用を図っていく。そういう形でですね、この制度を前に進めていっていただきたいと思っておりますので、市としてもそれをうまくバックアップ、サポートしていく。そういう形でですね、悪いところは悪い、お互いに評価をしながらこの事業は進めていっていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長(上村 環君) 以上で、平野栄作君の一般質問を終わります。 ここで、2時5分まで休憩いたします。

午後1時54分 休憩午後2時05分 再開

○議長(上村 環君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番、西江園明君の一般質問を許可します。

**○3番(西江園 明君)** 昼のちょっと眠たい時期になりましたけれども、今回の議会での一般質問は非常に皆さん早く終わっているようでございまして、私も今休憩でプレッシャーがかかりました。市長の答弁が、明快な答弁で関係上そういうふうに早く進んでいるんではないかと思います。市長の明快な答弁を期待して、さらっといきたいと思います。

では、まず合併特例債の活用についてということでお伺いします。

合併して7年が経過しようとしております。合併に当たりましては、市民総出の署名活動が展開して大いに盛り上がりました。この合併の効果については、その当時言われました200数十億円に上る合併特例債が合併促進への大きなPRの一つでした。市民も業界も厳しい経済情勢の中、一つの灯りを見えてた感じがしました。

昨日の一般質問の中でもありましたように、200億円あれば自分たちの周りも良くなるんではないかと、合併すれば良くなるんではないかという市民も多かったと思います。何らかの変化を期待したのです。しかし、どうも目に見えてきません。以前もこの合併特例債の活用については、もっとPRすべきではないかと一般質問でただしたことがありました。国・県の補助事業の地元負担に充当しているのか、すなわち裏負担に使われて表に出てこないのです。この事業は、「合併特例債を使っています」という工事用の看板を残念ながら私は見たことがありませんでした。到底市民にも合併特例債がどういう使われ方をしているのかは分かりません。ハード部門、ソフト部門にわたって、もっと市民がよろこぶ活用策をとるべきと思います。

そこで伺いますが、通告してありますように、国・県も厳しい財政事情の中で、各地方自治体の補助の在り方がいろいろ取りざたされ、度々報道されております。現在、国からの補助事業や交付金事業の状況とか、県からの補助事業の状況はどのような推移をたどっていますか。まずお伺いします。

○市長(本田修一君) 西江園議員の御質問にお答えいたします。

国・県補助事業の状況につきましては、公共事業に関する国や県の平成24年度予算の状況としまして、まず国においては、概算要求組み替え基準において限られた予算枠を経済の再生に向け、 今後成長が見込まれる分野に重点配分することとされておりまして、前年度比90%が概算要求枠とされるなど、厳しい要求基準が設定されております。

県におきましては、高齢化の急速な進展等による扶助費の増等によりまして、財源不足が見込まれることや、地方交付税制度の安定的な運営が不透明であるということから、公共事業、県単公共事業は一般財源ベースで前年度比95%の範囲内とされたところでございます。

本市の補助事業の採択状況でございますが、建設課関係では、国の社会資本整備総合交付金事業が、当初減額の内示が予想されておりましたが、ほぼ要求どおり交付される見込みとなりまして、6月補正において国庫支出金を3,413万3,000円、事業費ベースで5,800万円増額補正しており

ます。

地方改善整備事業については、志布志関屋地区の下水排水路整備分が補助金採択を見送られましたが、追加内示によりまして、今年度は400万円の事業費が認められたところでございます。残りの事業費2,000万円分については、平成25年度事業として要望しております。

耕地林務水産課が取り組んでおります県単公共の農業農村活性化推進施設等整備事業については、県全体の予算額としては、新年度と同額が確保されているものの農道舗装事業等については、採択要件が厳しくなっている状況もあり、本年度は伊崎田中野地区の農道舗装事業を要望したところでございますが、事業費ベースで5割程度1,315万円が採択され、6月補正において予算計上したところでございます。

このほかに農道の舗装整備、暗渠排水の整備については、国の平成23年度の4次補正予算から経済対策の一環として創設されました農業体質強化基盤整備導入事業を導入しまして6月補正予算について、国庫支出金3,190万円、事業費ベースで5,800万円を予算計上している状況でございます。

○3番(西江園 明君) 国の補正でも追加があったというようなことでしたけども、国の補助事業となりますと、事業費規模も大きく市単独ではなかなか厳しいところがあると思います。今市長の答弁にもありました農政サイドの県の部分については、県全体では前年費並みであるけれども、本市にわたっては5割、半分程度しか内示は受けてないというような答弁のようでございましたけれども、こういう県のそういう事業において建設課や農政サイドの部分についてお伺いしますけど、担当課でも結構ですけれども、合併以前は治山事業や農道整備とか急傾斜地、県の補助ですね、崩壊対策事業などがありましたが、合併以前には三つ有明、志布志、松山と三つの町があったわけですけれども、それぞれの町で町でやっていたと思います。それが合併直前でも結構ですけど、何か所ぐらいあったんですかね、分かりますか。

# 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

建設課分で県単急傾斜地崩壊対策事業の合併直前の旧町ごとの採択件数については、平成17年度でございますが、志布志町で1か所、有明町で1か所、松山町でゼロでございます。なお、合併後、平成18年度から平成23年度までの志布志市における採択は6か所となっていまして、合併特例債を充てさせていただいております。

現在県単では、事業展開しているのはありませんが、平成25年度以降に新規対策に向けた要望 事務を行っているところであります。

このほか、県が事業主体となる急傾斜事業や砂防関係事業費の負担金も合併特例債を充当させ ていただいているところでございます。

#### ○耕地林務水産課長(井手佐喜雄君) お答えいたします。

耕地林務水産関係の県単独の農道舗装でございます。

合併直前の17年につきましては、志布志の2地区で松山、有明についてはゼロ地区でございます。合併後におきましては、平成18年でございます。志布志の1地区だけでございます。それか

ら、治山の県費単独補助治山事業でございます。合併前の17年につきましては、松山が1地区、 有明ゼロ、志布志2地区でございます。

平成18年につきましては。ちょっと数的には松山が1、有明が2、志布志が3ということで7地区なんですけど、ただその後平成19年以降は大体1地区から2地区の採択となっております。 以上でございます。

**○3番(西江園 明君)** ただいま県の補助の状況をお聞きしましたけれども、それらの事業で今要望は、市長は合併特例債を使ったというのは結局、補助の裏に使っているわけですよね、地元負担分に使っているということですけれども、今県の補助等の推移をお聞きしましたけど、それらの事業で今箇所も減ってますけれども、内示も減っているような答弁でございますけれども、要望はしたけれども、県からの内示がないとか、あるいは補助の要件を満たさずに保留とか不採択になったというのは、まだ現在あるんですかね。もし所管の方で分かったら。

## 〇耕地林務水産課長(井手佐喜雄君) お答えいたします。

耕地関係におきましては、県に申請して不採択ということはございません。ただ地元からの陳 情がきております。15地区ほどきておりますが、これが補助基準に合わないと、県の県単の採択 基準に合わないために現在保留という状況でございます。

- **〇建設課長(中迫哲郎君)** 県単急傾斜事業の採択基準が、国庫補助事業の採択基準に該当しないもの、また移転適地がなく、保全人家が5戸以上、高さが5m以上の急傾斜地という条件がございますので、採択要件でまず基本となる採択要件の合致しないものは、申請はしないということで、現在のところ不採択という保留箇所はありません。
- **○3番(西江園 明君)** 結局、その合致しなかった市民からの要望は、農政サイドの場合は、 耕地の場合は15地区あるけれども、それだけ残っていると。今建設課の分については、ないとい うことですか、そういう不採択というか、保留になっているというのは、そういうふうに理解し ていいんですか。
- **〇建設課長(中迫哲郎君)** 要望があったところで用地の問題やら地元の調整ができないというところでの申請ができなかったという不採択はございましたけど、特別この条件以外のところでの申請でということはないということ、保留はないということでございます。
- **○3番(西江園 明君)** ですからあるでしょう。建設課にも急傾斜事業として要望をして、県外にいらっしゃる土地の承諾書まで添付して、要望書が出されてももう五、六年経過しているところがあるでしょう。この間その人たち、市民の人たちへのフォローはあったんですか。ここではもうそれについてはお聞きしませんけども、ないということじゃなくて、要望書が出されて、そのままフォローがないということは採択しなかったそれなりの市民に対しての回答があれば別ですよ、そういうところがあるでしょう。そこは調べてください。

今農政サイドは15地区、ですから補助の対象にはなりませんでしたから、そこで市民にあきらめてくださいという、そういう市民は熱望しているわけです。それに対して、そんなところにこそこの合併特例債を活用すべきではないかと言っているんです。

市民に対してもですね、かねてならでけんばってん、合併したからこそ特別のこういう枠があるから、この事業で今15件も待っているというような、不採択、保留になっているようなところが農政だけでもありましたけれども、合併したからこそ特別の枠があるから、それでやりますと言えばですよ、一番市民に目に見えて、合併した効果、合併したじこういうあれができたんだと、いつでは通常だとできないんだけどもという枠が1番目に見えて合併の効果を感じると思うんですけれども、市長はそういうふうには考えられませんか。

# 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

市民の方で、そのような事業を望まれる方、あるいはその該当する地域というのは多々あるんじゃないかなというふうには思っております。ただ、市といたしましては、限られた財源を使いながら、より効果的な事業実施をしていくというようなことで、それなりの基準を設けて事業に取り組みをさせていただいているということでございまして、ただいま担当の方で申しましたように、その基準に合った形での申請を受け付けながら、事業をしているということでございます。 〇3番(西江園 明君) ちょっと市長とずれがありますけど、申請したけど基準に合わんから県の補助としては採択されんかった。だから、これをじゃあ市のあとは市の単独でせざるを得んわけだから、その財源として合併特例債を活用したらどうですかというふうに私は言ってるんですけど、今市長が基準にそういう基準が合併特例債で何か基準があるんですが、その採択の基準が。

○市長(本田修一君) 事業の実施においては、当方でもそれなりの基準は設けなきゃいけないということでございますが、先ほども言いましたように、例えば県単の急傾斜地の事業においても、そしてまた、耕地の関連の事業におきましても、県のあるいは国の基準をもって事業申請をしているということでございまして、その他の基準というものを設けて、合併特例債を活用して事業をしているということではないということでございます。合併特例債はこの合併の効果がいち早く、速やかに全般的に波及していくことが目的というふうになっておりますので、そのような観点からそのことの取り組みはしてないということでございます。

○3番(西江園 明君) 合併特例債といえども借金ですから、むやみに使ってもいいというわけではありませんけどもですね、市民に見える形、この合併特例債というのも国が合併に伴いまして、認めた一つの手段であります。合併せんければ出てこんかった財源であります。市民が身近に感じる合併をですね、感じる活用をすべきと私は思います。合併してよかったこいがあいけというのはよく不満の声をよく聞きます。そんな意見に対してもですね、そのような先ほども言いましたように、普通ならできない事業が合併したことによってできたというふうに言ってもらうだけでも大きなPRになると思うんですよ。小規模な道路の改良や集落道整備も要望が多く注文を受けるが、答えられていない。生活関連のはすごく多いでしょう。そして、盛んに今避難訓練を行っております。といって避難道の整備というのはよく言われます。手すりがないとか、小さなことでは階段の高い所に逃げなさいと言いながら手すりがない。高齢の人はどげんしいけばよかとなち、あそこに逃げろち言うけど、というような声も聞きます。だから、そういうところ

にこそですね、使おうと思えば使えるんですけれども、市長のとこで止まっちょっとか、財政で 止まっちょっと分からんですけれどもね。

今後のそういう県・国、国は別として、県の補助事業なんかに該当せん、あるいは避難路とか、 あるいは生活関連道といろいろ上げればきりがありません。そういう小さなところまでですね、 これを使う、活用すべきではないかということを言ってるわけです。現在までの起債状況とです よ、今後のその活用、今言いましたようなことを含めてですね、どのようにお考えですか。

# 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

現在まで合併特例債の起債の状況でございますが、合併特例債は合併後の市町村の一体性の速やかな確立、均衡ある発展、施設統合整備事業に活用できる起債ということでございまして、充当率が95%、交付税措置率が70%の財政的に有利な起債となっております。平成18年度から平成27年度までの発行可能額は136億円、事業費ベースで144億円と試算しております。財政計画の中で、10年間で95億円程度と見込んでおり、発行可能額のおおむね7割程度と試算しております。平成18年度から平成23年度までの起債借入額は、57億7、840万円となっておりまして、10年間で95億円の借り入れ予定額から見ますと、60.8%となりまして、6年間の実績としましては、おおむね予定どおりというふうに考えております。

平成24年度12月補正までの合併特例債借入額、借入予定額は明許繰越分3,340万円を含みまして、4億380万円となっております。平成24年度末における借入総額は、61億8,220万円で、借入予定額の65.1%程度になる予定でございます。今後の見通しでございますが、合併特例債につきましては、合併後10年間平成27年度までの借り入れが可能となっておりましたが、東日本大震災後、被災した市町村以外の合併市町村については、適用期間を5年間延長する法案が成立しまして、発行可能額は据え置きのまま期間が5年間延長というふうになりました。発行可能額は、136億円の借り入れということになります。そのため、適用期間の延長を県に要望する必要がございまして、平成27年度の早い時期にまちづくり計画の期間延長や財政計画の策定を行った上で、議会の承認をいただきながら進めたいと思います。

しかしながら、合併特例債は交付税措置率が70%の財政的に有利な起債ではございますが、残りの30%は一般財源で対応しなければならず、平成28年度以降につきましては、普通交付税の合併特例措置が段階的に減額されまして、平成33年度には、現在よりも12億円以上の交付税が減額となることを考えますと、今後も計画的な借り入れを行っていく必要があるというふうに考えております。

また、現在借り入れを行っている公共施設等整備分とは別に、合併特例債による基金造成を来年度から実施したいというふうに考えております。これは、基金積立の運用益を旧市町村の地域振興や地域住民の一体感の醸成のためのソフト事業に活用しようとするものでありますが、一定の範囲内において基金の取り崩しも認められておりますので、現在地域づくり推進基金を財源としている事業を中心にイベント開催、地域行事の展開、コミュニティー活動、自治会活動の助成等に活用できるのではと考えております。

**○3番(西江園 明君)** 将来の厳しい状況のことをるる述べましたけれども、予定額の60% ぐらいは使っていると、起債しているということです。あといろいろ条件もですね、お聞きしたかったんですけど、言いましたようにるるそういう市民が望んでいる小さな事業、補助で対応できないやつをですね、ぜひこれを活用してですね、目に見える形で合併したことによってこういう事業をしているんですよと、そういう市民に対してのPRできるような事業を展開をしていただきたいと思います。それが今後の活用にですね、期待をします。

次にですね、香月線の延伸についてというふうに通告してあります。前、今年のはじめでしたか、一般質問の中でもこの道路沿いは志布志駅を起点としまして、ちりめん工場、焼酎の酒蔵、製麺工場、さつま揚げ工場など観光資源が並んでいます。大いに活用すべき道路というふうにその中で整備を、鉄道記念公園の整備ということで質疑をしたことがございます。そこでこの先般、全員協議会の中で、この道路の西側、安楽川の西側、安楽川左岸側の開発が説明されました。当然この道路が延伸することによって、この地区の幹線道路となりますが、この道路の今後の計画と財源は何を考えているのか、まず最初にお伺いします。

# 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

現在志布志港を拠点とする道路整備を行っているところであります。

志布志港から国道220号までを臨港道路、そしてまた臨港道路から県道志布志福山線までの間を 志布志道路としまして、国際バルク港の供用開始までに整備する予定としております。その中で 香月線を延伸しまして、臨港道路に平面交差の計画を現在、県と協議しているところでございま す。この協議が整いましたら、来年度測量設計を行いまして、第1次として現在の香月線の終点 から安楽川までを平成26年度から臨港道路に合わせて工事着手する予定でございます。

財源の内訳としましては、国庫補助の交付金事業として有利な起債を充当してまいりたいと考えます。そして、その先の安楽川から一丁田にかけましては、周辺の土地利用を考えながら、更に延伸して、国道220号線のバイパス的な道路整備ができればというふうに考えているところでございます。

**○3番(西江園 明君)** 昨日の丸山議員の質疑にもありましたけれども、この道路が国道のバイパス、国道の平行に走りますので、国道の渋滞緩和という質疑がございました。まさにこの道路がこういう幹線となりうる道路です。また、先ほども言いましたこの一帯の工事の唯一の道路でもありますので、今市長は、もう来年から測量してというような答弁でございますので、早急な整備を期待申し上げます。

そしてですよ、今この道路の盛んに先般もこの道路に通ずる関係住民に私たち議会へも説明がありましたけれども、例の高規格道路、都城志布志道路がここの道路に降りてくるわけですけれども、現在の市道町原弓場ヶ尾線を利用する計画に対して多くの反対意見が出されました。これに対して、先般説明会がありましたけれども、付近沿線住民の不便を解消しようというために市道が新たに増し、その付近に市道を並行してつくって付近住民の不便解消のために計画されているようで、計画も同時に示されましたけれども、この都城志布志道路の周りの整備についての財

源として、この合併特例債を活用する予定ではないです。ちょっと確認のためにお伺いします。 **〇建設課長(中迫哲郎君)** 今ありました志布志道路につきましては、高架橋の取り付け前後に おいて、道路の乗り入れなど日常生活に影響が出てくる箇所がございます。その箇所につきまし

ては、市道の整備により解消したいということを説明会でも申し上げたところでございます。

財源につきましては、なるべく有利な財源を確保し、特に国庫補助事業の対象となる道路につきましては、できるだけ活用してその残りの財源は、合併特例債や過疎債や有利な起債を充当したいとは考えているところでございます。

○3番(西江園 明君) 今担当課長の方で国庫補助事業を使って、その裏には合併特例債をというふうな答弁でございますけれども、はたして幹線でないのに国庫補助が対象になるのかなというふうに私は思います。ですから、こうやって使うとさっき言ったように小さな市民がよろこぶようなやつに使えないんですよ。結局この都城志布志道路というのは、いろいろな県が事業主体です。こういう計画がされたことによって市がそこでは負担が、当然億単位の事業費になりますよ。それを市が全額やるというのは、私はいかがなもんかと思います。県の事業によりせざるを得なくなった事業ですから、もっと簡単に国庫事業を見込んで、その裏でというふうな合併特例債をそういう使うんじゃなくて、もうちょっと県が負担をしてですよ、県費でかなり面倒みるべきではと私は思うんです。ですから、こういうところに使うと、さっき言いましたような小さな市民に身近な事業として合併特例債も使えなくなるんですけれども、市長、この高規格道路の沿線の整備についての財源については今言いました。担当課としては国庫補助がうんぬんと、そんな簡単でいいのかと、その辺のところ市長どのように、私はもうちょっと県にそれなりの負担をしてもらうべきと思うんですけど、市長はどうお考えですか。

#### 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

都城志布志道路につきましては、県の事業ということで取り組みがされているところでございます。ということで、今回も私どもとしましては、より地元に負担が少ないような形での整備というのをお願いしているところでございますが、新たに示された設計図の中でも、市民の方々の利便性が欠けるところがあるとなれば、市としては、そのことについては対応してまいりたいというような基本的な考えを持っているところでございます。

例えば、志布志港の整備ということについても、これは当然国の事業として整備しなければならない内容でございますが、実質的には志布志町時代から地元の負担金という形で8%から16%の負担があったということでございまして、私どもは、そのことをやむなく飲みながら志布志港の整備をしていただいたということでございます。結果的には、志布志港が整備され、そこに様々な企業が立地し、そして志布志市の活性化につながっているということでございますので、それぞれの応分の負担というのはあるのかなというような気はしているところでございます。

**○3番(西江園 明君)** 市長は、志布志港のことを例にとられましたけれども、あれは盛んに市全体、あるいは国の政策、県の政策、その中で要望してやってもらって、それなりの応分の負担というのは覚悟です。

私が言った高規格道路というのは、こっちがまいた種じゃないんですよ、ですから、その辺の ところはまだ時間もありますからですね、今後その辺のところは十分協議をしていただければと 思います。

次に、テニスコートの増設計画についてお尋ねします。

教育委員会の所管でございますが、現在松山地区にテニスコートの増設計画が進めておりまして、今年度は設計まで終わるというふうにお聞きしておりますけれども、今回松山地区に増設する計画に至った経緯をちょっと伺います。そして、今現在進めている計画の現在までの進捗状況をお示しください。

# 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

スポーツ活動の推進につきましては、子供から高齢者に至るまでスポーツを通した体力の向上 と健康増進を図るために環境整備に努めているところでございます。

そしてまた、最近ではスポーツ合宿やキャンプの誘致などによりまして、市内外の利用者も想定した広域的なスポーツ交流も推進しているところでありまして、特に夏のサッカーフェスティバルにおきまして、県内外から100チームを超える参加により盛大なものになっているということでございます。

御承知のように、市内には大きく分けまして三つの運動施設がありまして、それぞれの施設の特長を生かした競技が活発にされているところであります。志布志地区におきましては、陸上競技場周辺や、しおかぜ公園を活用しまして、マラソンやサッカー競技。有明地区におきましては、専用の野球場を活用した野球、そしてまた、松山地区につきましては、城山運動公園内のテニスコートが特徴的な施設になり、テニスが盛んにされているということでございます。特に、松山のテニスコートにつきましては、大学生のテニス合宿が増えてきておりまして、平成23年度で関西地区から延べ約1,500名の利用があったところでございます。松山のテニスコートは、現在7面コートありますが、観光エージェントからももう少しコートを増やしてほしいという要望もあり、関係者の意見も聞きながら、この松山地区に3面を増設し、10面として更に合宿の誘致、テニス競技の誘致を図っていこうというものでございます。

#### ○教育長(坪田勝秀君) お答えいたします。

教育委員会といたしましては、スポーツ活動の推進につきまして、相互のふれあいやそれから 交流を深めますために、誰もが気軽に参加できる生涯スポーツの推進に努めていることは、議員 御案内のとおりだと思います。

松山地区におけるテニスコートの増設の経緯につきましてですが、現在、市長が申したとおりでございまして、具体的な事業の進捗につきましては、平成24年度にテニスコート増設の設計委託料の予算を計上しておりましたので、測量設計の委託事業を発注し、順調に進捗しているところでございます。

現在は、現地の測量等の業務を行っているという報告を聞いております。増設の場所につきま してでございますが、また松山地区かと思われる向きもあるかと思いますが、私も今回この答弁 をつくる中で学んだことでございますけれども、テニスというスポーツの特色からですね、偶数のコートが隣接していることが理想であるということらしいんですね。私、そのために近隣の市町村のテニスコートの数をちょっと調べてみました。確かにそうなってます。曽於市が2か所ありますが、全部で合わせて4、4と8面、大崎町が4面でございますが、これが1か所にあります。それから鹿屋市は西原健康公園に8面、鹿屋中央公園に6面、そして平和公園に4面と、こういうふうにできておりまして、現在旧松山町時代に7面をおつくりになっておられたようですので、そこに私どものほうで、教育委員会であと1面つくれば確かに8面になるわけでございますが、市長がついでのことなら10面そろえろという御指示もございましたので、3面増設の計画で現在進めているというのが実情でございます。

以上でございます。

## ○3番(西江園 明君) はい、分かりました。

私はこの計画について反対とかいうわけじゃないんですよ。ここにはちょっと表現がですね、なぜ松山地区にちっせ付いてますけれども、既に議会で可決されましてですね、現在実施に向けて走っているわけですから、今更どうこうという問題じゃないんですけれども、今市長の答弁にありましたけれども、ちょっと触れますけれども、なぜ松山地区だけ、「だけ」が抜けちょったんですけれども、その観点からとですね、その一方、このテニス人口をどういうふうに捉えているかという観点からお聞きしているわけですけれども、市内の中学校、高校等で部活動でテニス部があるところはどこですか。

# ○教育長(坪田勝秀君) お答えいたします。

テニス人口ということでございますが、現在志布志市内の中学校には三つのテニス部がありまして約51名、それから高校では軟式、硬式合わせまして、三つのテニス部で全員が40名と聞いております。

**〇生涯学習課長(樺山弘昭君**) テニス部のあるところということで御質問ですけれども、中学校では志布志中に18名のみであります。女子では、志布志中11名、有明中12名、宇都中10名、計33名、中学校合計で51名です。

高校では、志布志高校の男子テニス部が16名、女子テニス部が6名、尚志館高校で軟式の女子が6名、硬式男子が10名、女子2名、高校の部の計で40名です。今教育長が申したとおりであります。

**○3番(西江園 明君)** 私がなぜ先ほど「だけか」という表現をしましたけれども、今の答弁を市長お聞きになったようにですよ、テニスをしている子供たちというのは、志布志地区と有明地区なんですよね。ですから、今先ほどから市長が誘致、先ほど関西の方面からも多くの人が来る。そういうためにつくるのか、市民のためにつくるのかということなんですよ。

ちなみにですよ、使用料というのは、それほどほかの所、町ともそんな差はないと思いますけど、先ほど教育長がるる串良とか、鹿屋とかいろいろおっしゃいましたけど、それらの近隣の使用料は幾らですかね。

## ○教育長(坪田勝秀君) お答えいたします。

まず、志布志市でございますが、1面につき1時間で50円、一般の場合は100円と。

それから一人でなく1面を利用する団体というふうに志布志の場合はなっております。

それから、志布志の場合は、照明施設を利用する場合は1面につき400円加算となっております。 それから、市外の利用者の場合は、この料金の1.5倍と、こういうふうにいただいております。

それから、近隣市町のテニスコートどのぐらいかということですが、曽於市、大崎はこれは無料と聞いております。テニスをやっている方に聞いてみますと、コート自体が大変老朽化をしておりまして、もう料金を取れないというようなテニスコートだそうであります。

それから都城市では高校生以下が210円、それから大人が420円。そして、鹿屋市ではですね、 平和公園で高校生以下200円、大人が300円、そういうふうになっておるようでございます。

**○3番(西江園 明君)** 今、使用料を市長はお聞きになったと思いますけれども、志布志地区ではですよ、港の中にさんふらわあの前に県が管理している公園があります。テニスコートは、ナイター施設がない関係上、夏場だけしか利用できませんけれども、尚志館高校がよく利用しております。ここは1時間当たり240円です。

今教育長の方から答弁ありましたけれども、ほとんど志布志は100円。子供は50円ですかね、50円、1時間50円、1面がですね、50円。ほかのところは1時間200円、大体都城、鹿屋もですよね。ですから、すごい差があるわけですよ。ほかの所はただというところがありましたが料金を取るようなコートじゃない。

志布志地区や有明地区の生徒はですよ、休日には先ほど答弁がありましたように、使用料が高かったり、せっかく地元の志布志市にあるような立派な施設を使えなくてですね、先ほど教育長が言いましたように、鹿屋とか串良とか、そういう所にいっているのが現実です。そして、松山地区には鹿児島市や都城なんかから、都城からも半分ですから使用料もですよ、地理的に近いせいか、市外の人たちから多く利用されておりまして、非常に活気があります。それはいいことですけれども、その人たち、市外の人たちにとっては少々交通費がかかっても使用料が安いですから、負担にはならない。だから休日の日は、市外の人たちで試合を行ってるんじゃないですか。多くの人にきてもらい、利用されることは目的が達成されてうれしいことですけれども、しかしやっぱり市民が優先されるべきと私は考えます。

教育委員会にこのことで打ち合わせにいったときですよ、市民は市外の人よりも1か月前から申し込むことができるように、有利に取り計らいしてるというようなふうに教育委員会の方は、 当局は答えましたけれども、これは条例、規則どこにありますかね、ちょっとその辺を。

**〇生涯学習課長(樺山弘昭君)** 使用の申し込みにつきましては、取り扱いの基準で定めておりまして、市内を優先しているところであります。

市内の場合には、おおむね1か月前から予約ができるような取り扱いをしております。市外の場合には15日前からの予約の受け付けとしているところであります。そういった取り扱いを現在しております。

**○3番(西江園 明君)** 今おっしゃるのは、規則や条例や規則ではなくて、何で定めてあるというふうにおっしゃいましたかね、ちょっと。

**〇生涯学習課長(樺山弘昭君)** 取り扱いの基準を定めて、内規で定めているということでございます。

○3番(西江園 明君) 内規で志布志市民は1か月、市外の人は15日から申し込みを受け付けるから、市民の人たちには有利に計らっているんだというふうに書類上はそうでありますよね。でも現実にですよ、例えば志布志地区、先ほどありました有明地区の子供たちが、松山地区でじゃあ今度何日の日にいこうかといっても、子供たちだけでは日程は立てられないんですよ。誰からか送っていってもらわないかんわけですよ。そういう交通手段がまず先決なんです。そのためには1か月先のことは、子供たちだけでは計画は立てられないんですよ。だから、いざ乗せたっくいやい人がおったじちって決めても、その時にはもう予約がいっぱいとか。それを含めて増設するんであれば、大いにその辺のところは期待をするとこですけれども、こういう実際子供たちだけでは先の予約はできない。高校生になるとバイクでいきますけれども、中学生は誰かから乗せてもらわないかんわけです。そのためには、交通手段の確保がまず先決になるわけです。

市長は、このような実態というのは御理解していましたか、されていましたか、交通手段がないといかんとか、そういうのは。

## 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

小中学生のスポーツ競技において、試合等で開催されるときには、当然保護者あるいは監督、 コーチ等が車で同乗させて、そのような会場におもむくということではなかろうかというふうに 思っています。

ということで、ただいまお話になったケースにおいては、試合等がある場合ではないかなというふうに思ったところでございまして、試合があるとなれば、かなり前から計画がされている内容ではないかなというふうに思ったところでございます。

# ○教育長(坪田勝秀君) 関連してお答えいたします。

現在、志布志地区の中学校ではですね、部活動は先ほど申しましたようにやってない学校もあるんですが、テニスコートがない学校は田之浦中と出水中でございます。あとの中学校にはそれぞれテニスコートそのものはございます。ですから、交通手段のない中学生ですね、その子供たちが何かしようかとすれば、市内の中学校にはありますので使えると。

それから、先ほど申しました10面のコートが整備された場合はですね、議員おっしゃるとおり、確かにこれは市民、市内の人、市外の人、お互いに競技力向上、都城との定住圏何とかというのもあるようですので、都城から来られる方もきていただいて、利用していただければいいことでしょうけれども、決して市外の方、あるいは大学生が独占することのないように我々は管理する方で、例えば2面は、全部で10面できた時ですね、8面は偶数でなければいけないというのであれば、8面はあなた方使ってくださいと、だけど2面は市内の方々の専用コートですよ、みたいな形をきちっと定めてですね、やれるならできればいいなと、だからやっぱりそういう意味でも

同じ所に10面できれば使い勝手はいいなとそういうふうに今考えているところです。

○3番(西江園 明君) 教育長の答弁で10面あれば市民も大いに利用できるということのようでございますので期待をしておりますので、使用料等もですね、本当はお聞きしたかったんです。今、比べると使用料も圧倒的に安いです。果たしてこの姿が正しいのかどうかというのは、これからまた、議論をしていただければと思います。市外の人は1.5倍、1.5倍取っても地元で使うよりも安いんですよ、ですよね、都城の人が1.5倍払ってでも志布志の方が安い、果たしてこの姿が正しいのかどうかというのは、また十分議論をしていただきたいと思います。

先ほど市長が最初冒頭に答弁されましたゾーンづけというかですね、志布志を3地区に有明は野球場、志布志はサッカー、松山をテニスコート地域として位置付けているんだというふうに冒頭に答弁をいただきましたけれども、その辺のところがですよ、市民には目に見えていない。そういう位置付けですよ、スポーツ施設についての市の計画、施設の位置付けというのが市民に見えないから私もこういう質問というか、答弁が、広報誌で見たような気がしますけれども、1回広報誌に載せたから終わりでなくてですよ。今年は小学校やったけど、来年は中学生になれば、テニス部に入れば今まで興味がなかった施設にも興味が出てくるわけです。初めてそこで志布志にあるスポーツ施設に関心が出てくるんです。やっぱりそのためにも広報等で常に市のビジョン、そういうスポーツ施設については、三つの位置付け、三つのゾーンに分けて市は考えているんだということは、やっぱり常に対象者は変わるわけですから、広報すべきであると考えます。

これについては、以上で終わります。

ちょっと時間がですね、予定よりも。

次に、市長の公人としての姿勢についてということで通告してございます。

市長は、我々と同様4年間市民から負託を受けまして市政を担っていらっしゃるわけです。市民の代表としてですね、あらゆる会合や会議に出席されてあいさつをされております。

そこで、志布志市を代表する公人として、どのように認識されているのかを問うてみたいと思います。

私も8月と9月の2回、市長のあいさつを聞く会合に出席をしました。言葉なりいわゆる揚げ 足を取るつもりではありませんが、2回が2回とも聞いたあいさつで疑問を感じましたので。ま た、そして先月は新聞報道にもありました、現在日本を揺るがせているアメリカ軍のオスプレイ の沖縄配備問題でも別の議員からも一般質問が通告されているようですけれども、本田市長の発 言が問題視された報道もありました。

そういうことで、市長の発言に立て続け疑問を感じましたので、一度お聞きしてみようと思ったところです。8月の炎天下の中で、消防署で開催されました志布志市の消防団員による操法大会が新しくできた消防署で開催されました。この大会の冒頭のあいさつで市長は「私は昨日ブータンから帰ってきました。本当は帰ってきたくなかったんですが、この大会があったので仕方なく帰ってきました」とあいさつされました。私は、これを聞いて日夜市民のために活動されて、今日も午前中消防団員のことが出ましたけれども、操法大会のために数か月にわたって練習して

きたその成果を競う消防団員の前でのあいさつでびっくりしました。もちろん消防団員も心の中では大ブーイングです。市長が何よりもブータンを優先しますとマニフェストでも掲げていけば別ですけれども、今でもこの話は、消防団員の中では話題に出ます。ことはもう聞きませんけど、9月にですね、日本会議鹿児島曽於支部設立大会という会議が大隅町で開催され、曽於市の市長、そして本田市長も来賓として出席され、私ども議員も議長を含め、数名の議員も出席していました。この会議の冒頭、来賓あいさつとして曽於の市長、そして本田市長があいさつされました。曽於の市長はありきたりのあいさつでしたが、本田市長はあいさつの冒頭に、「日本はアメリカの属国と思う」と発言されました。驚いたのは私だけだったのでしょうか。これはどのような意味なのかお伺いいたします。真意をお尋ねします。

#### 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

消防操法大会のことにつきましては、少し記憶がございませんが、多分あまり深い意味で言ったのではないかなというふうに思うところでございます。もし消防団員の皆様方には御不快に思われたということであれば陳謝申し上げたいと思います。

曽於市で開催されました日本会議曽於支部設立大会での発言についてでございます。

私自身は、今回のこの会議につきましては、国会議員の先生が基調講演されるということでお誘いがあった上で、この会に参加したところでございますが、この会の基本方針の一つに主権国家としての自覚を取り戻し、我が国の領土と国民の安全を守る防衛力を整備するというものがございましたので、そのことに基づいて私といたしましては、現在のこの日本の安全というものは、日本とアメリカの合衆国の間の相互協定及び安全保障条約、いわゆる日米安保条約によって安全が培われている。守られているというふうに思うところでございます。そういう意味合いから、基本的に国の独立というものを考えたときに自らの力で、その独立は果たしていくべきではないかというふうに常々考えておりましたので、そのような発言をしたものというふうに思うところでございます。

**○3番(西江園 明君)** 深い意味で言ったんじゃないというふうに先ほどおっしゃいましたけれどもですね、消防の時、やっぱりそこを公人としてTPOというかですね、よく言われましたけど、そういうところで慎重にやっぱし言ってほしいというのは、我々も一緒に同席してての希望なんですよ。それが深い意味で言ったんじゃないといって言ってもらってもですよ。市長が今答弁をいただきましたけれども、この会議の講師の話に刺激されたのか分かりませんが、この会議のすぐ後に発行されました広報誌の10月号ですかね、市長のコラムに尖閣諸島問題についての意見が掲載されていました。市長の外交問題についての意見を見たのは初めてのような気がします。

そこで伺いますけれども、この会議の記念講演が今言いましたように、市長が言われましたように領土問題についてでありまして、講師の先生も最初のうちはちょっと歯切れが悪く、非常に声の大きい先生だったですけれども、少し戸惑っていたように私は見えました。私は市長のあいさつのせいじゃなかったかなというふうにちょっと思ったところですが、市長は属国という意味

をどのように捉えていますか。

**〇市長(本田修一君)** 属国という言葉自体で考えますと、主権国ではないと、主権が他の国によって守られているというような形での形態ではないかなというふうに思っております。

○3番(西江園 明君) そのとおり独立してない国のことを言っているわけですよ。ですから、日本という国は独立国です。それを属国というふうに表現されたものですから、日本は独立国じゃないのかなと、一瞬私も思ったところです。ですから、公人としてあいさつされるんであればですね、日本というのは法的にも、国際的にも他国の属国でないことは明らかであります。9月でしたかね、夕方テレビを見ていましたら、ニュースで大阪の新喜劇の吉本新喜劇ですね、市長がなんば花月ですかね、劇場の舞台に市長が「私が市長です」か何かたすきをかけて登場されて、さんふらわあの大阪航路の宣伝で出演されていました。これがニュースで流れました。いい宣伝だなと思っていて見てたところですが、後から聞きますと、さんふらわあで乗らずに飛行機でいって、さんふらわあの宣伝をされたようです。これが果たして公人としての姿勢かというふうに疑問を持ったところです。

最後に日本は、独立国です。その中の日本で、志布志市も独立した市であります。それが属国 というような寂しい表現が戦後70年経った今市長からこのような言葉で聞くとは思いませんでし た。

終わります。

〇議長(上村 環君) 以上で、西江園明君の一般質問を終わります。

ここで、3時20分まで休憩いたします。



〇議長(上村 環君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、17番、岩根賢二君の一般質問を許可します。

O17番(岩根賢二君) 本日最後となりました。

なるべく時間内に終わらせよと思っております。

先日の一般会計補正予算案提案のときに質疑いたしました2件につきまして、改めて一般質問 の形で質問をいたしたいと思っております。

まず、就学援助制度について質問をいたします。就学援助制度は、経済的な理由により、子供を小中学校へ通わせるのに困っている保護者に対して、学校でかかる費用の一部を助成する制度であります。この制度によって、安心して子供を学校へ通わせることができる家庭もあるわけですが、本市においてこの制度が本当に100%活用されているのかというと、少し疑問な点がありますので、そのことについてお尋ねをいたします。

1点目は、この制度の周知は十分に行われているのかという点であります。せっかく援助の制

度があるのに、制度そのものを知らないと利用できませんし、制度を知っていても利用することをためらっている人もあるのではないでしょうか。そのような方に十分理解してもらい、利用してもらうために当局はどのような方法で周知を図っているのかお尋ねをいたします。

就学援助制度の2点目として、新学年度における申請手続きの開始時期を早める考えはないかということであります。これについては、新しく小学校に入るお子さんをお持ちの方から相談を受けたことがあり、制度の運用の在り方に疑問を持ちましたので質問をするところであります。その方は就学援助の制度があるのを知って、この援助を受けて学用品など、入学用品をそろえようと、入学式前に学校側に相談されたそうですが、学校側からは「入学してからでないと手続きはできません」と言われたそうです。こうなると、この子供さんは入学式には肩身の狭い思いで出席しなければなりません。私も相談を受けて、その学校にお願いにいったわけですが、対応してくださった先生がおっしゃるには、「私たちも何とかしてあげたいのですが、志布志市ではそのような取り扱いにはなっていませんので申し訳ありません」と言われました。これが事実であるとすれば、当局として本当にこの制度を生かして、困っている方を助けようという気持ちがあるのか疑問があります。

そこで、新学年が始まる前に手続きを済ませることができるように、手続きの開始時期を早める考えはないものかお尋ねをいたします。

## 〇教育長(坪田勝秀君) お答えいたします。

議員も御案内のとおり教育委員会では、就学費用の一部を援助しております。その目的は、低所得世帯の児童生徒の保護者に対し、小中学校への就学に要する経費の負担軽減を図り、安心して学校へ通学してもらうことを目的といたしております。

援助の内容といたしましては、学用品費、通学用品費、修学旅行費、学校給食費など7項目にわたっており、それぞれに援助額を定め給付をしております。平成24年度でございますが、小中学校合計で528名の申請がございました。そして、審査基準に照らし合わせ審査した結果、追加分を含め、11月現在で497名の児童生徒を認定して現在就学援助を行っているところでございます。10月1日現在の市内小中学校の児童生徒数が、2,652名ございますので、就学援助を受けている児童生徒数の割合は、学校間格差はありますけれども、全児童生徒数の約19%となり、児童生徒の減少に反比例して年々増加傾向にあるところでございます。

ところで、この制度は十分周知されているかと、それから新学年度における手続きの開始時期 を早められないかということについてでございますが、少し長くなりますけれども、いい機会で ございますので、その制度の流れについて答弁をしてみたいと思います。

まず、制度周知から援助までの一連の流れについて御説明申し上げますと、前年度末に小中学校長へ次年度の認定資料の提出を依頼いたします。

そのことを受け学校長は、新年度に入ってから、新入学児童生徒を含む全保護者へ申請書類の 提出を依頼します。そして、学校長は各保護者から提出された申請書を審査し、各世帯の状況等 に関する学校長意見を付して教育委員会へ提出いたします。 その申請を受けた教育委員会は、各世帯の更なる状況調査を各申請世帯が居住している地区の 民生児童委員の方々に世帯調査を依頼いたします。そして、各地区の民生児童委員の方々、当該 学校長及び担当課である教育総務課のメンバーで、各小中学校の認定審査会を今年度は各中学校 ごとに3日間開催いたしました。そして、審査会で認定となった申請者の最終確認を教育総務課 で行い、認定したというこういう流れでございます。

その後、認定結果を各学校長、各担当民生児童委員及び各保護者へ通知いたしまして、各学校 長から請求していただき、就学援助費をお支払いするという流れになっております。

なお、支払いにつきましては、各学年の各学期分を各学期内にお支払いしており、年3回に分けてお支払いすることとしております。

以上のような流れで、周知から支払いまでを行っておりますが、制度の周知等につきましては、各小中学校において文書による申請依頼のみでなく、各世帯状況を把握した上で個別に申請相談を行っております。また、各地区の民生児童委員の方々にも御意見等をお伺いしながら遺漏のないようサポート等を行っておりますので、各保護者への制度の周知等はおおおむね順調に行われていると認識しております。

また、手続きの開始時期につきましては、各学校へは前年度末に申請依頼をいたしますが、その後、担当民生児童委員による各世帯調査を行っていただくことや、認定要件の基準にある当該保護者の前年所得を確認する必要があることから、当該年度初回の認定は毎年6月下旬とならざるを得ないのが現状でございます。

そのようなことから、教育委員会といたしましては、各学期分の援助費を各学期内にお支払いすることを最重要点に置きますとともに、各保護者に不利益とならないよう引き続き認定事務を 正確かつ迅速に進めてまいりたいと考えております。

なお、家庭状況に変化等が生じた場合の申請には、追加認定の措置をとっていることも申し添えますとともに、この制度の周知について今後十分意を用いてまいりたいとこういうふうに考えております。

以上でございます。

- **O17番(岩根賢二君)** 今るる説明をしていただきましたけれども、まずですね、今度の補正予算のことで確認ですけれども、この中で財源は一般財源となっておりますけれども、これについてはなぜ一般財源なのか、国からのお金ではないのかということについてはどうでしょうか。
- **〇教育総務課長(津曲兼隆君)** ことにつきましては、要保護世帯につきましては、国からの補助がございますが、準要保護世帯につきましては、国の方針が変わりまして準要保護世帯につきましては、一括交付金の中に含まれて、交付税措置がされております。よって、以前は平成17年度までは国からの補助金がございましたけれども、普通交付税になっておりますので、一般財源という取り扱いになっております。
- **O17番(岩根賢二君**) ということであれば、今回の補正については、準要保護世帯に限るということになりますね。

その場合にですね、念のために確認ですけれども、例えば昨年度で今の時期から年度末まで何件ぐらいのそういう準要保護の申請があって、認定が下りているのか、その確認をさせてください。

**〇教育総務課長(津曲兼隆君)** 正確な数字はちょっとおさえておりませんが、この時期から以降につきましては、六、七件ではなかったかと思います。小学校の場合ですね。

O17番(岩根賢二君) 補正予算については確認ができましたので、はい。

先ほどの教育長の答弁の中で、前年度末にそういう書類とかを渡して説明をしているということですね。

# [何事か呼ぶ者あり]

○17番(岩根賢二君) そうですね、はい。

そのほかには十分なされているかと私が聞いているのは、そのほかに例えば広報誌に載せるとか、あるいはホームページに載せるとか、そういうことはしているのかということをお聞きしたいわけですね。

○教育長(坪田勝秀君) お答えいたします。

たしかに学校長を通じて、担任を通じてということはやっておりましたが、広報誌等にはたしか載せてないんじゃないかと思います。ですから、今後また今御指摘がございましたので、広報誌等にも載せて、そして応募するようにということは特認したいと思っております。

O17番(岩根賢二君) パソコンでですね、調べてみますと、ある市によっては、これをホームページでるる説明しているわけですね、就学援助制度とはこういうものですよと。全世帯に全児童生徒の家庭にそういう資料も配って、更にその上にホームページでちゃんと説明がしてあります。そして、2月末には、そういう書類を全家庭に配布して、ということをしているところもあるようです。ぜひ参考にしていただきたいと思います。

それで、先ほどの教育長の説明では、前年度末までにはそういう説明をするけれども、受け付けは新年度に入ってからということでしたよね。だから、私がここで聞こうとしているのは、特に新入学の児童については、学校でそういう書類を渡して説明するとかいうことはないわけですから、それ以前に何かの時点でそういう作業をするべきではないかなと思いますが、それはどのように実行されているんですか。

**〇教育総務課長(津曲兼隆君)** 先ほど教育長も申し上げましたけれども、市が前年度末には学校宛てに準備を行ってくださいということでお願いしております。

そして、各学校は学校長名で4月に入って10日から13日ぐらいにかけまして、各学校長が各保護者の皆様へ通知文を出して就学援助費の申請手続きということで申し込み書等を、入学の説明会等でも保護者へは周知をいたしておりますし、文書で各保護者へ就学援助の申し込みについて文書で流しをしているところでございます。

**〇17番(岩根賢二君)** 新しく入学する子供さんの家庭については、説明会の時にそれを提示して説明しているということですね。

## ○教育総務課長(津曲兼隆君) 申しわけございません。

準要保護についての申し込みについては、各学校長が保護者の方へ申し伝えていくと、申請の 文書を出しております。そして、先ほど入学説明会と申しましたのは、今後先ほど教育長が申し ましたので、更に入学説明会等でも保護者の皆様へお知らせをして、周知の徹底を図っていきた いと考えているところであります。

**O17番(岩根賢二君)** 再確認ですけれども、今まではそれをしてなかったということですか。 ですから、私に相談をされた方は、そういう意味で入学前に何とか手続きをしたいんだけどとお っしゃったわけですよね。

先ほどの教育長の説明でも、現在のところは入学式がある前には、その手続き自体も進められないということじゃないですか。それでいいんですかね。

**〇教育長(坪田勝秀君)** 先ほど申しましたけれども、その後の流れとして、またいろいろと不公平がないように、民生委員の方々に相談したり、あるいは我々の方でその会を開いたりということがございますので、私は6月下旬に初回の認定をもういっぱいいっぱいだと、ちょうど年度はじめでしてですね、私どもの方も仕事がいっぱい山積しておりますので、それを同時に進めますというと、とにかく入学しましたということが分かって、そして諸調査をして諸委員会を開いて、校長の意見を付してという流れになりますと、どうしてもそこらがすぐにまだ入る前にというところまでの時間的余裕がないというのが実情でございます。

ですから、私どもといたしまして、先ほど申しましたが、今努力しているのは各学期分の援助費を各学期内には絶対支払うと、今度の場合はですね、6月27日に今年の場合ですが、各関係者へ通知、そして追加認定は随時行っておりますし、1学期分を7月、2学期分を12月、3学期分を3月と、こういうふうにして間違いなく学期毎にはお支払いすると。もちろんおっしゃるとおり、早め早めにできればよろしいんですが、そういう事務的な量も結構ございますので、どうしても今のところではめいっぱいというところでございます。

O17番(岩根賢二君) 私の今回の質問の意図するところは、今教育長がおっしゃった、それを忙しいからなかなか手一杯でできないということじゃなくて、早めてできないんですか。私が、先ほど最初の質問で申し上げました「志布志市だけなんですよね」と言われたんですよ。その方は若い先生じゃないですよ、ある程度ベテランの方です。県内各地をずっと異動してこられた先生だと思いますよ。その方がおっしゃるには、志布志市だけなんですよと、私たちもそういう困っている子供さんたちを何とか安心させたいので、早く手続きをしてあげたいんだけど、入学しないとできないというのは、志布志市だけなんですよと言われたんですよ。その点はどうなんですか、確認はされましたか。

僕は、この質問の時に教育委員会から電話がきましたね。その時申し上げました。志布志市だけらしいよ、こういうことはと。「調べてみてくれよ」と言ったんですがどうでしたか。

**〇教育総務課長(津曲兼隆君)** 19市の教育長、担当課長会がございますが、その中でも早めに 出している市があったというのは記憶していないところでございます。おおむねこの6月期から 7月にかけてが認定時期ではなかったかなと。早いところについては5月の下旬というのがあったように聞いているところであります。

最終的な認定をする、そして教育委員会が決定する時期、そして支給する時期というのは19市の確認は今のところはできてないところです。市によって時期の多少のずれはあるというふうに聞いております。

○教育長(坪田勝秀君) そういう早くできる学校、市町村があるということでございますので、私の方にもぜひその学校を教えていただきたい。そして、私はその教育委員会にどうやればそんなに早くできるんですかと、私ども志布志だけだとおっしゃいますが、志布志の総務課の職員が決して怠慢でさぼっているわけじゃございませんと、精一杯のところはやっております。あなたの市町村がやっていると、どこかの、私、校長に聞いてみます、校長でしょう。校長ですか、一般の教員ですか。私はそれを確かめないと、やっぱり私どもが仕事を何か遅くやっているというような印象を、私のやり方としては、6月下旬でもう精一杯というところが毎年毎年そうなんですよ。だから早くできないかなと思うんだけど、やっぱり慎重に審査をして、決して遺漏のないようにということを考えれば、やっぱり不公平があったり、その間では追加があったりとするもんですから、学期内にということを絶対に目標にしているものですから、ぜひどんなノウハウを持っておられれば、その市町村がそんなに早く志布志だけですよということになりますと、これはやっぱり私どもも努力しなければならないところはあるでしょうから、そういう早くやれる方法があれば、ぜひ私も勉強してみたいと、よろしくお願いします。

**〇17番(岩根賢二君)** 私は、この支給時期を6月にされているということでしたよね。それを早くしてくれとは一言も言っていないんですよ。手続きの開始を早めてくれと言っているんですよ。そのことによって、その手続きをされた方はある程度安心するでしょう。それが入学式後でないとできないということであれば、どうですか、学用品も満足にそろえられなくて、入学式に臨まなければいけないということだから、そういう手続きをすることによって安心してもらうために言ってるんですよ。

ですから、今在学している方はいいですよ。前年度で保護者にも連絡もつくし、だけど新入学となった場合は、やはりそこら辺は思いやりですよね、そういう意味で入学する前に手続き自体を進めてもらえないかと、私は開始時期を早めてくれとは一言も言っていないですよ、いかがですか。

○教育総務課長(津曲兼隆君) 新入学児につきましては、2月ぐらいに説明会がございますので、その折に周知徹底を図って、早めにその保護者の方々に意識をもっていただいて、申請をすぐできる体制にはもっていけるかと思います。そのような配慮はしていきたいと考えております。 ○17番(岩根賢二君) 私が今回質問したのはまさにそのことなんですよ。教育長はちょっと興奮して言われましたけど、私はこの場では申し上げませんけれども、その方はここ二、三年で採用になった方じゃないですから、私もあちこち回ってきましたけど、志布志だけですよと言われましたので、多分でたらめでは言っておられてないと思うんですよね。そこら辺状況をまた県下、 各教育委員会に確認をしてみてください、よろしいですか。

**〇教育長(坪田勝秀君)** 43市町村の教育長会もございますので、共同議題として提案し、そしてどういう手続きで、より特に新入生の速い手続きがどういうふうにやっておられるかということは勉強させていただきたいと思います。分かりました。

1月30日の校長会がございますので、市の。その時に新入生に対する新1年生に対しては、遺漏のないようにしっかりと手続きをしてくれということは、申請してくれと、そして、大体申請される保護者の方々は、自分がそういう対象になるかどうかということはおそらく相談していただければ、またそれなりのお答えは分かるんじゃないかと思うんですよね。こういうことだから、それはまた民生委員の方にもお聞きしますので我々としては、そしてこういう申請がありそうだけど、これは大丈夫かなというようなことは、また調べてみてくださいと、そんな数はまとまっていないでしょうから、そういうことはぜひやっていきたいと思います。

ありがとうございました。

O17番(岩根賢二君) 前向きに行われるということでよろしくお願いいたします。

今教育長が言われた中で、例えばですね、自分ところがそういう就学援助の制度に該当するのかなと、どうかなといった場合に、例えばいろんな説明をされるときに収入というか、所得額はこれぐらいですよという説明はされているんですか。

- ○教育総務課長(津曲兼隆君) 細かな所得までは、御説明申し上げてないところであります。 ただ、学校によっては、先ほど校長名で各保護者に申請についてという手続き文書を差し上げる ときに、生活保護法に基づく保護の停止又は廃止、個人の事業税の減免、市町村民税の非課税、 それから国民健康保険法に基づく保険料の減免等の認定基準がございますという文書を掲げて、 保護者にお渡しして理解を示している学校もございます。全てではございませんが。
- **〇17番(岩根賢二君)** 今のことについてですね、先ほど冒頭で申し上げました就学援助制度についてホームページで説明をしている町は、その収入基準までちゃんと金額まで示してですね、誰でも見れるようになってるんです。ですから、そういうことをもまた、参考にしてやっていただきたいと思いますがよろしいですか。
- **〇教育総務課長(津曲兼隆君)** 各自治体のそのようなホームページ等を参考にさせていただきたいと思います。
- O17番(岩根賢二君) それでは、次に、補助事業の実施の在り方について質問をいたします。 補助事業の中には、県や市の補助を受けて実施する事業があるわけですが、その事業が工事等を伴う場合、通告では工事等ということで記してありますけれども、物品購入等の場合もありますので、契約を伴う場合と解釈をしてもらいたいと思いますが、市内、こういう事業の場合は、市内もしくは県内の業者を優先すべきと考えますが、当局の考え方はどうなのかお尋ねいたします。

また、このような補助事業の場合に、市が行う契約手続きに準ずるべきと考えますが、当局としては、そのことが着実に実施されているか確認の作業を行っているのか、その点についてお尋

ねいたします。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

本市が事業主体、発注者となる公共工事では、志布志市建設工事入札参加資格格付業者を対象 としました条件付きの一般競争入札として市内業者を対象として執行しているものでございます。 したがいまして、一般競争入札であっても市内業者を優先している立場でございます。

建設工事指名競争入札での指名業者においても志布志市建設工事入札参加資格審査及び指名基準等に関する要綱に基づきまして、本市の入札参加資格を有しているものの中から指名することとなりまして、市内業者が優先であります。市外業者を指名する例としましては、工事の実施設計業務委託や工事管理業務委託について市外業者も含めた形でコンサルタント業者を指名しているところでございます。

補助事業の実施の在り方でございますが、実施主体が市である場合は、民間事業者の場合、先ほど申しましたのは、市内業者優先の入札は実施体が市であるということでございます。

民間事業者の場合は、多少異なるということでございまして、県や市の補助金を受けた事業の実施体者が入札を実施する場合においては、このような市の手続きに準じて実施していただいたと認識しているところであります。いずれにしましても、補助事業という公金が含まれている事業であることを認識していただいた上で、品質を保つ施工がされ、適正で公正な入札が実施されるよう市としましても、事業主体者で対しまして、助言等は行っているところでございます。

**〇17番(岩根賢二君)** 先日、また補正予算のことに触れますけれども、補正予算の質疑の中で、これ確認ですけどね、「今年度内に工事が完了するのか」とただしたところ、「年度内に終えるように指導している」ということでありました。では、年度内に終わらなかった場合には、補助金の取り扱いはどうなるんですか。

**○福祉課長(福岡勇市君)** 補正のときに答弁したと思うんですけれども、3月31日までに必ず終えてくださいということ、県にも確認したところ、3月31日までにしてください。それと明繰はできないということで確認をしております。ペナルティーというか、そういうのはまだ確認してないところであります。

以上です。

**O17番(岩根賢二君)** 明許繰越ができないということですね。私もそれなりに県の方に問い合わせしたんですよ、実はですね。そうしましたら、私の電話に出たその担当の方は、「年度内に着工すればいいですよ」と言われたの。だから、どっちが正しいのか分かりませんよ、僕が聞いたのはそうだったんだから、課長は今そう言われましたけど。

ですから、その実施事業者に対して、そのことをちゃんと正確な情報を伝えてあげないとですね。工期が迫っているから、私の聞いた範囲では、「着工すればいいよ」と言われた。だけど、課長がおっしゃるには、年度内にということでしたよね。ですから、年度内にどしてん仕上げっくいやいなと言われれば、工事もバタバタしてですね、ちゃんとしたのができないかも分からない。その辺はひとつ確認をしていただいて、間違いのないところを伝えていただきたいと思います。

いかがですか。

○福祉課長(福岡勇市君) 県の方と何回か協議をいたしまして、県の連絡をしているんですけれども、今議員の言われたことについては、確認していないところでございます。私たちが受けているのは、3月31日までに必ず完了をするようにということでうけたまわっております。以上です。

- 〇議長(上村 環君) 再度確認するということ。
- **○福祉課長(福岡勇市君)** あと最後の確認は、あともって確認したいと思います。 以上です。
- **〇17番(岩根賢二君**) 対応の仕方によってはですね、全然違いますので、その辺確認をしていただきたいと思います。

そこでですね、この先ほど市長の答弁の中では、市の行うそういう契約手続きにのっとってやってもらうということで指導もしているということでございましたけれども、この事業のこのこども安心基金の管理運営要領というのがありまして、その中でですね、こういう準拠しなければならないというのが、その中に示されているわけですけれども、「それに違反した場合は、違反した場合は、助成金の全部又は一部を県に納付させることがある」といういうことが書いてあるんですね。このようなことになりますと、また事業者の方も大変なことになりますので、準拠するということは契約についてですよ、どのような手続きをして契約に至るというのが市の求める契約手続きの取り扱いの基準なのか、その辺はいかがでしょうか。

○福祉課長(福岡勇市君) 県の安心こども基金総合対策事業費補助金交付要綱のことだと思うんですけれども、県の交付要綱第5条第5号では、「地方公共団体以外のものが事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、県が行う契約手続きに準拠しなければならないこと」と規定してありますので、県の方に確認したところ、「市の契約手続きの取り扱いに準拠してもよい」とのことでありましたので、全ての入札につきましては、これにより実施したところであります。

以上です。

- **〇17番(岩根賢二君)** だから、じゃあ市の契約の取り扱いの手続きというのは、具体的にはどういうことなんですかというのを聞いてるわけですよ。
- 〇福祉課長(福岡勇市君) どうもすみませんでした。

流れをちょっと説明をいたします。

6月議会において、補助金の補正が議決されまして、その後設計の方に入ったんですけれども、 8月、この入札については、民間の方が直接入札するようになっておりますので、8月3日と21日、3回ほど市の入札方法に準ずるようにということでお願いをしております。それと、年度末には完成するようにということもお願いしております。3回ほど指名業者の選定方法のためのお願い訪問をいたしました。

その後、民間保育園なんですけれども、現場説明をされて、市内業者の4社と10月30日に1回

目の入札をされたところであります。1回目の入札のときに、3回まで再入札まであったんですけれども、落札業者なしのため不調になりました。その後、指名替えを行いまして、11月9日に2回目の入札を行ったところであります。その時も県の建築のAの業者が9社、大崎町を含めてですけれども、それと都城市の業者2社を含めまして、入札を行ったところであります。この時も1回目が不調で、2回目のときに1社を除いて辞退をされました。その後、1社について、保育所側と協議をされて辞退されなかった1社と随意契約を交わしたところであります。

そして、12月4日契約、着工という形になっております。 以上です。

**〇17番(岩根賢二君)** 今の説明でですね、流れは分かりましたけれども、では、この2回入札が行われた1回目は不調になって、2回目も不調であって、その2回目の中で1社だけが残って、そこと随意契約をしたということでしたね、はい。

そのことは、市の契約手続きの取り扱いのその基準には合致してるんですか、そのことを聞く わけですよ。

**○財務課長(野村不二生君**) ただいま福祉課長から説明のありました件については、流れは市の契約規則にのっとっております。

**〇17番(岩根賢二君)** のっとってないということであれば大変なことなんですよね。ですから、そこの確認をまずさせていただいたということでございます。

それで入札が2回にわたって不調になったということなんですが、事業者とすればですね、少しでも安く抑えたいわけですから、その気持ちも分からないでもない。だけれども、あまりにも落札価格というのが低すぎると、またその工事の内容が雑になってしまうという恐れもあるわけです。

先ほど課長が言われました年度内にどうしてもということで、もしそういうことであれば、なおそういう懸念があるわけですから、そこは間違いのないようなですね、指導をしていただきたいと思います。

市長もさっき最初の答弁の中で、いろいろ入札等についても指導しているということでしたが、 その後の、例えば12月4日に着工したということですが、その後ちゃんと設計図どおりにですね、 工事が進んでいるかとかいうことについては、市の方はもうノータッチということですか。

#### 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

今回のこの事件に関しましては、私どもも当初から市内の業者をとにかく優先して指名に入れていただきたいということでお願いして、このような流れになったところでございます。

結果的には、県外の業者が落札ということになりまして、本当に残念ではありますが、その手続きに従った流れということでございますので、今後はこの工事の監督につきましては、直接的には設計会社がするところになりますが、私どもとしましても担当課及び建設課とともに、このことがきっちり設計書どおり施工が行われているかについては、注視してまいりたいというふうに思うところでございます。

[「雑という言葉は、雑ということは何もないの、雑になるという言葉に執行部は何もないんですか」と呼ぶ者あり]

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

設計どおり、設計書どおりに施工がされるように、私どもとしましては、設計会社を監督指導 し、また現場の立ちあいも重ねてまいりたいと思います。

O17番(岩根賢二君) 市のそういう基準にのっとってですね、したことだから致し方ないといいますか、そういう結果だと思うんですけれども、この安心こども基金について、この事業を用いてですね、保育園の改築をされたところが何か所かあるわけですが、それらの園については、市の方のできるだけ市内の業者を使ってほしいという、そういう要望といいますか、指導といいますか、それに従ってされたということだと思うんですけれども、今後のことについてですね、今度の園がそういうことで県外の業者と契約ということになったということについては、県や市のいえば税金を使って行う事業であるという観点からしてですね、あるいはまた、地元業者の育成という観点から少なくとも市内あるいは県内の業者を優先して契約を行うべきであったと考えるわけですが、そのことについて再度市長の率直な考えをお聞かせください。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

平成22年度から24年度までに保育所整備事業が7件ございました。

内訳としましては、市内業者のみで入札を行った事業が3件で、これは当然市内業者が落札ということになります。

そしてまた、市内及び県内の業者で入札を行った事業が3件ありまして、このうち市内業者が落札した事業が1件、隣接の大崎の業者が落札した事業が2件でございました。業者指名の段階で市としましては、先ほども申しましたように、市内業者だけをお願いしたいということを重ねてきているところでございます。事業主体の保育事業者の強い意向もございまして、このようなケースの入札というふうになったところであります。

ということで、今回も改めて市内業者で入札をしてくださいという強い要請をした結果、不落 ということになりまして、結果的には県外業者ということにつきましては、本当に残念だという ことでございます。

**〇17番(岩根賢二君)** このことを踏まえてですね、同様な案件があった場合に、市としては、 今後どのような体制で臨むのか、その点を確認いたしたいと思います。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

今回の場合、結局事業主体者の予定価格に何回も届かなかったということが、こういった形になったところでございますが、私どももその予定価格について、ある程度その事業の品質が保証されるようなものがあるべきではないかなというようなふうには思うところでございます。

そのようなことも率直にお話をしながら、市内業者が落札できるような環境というのをつくっていただきたいという要望はしてまいりたいと思います。

[岩根賢二君「終わります」と呼ぶ]

〇議長(上村 環君) 以上で、岩根賢二君の一般質問を終わります。

〇議長(上村 環君) 以上で、本日の日程は終了しました。 明日は、午前10時から本会議を開きます。

日程は一般質問です。本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午後4時09分 散会

\_\_\_\_

## 平成24年第4回志布志市議会定例会(第4号)

期 日:平成24年12月12日(水曜日)午前10時00分

場 所:志布志市議会議事堂

## 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

小 園 義 行

下 平 晴 行

鶴迫京子

## 出席議員氏名(23名)

1番 平 野 栄 作

3番 西江園 明

5番 玉 垣 大二郎

7番 鶴 迫 京 子

9番 毛 野 了

11番 本 田 孝 志

13番 小野 広嗣

15番 金 子 光 博

17番 岩 根 賢 二

19番 小 園 義 行

2 1 番 鬼 塚 弘 文

24番 野 村 公 一

2番 下 平 晴 行

4番 丸 山 一

6番 坂 元 修一郎

8番 藤 後 昇 一

10番 立 平 利 男

12番 立 山 静 幸

14番 長 岡 耕 二

16番 林 勇 作

18番 東 宏二

20番 上 村 環

23番 福 重 彰 史

欠席議員氏名 (1名)

22番 丸 﨑 幹 男

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一 教 育 長 坪 田 勝 秀

情報管理課長 又 木 勝 義

財務課長 野村 不二生 市民環境課長 竹之内 宏 史

福祉課長福岡勇市

農政課長 上原 登

畜 産 課 長 山 田 勝 大松 山 支 所 長 溝 口 敏 久

水 道 課 長 木佐貫 一 也

農業委員会事務局長 福岡保孝

学校教育課長 金 久 三 男

副市長

総務課長

溝口

修

猛

企画政策課長 武石裕二

清 藤

港湾商工課長補佐 中 吉 広 志

税務課長 小辻一海

保健課長 若松光正

 耕地林務水産課長
 井 手 佐喜雄

 建 設 課 長
 中 迫 哲 郎

志布志支所長 外山文弘

会計管理者 中崎秀博

教育総務課長 津 曲 兼 隆

生涯学習課長 樺 山 弘 昭

- ( ) -

# 議会事務局職員出席者

 事務局長
 今井善文
 次長兼議事係長
 仮重良一

 調査管理係長
 村山 睦
 議事係
 桑水浩紀

## 午前10時00分 開議

○議長(上村 環君) これから本日の会議を開きます。

\_\_\_\_\_

## 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(上村 環君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、東 宏二君と鬼塚弘文君を指名いたします。

\_\_\_\_

## 日程第2 一般質問

〇議長(上村 環君) 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、19番、小園義行君の一般質問を許可します。

O19番(小園義行君) おはようございます。

日本共産党の小園義行でございます。

今、衆議院選挙が行われてまして、日本共産党は、消費税増税反対、そしてTPP参加反対。 また、憲法を変えるような、そういうことがそれぞれの政党から出て、集団自衛権の行使、そう いったものも公約としてうたわれている。そういう制度があります。

また、オスプレイの問題など、こういった問題に対して今国民の皆様にお訴えをして、選挙戦を戦っている最中であります。

国の政治が大変混乱している。そういう時に、今政党がたくさん、12ですかね、選挙前にもありましたが、まさに今回の選挙は政党の在り方そのものも問われているような気がしてなりません。日本共産党は、90年の歴史をもって、これまでも戦争反対などを通じて一貫して戦ってきた政党であります。

私も、約41年共産党員として活動をしてきております。その一番の思いは、国民の苦難を解消すると、そういうことに立党の精神としてあります。

地方自治体においては、国の政治がとんでもないことをやった時には、しっかりとここに住んでおられる住民の福祉、そういったものを向上のために防波堤になって頑張る。それが自治体の務めではないかというふうに思います。そういった立場から、今回も皆さんに質問をしてみたいと思います。

まず、政治姿勢ということについて、通告をしました。これ、9月7日に沖縄県の宮古島で九州市長会の総会があったわけですね。その時に沖縄県の県議会をはじめとして、41の自治体がオスプレイ配備反対、訓練中止を求める決議をしておるわけですが、そこの中の市長会代表の方から提案があって、それがいろいろ後退したとか、新聞報道ありました。そういうことを含めてですね、あったわけです。

私は、全国で27都道府県、146の自治体がオスプレイの配備、そして訓練中止を求める決議をしている。これは11月9日現在ですけど、もっと増えているかもしれません、その後ですね。沖縄

県は、県議会をはじめとして41の自治体が決議をしております。これは、沖縄県の皆さんの中にも、日米安保条約は容認をするという立場もあると思います。その中でもなおかつ、もうこんだけ僕たちに負担をさせるのはやめてよというその思いがこもったこの決議案の提案だったのではないかなというふうに思います。

私は、アメリカ言いなりの政治はもうやめようよと、これが私自身の思いでもあります。一連の新聞報道、南日本をはじめとしていろいろあったわけですが、そういった報道とあわせて、九州市長会での決議のやり方ですね。それで本田市長の考え方も聞いてみたいということで、端的にオスプレイの沖縄への配備についてどういうふうに思っておられるのかというのが1点と。併せて、この市長会における舌足らずであったのかどうか分かりませんよ、あなたの名前もちゃんと新聞にも載ったりしておりますので、そのあなたの思いをきちんとここで述べていただきたいというふうに思います。

## 〇市長(本田修一君) おはようございます。

小園議員の御質問にお答えいたします。

まず、オスプレイについてでございますが、今回、国土面積のわずか0.6%に過ぎない狭隘な沖縄県に、全国の米軍専用施設面積の約74%が存在しているということで、沖縄県民の皆さん方が過重な基地負担を強いられているということにつきましては、本当に遺憾に耐えないところでございます。

そしてまた、2004年に起きました沖縄国際大学、米軍ヘリ墜落事件等の事故や、沖縄米兵による暴行事件等のニュースを耳にするたびに、本当に心を痛め大変だなというふうに思っているところでございます。

さらには戦後67年の長きにわたりまして、基地と隣り合わせで生活を強いられているということにつきましても、多分私ども自身は想像を絶するという想像に耐えないほどの苦痛があるものとは思うところでございます。

しかしながら、日本とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約によりまして、日本 の防衛が行われているということも事実でございます。

今回のオスプレイの沖縄配備につきましては、地元自治体や住民の皆様方には、多難な負担が 更に強いられるということにつきましては、そのような認識をしているところでございます。

今回の九州市長会におきます決議案に対しまして、1県のみの要望議題というものを九州市長会の総意として決議、議題とするものはどうなのかということの疑義を呈したところでございます。現地の新聞にも、私の発言の内容を取り上げられて、決議すれば沖縄以外のほかの県に持っていってもいいよというようなことを意味するという発言をしたということを報道されたために、沖縄県はじめとする各地からこのことにつきまして、自分たちのところだけにこなければいいのかというような御意見がその場でもあったところでございます。

しかしながら、私が発言の趣旨とするところは、先ほども言いましたように、九州市長会でこのことを決議するとなれば、九州以外のほかの地に持っていってもいいんだよというような内容

になるのではないかなということ、それと1県のみの発議で、この九州市長会の総会の議題としてふさわしいものかどうかということの2点からの疑義を呈して発言をしたところでございます。 そのようなことで、先程来お話しますように、沖縄の皆様方に対しましては、オスプレイの配備でさらに地域の住民の方々の負担というものが増すということについては、十分認識するところでございます。

O19番(小園義行君) これ市長、非常に難しい答弁かもしれませんね。でも、昨日もありましたように、あなたは政治家です。しかも勇気があるなと思いました。日本はアメリカの属国であるという発言をされたというふうに昨日同僚議員からありましたね。やっぱりこの問題についても、きちんと自分の考えを政治家なんだから、表明するというのはいいことだというふうに私は思います。日本はアメリカの属国であると、これはそれぞれ考え方はあるでしょう。でも、基本的には私自身は日米安保条約を廃棄して、アメリカとは友好通商条約そういったものを結んで、平和的に生きていくんだという、そういう立場に変わらないといかんのじゃないかというふうに思うところであります。

そういった立場からした時に、今私の質問に対して、明快な答弁をされないんですよね。沖縄県への、もう今配備されてますよ、されているけれども、今でも私はこれは安全性の確認とかされてないというのは、九州市長会の決議にもちゃんとうたってありますね、そういったものが。だから、そういった立場からした時に、この配備を撤回をするという、そこについての考え方を配備についてどうなのかということをお聞きしましたけれども、それについては沖縄の負担の軽減とか、そういうことをおっしゃったんですが、明確にこの新型輸送機オスプレイの配備についてどういうふうに、もう1回明確に答弁してみてください。

- 〇議長(上村 環君) 金子議員着席です。
- 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

オスプレイの沖縄への配備につきましては、国が日米安保条約に基づきまして、このアメリカの要請を受けて、このような国の防衛政策を決定したものと考えております。

- O19番(小園義行君) ということは、市長はそのことは認めるということでいいんですね。
- **〇市長(本田修一君)** 結果的には、現在配備がされて運用がされておりますので、そのようなことになろうかと思います。
- O19番(小園義行君) 市長、いいですか。最初沖縄県への新型輸送機オスプレイ配備の撤回を求める決議案。そして、次に8日ですね、理事会で全会一致じゃないとこれはまずいわけですから、今おっしゃるように。この中身を見ると、やっぱりこれはよくないということをこの決議自体は示しているんじゃないですかね。決議案で最初あったもので、どこが消えたかといったら、沖縄県への新型輸送機オスプレイ配備の撤回を求める決議案だったんです。その一番最後にですね、「よって政府においては、さらなる負担を強いられる沖縄県民のオスプレイ配備反対という不退転の決議を真摯に受け止め、直ちに沖縄県への新型輸送機オスプレイ配備を撤回するよう強く求める」、市長の発言からほかの人たちもいろいろ発言されたでしょう、おそらく。そこで、どう

変わったかというと、ここだけですよ、「よって、九州市長会は沖縄県民のこうした声を真摯に受け止め、政府に対し、これ以上沖縄県に負担を押し付けることはないよう強く求める」ということですね、ここだけが変わったんです。その上のですね、「オスプレイの開発段階から事故を繰り返し、多数に上がる死者を出し、今年に入ってからもモロッコやフロリダ州で墜落事故を起こしており、専門家も構造的欠陥機であることを指摘しているところであり、住民や関係自治体が安全性に大きな懸念を抱いているオスプレイの配備は到底容認できるものではない」というふうに決議がしてるんですよ。あなたはこの決議に賛成したんでしょう。

であれば、オスプレイの配備については、どうなんだというのを問われてる。あなたが自ら賛成した決議ですよ、これ。それに対して明確に、アメリカの属国だと言ってちゃんと自分の主張をするぐらいだから、こういう問題については、私はもうアメリカ言いなりのそういう政治はやめていこうと。地位協定の見直しを、それは国がやるかも知れませんよ。でもそのことを本当に全国の津々浦々からやって変えていかない限り、政府は動かないわけじゃないですか。

現実に9月9日に約10万人を超す住民の方々が総意として集まってですよ、そういう反対だという意思表示を沖縄県は示してるんですよ、もう。沖縄県知事自体も沖縄には駄目だということを明確に言っているじゃないですか。そうした状況もあって、あなた自身がこの決議に賛成し、言ってますよ。「オスプレイの配備は到底容認できるものではない」というふうに言っているんですね。その下は、もう先ほど読みましたので、国が決めたんですというそういうことじゃなくて、あなた自身はどうなんだと、明確にこれ反対だと言っていいじゃないですか、これ。この決議に賛成したんでしょう。なら、これも駄目だと言えばよかったじゃないですか。いかがですか。

#### 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

決議案につきましては、はじめの案が示されまして、これに基づきまして質疑がされたところでございます。そのようなことで、そのことについて、私は先程来お話しますように、発言を求めたところでございます。その発言の中で、私自身は沖縄の各首長、市長さんたちが発言されるというのを聞きまして、少し私の趣旨を誤解されているなというようなふうに思ったところでございますが、九州市長会で、このような決議をするとなれば、じゃあ本当に沖縄の負担が重いということをみんなで真摯に場を設けて語り合おうよと。そして、少しでも自分たちの地域でできるものがあれば、それは引き受けましょうよというようなことをもって、このことを反対しなければならないんじゃないかというようなことの趣旨で、私自身は発言したところでございます。

ということで、その場では、それではそのことを受けて理事会に一任しましょうということで、 決定されたところでございます。

私自身としましては、そのような趣旨でもって発言し、多くの方々がそのことについても理解が得られたようでありましたので、理事会一任という内容でのまとめにつきましては、賛成をしたところでございます。

**〇19番(小園義行君)** 先ほど私「舌足らず」という表現をしましたけど、「言葉足らず」という ことで、大変申し訳なかったというふうに思います。「言葉足らず」ということで訂正を議長よろ

#### しくお願いします。

市長ね、そういうあなた自身の真意、そういったものはそこにあったということですが、この 決議に賛成、決議案から決議ですよね、これ変わったんですけど。これね、私も沖縄の友だちと かいろいろいて、向こうからですね、沖縄タイムス、これ見ましたね。これが全部、初日から2 日目、九州市長会が修正決議、決議後退怒り噴出。そこで、社説があるんですね、ここにね。九 州市長会決議ということで、国民的議論を起こそうということでですね、この社説がこういうふ うに言ってるんですよ。県内11で構成する、県市長会が出されたんですよね、向こうの。そこで 沖縄への新型輸送機オスプレイ配備の撤回を求める決議案ということで、最初言いましたね。こ れだったんですね。ここで後退をしたわけですが、この「オスプレイの配備撤回」というのが削 除されるんですね。そういうことで、この社説がこういうふうに言ってますよ。「原案への反対は 配備撤回の決議をすると、沖縄以外の県に持ってきてもいいことを意味するのではないか(本田 修一、鹿児島県志布志市長)」ということで、まあそれはおいげん持ってきてもらっちゃ困るよと いうふうに誤解されて、そういうことだったかどうか分かりませんが、そういうふうに言葉が足 りなかったのかどうか分かりませんけど、向こうの人からはそういうふうに思われたんですね。 そういう意味で、沖縄県民のそういういろんな思い、いろいろあります。このことを受けて、実 際に自分がこういうことにはなろうと思わなかったわけでしょう、正直言って。端的にこういう 問題について、あなた自身がきちんと言葉を選んで、その場で発言し、思いを伝えて、結果賛否 を問うというか、全会一致が原則でしょうから、そういう採決とかいうことには、賛成反対とか やらないわけですけど、そこまできて、こういう表現になって、でもオスプレイの配備は到底容 認できるものではないという決議がしてるんですね。

これについては、明確にもう反対ですよということをシンプルに言えないですかね。別に反対でも賛成でもいいんですよ、でもこの決議に賛成したということは、そういうことじゃないですか、そこを僕は聞いてるんです。

## 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

先ほども答弁いたしましたように、私自身は決議案に対しまして、疑義を述べて私の考えをお 話したところでございます。

そして、その場では全会一致の決議は得られないということで、文案修正をして理事会一任という形になりまして、その理事会一任された案が決議としてされているところでございます。

私もその理事会の一任ということについては、賛成いたしましたので、結果的にはこのような 決議の内容に従うということになろうかと思います。

## O19番(小園義行君) それでは、反対だというふうに私も理解をします。

これからみてですね、これを受けてですね、本市に新聞報道でもそうですが、賛否のメール、 電話等が寄せられているというふうに思うんですが、どういったものがどれぐらい寄せられてる のか、ちょっと分かっていたらお知らせいただけますか。

## 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

匿名もありまして、同一の方から何回も重複の電話があったりしまして、一概には申し上げれないところでございますが、市長会のありました翌日の11月8日から、メールと電話によります意見が7件ございました。

内訳としましては、苦情のような内容が5件、そして激励の内容が2件でございました。

その後、修正決議が行われ、新聞等を読まれた方が電話等がございまして、全体で30件ほどの 意見が寄せられております。

- **○19番(小園義行君)** この30件というのは、それぞれ賛否いろいろあるんでしょう。大方なんてことだということになってるんですかね。
- **〇市長(本田修一君)** ただいま議員お話のとおりでございます。
- **○19番(小園義行君)** やはりですね、こういった問題については、明確に自分の思いが伝わるように公の場では発言をしないといけないなというふうに思うところです。

今のここの答弁でもそうですけど、明確に反対なら反対というこれでやればですよ、それなりにきちんと受け止めていかれるわけじゃないですか。それは聞く側は、賛成だったり反対だったりいろいろあるでしょう。でも、私自身はこうだというものを政治家としては、明快にやっぱりやるべきだというふうに思うんですね。

ここに議長会の、これ議長会の決議もあるんです。これ、明確に米国が進める県内へのオスプレイ配備計画の撤回を求めるよう強く要望する。これは、お聞きしたら理事会をして、きちんとこういう決議で要請行動までしたと、新聞にもそういうふうに載っています。やはりですね、言葉をしっかりと発言をしないと、受け取る側から見たら、それぞれ弱くとられたりいろいろでしょう。そういった意味で首長として、あなたは政治家なんだから、この町の政治家としていろんな発言をされるでしょう。

ここ沖縄県とは南城市というところと、数年前にチャレンジデーで一緒に競い合いましたね。 いい関係をもちながらですよ、沖縄県民の南城市の人から見たら、何なの本田さんって、やっぱ りそういう思いがあられるんじゃないでしょうかね。そういったこと等を含めて考えたときに、 賛成反対はいいですよ。でもきちんとしたそういう言葉というのを発信しないと、誤解されたり 間違ってとられたりいろいろあるでしょう。そういうことのないように、きちんとやらなきゃい けない。

私は、このオスプレイの問題については、その安全性、そういった問題に専門家の方々も問題ありというふうにやってるわけで、アメリカ本土ではこういうことをやらないわけじゃないですか。ぜひですね、本当にアメリカといい関係をつくっていくという立場からしたら、日米安保条約を破棄して、その後の状況を見てくださいよ。米兵の人がそこに基地があるからああいう暴行事件なり、いろんな事件が毎日のように起こっているというのが実情ですよ。新聞に載っているのは氷山の一角です。

ぜひですね、本当に安保条約を破棄して、対等な関係になっていく、こういうことにするため にも、私はこういった一つ一つのことについて、明確に発信をするというのが大事じゃないんで しょうかね。そういった立場で、市長はこのオスプレイ配備については、反対だというふうに私 自身は理解しましたけど、それでよろしいですか。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

今回の市長会の九州市長会の決議につきましては、私も決議文どおりということでございます。 O19番(小園義行君) そのことで、市長のこの沖縄へのオスプレイ配備、これについては反対 だと、この決議に賛成をしたという立場から、そういうふうに理解をしましたので、ぜひですね、 今後も声をあげてきちんとやっていく。

そして、最終的にはもうアメリカ言いなりの政治ではいけないということを含めてですね、やっぱりやっていくべきだなというふうに思ったところであります。

また、首長としていろんな発信をする時には、正確に正しく自分の意見を伝えるという、その ことに努めていただきたいものだというふうに思います。

この政治姿勢ということについては、理解がいきましたので、次にいきたいと思います。

ぜひですね、そういういろんなところと関係を結んでいく、市としては、ぜひ首長の立場として言葉はきちんとやっていただきたいものだというふうに思います。

それでは2番目に、職員の適正化計画についてということで通告をしました。

これまで、9月いっぱいまで事務量の調査というのをされたわけですが、それぞれ分析を今されてるところでしょう。この事務量のこれを今後どういうふうに生かしていこうというふうに思っておられるんですかね。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

業務量調査の目的を職員適正化計画に基づきまして、削減される職員数の中で業務を遂行できる 組織とすることとしまして、平成23年10月より全ての職員が1年間の業務日報を作成したところ でございます。

その間、業務の進行管理を行う中で、業務量の多いものについては、その都度担当課で原因を 探り、削減余地の検討を行うとともに、半年分の集計結果に基づき、検証等、課長、課長補佐を 対象として、業務マネジメントの研修や業務見直し検討会により、業務移管の調整を行ったとこ ろでございます。

また支所機能や職階別の業務の平準化、嘱託、臨時職員の定数等についても検証を行い、組織機構見直し計画の案を策定したところであります。

その結果、支所においては、支所内調整担当課である地域振興課との連携等、本庁、支所間の 役割分担や庁内全ての部署において、業務効率化を進めているところであります。このことを踏 まえまして、12月17日と18日に課長補佐及び係長を対象として、業務マネジメントの実務研修を 行い、各課における継続事業における平成25年度事務量の目標値や廃止、休止する事務事業によ る業務量の増減予測を行いまして、必要な職員数を算定し、また各課の必要職員数と配置職員数 を比較しながら、課長ヒアリングを実施して、適正な職員配置を行おうとするものであります。

なお、1年間の業務量調査の検証の結果を踏まえた上で、平成25年度の組織機構見直し計画に

ついては、行財政改革推進委員会に諮問しまして、行財政改革推進本部会議で決定して、議会の皆様にも報告して進めてまいりたいと考えております。

## ○教育長(坪田勝秀君) お答えいたします。

先ほど市長の方からもありましたように、今年4月から9月まで実施した業務量調査の結果に つきましては、現在総務課で詳細な分析を行っているところと聞いておりまして、まだその内容 が示されておりませんので、教育委員会として、現時点で具体的なことは申し上げることができ ないところでございます。

この業務量調査は、現在の職員配置における職員個々の業務の内容及び各業務に要する時間等を把握し、本庁、支所間の業務分担や各課係の事務分掌の見直し及び職員間の業務の平準化を図ることを目的にされて実施されたと理解しておりますので、業務量調査の分析結果が明らかにされた後は、教育委員会としても、それに基づきまして、教育委員会としての組織、人員配置及び業務の見直し等を検討していくことになろうかと考えております。

なお、この見直し等に当たりましては、当然のことながら住民サービスはもとより、職員の士 気が低下しないように教育委員会としても十分配慮してまいりたいと考えております。

以上であります。

O19番(小園義行君) 今、具体的に分析中ということで、今後どうやっていくのかということ 含めて、それぞれの作業の平準化と言いますかね、そういうこともやりながらということです。

今回のやり方としては、具体的に言うと、職員数掛ける8時30分から5時15分までの間の事務の量ですよね。でも、これが対住民の皆さんとの要求と言いますか、そういったものは非常に把握しにくいって、これまでも何回か取り上げてそう言ってきたわけですが、それぞれの支所における事務量、いわゆる対住民との関係という意味ですよ。そういったものの把握をどういうふうに、この今回の事務量の調査の中で把握がされて、そこに職員の配置、そういったものができるのかなという心配があるわけですよ。そこらについては、市長、いろんな考え方あるでしょう。どういうふうに把握がされていくんですかね。

### 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

業務の内容につきましては、いわゆる窓口業務も当然あるわけでございますが、そのほかにも 企画したり、それからほかの業務についてもあるわけでございまして、そのことについて、私ど もは現在の段階でどのような時間を費やしているのかということを探ってきたところでございま す。

例えば、市民環境課で申しますと、1年間の窓口件数の比率が本庁で56.7、支所で33.1、松山支所で10.2ということでございますが、中分類の窓口業務で比較しますと、本庁、志布志、松山支所の順番で業務量が多いということ。そしてまた、1件当たりの業務量では本庁、志布志支所、松山支所という順番でございまして、この数値には、相談業務等については反映はされてないということでございますので、このような調査結果を更に今後も調査を重ねて中身を深めていくということになろうかというふうに思いますが、とりあえずは、業務マネジメントを行いまして、

課長、課長補佐によりまして、平準化が図られるような方向を目指していくというものでございます。

**○19番(小園義行君)** それぞれの職員の方の事務の平準化というのは、それはそれでいいでしょう、そういうことで。でも実際に、合併をしたわけですよね、合併をして本庁をどこに置くかということで、それなりに本庁に人は当然たくさん集まるわけですね。そういった中で、対住民との関係でいくと、今それぞれの部署で開きがあるでしょう、おそらく。その時に、今回の事務量調査、そして対住民との皆さんとの関係で、事務量がやっぱりここはこうだよねというものが、それぞれの教育委員会、農業委員会、いろいろ全部あるわけですが、そういう課にしてもですよ。そこらをちゃんと分析して反映したときに、本庁のこれ、位置の見直しということも含めて、対住民に対してきちんと自治法の第4条、そこが求めているものに対しても、きちんとやっぱりやっていくというそういう考え方に職員の皆さんをはじめとして、みんなが意見を出し合ってですよ、本当にこれでいいのかという、そこまで詰めていく考えが市長の中にありますか。

そして、これ、教育長にも併せてお聞きしますけど、今のところ具体的なのが出ていないということですが、それぞれですね、大変失礼なんですけど、本庁に教育委員会の方4人ですね。松山支所お二人ですね、学校の数はそれぞれでしょうけれども、抱えているものはそれぞれじゃないですか。ぜひそういった意味で、こういった分庁方式、何て言うんですかね、ここ何て言うんでしたか、教育分室ですか。こういうことを今回のこれが全部出たときに、この分室というのは、やっぱりそういう形で考えておられるのかどうかというのを併せて教育長お願いします。

まず市長からお願いします。

#### 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

市制施行後何回も本庁、支所の在り方については質疑を受けたところでございます。

そしてまた、本庁がこのままでいいのかということについても重ねてお尋ねになられたところ でございますが、現在この業務量調査を行いながら、職員の適正配置について把握していこうと いう流れでございます。

そしてまた、当然市民サービスに向けては、公平なる形でのサービスが提供されるべきだということを前提にしておりますので、そのような観点から、今後につきましても、将来新たな庁舎 建設の必要が出てくるとなれば、そのことについても、当然今申しましたような内容を前提として、そしてまた、特に市民の方々の御意向がどうなのかということも併せて探りながら進めていくべき内容だというふうに思います。

## 〇教育長(坪田勝秀君) お答えいたします。

教育分室の人数等々について、今御指摘のあったとおりでございますが、業務内容につきましてですね、私どもは係長に常に無理はないかと、あるいはこちらで引き上げなければいけないことはないかとか、いろいろ聞き、聴取しております。

そして、特にイベント等を開催しなければならない時には応援もしますし、そして協力しながらやっております。

ですけれども、やっぱり分室として教育分室としての存在は、今のところやっぱり必要があるのではないかなと考えてはおります、教育委員会としてはですね。

**○19番(小園義行君)** それぞれ考え方があったわけですが、ぜひですね、本庁の見直しも含めてですけれども、今回の事務量調査をし、それを対住民の皆さんとの関係で、サービスの平準化といったらちょっとそれは難しいかなという部分もあると思います。人の配置の関係とか、あるからですね、そこに対してはサービスの低下を招かないという大前提において、ちゃんと本当に職員の人たちの意見、住民の意見を直接にお伺いする職員の人たちですので、そこの意見がですね、大いに議論ができるような状況にした上で、次の段階を迎えてほしいものだというふうに思うわけです。

ぜひですね、今回のこの一人一人の事務量のそれは分かったが、対住民との関係というのをきちんとやった上で、この本庁の位置の見直し、もちろんここでもいいでしょう、志布志に持っていく、松山いろいろあるでしょうけど。ぜひですね、そこについては、きちんとした対住民との関係で、どこに置くのがいいのかということも含めてですね、やっぱり検討していくべきだというふうに私は思います。

合併してもう7年過ぎて、後1年して私たちも任期が終わるわけですけど、市長も一緒ですが、ぜひですね、住民の皆さんのそこの意見なり含めてですよ、検討がされるように、これはぜひやっていただきたいものだというふうに思います。併せて今回、嘱託職員や臨時職員、パートの職員の方も調査をされてるわけですが、先ほど市長の答弁、1回目でちょっとありましたね。ここについての考え方も職員の皆さんと同じ、その人の持っている事務に対してのその量を測って、今後この嘱託職員や臨時職員、そしてパートのそれはその都度その都度というのもあるでしょう、それは臨時的に任意とかあるわけですから、そこについての考え方はいかがですか。

**〇総務課長(溝口 猛君)** 嘱託、臨時職員の業務量についても集計をしているところでございます。

先ほど市長が申しましたとおり、課長補佐を中心としたマネジメント研修の中で、当然嘱託、 臨時職員の業務の内容等についても検討し、今後必要性、あるいは業務の見直し等について検討 するところでございます。

O19番(小園義行君) この嘱託職員、臨時職員の人もよく数字を見てみるとですね、松山支所、 志布志支所にしても、志布志支所は教育委員会の本庁になってますので、少し職員の人多いわけ ですが、嘱託職員の数の方がもう逆転しているという状況ですね。この嘱託職員や臨時の方がお られないと仕事、いわゆるサービスの低下を招くということがあるわけですね。ぜひここについ ても、そういう住民サービスの低下を招かないということを前提にして、この嘱託職員の雇用、 そういったものについてきちんと考え方を持っておいていただきたいものだというふうに思うん ですね。

その職員適正化計画で、減らしていかなきゃいけないということで、嘱託や臨時のパートの人 たちも一緒にどんどん減らしていくということには、私は勢いならないというように思うんです ね。

そこで、先の9月議会でもこの嘱託職員や臨時、パートの職員の雇用について少しやり取りをさせていただいたんですが、5年をめどにということでいろいろありましたけど、再度応募も可能ですよということで、市長の答弁はなってるですが、ここについてそれぞれ受け止め方もいろいろあってですよ。この職員の現在の方で、いろいろ聞き取りしたときに100人ぐらい5年を超えてる人がいるというようなことでもあったんですが、この職員の再度応募可能ということについてはですね、どういうふうに市長が考えておられるか、もう1回ですね、明確にこれは答弁をいただきたいと思います。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

嘱託職員の今回の更新につきましては、9月の定例会で御質問をいただきまして、また改めて総 務課を中心に検討協議を重ねてきたところでございます。

その方向性につきましては、全ての嘱託職員の任用期間は1年以内とするとともに、必要と認める場合は、60歳到達年度までを上限に5年を限度に更新することができるということでしているところでございます。このことにつきましては、志布志市嘱託職員の任用に関する規則第4条に定めがしてありまして、これまでと同様の取り扱いということでございます。

また、5年を経過した全ての嘱託職員は、更新の対象として、ハローワークを通じて公募を行うとともに、5年を経過した嘱託職員の応募も可能とするということでございます。併せて、今回の公募に応募し、再雇用されなかった既存の嘱託職員の再応募につきましては、6か月経過後から、また改めて可能とするという基準を定めたところでございます。

O19番(小園義行君) 今の答弁でよく分かりましたが、100名ぐらいの応募をかけられるわけですね、そして当然今5年を過ぎておられるそういう人たちもハローワークのお願い申し出て3月いっぱいで5年になるけれども、4月1日から再度応募してオッケーということになると、雇用がそのまま、また新しく1年更新でいくというふうに理解をしたんですけど、そういうことですね。

その際に、今回ごめんなさいというふうな仮になった人がいたら、半年あけてその人については、再度また応募して、そこでオッケーなれば勤めていくということですよね。一律半年あけるということではないということですよね。そういう理解でいいですね。

○市長(本田修一君) そのとおりでございます。

O19番(小園義行君) これぜひですね、100名応募、雇用の関係でハローワークにお願いしても、簡単に100名の方が集まるという状況ではないと僕は思うわけですね。ぜひそういう、これまでのそういう実績なり、蓄積してきたスキルをですね、無駄にすることのないように、ぜひ今市長の立場でよく分かりましたので、そういう立場でやっていただきたい。これは、お互いに正規の職員も嘱託職員も、まじめに一生懸命仕事をしようよということですからね。そうでないことであれば、ごめんなさいということもこれは当然あるでしょう。ぜひですね、一緒になっていいまちづくりするために必要とされる人材ですから、一生懸命仕事をやるという、これ基本ですよ、あ

くまでもです。よく分かりました。

それで、9月議会のときもおととい私たちもボーナスといいますかね、それをいただいたんですが、そこについては、ほかの県内の市町の4市出してるわけですけど、そこについても市長が少し検討をしたいというようなことの答弁があったんですが、そこについては、今年度はもう無理でしょう、当然予算の関係とかいろいろあるわけですからね。そこについては、どういうふうに新年度へ向けての検討がなされているのかということをあわせてお願いします。

## 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

9月定例会におきまして、県内でも取り組んでいる自治体があるということで、他市の状況も研究してまいりたいと。そしてまた、現在自治法改正も視野に入れた検討がされているということで、今後注視していきたいというふうに答弁したところでございます。

しかしながら、民主党政権の中で、自治法改正案が検討はされておりましたが、先の通常国会では、法案提出が実現されませんでした。ということで、今後においても他市の状況を研究させていただきながら、併せて国の法の整備を注視してまいりたいというふうに考えます。

O19番(小園義行君) これぜひですね、人事院が求めているもの、そして、今市長がおっしゃった国の政権がどう変わるかは分かりませんよ。その中で、そのことがどういうふうに議論されていくのか。でも、人事院が出してそれが政権が変わろうが、関係なくちゃんとやっていかなきゃいけないということですからね。そこについては、明確に考え方を持っておいていただきたいというふうに思います。当然、そういう待遇の改善の問題も含めてですね、これ、いわゆる嘱託職員や臨時、パートの方々は志布志市の住民なわけですね。その住民の懐を豊かにするという意味では、本当に正規職員や私たちも何十万のボーナスをもらうわけですよ。そこにお金を住民の側に還元していくという、税金をですね。そして、懐を豊かにするということで、それなりにお店屋さん、そういったところの税収が上がって、また税金としてかえってくるという、そういうことをやっていくためにも、これはぜひ必要なことだというふうに私は思いますので、今市長の答弁があったようにですね、検討してやっていただきたいというふうに思います。

それと、これ通告をちょっとしてませんでしたが、嘱託職員の雇用の在り方ということで出してますのでね。私も週に何回かそれぞれ本庁、松山支所、志布志支所いくんですが、会計の窓口がですね、本庁は嘱託の人ですかね、それで松山支所と志布志支所は正規の職員の人だというふうに、そこでされている人に聞くとそうなんですけど、これ、嘱託職員の方々との雇用契約の中で、こういったいわゆる現金の出納ですよ、徴税吏員という形でないなかで、それが果たしてどういうことなのかということを含めてですよ、雇用の関係はどんな議論がされたんですかね。市長にちょっと、それぞれいいですか。

**〇会計管理者(中崎秀博君)** 議員のおっしゃる件でございますが、昨年の5月に全国のJAバンクが金融行政指導ということで指導を受けまして、県内でも昨年の5月から全国統一事務ということで導入がされたところでございます。

その中で、要請活動が昨年5月に本市にもありまして、曽於市とか大崎町、JAバンク、そお

鹿児島農協を指定金融に指定しているところと協議を重ねまして、市長等も交えながら本年の4 月から踏み切ろうということでもあったわけですが、今議員がおっしゃる窓口の体制がなかなか 整わないということで、本年の10月1日に導入をしたところでございます。

その中で、大崎町は4月から導入を始め、曽於市は10月から導入を本市と一緒にやったところでございます。そうした中で、曽於市はコンビニ収納をしているということで、行政の窓口を実施してないというところでございます。私どもも支所と松山支所、志布志支所と協議を重ねながら、また総務課とも協議をし、課長会等でも協議をしながら、市民の利便性、あるいは収納率を確保しようという視点から、行政窓口を4時から5時15分まで開始しようとしたところでございます。そうした中で、松山支所につきましては、地域振興課の方と協議を重ねた結果、職員で対応しようと。それと会計課の方につきましては、本庁の指定金融の窓口が会計課内にあるということで、職員と併せまして嘱託職員も窓口の業務をしているということでございます。

嘱託職員につきましては、現金出納員ということでの委嘱をいたしまして、10月1日から出勤の時間等も時差出勤の関係で変更いたしまして、毎日4時から5時15分まで収納事務をいたしているところでございます。

志布志支所と松山支所につきましては、当然想定外の業務が増えたということで、大変職員には迷惑をおかけしているところでございますが、市民の利便性と収納の確保といった視点から捉えると、すごく市民には助かっているのかなというふうに現在感じているところでございます。

O19番(小園義行君) その窓口を開いておくというのは、とてもいいことだと思います。ただですね、正規の職員が少ない松山と志布志の支所は正規職員で対応する。大変言葉は悪いんだけど、本庁でたくさんおられる中で、嘱託職員の人に、そういう会計の現金を扱うというのは、これは負担がですよ、私もNTTにいましたけど、NTTの窓口でも絶対に臨時の人とかそこにはそういう業務はつかせないということでやってたんですね。やっぱり正規職員じゃないと、これ、仮にお金が出納合わなかったり、いろんなことをしたらですよ、大変これ負担になるじゃないですか。そういうことで、何で本庁だけがそうだったのかなというのをちょっと回ってみて思ったんですが、ここについては、ぜひですね、そういう嘱託職員の人に責任一緒ですからね、大変申し訳ないけど、これは別に課長を責めてるわけでも何でもないんですよ。ここについては、きちんとした、きちんとしたというと悪いですけど、正規職員の人にお願いしてですよ、きちんとやっていくのが僕は筋じゃないかというふうに思うんですよ。

正規の職員が少ない松山支所や志布志支所でもですよ、そういうふうに頑張ってやっておられるわけで、これは本庁がそういうことでいいのかなというふうに思うんです。これ、市長いかがですかね。

#### 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

ただいま課長の方から発言がございましたように、そのような経過で今回の職員の配置をした ところでございます。

嘱託職員につきましては、かなり負担の重い内容かとは思うところでございますが、担当の方

で、そのような配置で可能ということで配置いたしましたので、再度このことについては、担当 と協議しながら改善すべきところは改善していきたいと思います。

O19番(小園義行君) ぜひそういう対応をしていただきたいというふうに思います。

次にですね、経済対策ということで、本市は本当に市長をはじめスタッフの皆さんの理解があって、この住宅リフォーム助成制度がスタートしたんですね。しかも金額が近隣のところと比べてもですよ、初年度から1,500万円という大きな予算を付けていただいて、始まってるんですね。現在の直近までのこの住宅リフォーム助成制度の利用状況と合わせて、そういう経済効果がどれぐらい出ているものかということについて答弁を求めます。

## 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

住宅リフォーム助成事業につきましては、地域経済の対策の一環としまして、本年6月から受け付けを始めたところでございます。

個人住宅の修繕、改修、増築等のリフォーム工事で、市内の登録工事店を利用して施工した場合に、その経費の一部を助成することといたしました。20万円以上の工事が対象となりまして、補助率は15%、限度額を15万円として交付をしているところであります。

現在の利用状況といたしましては、11月末現在で申請件数が74件、助成金額が808万1,000円となっております。失礼しました。すいません、読み間違えました。880万1,000円でございます。総工費では、8,917万円となっております。事業を実施しまして、6か月間で予算の1,500万円に対しまして約6割の執行状況で、現在も毎日数件の問い合わせがきておりまして、順調な実施状況になっているというふうに思います。

この住宅リフォーム助成事業の経済効果ということについてでございますが、申請案件の総工費の合計額は、8,917万8,710円になります。助成した金額と比較しますと、約10.1倍の経済効果が出ていると推測されます。更に波及効果については、鹿児島県が公表しております平成17年鹿児島県産業関連簡易分析ツールで波及効果を含めて経済効果額を算出しますと、1億5,170万2,155円となるところであります。

O19番(小園義行君) 今あったように、これ市長も大変やって良かったなという事業の一つだろうというふうに思うんですね。そこで、ただ残念なことにスタートの時点でですよ、そういう建築業者、大工さんをはじめとして、もっと広くお知らせのやり方というのができたらもっとこの効果は大きかったのかなという気がするんですね。なぜかというと、実際に事業が始まるということをよく分からないで、事前着工してしまったり、いわゆる大工さんたちが、そんなのがあるのかと言って、もちろん告知放送とか広報で、これ流しているわけですけど、そこに対して業者さんの方にも案内を出すとかしてやられたら、とてもこれ良かったかなというふうに思うんです。非常に今でも「ああそんなのあったの」みたいなことで、ある私なんかの知り合いの業者さんたちもそういうことが少しあったりするもんですから、あったら良かったなというふうに思うところです。

効果としてはこういう形でですね、出てるということで今市長も理解をされているわけです。

この要綱では2年ということで、来年度も当然やられるというふうに理解をするんですけど、大変来年度の予算編成の時期で1割カットとかですよ、いろんなことが言われている状況の厳しい中で、これが果たしてまたそのまま要綱ですから、これは払っていく可能性があるものですから、次年度へ向けてのこうした経済効果と住民の方に喜ばれている一つの事業として、来年度も明確にこれをちゃんと要綱に従ってやっていきますというふうに、これ市長理解をしていいですか。

ただいまお話しましたように、この事業につきましては、経済効果がかなり高いと、そして多

そしてまた、当初から2か年の事業ということを計画しておりますので、来年度についても可能な限り、また状況を見まして、またひょっとすると更に上乗せするというような形もあるのではないかということを期待しながら事業化をしてまいりたいと思います。

**〇19番(小園義行君)** 今市長のそういう答弁ですね、本当に厳しい経済の状況がある中でのこういうことですから、さらに予算的にもですね、増やしてやっていく考え方もあるというようなことも答弁としてありましたので、ぜひですね、25年度もそういう立場で実施をするというふうに答弁がありましたので、次に進みたいと思います。

学校教育についてということで、就学援助の関係が昨日もここで教育長、岩根議員との間でやり取りがありました。大変白熱して、ああすごいいいことだなと僕も思いながら聞いておったところです。この要保護、準要保護の関係は国が制度を変えてしまって、交付金事業にしちゃったもんですから一般財源というようなことになって、当局がやらないよと言ったら、これは見えないわけですね、正直言ってですね。だから、その裁量権というのが準要保護については、各自治体に言葉は悪いですけど、お願いといって委ねられて、そっちが裁量でやってくださいというようなことで、国としてはこれだけのものしかしませんみたいなところで、やるのはそちらですからねということで、交付金事業ですから、東京都なんかはないわけですから、独自にやらないといかんわけですよね、いろんな意味で。

本市は、要保護については当然そうですが、この準要保護を含めてこの就学援助の在り方というのについて、当局の姿勢がやっぱり、これ、問われるのではないかというふうに思うんですね。それで、教育現場を、現場という大変失礼ですけど、教育のそこを預かっておられる教育委員会にまずお聞きしたいと思うんですが、10年度から2010年度からクラブ活動費、PTA会費、生徒会費、こういったものが就学援助の対象として広がったわけですが、まだ本市は、そのことについては少し実施がされてないということなんですね。県内では、出水市がそれをもういち早くやってるわけですが、教育委員会として、この三つの項目に対しての就学援助の対象として、実施をしたいというふうに思ったのか、いやそれは入らないよというふうに思っておられるのかですね、考え方をちょっとお聞かせください。

○議長(上村 環君) 市長の答弁を先に求めましょうか、小園さん。

O19番(小園義行君) いや、教育長から。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

くの方に喜んでいただけている内容ということでございます。

## ○教育長(坪田勝秀君) お答えいたします。

従来の援助につきましては、昨日るる説明いたしましたのですが、現在数字的なことをもう1回申しますと、平成24年度は小中学校合計で528名の申請、それで審査した結果11月末現在で497名の児童生徒を認定して、就学援助中ということです。

それから、その数は市内小中学校全部で2,652名ございますので、就学援助を受けている生徒の割合は約19%になりますと。これは生徒は減少するにもかかわらず、この数は年々増加しておると、ここは昨日も申し上げました。

今御指摘の部活動費、それからPTA会費及び生徒会費に対して援助ができないかということ でございますが、県内では出水市が本年度からこれらの費目についても援助しておるようでござ います。

参考までに、その内容をちょっと説明してみますが、年間の限度額がクラブ活動費が小学生は1,000円以内、中学生は1万8,000円以内でPTA会費が小学生は3,290円以内、中学生は4,070円以内で、生徒会費は中学生が1,200円以内とこういうふうに聞いております。間違いないでしょうか。

一方、本市の小中学校におけるクラブ活動費、PTA会費及び生徒会費の徴収実態でございますが、中学校における部活動費は、年平均額が約2万3,000円でございます。PTA会費は、年平均額が約5,200円でございます。生徒会費は、7中学校のうち4中学校が徴収しております。

特にまた、部活動にかかる経費につきましては、ユニホームや専用シューズなど部費のほかにかかる経費があることはもう当然ですね、そのようなことから教育委員会といたしましては、ただいま御提案いただきましたクラブ活動費やPTA会費、生徒会費等準要保護世帯へ援助する項目の追加等につきまして、県内の各自治体の実施状況等、あるいはまた検討状況等を注視しながら市長部局の関係課と協議してみようかなと、このように考えているところでございます。

**○19番(小園義行君)** 市長、教育長とすると、市長部局いわゆる市長の方でそれもちゃんとやろうかってなると、やりたいというニュアンスですよね、教育長の考え方はね。ここで、この準要保護というのは、正直言って所得が本当に大変厳しい状況の中であるわけで、これ本来は国がきちんと補助金という形でやってくれると有り難いんだけどなというふうに思うところですけど、市長、このいわゆるそういう準要保護の世帯のですよ、方々の子供たちが、そういうふうにやる時に、ぜひ頑張ってスポーツも勉強もやってよと、そういうこと等について、金額としてはそんなにね、僕は大した金額ではないと思うんですよ。総体で後で教育長の方で大体今の状況で試算していただくとどれぐらいかというのもあるでしょうから、それも出していただきたいと思うんですが、市長の考え方として、これ子育て支援の一環でもあるわけですね、いわゆる交付金なもんですから、市がやるかやらないかでそれは変わっていくわけで、今の教育長の答弁をお聞きになってて市長いかがですか。

#### 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

現在出水市が先進的に行っているということでございますので、今後その状況を注視しながら、

また県内他市の実施状況も見ながら、そしてまた、追加項目の内容等についても、それから支給 金額等についても検討していかなければならないというふうに考えますので、教育委員会と十分 詰めながら対応してまいりたいと思います。

**○19番(小園義行君)** 教育長、仮にこの3項目ですよ、今の準要保護の方々が実施した場合に どれぐらいの金額が必要ですか。

○教育長(坪田勝秀君) お答えいたします。

本市が仮に出水市と同等程度の実施をした場合ですね、クラブ活動費がこれは中学校のみでございますが、増額扶助費が185万4,000円、そしてPTA会費が増額した扶助費は344万6,000円。 失礼いたしました、これは合計でした。PTAの方が159万2,000円、それを足して344万6,000円とこういう金額になるかなと、こういう試算をしております。

**〇19番(小園義行君)** 市長、今お聞きなりましたね、約340万ですよ。そういったことで、準要保護の世帯にある子供たちが、安心してクラブ活動ができたり、そういうことが保障されるというふうになるわけですね。そこらについてちゃんとやろうかという考えに立てませんか。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

現在来年度予算の方針を示しまして、その編成に向けて取り組んでいるところでございます。 財政状況等を勘案しながら、また教育委員会とも十分協議しながら進めてまいりたいと思います。

**○19番(小園義行君)** 教育委員会は、市長は良としてやりたいというふうにおっしゃってるんですよ。そこをついてですよ、この340万円は、これ若干上下しますよね、毎年変わるわけですから、そこについては、やっぱり本当に所得が少ない世帯の子供だから思い切ってできないとかですね、その所得の低い人に更に負担をさせなきゃいけないという、そういうことでいいのかなと、いわゆるそういうことですよね。準要保護で、本来はそういうほかのものはするけれども、そこはごめんねて、あんたたちの自己負担でやってよということになるのかなというふうに思いがあるものですから、金額が3,000万円も4,000万円もとかですよ。なるんだったら344万円あったら子供たちが安心してそういう学校生活をおくれていくという意味からした時に、子育て支援という立場からも、これ、ぜひ私はやっていただきたいものだというふうに思うんですが、金額はそれぞれ毎年変わると思いますけど、そんなに増えたりですね、ないと思います。

なぜなら、今文部科学省が教育学習に対する調査費というのを毎年2年に一遍やってますね。 今年もこれ調査した形で出されてます。いわゆる、どれだけ負担をお父さんお母さんが学校教育 の中でやらなきゃいけないか、それは答弁は求めませんからね、国が出してるんですよ。今年も 2月の段階で出てるんですけど、私立だとすごい金額です。公立でもすごい金額になってるけど、 ほとんど横ばいという状況が今出てるんですね、調査費のそれを見るとね。その中で、準要保護 というこの制度は、そこに該当する世代の子供には就学援助費としてこういうふうにしなさいと いうふうに国が求めているわけですね。そこのこの3品目については、いわゆる準要保護世帯は、 交付金事業になっちゃったもんですから、そこの自治体がやるかやらないかで格差が出てくると いう状況になってるんですよ。

す。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

市長、そういう意味からした時に、大変な世帯だからほかのものはちゃんといくんですよ、でもこの3品目についても追加してやってあげたらどうなんだろうかというふうに思うんです。340万円と今の試算でいくとそういうことですよ。その準要保護世帯の就学援助という、そこに対しての基本的な考え方からしたら、私は当然されるべきだというふうに思うんですがいかがですか。

先程来お話がある内容につきましては、出水市の例を参考に話が進んでいるところでございま

本市といたしましては、追加する項目あるいは支給の金額等について、教育委員会と十分協議しながら財政状況を見ながら対応してまいりたいと思います。

O19番(小園義行君) じゃあ財政が許せばやるということですよね。

これですね、大変申し訳ないけども、準要保護世帯の就学援助というのは、国が制度として認めてて、その中でのほかの項目はするけど、これはごめんという、それでいいんですかねということを市長に聞いてるんですよ。これ、10ぐらいあるんですけど、ここに昨日文部科学省にですね、直接電話をしていろいろやり取りをさせていただきました。岡島さんという人で、若い人でしたけど。その中でですね、こういう今回2年前からなってるんだけど、そこの自治体の考えでということで、裁量を投げられてるわけですね。そこで準要保護制度というその制度の中で、ほかのものはちゃんとやるけど、この3品目についても追加してやりなさいということでやってるけど、国がお金としては一般財源でやりますよみたいなことしてるもんだから、やるかやらないかは志布志市の問題だということでなっているんですよ。だから、それからしたら、そこの三つもちゃんとやってあげるっていうことが僕は子供たちをしっかり学校で勉強もクラブ活動もやるんだよって、そういうことを保障していくという立場でどうなのかということを聞いて、ちょっとしつこいようですけど、市長いかがですか、検討するということは、やるというふうに理解していいんですね、じゃあ。

### 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

先程来お話ししますように、極めて厳しい財政状況の中で予算編成を行っていくということで ございます。その中で、今お話がありました趣旨については、十分理解しておりますので、その 中でこの項目について、検討あるいは支給金額の検討というものを教育委員会と重ねてまいりた いと思います。

**O19番(小園義行君)** 今教育委員会としてはやりたいというようなニュアンスでありました。 そして、市長としても検討をするということで、現場を預かっている教育委員会がやりたいとい うことでありますのでね、ぜひこれ財政の方々も協力して、ぜひ子供たちが安心してそういうこ とがやれるようにですね、新年度の予算対応をしていただきたいというふうに思います。

それと併せてですね、昨日のやり取りで少し気になったことがありました。この認定を早めてくださいというこのお父さんお母さん方の思いというのは、当然のことだろうと思うんですね。

そこで、昨日のやり取りだと、ちょっと教育長も熱くなっておられましたけど、実際にその認 定をするその作業ですよ。これを8月とかいろんなことが出てたんですが、実際にですね、この 要保護及び準要保護児童に対する就学援助費に係る事務処理要領についてということで、前のや つ、そして最近のやつを、これ文部科学省から直接送ってもらいました。送ってくださいと、ち ょうど私ここいたもんですからね。その中で昔のやつはですね、こういうふうになってるんです。 昭和39年2月3日に「文初財第二一号」ということで、この事務処理要領について、文部省、当 時のですよ、「初中局長・体育局長通達」ということでこれあるんですね。別にそれをホームペー ジ見られたらすぐ出てますけど、そこにですね、何て書いてあるかというと、こうですよ、「要保 護および準要保護児童生徒の認定について」ということで、「教育委員会は、世帯票に基づき、三 月末日(ただし、新たに小学校に入学する者については四月末日)までに要保護および準要保護 児童生徒の認定を終了すること」というふうになってます。これを「これ、有効ですか」と聞い たら「有効かどうかは小園さん判断はそれぞれですけど」、有効だというふうに僕は思ったんです ね。だって国が通達して県の教育委員会に出している。最近のやつをちょっと、じゃあ最近はど うなのということで送ってもらいました。「それぞれの市町村がそれぞれの費目を給与する場合に、 次に掲げることに留意すること」ということで、一般的事項ですよ、そこの中にですね、「要保護 者等への給与は年度の当初から開始し、各費目について児童生徒が援助を必要とする時期に速や かに給与することができるよう十分配慮すること(特に「新入学児童生徒学用品費等」)」という ことで、認定を早くしてくださいよということでやっているわけですね。

こういう立場で、やっぱりお父さんお母さん方は大変心配をしながら申請もされるわけで、そこらについても少し昨日のやり取りを聞いてましてね、お父さんやお母さんの思いがもっと早くしてくださいというのは、ここをうまくやると、そうだよねということにならざるを得ませんね、これ、速やかにしなさいと。特に進入学児童についてはどうだということをうたってる。ぜひですね、そういう立場で私はやられるべきではないかというふうに思うんですが、昨日教育長、どこの誰が言ったのかというそういうことではなくして、志布志市の住民の皆さんの要求に教育委員会としてどう応えていくのかということが、問われていることだというふうに僕は思うんですよね。ぜひですね、私もこの問題では相談を受けたり何回もしていますけど、お願いして制度としてはこうだよねということにしながら乗っかってるわけですけど、極力そういう形であったら安心して学校へいけるじゃないんですか、いかがですか。

## ○教育長(坪田勝秀君) お答えいたします。

私が昨日どこの学校でしたかと申し上げたのは、今もそういう質問がありますように、私が教育長会等でいって時々この話出るんですよ、やっぱりなかなか4月になってからして、大体6月頃だよと。ある市町村においては支給がですね、10月頃になってる。それはいい例じゃありませんよ。そういうのもあったりするもんですから、ですから、そういうふうにノウハウをですね、きちっとこういう方法でやればもっと早くできるよというようなところがあれば、ぜひ教えてほしいという気持ちだったもんだから、昨日はそう言ったわけでございまして。まずですね、昨日

の質問でもありましたように、私どもに欠けていたのは、まず何といっても周知徹底という趣旨 が、こういう制度がありますよということを市民には入学生をお持ちの保護者の方々にたぶんに 周知が徹底されなかったということを昨日も帰ってからいろいろと担当と話すことでございまし た。ですから、早速1月30日に校長会がございますので、その場面でですね、こういうふうに質 問もあって、そしてなかなか周知徹底が我々も指導が足りなかったので、ぜひ校長を通じて新入 学生のいる保護者を中心として、特に新入学生については周知徹底を図ってくださいということ を言おうと。そして更に2月に行われます入学説明会のときにも、重ねて申請漏れはありません かと、そっからだろうと。そして早くできるところは、もちろんあると聞いたんですが、志布志 ほど数が多くない市町村はですね、わりとスムーズにいっているようでございます、総体的にで すね。ですから、私どもの市町村、この志布志市が極端に多いというか、少ないか、それは別と いたしまして丁寧に説明をし、そして遺漏のないように民生委員の方々にも、いろいろな状況、 家庭状況等を聞きながらやっていきたいと思っておりますので、また再度いろいろと私どものど っか事務のやり方で引っかかっているところはないのか、もう少しこういうことを工夫すれば今 おっしゃるように早め早めの、せめて6月ですから、更に今度は5月にとか、あるいは4月末に でも、少しずつ少しずつ今おっしゃるように速やかにということに近づけられるようにもう1回 研究させてください。お願いします。

**○19番(小園義行君)** これぜひですね、こういう国の通達、そして、それを受けて実際に実行していかなきゃいけないという立場ということでありますのでね、これ、あえて昔のこれが生きてると言葉は悪いですけど、ずっとこういう形で踏襲されながらきてるというふうに理解するんです。これだと3月末には終わりなさいというようなことですよ。そういう努力をしてちょうだいといって、国が求めているわけですね、都道府県にですね。

そして、今のやつでも特にそういうふうに新入学児童に関しては、速やかにできるようにということを求めているわけで、ぜひですね、住民の要求に応えていくというのは、これは教育委員会だけじゃなくて、ほかも一緒だと思うんです。ぜひですね、ここに住んでおられる方々が、本当に安心して学校にいったり、そういうことができるようにですね、きちんとやるということの立場に立つかどうかだと思うんですよ。だからぜひ、今議会の特別委員会で議会基本条例というのをつくって今議論されているところです。反問権みたいなことも認められるとなおいいなと思いながらも、昨日も聞いてたんですが、教育長の方から言われるとですね、今度は、その情報を提供していただいた人たちは、やっぱり黙っちゃうんじゃないかと、どこの誰かとかなったりすると、ちょっとこれはまずいかなという思いもあったりして、やっぱり要求があったことに対して、当局としてどういうふうにそれに応えていくのかという、その視点でやっぱり議論というのはされないといかんなというふうに、ちょっと教育長思ったところでした。

ぜひですね、今回、私と岩根議員二人ですけど、多分この問題というのは、多分ほかの議員さんたちもいっぱい受けておられるんじゃないかというふうに思うんですよ。どうかならんのかということで、含めて国がこういうふうに求めているもの、これ生きているということでですよ。

現在のこれでもそうです。ぜひですね、そういう立場に立って改善できるものは改善して早めに やっていくという、そこに力を注いでいただきたいものだというふうに思うんですねよ、いかが ですか。

- ○議長(上村 環君) 答弁は短めにお願いいたします。
- ○教育長(坪田勝秀君) 今御指摘がございましたので、その努力はいたします。

また、先ほど校長会で校長に周知徹底を図るということを申し上げましたが、同時にそういう該当の保護者の方は、遠慮なく電話なり直接おいでいただくなり、教育総務課に来ていただくように、または電話でこういう事情なんだけれども、こういうことはどうなるのかなと十分詳細については、私どもはるる説明するようにしておりますので、ぜひ来ていただいて、あるいは電話ででもしてみてくださいということも書き添えるように、学校長にも指導しておいて、できるだけ周知が図られるように、あらゆる角度から検討して進めていきたいと思っております。

O19番(小園義行君) ぜひ市長、こういった問題も含めてですね、それぞれ教育委員会をはじめとして、そういう現場を預かっておられるところ、市長の姿勢にかかってることが結構ありますね、当然ですけど。ぜひそういう住民のいわゆる要求、負託に応えるという意味でですよ。きちんと、どう自分たちがあればいいのかと、そのことに応えていくためにどうあればいいのかということをやっぱり肝に銘じて仕事というのはやっていかないといけないなというふうに思うんですね。

ぜひそういった意味では、それぞれ関係する担当を預かっておられる課長さんたち含めてです よ、ぜひその立場でやっていただきたいというふうに思うんです。これは当然、市長自らがです ね、明確にそういう姿勢を持ってないと、前に進むことも進まないということになりますので、 ぜひそのことをお願いをして質問を終わりたいと思います。

[何事か呼ぶ者あり]

次、はい、ごめんなさい。

このことについては、そういうこと。

それとですね、あと今高校の統廃合があるんですが、ここ有明高校は来年の募集停止ですね。 そして、財部、末吉、岩川、ここがどういうふうになっていくのか、それぞれ今反対運動とあって、県の方針が出るのがまだ出てない状況です。

仮にこれが末吉高校に統合になるということになると、また岩川高校に通っておられた方々、そこにお父さんお母さんからすると、子供をそこにやるわけですね。そして、有明高校は串良商業高校と一緒になるんですね。その中で、串良商業高校、聞いたら単車通学とかそういうのはごめんなさいということになっているというようなことで、それを聞いたものですからね。有明高校にやろうと思った子供たちが、そこにいけないという状況で、学科がどういう形なのか分からんけれども、串良商業高校にいかなきゃいけないという事実がもう見えているわけですね。そういった子供たちの精神的な負担や親の経済的負担というのは、どれぐらい教育長、影響として今それぞれ学校から上がってくるでしょう。そういうもの全くありませんか。

## ○教育長(坪田勝秀君) お答えいたします。

私も有明高校が募集停止になるということを聞きましてから、その後でしたけれども、関係中学校に保護者あるいは生徒に少なからず動揺はあるんじゃないですかと電話で聞いてみましたところ、ないということでしたので、表面的にはですね、別に出てないと。

ただ、数のことを言ってはなんですが、今年の場合は、7月の進路希望調査では有明高校へ進路希望は14人でございました。それまでは、23年3月には串良商業に32人、そして鹿屋農高へ13人、鹿屋高校ほか肝付地区に63人いっているようです。ですから、これがまた仮に串良に行くとしたら、串良商業に行くとしたらですね、今度は有明高校が募集停止いたしましたので、必ずしも統廃合の形は、有明高校と串良商業統廃合ということになりましたけれども、子供たちは、私は岩川にいこうとか、あるいは末吉にいこうとか、有明がなくなったのでですね、そういう子供たちも生じてくるだろうなとは考えております。

私も高等学校に携わった関係上、統廃合の影響というのは必ずしも決まった学校に集中するということはあまりないわけで、また分散していきますので、ですから有明にいく子もおるでしょうし、やむなくと言いますか、学校が近くになくなったので、串良にいこうとかいう子供もいるでしょうし、あるいはまた、志布志高校を受けようという子もおるでしょうし、尚志館にいくという子供もおるでしょう。いろいろだと思いますね。ですから、そのことにつきましては、具体的に聞いておりませんが、統廃合の状況は今申しましたとおりそうですので、学校からはそのことについて、何かどうかならないのかとかいうことは、保護者の方からも学校も聞いてなかったようでございます。

**O19番(小園義行君)** 3年生になった段階で、三者面談とかいろいろあるわけですね。その中で、有明高校にいくとかいう希望があったり、学校の方としても有明高校でじゃあいいねみたいなことがあって、途中で募集停止ということが出てくるわけで、曽於市にある学校3校、ここも県の方針としてはいきなりという、僕たちから見たらそういうふうに思えるわけですが、子供としては、志布志中学校、志布志市内の中学校からそれぞれの学校にいくわけで、そういった学校がなくなる。自分がいきたいと思ったところがなくなるというと、どうしたらいいのよみたいなことになるわけで、そういった3年生の担任の先生なんていうのは、大変負担も大きいんだなというふうに思うものですからね、親にしてみたら、そういうバス代とかですよ、定期、そういったものが単車でいけるところとか、そういうことがいろいろあるわけで、そういったものについての対応というのもやっぱりちゃんと担当せんといかんのじゃないかなという思いがします。

ぜひ途中でね、募集停止だという今回みたいなことになると、非常に戸惑うのは子供たちであって、そういう子供たちにそういう精神的な負担をかけないようなやり方というのを県の教育委員会には求めたいものだというふうに思うんですね。ぜひ、今のところそういう影響ないというふうに教育長はおっしゃっていますけど、ぜひこれ3年生の担任の人たちにしても来年度また、心配ですよ、向こうはどうなるかって、そういうこと含めてですね、しっかりと県の教育委員会等々には対応していただきたいものだというふうに思います。

先ほど言いましたように、ぜひ市長、こういったものについてもですね、絶対志布志高校統廃合とか、いろんなことがいろいろ言われて、反対だという在り方懇談会で、教育長も参加されるんですよね、そういうところに、やっぱり声をそこは出していただきたい。そういうことを含めてやらないと、お父さんお母さんをはじめとして一番中心の子供が動揺されるわけですから、そこについては対応をしっかりやっていただきたいものだというふうに思います。

最後に市長に、先ほどちょっと言いましたが、首長自身がそういった私自身がこうするということがはっきりとすると、それで担当の課長さんたち、教育委員会はじめ、ほかはやれることがどんどん前に進むということですのでね。そういう立場を明確にしてですよ、住民の思いに応えるというのが大事でしょうから、せっかく早くしてよという、そういう言葉もあったらですね、そこにどうやって応えていくのか。この制度をちゃんとしながらですよ、変えるべきは変えていけばいいわけで、ぜひそういう立場に立ってやっていただきたいものだと思います。ほかのもんで今回、四つ、五つしましたけど、最後にそのことの考え方を聞いて終わります。

## 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

私は、市長といたしまして、自分自身は当然なわけでございますが、市民のサービス向上のために福利向上のために一生懸命取り組むように常々職員には申し渡しているところでございます。 特に、その対応については、迅速かつ的確、そしてまた、親切かつ丁寧に対応してもらいたいということでございます。

そして、いつもいつも言っているのは、その入り口のところで対応を間違ってしまうと、負担が2倍も3倍もなってしまうと。そして、その入り口で対応がスムーズにいくとなると、仕事自体も半分になってくるんだよということをお話しておりますので、そのことについては、十分職員は認識しているものと思います。

[小園義行君「終わります」と呼ぶ]

〇議長(上村 環君) 以上で、小園義行君の一般質問を終わります。

次に、2番、下平晴行君の一般質問を許可します。

○2番(下平晴行君) 通告に基づいて質問をいたします。

始めに活性化対策についてであります。

高齢者の地方移住促進でありますが、大都市で高齢者向けの老人ホームなどの施設が足りない問題を受けて、地方の負担が膨らまないように、財政支援の枠組みを整える反面、大都市の医療インフラを地方で使えるようにして、消費や雇用の拡大を通じて、地方経済の活性化を図るシステムであります。

また、高齢者を送り出した都市部の自治体が医療や生活保護の費用を負担する特区のほか、都市部が高齢者施設の整備費を負担する仕組みを検討しております。

現状では、移住した先の自治体で医療などの財政負担が生じ、高齢者の施設が余っている地方が受けにくい面と、都市と地方の税収の格差も問題の背景にあるようであります。全国の市町村の調査で、中高年層の受け入れに関する需要をつかみ自治体の連携をつなげて、来年度は東京都

杉並区と静岡県の南伊豆町が協定を結び、順次地域を広げる方針であります。

また、遠隔医療サービスを都市部から提供する方法なども考えているようであります。都では、 平成21年末の時点で4万3,000人以上の入所希望者がいたことで、厚労省は施設の入居を理由に高 齢者が地方への移住の関心を高めるとみているようであります。このような情報をしっかりつか んで、他市町村より早く取り組む考えはないかお伺いします。

○市長(本田修一君) 下平議員の御質問にお答えいたします。

このことにつきまして、国が進める日本再生戦略の一環として、都市部で急速に進む高齢化に 対処するため、都市部と地方の自治体間の連携により、地方において要介護高齢者などを受け入 れる仕組みづくりを行おうとするものであります。

国が示す都市部と地方部の連携によって期待される効果としましては、都市部においては施設 入所待機者の解消やオールドタウン化の解消、また地方部においては、介護サービスの安定供給 や雇用の創出、コミュニティーの活性化が図られるとされておりますが、地方部で期待される効 果については、現実とかけ離れた想定イメージが描かれているように感じたところでございます。

現在、このことについて、各自治体へ受け入れの意向や条件のほか、高齢者施設の余剰の状況などについて国がアンケート調査を実施している状況でありますので、まずは今後の国の調査研究の動向と、本市における高齢者福祉や介護サービスの実情を勘案しながら注視していく必要があるというふうに考えているところでございます。

**〇2番(下平晴行君)** 市長の答弁がありましたように、やはりそういう国の動向等をですね、今そういういわゆる検討段階と、そして先ほど言いました南伊豆町ですかね、そういう取り組みをしていこうという町があるわけですから、ですから、そこら辺を目配り見配りをしっかりして、注視してということでありましたので、それとですね、例えば、そこら辺のイメージ的にまだ見えないということでありましが、この都市部の移住で、例えば100人規模の特別養護老人ホーム、こういうものを整備すれば、地方では四、五十人の雇用ができるというようなことでも言っているわけであります。

例えば、26年度から出水中学校、田之浦中学校も統合して、そういう施設も利活用ができるわけですよね。中学校については、学校の施設はそういう面では、病院とか老人ホームとか、そういう施設には十分使えるわけであります。ですから、そういうことも考えて、しっかりと動向を見極めてですね、ほかの市町村がやる前にやはり手を打ってやると、そこら辺をするというようなことでありますので、ぜひ取り組みをしていただきたい。

それと併せて、自治体間の協力を深めることによって、介護のいらない高齢者の地方での定住 拡大にも視野を入れるという考え方でもありますので、そこら辺も十分確認しながらですね、取 り組みをしていただきたいと思います。

では、次にいきます。

公金徴収一元化であります。

総務常任委員会の所管事務調査で、船橋市の公金徴収一元化を研修したところであります。

以前から私は、この船橋の公金徴収一元化の取り組みに関心がありました。船橋市では、財源の核になっている市税の徴収率がバブル崩壊以降年々低下し、平成10年には滞納繰越額が100億円を超え、平成21年には54億円までに縮減されたが、市税以外の公金については、逆に年々増え続け、平成21年度の収入未済額は58億円になったようであります。滞納繰越額が増加する原因として、それぞれの課の業務が多いと、それから滞納整理に関する法律は専門性が高い。専門性ゆえにノウハウの継承が難しく、継続的に処理ができない。さらに滞納者は、複数の公金を滞納していることが多く、公金所管課ごとに納付できない理由を何度も説明させられる。など、滞納者側の負担も多く様々な改善が必要であったことから、平成20年4月から公金一元化を実施して、平成21年4月に債権回収対策班を設置し、公金徴収一元化に着手したとのことでありました。

その間、平成15年5月に公金所管課の各課長及び財政、企画、組織、個人情報、電算の各支所、各所管課長たちからなる公金徴収一元化検討委員会を発足しております。その中で、公金徴収一元化に関する報告書を作成し、各公金所管課の悪質な滞納者、それから徴収困難事案を債権回収対策室に移管して対応をした方が、効率的効果も期待できると判断を下して、24年の4月に先ほど言いました公金徴収一元化を実施したということであります。

そして、23年4月に債権管理課となり、課長以下14人の課員に5人の非常勤職員の19人の体制で強化を取り組んでおります。その体制でありますが、課長一人、課長補佐一人、これはグループ制であります。徴収班7名、これは強制徴収公債権の一元徴収。これは、国民健康保険料、介護保険料、保育料等であります。債権班、非強制徴収公債権と市債権の支払い督促とか民事訴訟の提起及び各所管課への債権管理指導、これに4人、この班二つに非常勤が5名張りつけております。それから1名が電算、オープン化に伴うシステム設計、開発ということで14名と非常勤が5名、19名であります。

市税等の徴収率が向上し、滞納額が減縮した具体的な取り組みとして八つほどあります。徹底した債権の差し押さえ、これは不動産より換価しやすい預貯金などの債権を優先した差し押さえ、延滞金の完全徴収、今本市でもやっております。本税はもちろんのこと、延滞金の完全徴収ということであります。

それから、臨戸から来庁へと、これは私も税務課におりましたが、臨戸徴収というんじゃなくて、やはり実態調査、これが基本であるわけですが、これは徹底していわゆる滞納者を来庁させて相談、徴収、そっちの方に移行していこうという考え方であります。

非常勤職員の活用、この非常勤というのは、私どもが考えている非常勤というのは、本当は嘱託職員みたいな方かと聞いたところ、これは正職員であります。いわゆる事務職員、いわゆる財産調査や紹介事務等への活用と。それから分納納付の設定方法見直し、いわゆる一括の納付が無理なら分割でも結構ですよ、というようなことを職員から言わないと。あるいは、分割についても金額を職員から提示しないという、こういういわゆる相手はまだ納めるかもしれないというようなことで、先に口に出したら駄目だというようなことが、この設定方法の見直し。それから進行管理、高額滞納者の滞納整理状況の進行管理ということであります。

そして、セーフティーネットの確立、いわゆる徴収に伴う滞納者の暴言、そういうことから職員を守る仕組みですね。これが一番大事なことであります。

そして最後が、滞納整理システムの構築、これは横の連携がしっかりこのシステムでできるという。こういうような徴収業務の効率化や環境整備を図ったために、徴収率が向上したということであります。

私も、平成20年9月の議会での一般質問で、財政健全化対策及び納税等の公平性から税等の滞納を一括収納する課を設置できないかと、できないのかと市長に質問しているわけです。市長は、答弁であります「現在、行政評価を導入して、事務事業の評価に着手している。その評価結果に基づいて事務の統合や課の設置等を検討していく」と答弁されております。どのような検討をされたのか。また、公金徴収一元化した課を船橋市みたいに設置する考えはないかお伺いします。

## 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

第二次の集中改革プランの持続可能な財政基盤の確立の中で、収納率向上対策の実施と、滞納 整理の徹底ということの実施項目として、様々な取り組みを行ってきているところでございます。

議員も御承知のとおり、志布志市債権対策委員会を設置しまして、全庁的な債権管理の適正化の推進に取り組んでおりますが、徴収や債権管理を行う上での技術的知識や情報の蓄積が不十分な理由により、債権管理が適切に行われているとは言い難い債権もあることから、委員会や滞納整理指導官の助言指導によりまして、明らかになっております。

そこで、債権対策委員会では、債権管理は市全体に関わる共通課題であると位置付けまして、 債権の発生から回収まで、それぞれの段階ごとに的確な債権管理を一層推進するため、年3回の 債権対策委員会を開催しまして、市債権の性質や状況を勘案しながら、最も適切な手法と情報の 共有化の取り組みを行うこととしているところでございます。

そのことにより、各債権関係課の徴収事務に関する支援等を行うとともに、お互い共通意識を 持ち公平な公金徴収が図られると考えております。

全債権を一元管理する体制につきましては、集約することのスケールメリットや他市の事例なども参考に債権対策委員会において研究し、かつ現体制における債権のある関係課の業務の質量と、管理規模の面からも検証しまして、滞納事務が効率的に行われ、財政の健全化に結びつく体制を構築してまいりたいと考えております。

**〇2番(下平晴行君)** 市長、前回の答弁でも、それに近いような答弁を言っておられるんですね。要は先ほど言いましたように、これはいわゆる債権を押さえるということは、専門知識が要るわけですよ。これもこの船橋市の体制でも、やはり徴収班と債権班ということで、法律によっていわゆる公債権、強制徴収公債権、それから非強制徴収公債権、あるいは市債権、そういうものが、それぞれ法律によって押さえ方が違う、取り扱いが違う、そういう面ではですね、やはり一括して、市長が債権対策委員会のことをおっしゃった答弁があったとき、私はこのようにまた質問しております。

これは、私はテレビでおそらく船橋市だったと思うんですが、この課を設置した効果。市民の

大切なお金と、職員が一生懸命税法にのっとって公売などにより徴収したお金だからこそ、真剣に考えて使うようになったと。ここなんですね。専門でやらないと、いくら委員会、そういう債権対策委員会で議論しても、どっちかといったら語りっぱなしになるんじゃないかということをここでも言っているんですよ。ですから、これは一つは先ほど言いましたように、昼の業務量が多い、あるいは滞納者の複数の公金が滞納が重なっているという、これを一元化することによって、そういう専門性の立場で徴収ができるわけですよ。

例えば、保育料あるは住宅使用料、こっちの仕事をしながら徴収にいく。ここに私先ほど質問 したとおりですよ。同じ職員がAさんという滞納者の家に1日3回も、全く違う滞納案件で事案 でいくわけですよね。無駄じゃないですか、それより同じいわゆる公金徴収一元化の課を設置す ると、その課の人が三つ滞納があれば、Aさんという人が三つあれば1回で済むわけですよ。無 駄じゃないでしょう、市長、そこをこの船橋市もしているということであるわけですよ。ここも ですね、私が質問した20年度から143団体、208人研修にきている。この永嶋課長というのが研修 にきている。永嶋課長が24か所講演にいっております。2,464名、人数でするとですね。その研修 にくる団体と申しますか、これは自治体職員のいわゆる徴収担当、人事担当、先ほどもありまし たけど、そういう中なんですけど、外からくる人たちもそういう組織担当、あるいは電算担当、 個人情報担当、このような職員がやはり研修にきているわけです。議会はと申しますと、行政視 察も多いわけですが、我々みたいな行政財政全般を所管する総務委員会も視察が多いと。どこの 自治体も財政がひっ迫している状況で、貴重な財源の確保は喫緊の課題である。このことがよく 分かりますよねと言っておられました。その永嶋課長はですね、こんなふうにも言っております。 全ての債権において、納付の公平、公正、先ほど市長も言いましたよ、公平、公正、口では簡単 です。維持と貴重な財源の確保には、自治体が保有する債権を放棄することなく、確実に徴収す ることが必要であると。組織やシステムの構築はもとより、職員のやる気が何より大事であると。 職員は毎月給与をもらっているため、お金の大切さが分からない。かったが、分からなかったが です。しかし、ここで業務をすると違ってくると、非常に若い職員が多いと私たちに説明された んですね。30代前後の職員でした。そういう若い職員を徹底して鍛えるというような感じを私は 受けましたけど、その課長もそういう考え方でありました。

ですから、こういうふうに市役所自体も職員もそういう取り組みをすると、お金の1円、100円、1,000円、1万円という金の有り難さ、それをどう使えばいいかというのが分かってくるわけですよ、市長。だから、こういう一元化を取り組むという大きな目的があるから言っているわけですよ、質問しているんですよ、そこはどうですか。

## 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

ただいまお話になられた船橋市の債権対策の債権管理の課につきましては、ただいまお話になられた状況であるというふうに十分理解できたところでございます。

しからば、そのような体制を本市で構築するのかということにつきましては、先ほど申しましたように、債権対策委員会で、現在その意識を共有し、そしてまた、対象者をお互いに認識しあ

って、その情報交換をしながら滞納解消に向けてやっているということでございます。船橋市の 例を更に調査をさせていただければというふうに思います。

○議長(上村 環君) ここで、昼食のため休憩いたします。

午後は、1時から再開いたします。

午後 0 時00分 休憩午後 1 時00分 再開──○

○議長(上村 環君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

**○2番(下平晴行君)** 市長は、研修等をして、そういうふうに取り組みたいというようなことでありましたけれども、課長にですが、永嶋課長なんですが、「ぜひ志布志にきて講演してもらえんか」という話をしたら、「旅費を出したらもういきます」ということでありますので、市長、全職員にですね、その講演を聴くような取り組みをしてください。それは、本当に私どももすごく話を聞いていて、なるほどそうだなというのももちろん分かったし、そして、やはり市町村で、それなりに例えば防災でも環境でも何でもそうですが、その中に職員の中に本当に一生懸命取り組む、これは人の問題だと思うんですね。

例えば、今回のこの公金徴収一元化についても永嶋という課長が、なんか若いうちからこの税務に担当もしておられたようであります。そういう、本当に真剣に取り組む職員がいたら、その事業は大いに進む、これは私もいろんなところに研修にいってそのことを感じるわけですけれども、市長聞いてますか。話をしてないで聞いてくださいよ。

そういうふうに、一生懸命する職員がいて、その事業に取り組むところはですね、その事業はすごく盛り上がるんですよ。そこを聞いていますかという、話をしないで聞いてください。そういうのをですね、例えば、市長が自分がいわゆる市長の間にマニフェストじゃないですけど、あなたは市長はよく「日本一」と言われますけれども、あなたと同じような考え方を持っている課長、あるいは補佐、そういう職員がいたら早くできるんですよ。だから、あなたは人事権を持っているわけですから、そういう職員をそういう場に充てる。そして、今回のこの一元化についても税務課が、どこの課がするということじゃないんですよ、しっかりした課をもって、税務課あるいは福祉課、保健課、建設課、そういうそれぞれの課の債権を、そういう一つの課でしっかりと体制づくりをして、公平、公正に公金の取り扱いをするということでありますので、市長、もう1回研修にいくんじゃなくて、その永嶋課長を呼んで、職員全体で講演をする、講演を聴く場を設けるのかどうかですね、これをお願いいたします。

#### 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

本市では、債権対策につきましては、債権対策のために収納の向上ために、債権対策委員会を 設置して取り組んでいるということについては、お話したところでございます。平成20年度から 取り組みまして、その対策委員会では、かなり効果的に機能いたしまして、滞納の未収金につき まして、向上が図られていると、低減化が図れているという状況でございますので、今ほど御指摘になられました職員の意識の向上、そして資質の向上というのについても、随分と図られているんではないかなというふうに思います。

そして、今お話がありましたように、船橋市の課長さんがそのようなことを私どもに示唆していただけるということでございましたら、出動していただけるということでございましたら、前向きに検討したいと思います。

**〇2番(下平晴行君)** 前向きに検討というのは、市長、よく調べるということだけなんですよ。 そうじゃなくて、真剣に取り組むのかどうか、もう1回お願いします。

**〇市長(本田修一君)** 検討するという回答をするならば、次回までにしっかりその内容についてお知らせするということになりますので、なるべく検討という言葉は使わないようにしておりましたが、ただいまちょっと検討という発言をしまして、誠に申し訳ございません。

ただいま御指摘の点につきましては、予算の中でどのような形で対応できるかというものを探りながら、先方とも相談しながら進めてまいりたいと思います。

## 〇2番(下平晴行君) 分かりました。

ぜひ来年の予算に計上して、対応していただきたいというふうに思います。

次に、道路改良についてお伺いします。

現在、県道3号線の改良工事を取り組みをしているわけですが、質問もあったわけでありますが、やはりこの県道改良については、県の方も予算がないというようなことであるわけでありますが、県の関係者に聞いてみますと市長ですね、やはり市長が、トップが真剣にそのことの事業の取り組みをすればできないことはないというふうに伺っているわけですよ、そこ辺をお願いいたします。

### 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

私は市長になりまして、県の方の公共事業が年々切り詰められまして、市発足当初は旧町単位で1本は整備ができますよというような方向性がとられてきたのでございますが、2期目においては、新しい市の中で1本しかできませんよというような極めて厳しい状況の中で、このような整備については、お願いを重ねてきているところでございます。

しかしながら、市民の方々の要望というものは、本当に切実なものがございますので、そのことについては、きっちり伝えながら道路整備の要望を重ねてきているところでございます。

## O2番(下平晴行君) そういうことで、率先して取り組みをお願いいたしたいと思います。

次に、市道弓場ヶ尾佐野原線と県道3号線の交差点付近での改良工事でございますが、ここは市長ですね、ちょうど緩やかな下りカーブで市街線に向かって、カーブなために弓場ヶ尾佐野原線、いわゆる駒水商店の方からきた時に、左の側が左を見て、右を見て、左を見たときは、そこに車がきているんですよ。というのが、下り坂で、もうあの辺はすごい飛ばしてるわけですね、直線なもんですから。何回もひやっとした、大きな事故はないわけですけれども、そういうことが度々あると。

そして、特に高齢者の方々が、運転がやっぱり年をとるとそれなりに動作が遅くなるわけでありますので、大変危ないということも言っておられます。そうこういう観点から、県道の方にですね、約3mぐらい残地があるんですよ、左側に。駒水商店から県道3号線に向かって左側の敷地、これがどっか5、60m、長さで3mぐらいの残地があるもんですから、そのことが土地がある関係で、私もこのお願いをしているわけですが、そのことの取り組みはできないかということであります。そこをお願いいたします。

## 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

市道弓場ヶ尾佐野原線は、平成18年度より道路改良工事が始まりまして、来年度の完成を目指 して施工しております。

市道から県道へ左折する側の見通しが悪く、危険との御指摘でございますが、この原因につきましては、県道側から市道に右折する際に車両が内回りしすぎて、市道側からくる車両と接触する恐れがあるということで、その原因は県道が緩やかなカーブになっているということでありまして、その緩やかなカーブの部分に市道が取り付けられているということで、そのようなことが、接触が起きる恐れがあるというようなことであるようでございます。

また、県道から右折する際に高土手の影響で市道からくる車両等の確認がしにくいということ もあるようでございます。

来年度以降、用地の相談ができるということでございますならば、市道左側の高土手部分、あるいは今お話になった県道部分についても県とも相談しながらこの交差点の改良を図ってまいりたいと思います。

**〇2番(下平晴行君)** 私どもも地域の方の土地でありますので、そこ辺はお願いして対応したいと思います。ぜひお願いしたいと思います。

それから3点目でございます。

今の交差点付近に、よそから来た大型トラック、大型車ですね、このトラックが大型車が大性院付近までいったら狭いんですよ、また帰ってくるわけです、バックで。お願いしたいのは、この交差点付近に大型車がいわゆる入らない乗り入れ禁止、禁止とまではいきません。標識でそれがストップできないのかですね、そこをお願いしているわけであります。ここは、よく高校生の通学、単車の通学路、先ほど言いました高齢者の方々の運転、大型車がバックしていきますと、本当にそういうもし事故でも起こしたら大変な状況になるんじゃないかなということで、大変懸念しているわけであります。そういうことで、ぜひその標識の設置はできないかということでございます。

よろしくお願いいたします。

### 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

県道3号線につきましては、大性院から志布志小学校までは1車線のうえ、道路が非常に狭い ということでございます。

また、日南、串間方面から志布志の市街地へ向かう大型車につきましては、大型車両の乗り入

れ禁止標識の設置ができないかということでございますが、標識には案内、警戒、規制、指示標識の4種類がございまして、大型車両の通行止めとなりますと、規制標識になり公安委員会の設置となると思います。

しかしながら、市道弓場ヶ尾佐野原線へ大型車両の迂回の看板であれば、現在市道弓場ヶ尾佐野原線の改良工事を行っており、本年度で幅員の狭い区間は解消されますので、大型車においてはこの市道を利用し、県道南之郷志布志線へ向けて、志布志市街地へ向かうようなお願い看板を、この交差点前に設置できるよう県道の管理者へお願いはしたいと思います。

## 〇2番(下平晴行君) 分かりました。

設置の早急な取り付けをお願いしたいと思います。

市道横尾下横峯線の拡幅改良工事についてであります。

本来であれば一般質問ではなくて、地元から要望書を出して申請しなければいけないというふうに思っているわけですが、この道路については、地元の農地、田んぼ、畑あるわけですけれども、これは軽トラックで対応ができるということで、地域から集落から申請というのはちょっと無理があったということで、申請はしなかったところでありますが、その反面この道路は、企業が3社、畜産業、緑化事業、それから養豚所があるわけですが、そういうことで頻繁にトラックが往来をしております。緑化事業については、道路が狭いために大型車が入れずにこばをして、小型車で広い所まで大型トラックがくる所まで持っていって仕事をしているようで、大変なコストがかかっているというふうに思っております。

また、畜産業についても大型車が入れず、小型車で何回も飼料等の運搬を、あるいはそういう 牛の搬入、搬出をしているようであります。このことについても、大変コスト高になっていると いう状況であります。これを解決するためには、林道横峯豊後線につなげる約300mの拡幅工事が できないか。あるいはもう一つは、横峯集落の方から入ってくる道路があるわけですが、ここに ついては9人の地権者がおります。その対応よりも林道のこの道路を使った方が経費的にも安く つくんじゃないかなということで、今回お願いをしているところであります。用地については、 関係する事業所、これはもう承諾をいただいておりますので、そこら辺の取り組みをどう考えて いるのか何ってみたいと思います。

#### 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

市道横尾下横峯線につきましては、平成23年度横尾下集落内の拡幅工事をしておりまして、計画延長580mのうち、230m改良がされております。現在の区間完成までは、あと2か年必要であると考えております。この市道の路線、沿線には畜舎や企業等がありますが、一般車両の通行はほとんどないところでございます。

しかしながら、この関連企業等の車両が横尾下方向方面へも、横峯方面へも抜ける場合、どちらも集落内を通行しますが、道路が狭いため離合が非常に困難な状況であるということについては認識しているところでございます。

現在関連企業の方々は、集落内を通行しないルートを利用されておりますので、そのルートの

維持管理に努め、局部的に離合場所が確保できるような形を考えているところでございます。

○2番(下平晴行君) 市長、離合というより今の道路が狭いんですよ、おそらく3mはないんじゃないかなというふうに思うんですけどね。ですから、これは業者名というか関東緑水さんの土地なんですね、あそこ20ha、22haですかね、あるわけですけれども、その道路の部分については、用地は提供しますよとおっしゃっているわけですよ。ですから、離合じゃなくて、あの部分約300mの部分、林道森山の方に抜けたらいいんじゃないかなというふうに思ってるんですよ。だから、横峯集落からくる道路じゃなくて、林道に抜ける道が経費も安くてすぐ対応ができるんじゃないかなと。それで地権者も言いましたように一人じゃないかなというふうに思うんですよ。一人か二人、多分その一人については、もう承諾を得ているところです。そこを離合場所じゃなくてですよ、全体的な拡幅、それはどうですか。

**〇市長(本田修一君**) 現場を確認させていただきながら、そのことについては、今後担当課の 方で研究をしてまいりたいと思います。

**〇2番(下平晴行君)** だいたい通告をして現場を市長見ない、市長は見なくても課長は見ているんでしょう。私は課長にどうこうと言いたくないですから、市長に私は言っているんですから、そこはどうなんですか。

**〇建設課長(中迫哲郎君)** 横尾下横峯線ですが、企業と申しますか、畜産の方にも伺いました ら、今現在横峯の方へ抜けているということでございました。

我々もあそこの畜舎を建設する段階から集落の方を通ると、集落の沿線のですね、環境に影響するということで、なるべく集落を通らないようにというようなお願いをしてきたところでもありまして、また弓場ヶ尾佐野原線も近日来年にはですね、完了いたしますので、そちらの方にも取り付け道路も付けてありますので、そちらの方から利用するような形での道路の整備と、狭い所、特に降りた所の橋の部分とかですね、その辺は解消していくつもりでですね、今回市長の方にはそういう相談をして答弁をつくったところでございます。

今聞きました300mの区間、林道を利用して、またそれだけでですね、解決するということがあれば、今市長が答弁されたみたいにですね、現地をまた見まして、そちらの方へ抜けて効果が上がるのであればですね、そちらの方も検討していきたいというふうに考えております。

**〇2番(下平晴行君)** ぜひ市長ですね、今課長の答弁もありましたけれども、経費的には今の 林道を利用した方がいいんじゃないかなというふうに思うわけです。

それと併せて畜産の関係でのこういう事業はないのかですね、そこら辺は協議しなかったですか。

**〇畜産課長(山田勝大君)** 畜産課が担当する事業の中で、県の地域振興公社が実施します畜産 公共事業の中で、道路整備の種目があるところであります。基本的な要件としまして、当該事業 で整備された畜産施設の管理利用に必要な道路の整備ということになっております。

市道横尾下横峯線沿線で、畜産公共事業によります事業実施状況につきましては、一農場において、用排水施設整備、それと構内舗装整備を実施しておりますけれども、この整備内容につき

ましては、道路整備の要件となる畜産施設として該当しないということで、公共事業での整備は できないということでございます。

## ○2番(下平晴行君) はい、分かりました。

そういうあらゆる事業をですよ、市長、畜産の関係ではできないというようなことであるわけでありますが、緑化事業についても22haの土地を有効利用しながら、地域の雇用も含めてそれなりの税も払っていただいているわけでありますので、そこ辺も含めて、畜産にしてもそうです。畜産業にしてもそうであります。検討じゃなくて、やっぱりしっかり現場を見てどういう方向での道路を通した場合に経費が安くつくのか、そこら辺も含めてしっかりと対応をしていただきたいなというふうに思うわけですよ。告知、通告しているわけですから、そこ辺は、ただ自分たちの考えだけじゃなくて、あらゆる方策をとりながら対応していくという取り組みをぜひしてほしいというふうに思います。

市長、課長が先ほど答弁がありましたとおり、今年であの線、市道弓場ヶ尾佐野原線、これも 終わるわけですので、それが終わるからどうこうじゃなくて、それも含めて早急にその対応をす るようにお願いします。じゃあもう1回お願いいたします。

## 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

この路線に今回徳重畜産さんの農場ができまして、その建設の途上でも私何度もこの路線については通っておりましたので、課長の方からこの路線の整備について、今回の質問の答弁については、別な形でちょっと勘違いしてたということでございますので、改めて現場を見ながら、この事業の方向性を探ってまいりたいと思います。

## ○2番(下平晴行君) それじゃあ次に駐車場対策に入ります。

志布志支所は、市民の出入りが多いということで、駐車場がスペースがいっぱいになる。車が通れない、停められない、度々あると同時に1台当たりの駐車スペース、これが市長、狭いんですよね。普通の駐車場ですと、2車線あれば駐車するのにも高齢者の方、あるいは女性の方にもそういう不便を感じさせないところでありますが、こういうことの現状をどのように受けておられるのかですね。そして、改善策を考えておられるのか、伺ってみたいと思います。

### 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

志布志支所の駐車場につきましては、旧売店があった分まで92台、旧売店裏に13台の計105台が 駐車できるようになっております。

このうち、水道課等を公用車が8台、清掃員及びふるさとハローワーク職員用にそれぞれ1台の計10台を使用しまして、職員用には27台を割り当てております。その結果、68台分を来客用駐車場として利用いただいているところでございます。

志布志支所は、ハローワーク利用者も多く、多数の市民の方々が利用されているようでございます。このこともあり、多くの参加者が予想される会議等の開催については、なるべく文化会館の利用をお願いしていると。そしてまた、支所の会議室を利用される時に、多くの方が参加される会議が開催される場合は、会議により所管課の職員が駐車案内を行うなど対処をしております。

また、職員にも常日頃から指定された場所以外の駐車は行わず、文化会館下へ駐車するよう指導しております。今後も庁舎を利用される市民の皆様方に対しまして、不便をおかけしないよう取り組んでまいりたいと思います。

○2番(下平晴行君) 対策は全然されてないわけですね。105の駐車場スペースで、裏の方とか、それから売店のあそこを舗装しましたよね。あそこは職員が使ってもいいとしても、この前私が一般質問したときに、課で二人ずつ駐車スペースを取っているというようなことを市長が言われて、それでも市民のために駐車場が足りないんであれば、まだそういうスペースを空けるというようなこともお話をされた記憶をしているわけであります。これは私は、どうも公平な気がしてならないわけですね。例えば、嘱託職員、臨時職員の方々、もちろん職員の方々も含めてですけど、民間の駐車場をお金を出して借りている人、それと全くそれじゃなくて、駐車場に朝来てそのまままた夕方帰る。市長、不公平と思いません。

私は前も言いましたけれども、ある市では駐車場であるけれども、これは市民の財産であると。 職員から駐車料金を取ってる市もあるんですよ。それがいいとは言いません。ただ、市民がそう いう不便をかっているんであれば、不便であれば、やるそれなりの対応をやはり私どもが一般質 問でこんなこと言うんじゃなくて、やっぱり市民のサービス、行政は最大のサービスと言ってる わけでありますので、そこら辺は市長やはり率先して取り組むべきではないのかと思うんですが、 どうですか。

**〇市長(本田修一君)** 駐車場の利用につきましては、今申しました形で活用をさせていただいているところでございます。68台分が来客者用の駐車場として確保されているということでございまして、御質問があってから少し最近の駐車場の利用状況というものを担当の方で調べたところ、平均40台弱にならない形で駐車場が利用されているということであるようでございます。

そしてまた、一番多いと思われる税の徴収相談のとき、またその折には、その駐車場が満杯になって使えなくなるというような状況ではなかったというようなことの報告も受けているところでございます。

今お話がありました職員の駐車につきましては、それぞれ文化会館横の駐車場の利用というものにさせておりますので、そのような対応で職員については十分認識、市民の利便性を確保するというような認識のもとに対応をしているようでございます。

**〇2番(下平晴行君)** 絶えず満杯じゃないんです私が言っているのは、度々満杯、そういう会があったりですね、市長がおっしゃいましたように、会によっては文化センターでするとか、いろんな工夫はされているんですね、それなりに。しかし、満杯になった時の対応なんです。いつも満杯ということは言ってません。やはり、用があって市役所にくるわけですよね。その時に、若い人だったらいいかもしれませんけど、どっか停めて、でも年寄りとか女性の方なんかが全くないような状況で、どこに停めたらいいのか。やっぱりその状況を見るとですよ、私も何回か、何回かというより市役所にいって停められないで、入り口の所に停めたりしている時もあるんですけれども、そういう、いつもじゃないけど行ったときにその対応ができてないということに問

題があるんですよ、市長。ですから、この68台のスペース、ここにも十分ですね、市役所の支所長もいるわけでありますよね。そこら辺と連携を取って、やはり先ほど言いましたように、市民サービスということを考えると、これは一番最初の段階じゃないかなというふうに僕は思うんですよ。市役所に行くって何のために行くのかというと、やはりそれぞれの市民が市役所に行っていろんなお願いをしたり、そして自分のことも含めて、例えば他人のお願いも聞いたり、あるいはそれぞれの役をしてくる人もいるわけですよね。自分のことだけじゃない人もいっぱいいるわけですよ。ですから、そういうのがしっかりと駐車場のスペースが確保できるような体制を考えてください。

これは、次の質問とも兼ね合いがあるわけでありますが、駐車場対策と併せて文化会館、図書館の利活用を図るためにエレベーター等の、等ですよ、の設置を考えはないか、お願いします。 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

支所庁舎屋上と文化会館駐車場とを結ぶ連絡道につきましては、旧志布志町の時代にも検討されたと伺っております。

御質問のエレベーター等の設置でございますが、支所庁舎と文化会館の高度差は約45mとなっております。屋外施設となりますと、斜行エレベーターと言われるエレベーターもあるようですが、日常管理等を考えますと設置は難しいのではというふうに考えております。

なお、支所庁舎と文化会館駐車場を結ぶ通路は、階段が多く、その一部は急峻となっておりますので、津波等災害時の避難も考慮しまして、部分的に手すりの設置の準備をしているところでございます。

**〇2番(下平晴行君)** 市長はもう頭から難しいと、私ちょっと日本ケーブル株式会社、これを引っ張ってみたらですね、こういうのがあるんですよ。ちょうど見えますか。見えないですね。 ちょっと大きなのがあるかな。

45mということでありますが、こういうのも、これは50mですかね、もちろん経費的にはちょっと今調べているんですけれども、幾らか分かりません。けっこうかかるのかなというふうには思っておりますけれども、ただ文化センターや図書館の利用、それから高齢者、車に乗れない方、そういう方も含めて、そして将来はやはり災害、将来と言いますか、災害対策も含めて対応ができるんじゃないかなというふうに思っているわけです。これは、いわゆる財政的なこともありますので、それも垂水のあれはふるさと観光ホテルですか、あそこに10人乗りぐらいのが設置されております。海岸の風呂まで入るやつ、あそこが2か月、3か月ぐらい前につぶれたと、倒れたというか、破産をしております。そういうものが、いわゆる取り付けられないのかですね、そこ辺もぜひ、新しいのを付けるというだけじゃなくてですね。私もちょっと調べてみたんですけど、1か月か2か月ですね、破産して、そういう現物があるようであります。そういうものでも結構安い、安いというか経費的にはあまり上がらないじゃないかなというふうには思うわけであります。そういういわゆる市民の周辺の高齢者や、その車を持たない方々が図書館、文化センターを利活用できるという、先ほども言いましたけれども、そこも含めてですね、そういうあらゆる新

しいのを市長、付けなきゃいけないということじゃないですよ。そういうものも検討する余地が あるんですが、そこはどうですか。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

概算でございますが、今お話がありますところに、エレベーター設置ということになれば機器を含めて2億円ほど必要になるんじゃないかなというふうに出ております。ましてやエスカレーターとなりますと、10億円ぐらいになるということであるようでございますが、それともう一つ、その支所の庁舎の北側につきましては、治山事業の整備が行われてるということでございますので、保安林の解除が必要ということでございますので、このことについては、関係部署と協議しながら進めてまいらなければならないということでございますので、こちらも一緒にまた調査をさせていただければというふうに思います。

**〇2番(下平晴行君)** 市長が取り組むもの、取り組めないもの、いろいろありましたけれども、できるだけ前向きに、住民サービスを基本にですね、十分議論して対応していただきたいというふうに思います。

終わります。

〇議長(上村 環君) 以上で、下平晴行君の一般質問を終わります。

次に、7番、鶴迫京子君の一般質問を許可します。

〇7番(鶴迫京子君) こんにちは。

今年最後の質問者になりました。紅白歌合戦では師走の日、大晦日の日にトリという、どの歌 手がトリに歌うのかなというのが、最大の関心事になります。

しかしながら、議会ではそういうことではありません。通告書を提出した順ということで、決して私がそのような議員の中で、そういう関心事になっているようなことではありませんが、トリにふさわしく鶴迫です。笑いをとりましたので、即まじめにいきたいと思います。

市長の答弁次第では、短い時間で終わりますので、明確で前向きな答弁を期待いたします。 それでは、環境整備について2点ほど質問通告書に従い、一問一答式で質問してまいります。 まず1点目に、志布志町にある市営墓地、伊勢堀墓地の周辺の環境整備についてであります。

この墓地は、都市公園法の中での位置付けがされていますが、皆さんも御存じのとおり明確な 駐車場が指定されておりません。そこで、伊勢堀墓地の丘のロータリー周辺部分を整備して、駐 車場ができないかと昨年の12月議会、今年の6月議会と2回にわたり一般質問をいたしました。

市長の答弁は、丘の中央にある三角点の移動について、国土地理院に確認したところ、三角点は移動させずに高さを変えることは技術的には可能であるが、現実は同じ位置に設置復元することは不可能である。三角点を設置し直すということになれば、現在の場所から半径500m以内に三角点を再度設置し直すことができる。移設が可能かどうかは、国土地理院との判断によるということでありました。

そしてまた、今後事業の内容を定めて移動が必要となれば、国土地理院に申請をする現段階では移転して別な地に三角点を定めてもらうのが墓地の利用、そして駐車場の設置などからすると

望ましいので、その方向で進めたい。まず一部を削り取り広げ、その後三角点の移動後にそれに 合わせた形で整備していくという前向きな答弁でありました。

その答弁どおり6月議会後に、少し丘の一部を削り取り通路の一部舗装や仮設トイレが設置されました。担当課職員が即対応していただいたことには、その時深く感謝いたしました。

しかし、それ以降何か進展がないかと墓に行くたびに立ち寄りましたが、残念ながら丘の周辺は雑木が生い茂りいっこうに変わっていませんでした。最初の質問より1年が過ぎようとしているなか、つい最近何人もの市民の方から、「三角点はどうなったのか」、「駐車場はできないのか」、また、「仮設トイレは置いてあるけどいつまであのままなのか」と聞かれるようになりましたので、これは3回目の質問をして、また市長に直接問いたださないといけないということで、3回目の通告となりました。

今現在は、丘の周辺部分の雑木の伐採がされ、見晴らしもよくなり、見違えるほどに手入れが施されています。そこでまず、これまでの取り組みを含めまして進捗状況をお伺いをいたします。 〇市長(本田修一君) 鶴泊議員の御質問にお答えいたします。

昨年の12月議会、そして24年6月議会に一般質問がありまして、私どももできうる限りの対応 は重ねてきたところでございます。

管理状況につきましては、今お話がありましたように墓地の景観を維持するために、年3回の草払いをしておりまして、墓石や通行に支障のある樹木の木の伐採などを行ってきているということでございます。

伊勢堀墓地につきましては、都市公園としての位置付けがしてありますので、本来は墓地の機能だけでなく、墓地への墓参りと同時に、緑の中での散歩や休憩などの最適レクリエーションの場として利用できるとともに都市環境の改善に役立つことを目的として、設置されておりまして、その公園面積の3分の2を園地とすることにされております。

しかしながら、墓地のほとんどが墓石を建設する区画として使用されておりますので、今後整備を進めていくとなると、墓地中央にありますロータリー部分と、その周辺を重点的に整備してまいらなきゃならないなというふうに考えるところでございます。

先ほど申しましたように、本年度の予算でロータリー部分の丘を一部削りまして、車の駐車スペースを拡充をしたところであります。そしてまた、ロータリー部分から墓地内へのトイレへ通ずる道路をコンクリートで舗装しまして、利用者の皆さん方の安全や利便性を図ったところであります。

そしてまた、墓地にトイレが足りないということでございますので、簡易トイレをとりあえず 設置いたしまして、皆さん方の利便性を図っているところでございます。

25年度におきましては、ロータリー部分の残りの丘も削りまして、そのほとんどを駐車スペースとして使用したいと考えております。ロータリー部分の中央にあります国土地理院の三角点が移転された後、その形状にあった駐車場の整備をしたいということでございまして、現在国土地理院に三角点の移転につきまして、所管課を通じて申請手続きを行おうというふうにしていると

ころでございます。

移転をするためには、その必要とする理由、代替地の立地条件、申請に必要な書類、移転のための費用ということの調査研究を行っているところでございますので、しばらくお待ちいただければというふうに思います。

そして、トイレにつきましては、現在設置しておりますくみ取り式のトイレを洋式の簡易トイレに改修してまいりたいというふうに考えておりますので、こちらの方も併せて待っていただければというふうに思います。

**〇7番**(鶴迫京子君) ただいまの市長答弁で、よく理解いたしましたが、国会では嘘つき答弁というのがよく言われます。市長が12月議会、6月議会と答弁されたことが嘘つきではなかったということの答弁になったかと思いますので、今度のこの伊勢堀墓地のことに関して3回目という通告は、大変市民の関心事であるということであります。私一人の関心事ではないということを併せてお分かりかと思いますので、そういう嘘つき答弁のない市長になられた証明が今日だったのではないかと思いますので、早速よく理解いたしましたので、市民の方々に内容をしっかりと報告したいと思います。

そして、国土地理院との協議は時間がかかろうかと思いますので、あともって見守っていきたいと思いますが、そこでもう1点だけ、平成25年度の予算計上ということになるということを理解してよろしいんでしょうか。

**〇市長(本田修一君)** 市民の皆様方には、要望を寄せられている皆様方には、ぜひ嘘つきの市長じゃないというふうにお伝えいただければというふうに思います。

質問のあるたびに、できる範囲内で対応してきたということでございますので、よろしくお願いいたします。

私どもとしましても、まだまだその整備については不十分ということを理解しておりますので、 25年度において、そのことについては取り組むような予算措置はしてまいりたいと思います。

**〇7番(鶴迫京子君)** はい、市長をはじめ今度の件にいたしまして、本当に財務課の方の判断 もあろうかと思いますので、予算の少ない範囲の中で真摯に取り込まれたことは、一方では認め ております。そのようなことなので、嘘つき市長ではないということでこの件に関しては報告いたしたいと思います。

それで、もう少し違う観点からお聞きしたいと思いますが、これは追究はいたしませんが、市 長の認識を少し伺ってみたいなと思います。

昨年の12月議会で、都市公園条例の5条の7号、行為の禁止の項に「指定された場所以外の場所に車両等を乗り入れ、又は留め置くことを禁止する」となっているが、「指定された場所がありますか」と私が質問しましたところ、市長は「特段駐車場というような指定をしていないので、道路付近の片側に停めてもらっている」という答弁でありました。

指定をしていないということは、市営墓地ですので、どこにでも停めていいということになります。そういう中で、隣接するお寺の駐車場を利用せざるを得ない市民の方もいらっしゃるのも

事実です。そういう利用者がいる現状を市長は認識されていますか。

伊勢堀墓地やお寺の納骨堂を利用している方で、よく見かけるのですが、もちろんほとんどは 関係者の方だと思います。しかし、駐車場のみならず、お寺の中のトイレですね、トイレもよく 御存じないんだと思いますね、当たり前のように皆さん利用されている事実もあります。このことは、トイレがあの広い面積の中に墓地の中にトイレが1か所しかなくて、今度仮設トイレも設置されましたが、ちょっと遠いですので、東側の墓地の方たちにとってはですね、それですので、そういうことになろうかと思いますが、双方がお寺ですので善意の施設でありますね。そういうことで成り立っているのだと思いますが、このことは市としては大変感謝すべきことではないのでしょうか。お寺ではなく、駐車場とかトイレがですね、ほかの民間の建物や営業施設だとしたら、このような利用の仕方が果たしてできるのでしょうか。区切られてロープを張られたりとか、駐車できないのではないですかね、トイレもそんなに勝手には利用できないのではないかなと思った節がありましたので、このことをどのように市長が受けとめられているのか、また今までに何かそういうことに対して言葉なり、感謝の意を表されたことがあるのでしょうか。市長のこのことに関する現状認識と見解をお伺いして、次の質問に入りたいと思います。

#### 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

市として駐車場の整備がきちんとできてないということで、先程来整備に取り組みますという お話をさせていただいてるところでございます。

現況といたしましては、今お話になられました専念寺の方に駐車される方もたくさんおられる んじゃないかなというふうに思っております。私ども直接的に専念寺さんの方に御礼を申し上げ ているところではないわけでございますが、今お話がありましたので、改めてそのことについて は御礼を申し上げたいというふうに思うところでございます。

このことを申すとなんでしょうが、専念寺さんの御檀家の方も多分おられるんじゃないかなというふうに思います。そうでない方も利用される方もおられるんじゃないかなと、ましてや、そういう御檀家でない方が利用されるということについて、専念寺さんの方で御不快という気持ちを持たれるのかなというふうに思うと、職業柄というとおかしいでしょうが、広いお心をお持ちのお方ですので、決してそんなことはないんじゃないかなというふうには思うところでございます。

しかしながら、そのような形で利便性を図っていただいているということについては、感謝を 申し上げにまいりたいと思います。

# ○7番(鶴迫京子君) それでは、環境整備について2点目の質問に移ります。

志布志の市街地中心部にあった大型店タイヨーが閉店しました。また、年明けには生協とダイソーがアピアから退店し、もっと西側よりのはまさき耳鼻科の近くに移転します。大店法の改正により規制緩和が進み、商店街がシャッター通りになって久しいなか、本市も志布志の町区の中心部が西へ西へと傾向し、東地区、志布志市の地域コミュニティや地域活性化が後退していく状況になりました。ケーズデンキ、セブンイレブン3か所、すき屋など、企業戦略にのっとり、次々

にオープンし、近いうちにはファミリーマートもオープン予定で、ナフコは建設工事中であります。

見渡せば人口3万5,000人弱の本市に短期間でこれほどまでに集中し、乱立してきている状況は 便利さを通り越して、大量消費社会の大きな津波の襲来を思い、異常な怖さを感じるのは私だけ ではないと思います。

子供たちへの食育、健康、地産地消、教育、風土、風習、生活習慣、しきたりなどもろもろの影響ですね、それにより結(ゆい)の精神とか、家族の絆(きずな)など影響は計り知れないものがあると考えられます。気付かないうちに心身ともに長期的に複合的に人格形成までも汚染されていくのではと懸念しています。

便利さを手に入れることにより失うものの方が大量にあるということに気付く必要があるので はないかと私個人は考えております。

そこで、市内全地域内にいらっしゃる買い物弱者と呼ばれる運転免許を持たない高齢者など、 そのような市民にとって、本市の現状はどういう状況であると思われますか。

また、市長のそのことに対する現状認識と、そして、そのことに対してどのように対応してい くのかをお伺いいたします。

# 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

現在、全国的に少子高齢化や過疎化等の進行に伴いまして、生活インフラの弱体化から高齢者を含め、移動手段がなく買い物や通院等に支障を来している方々が増えているというふうに認識しているところでございます。

現在市では、交通手段のない高齢者の方々、70歳以上の方々を対象に福祉タクシーを運行し、 買い物も含めた日常生活に必要な移動手段として利用していただいている現状であります。

しかしながら、対象者や運行ルートが限られた事業で旧町間の乗り入れができないことなどから、利用者の満足は必ずしも得られない状況でございます。

特に、最近の社会経済情勢の変動から大型店やコンビニ店の出店が増えまして、地域商店の衰退や病院の廃業が進むなど、日常生活に影響が出ております。

市といたしましては、10月上旬に関係4課、企画政策課、福祉課、保健課、港湾商工課による 買い物や交通手段など生活支援に関する協議をはじめたところでございます。今後は、買い物弱 者等の実態及びニーズ調査、それらに対する民間企業等の動向を把握するとともに、先進地の事 例などを調査しまして、市としての対応を協議してまいりたいと考えております。

**〇7番(鶴迫京子君)** 23年度の決算委員会の中でも、いろいろ質疑があったところでありますが、その中で市長の答弁にありましたとおり、3課によって協議をしたということで、難民会議というんですかね、会議をしたということでありますが、到底その会議の中で結論が出たとは思えませんので、まず何回行われて、そして、どういう方向性でいこうというところまでいったのか、いったって今報告がありましたね。ニーズ調査とか実態調査をして、そしてまた、企業間の動向を見ながらやっていきたいということでありましたので、そのニーズ調査なり、実態調査は

どのような方法でなされていくということまで話し合われたのかどうか、そこをちょっとお聞き します。

#### ○企画政策課長(武石裕二君) お答えいたします。

この買い物弱者対策につきましては、調整会議等を開催いたしまして企画、それから福祉、港湾商工課、それから保健課等集まっていただきまして、現状等についていろいろ協議をしたところでございました。その中で、先ほど申されたとおり、なかなか会議の中では方向性がまだ見えないところでございますが、やはりニーズ調査ということで、やはり買い物弱者と言われる方の実態、それからニーズ調査をしようということで、福祉課の方で先週約1週間かけてその調査をしていただいております。その取りまとめ分析等については、今行っておりますので、まだその取りまとめができていないという状況です。

それから、港湾商工課の方におきましては、やはり近いところにスーパー、地元のスーパー、 あるいは店等があるとすれば、そこを利用、活用をしていただくという手法もその一つではない かということでございます。

それから、バス等につきましては、今、谷口海産からカトリック幼稚園の前、志布志高校の前にバスが通っておりますが、これが往復大体1時間おきに出ておりますので、このバスの利用というのも一方では考えられるんではないかということで、福祉タクシーとバスの連携とかというのも調整ができないかということも今検討の中で、検討している状況でございます。

まず実態等をよく把握をし、それから先進的な事例等もございますので、それを随時協議をしていくということで、合同の会というのは一、二回ですけど、それぞれの担当課の方には、その都度その都度協議を行っているという状況でございます。

#### ○7番(鶴迫京子君) はい、よく今の状況が理解いたしました。

決算委員会での答弁に担当課の答弁にありましたが、大体今協議中であるということで、別立てて全市を回るバスのことですね、バスのことで全市を回るものと、本庁、松山支所、志布志支所をつなぐ路線、1日何本かということ。そして、支所を中心に中継点にしてつなぐという路線とか、そういうこともいろいろ協議されているみたいですので、そこは先進事例を研究、それは実態調査がまず先ですね、1番目に。

そしてまた、そういう本市の現状を捉えて、把握した上で先進事例も参考にしながら、そして、本市独自のやり方で方向性を探すということになると思いますが、その中でいろんな先進事例があるわけですね、テレビを見てたらあったんですが、三重県の玉城町という所で、65歳以上の3,500人を対象にやっていらっしゃいます。今それはスマートフォンを利用してやっているということでありまして、その流れも、最初平成8年からいろんなそういうバスというか、そういうのが困って、平成8年は普通の民間の路線バスが結局廃止になるということから始まって、平成20年ですので12年かかってますが、平成20年にまちづくり戦略会議というのを置きまして、そこでいろいろ会議をしてもんで、それがまた今度このような形に最終的にはなったということでありますが、まず町がその先ほどの3,500人、65歳以上の人にスマートフォンを配る。もう今は若者はみん

なスマートフォンを手にしていますが、あのスマートフォンをその方々に配って、そしてまた、それを予約用にボタンを押すと地図ですね、地図の図面が現れます。そして、それを画面に従ってボタンを押す、そしてパネルタッチで予約、こうタッチしてですね、すごく簡単になってるわけですね。それをこの高齢者の方々に指導をして教え込み、そして今度はタッチパネルで予約されたものが、コンピューターを使ってバス運行管理システムというので、これはコンピューターですね、あまり人が要らないですね。コンピューターで、そのパネルタッチで予約されたものがルート選定されて、そして、それから今度はそこから管理している方が運転手の方に社内の端末で送信して、そして、それに従って路線を変えるわけですね。今は大体こう行ってたら、向こうでこの予約が即時、向こうからあった場合は一番短いルートをこのコンピューターが選定するんですね、そういうのをやりました。

そして、予約した時間にぴったりとバスがくるということで、テレビでしたので大変驚きました。やはりコンピューターだから、そういうところまでできるのだなということで、びっくりしました。そして、その結果どうなったかといいますと、そういう家に引きこもっていた買い物難民とか、外出困難者の方々の外出が増えて、そして、今度は大変生活が便利になるだけではなくて、そういう外出して仲間が高齢者の方たちと会えるわけですね、だから話がはずんで、そしてそこが社交の場になって、そしてまた、町にある健康教室が3倍に増えたそうであります。

そうなっていくと、やはりいつも市長がおっしゃってる健康づくり日本一、医療費削減、国保会計の軽量化といいますか、そういうところにもろもろつながっていきますし、大変すばらしいことだなというのをテレビを見ながら思いました。こういうところの先進事例もあります。近いところでは、なにが今ちょうど今始まったばかりですのであれですが、串間市は「よかバス」というのを走らせてますね、市長御存じですか。こういうバスを見たことはないですか。串間を走ってます。もう一日中走ってますね。これは宮崎交通株式会社、タクシーですね、タクシーの会社と串間市の総合政策課というところと行政とか民間と一緒になって、こういう路線をいっぱいつくってですね、これはすごいなと思うんですけど、もうすごいです。何分おきかに出てるんですね。そういうのをしてます。

串間市にいきましたらびっくりしました。私も「よかバス」は知ってたんですけど、どういう 仕組みでどうというのは知らなかったのでいきましたら、役所内に総合政策課というのがありま して、そこでこのバスのことをしっかり担当しているんですね。バスのことなら何でも聞いてく ださいということでありました。こういうことをほんの身近ですが、集落往復線で200円運賃、市 街地循環線100円、ヒューフリーパス券400円、小学生半額、未就学児無料となってますね。

そして、路線図が市街地循環線ルート図、市民病院、市役所、串間駅、こうありますね。このようにすごく細やかにできてます。このダイヤを見たときでさえびっくりしますが、こういうことが行政と民間のタクシー会社でよくできたなと、びっくりしているところですが、このつい隣りですので、こういうこともやっておりますね、先進事例と私は思うんですが、そういうところもありますし、そして、大分前に一般質問もいたしましたが、免許返納者に何か特典はないのか

ということで、市長に一般質問した経緯がありますが、その時市長は、「警察ともいろいろ協議したりしながら検討します」ということでありましたが、そういうことで免許返納者にタクシー券をやっている県内の市があるんですね、3万円でしたかね、3万5,000円でしたかね。返納者に年間のタクシー利用料として、3万円か3万5,000円のタクシー券をやっているということでありますので、それはまた1回の乗車、タクシーで500円としても、3万5,000円といったら返納したときに1年分はありますよね、そういうようなところありますし、先進事例としてはいろんなやり方をやっていますが、そういう買い物弱者ということで、市長は免許返納者に対しても、検討するということでありましたが、検討しますということは行政用語で「しない」ということだよということも聞いてますが、何か全然返納者に対して特典がないように思いますが、そのことも関連してちょっとお伺いいたします。

○総務課長(溝口 猛君) 高齢者の免許返納者に対するそういうタクシー券等の配布はできないかということにつきましては、交通事故の対策の一環としまして、総務課の方で現段階では協議をしているところでございます。それが来年度の予算化になるかどうかについてはですね、今後担当課あるいは市長との協議の中で進めていきたいというふうに思っております。

○議長(上村 環君) 市長、補足あります。いいですか。

**〇7番(鶴迫京子君)** 市長、先進事例のいろんなテレビで聞いた話とか、串間のこととか、そういう事例をもろもろ今申したところでありますが、そのことに関して本市の考え方として、今からやっていくということでもありますが、今までにもやられたわけですよね。その計画が最初は本庁とモデルで2路線つくって、有明支所、そういう路線をつくろうというようなことも計画されてたが、それがちょっと廃止になったのか、また方向性が変わったのか分かりませんが、協議はずっとしてこられていると思います、本市も。ですが、そこがずっと目に見えてこないものですので、質疑しているわけです、質問しているわけですが、そういう先進事例を踏まえて、どのように思われますか。市長の認識、見解を明確にお答えください。

## 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

串間市の事例につきましては、担当の方で勉強して、この本市についても取り組みができないかということについては協議をしているということでございます。

三重県の例につきましては、今初めてお伺いしまして、すばらしい先進地だなというふうに思ったところでございます。少しというか、よく勉強してみたいというふうに思います。

それから、今日のお昼なんですが、ちょうどお昼時間にNHKの方でテレビで紹介されまして、ファミリーマートがですね、鹿児島市で宅配サービスを今回開始したということで、鹿児島から東京都内、神戸へと拡大しまして、3年後に全国3,000店舗で宅配サービスをするということが紹介があったところでございます。この事業で年間1,000億円を目指すということでございますので、ファミリーマートさんがされるとなれば、ほかのコンビニさんも取り組まれるところがあるのかなというふうに思いますので、早い段階でこういったものがファミリーマートを軸として、あるいはコンビニを軸として展開が始まっていくということでございますので、そういったものも十

分に見つめさせていただきながら、本市でのこの買い物困難者に対する取り組みというものを考えてまいりたいというふうに、今日本当にそういうふうに思ったところでございます。

**〇7番(鶴迫京子君)** はい、市長は今テレビを見て、ファミリーマートがそういう宅配をする。 そうですね、コンビニも競って企業戦略でありますね、そういう出前というか宅配をするという ことは、申し込みももうすぐ志布志市内も受け付けをしたという散らしも出たと思います。です ので、そういうことは、一方ではそういうことがあると思います。

しかしながら、そうなりますと、そのことはそのことで、その利用できる人というのも大半じゃないかと思いますが、そういう今度は宅配とかそういうのも利用できない、苦手なというか、苦手な方もそこからこぼれる、隙間ですかね、も出てくると思います。そういうことに対して、大変難しい高齢者の方もいらっしゃると思いますし、そして今度は、そうなった場合、大きな会社のそういうのがあるからいいではないかという視点ではなくて、今度はそういう先ほど担当課から答弁がありましたね。近くのスーパーとか店、そういうところも利用するということも頭に入れているという、そこもやはり市としてはやはり市民ですので、そういう大きな大手というのは市外の業者でありますので、そういう商工会員に入っている店の方も入ってないお店も、そういうまず小さな店舗と言いますか、そういう方々たちにも何かそこに少しでも何か働き掛けて、そこにも働き掛けてどうにかそういう買い物弱者、難民を救うという手だても方法の中に視点を忘れないでほしいと思いますね。そうなりましと、先ほど質問している意味が少しずれてきますので、そこの辺りをよろしくお願いしたいと思いますが、もう一遍お願いします。

**〇市長(本田修一君)** 大手のスーパーないしはコンビニというのは、いわゆる採算性を重視して、その地に進出して事業展開していくわけでございますので、採算性が取られないとすぐ撤退というふうになるところでございます。そういうところで、今お話があったように地域に残っている商店、お店というものは本当に地域の方々が大事にしていただきたいなというふうに思いますので、その辺につきましては、商工会とも対応しながら、そのことについての対策を検討してまいりたいというふうには思うところでございます。

そしてまた、従来から問題となっております、いわゆる中山間部におきまして、何年も何十年もいわゆる商店がない地域はあるわけでございますので、そういった地域の方々はたぶん今までじゃあどうされていたのかなというふうに考えた時に、いわゆる交通弱者の方々におかれては、近隣の方々が何らかの形でお互いに助け合いの精神を出し合いながら、その方々を見守っていただいているんじゃないかなというふうに思うところでございます。そういったのが更に深められるような地域づくりというのが必要と、そしてまた一方いわゆるセーフティーネットもITを活用した形のものも研究していかなきゃならないということにつきましては、昨年7月、本市におきまして、情報通信基盤整備事業が完了いたしましたので、そのことについても検討は重ねてきているところでございます。

○7番(鶴迫京子君) 市長がよく認識されていますので、いい方向性にいくとは思いますが、一つの例といたしまして、タイヨーが閉店しまして、困っているのはタイヨー周辺の方々ではな

くて、タイヨーの利用者というのは、やはり車の免許を持たないということで遠くは、志布志小 学校区の付近ですね、西谷、あちらの方からタイヨーを利用している方もいらっしゃるんですね。 ということは、相当な距離ですが平たんなんですね、全然坂道がないということで、高齢者の方 は押し車というのがあるんですね、自分一人ではもう何メートルも歩けないですが、あの買い物 カーと言いますか、あれがあると自分の身体を支えて、すごく楽にいけるんだそうです、いけま す。私も疑似体験、ボランティアサロンの養成講座を受けましたので、目を隠して体重、重いの をかかってですね、こうしていきました。本当に足元が見えなくなるんですが、やはりそこに何 かあったらいけますね。そういう疑似体験をいたしましたので、よく分かるんですが、西谷の辺 りからずっとあれを押して、タイヨーまでいくのが楽しみだっておっしゃってたんですね。高齢 者は買い物が楽しみなんですね、楽しみだということで、健康にもいいって、自分も押しながら 歩くのでいいということです。でもタイヨーがなくなったがために、もうどうしようかというこ とで、結局エプロンロードに近いから行けばと言ったら、エプロンロードにいくには西谷、中学 校のあの坂を上っていかないといけないと、もう到底そういうことはできないということで、や っぱりそうなると、歩いてときにはいきますが、それもかなわないので、タクシーに乗るという ことで、タクシーを月に何回か利用するということでありました。ほとんどそういう方だと思い ます。

そして、買い物だけではないんですね、そうなったら、銀行にいくとか役所にいく。それはタイヨーがあるないに関わらずタクシーを利用されるんですが。

市長、タイヨーがなくなったために、今度はあの周辺の方でもですが、タクシーを使ってニシムタ、サンキューとか遠い所までいく買い物の方たちが、月どれぐらい出費が増えたと思いますか、タクシー代とかそういうので。

**〇市長(本田修一君)** 私自身そのような話を直接聞いておりませんので、どれくらいかかったのかということについては、把握してないところでございます。

しかし、今のお話を聞きまして、今こそですね、タイヨーまで歩いていかれた方でしたら、途中に、金剛寺近くにU商店がございますので、そちらをですね、ぜひ御利用いただければというふうに思うところでございます。

どうぞよろしくお願いします。

**〇7番(鶴迫京子君)** そうですね、大きな店舗、アピアは利用していただきたいですし、大きな店舗も利用して、共存共栄していかないといけないと思いますが、やはりそういう昔からある従来からある商店、そういうのをすごく大事にして、皆さん利用してほしいなと本当に思うわけであります。

ですので、そのようにニーズはすごく広まったと思います。私ごとですが、げんき市のスタッフもしています。市長は、「げんき市」御存じですか。

〇市長(本田修一君) 十分承知しております。

**〇7番(鶴迫京子君)** 承知していらっしゃるわりには1回来店されましたか。考えなくてもさ

れました。されました。

〇市長(本田修一君) 何回か訪れました。

**〇7番(鶴迫京子君)** そうやって見渡すと、小さな店ですが、何らかの形で自助努力されて、 志布志市内にも志布志町だけに限らず、有明、松山あると思いますので、ぜひそういうところを 足元を見つめて利用していただきたいなということも思います。

そういうことで、まずよく自助・共助・公助とよく言われるんですが、この買い物弱者とか、そういう高齢者は、自助というのが思いのままにならなくなったのが高齢者というふうになっていくのではないかと思いますので、その自助努力でできない部分を、やはり行政というかですね、そういうことに対して港湾商工課、企画政策課、福祉課交えてですね、全課が取り組んで、そこにやはり一番大事なのは福祉対策も盛り込んでいかないといけない。それらのノウハウをいろいろ交えながら、最大限に本市として生かせるような対策というのをですね、方向性を見いだしてほしいなという思いがありますので、ぜひそれを市長もそういう弱者ですね、弱者にとって、その思いに寄り添って、市長の立場で、そしてまた行政の立場で公助をしっかりとしていただいて、市政を運営していっていただきたいなと思いますので、ぜひこのことは明日明後日に結論が出ることではありませんので、ずっと見守り続けていきたいと思いますので、ぜひ頑張ってほしいと思います。

そして、そういう方たちがたくさんこの地域には困っていらっしゃる声を聞いてですね、先ほどの件でタクシー代なんかも月平均最低5,000円は増えた出費だということでありますので、年金も100円、200円減る中で、そういう出費が増えて大変困っていらっしゃいますので、民間業者のタクシー会社は、それは違う意味でいいのかも分かりませんが、共存共栄できるような仕組みをつくっていっていただきたいなと思いますので、私たち議員もちゃんとしっかりして、公助の責務を果たしていきますので、要請しておきます。

市長のこのことに関する姿勢ですね、政治姿勢を最後に示してほしいと思います。

**〇市長(本田修一君)** いわゆるセーフティーネットをいかに構築するかということについては、 行政の最大課題でございます。

その内容につきましては、様々なタイプがございますので、それぞれについて、その専門の部署を集めながら、また業界の方、関係者の方を集めながら、このことについては対応を真摯にやっているつもりでございますので、今回の買い物弱者につきましても、担当が中心が企画政策課の方でございますので、更にこのことを深めて早い段階で安心できるような体制を構築してまいりたいと思います。

[鶴迫京子君「終わります」と呼ぶ]

—()—

○議長(上村 環君) 以上で、鶴迫京子君の一般質問を終わります。

O議長(上村 環君) 以上で、本日の日程は終了しました。 明日から20日までは休会とします。 21日は、午前10時から本会議を開きます。 本日はこれで散会します。 御苦労さまでした。

午後2時25分 散会

# 平成24年第4回志布志市議会定例会(第5号)

期 日:平成24年12月21日(金曜日)午前10時00分

場 所:志布志市議会議事堂

# 議事日程

会議録署名詞	議員の指名
報告	
議案第66号	志布志市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防
	サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の制定について
議案第67号	志布志市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関す
	る基準を定める条例の制定について
議案第68号	志布志市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運
	営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効
	果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
議案第69号	志布志市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
議案第70号	志布志市営住宅等の整備基準を定める条例の制定について
議案第71号	志布志市道の構造の技術的基準を定める条例の制定について
議案第72号	志布志市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について
議案第73号	志布志市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める
	条例の制定について
議案第74号	志布志市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
議案第75号	志布志市都市下水路条例の一部を改正する条例の制定について
議案第76号	志布志市移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する
	基準を定める条例の制定について
議案第77号	志布志市水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について
議案第78号	志布志市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関す
	る条例の制定について
議案第79号	志布志市蓬の郷(ふれあい交流センター)の指定管理者の指定につい
	て
議案第80号	志布志市蓬の郷(ふれあい交流センター以外の施設)の指定管理者の
	指定について
議案第81号	ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について
議案第82号	志布志市市民センターの指定管理者の指定について
議案第83号	志布志市老人福祉センターの指定管理者の指定について
議案第84号	志布志市老人憩の家の指定管理者の指定について
議案第85号	志布志市健康ふれあいプラザの指定管理者の指定について
	報議 議議 議

- 日程第23 議案第86号 志布志市農業管理センター及び新規就農者研修施設の指定管理者の指 定について
- 日程第24 議案第87号 有明開田の里公園の指定管理者の指定について
- 日程第25 議案第88号 有明農業歴史資料館の指定管理者の指定について
- 日程第26 議案第89号 コミュニティセンター志布志市文化会館の指定管理者の指定について
- 日程第27 議案第90号 志布志市やっちくふれあいセンターの指定管理者の指定について
- 日程第28 議案第91号 城山総合公園の運動施設の指定管理者の指定について
- 日程第29 議案第92号 志布志運動公園の運動施設の指定管理者の指定について
- 日程第30 議案第93号 志布志市有明体育施設の指定管理者の指定について
- 日程第31 議案第96号 訴えの提起について
- 日程第32 議案第97号 平成24年度志布志市一般会計補正予算(第5号)
- 日程第33 議案第98号 平成24年度志布志市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第34 発議第7号 志布志市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第35 議員派遣の決定
- 日程第36 閉会中の継続審査申し出について (総務常任委員長)
- 日程第37 閉会中の継続調査申し出について

(総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長)

#### 出席議員氏名(22名)

1番 平 野 栄 作

3番 西江園 明

大二郎 5番 玉 垣

7番 鶴 迫 京子

了 9番 毛 野

11番 本 田 孝 志

13番 小 野 広 嗣

15番 金 子 光博

賢 二 17番 岩 根

19番 小 園 義行

文 2 1 番 鬼 塚 弘

2番 下 平 晴 行

4番 丸 Ш

6番 坂 元 修一郎

後 昇 一 8番 藤

10番 <u>V</u> 平 利 男

静幸 12番 立 Ш

耕二 14番 長 畄

16番 林 勇 作

宏 二 18番 東 20番 環 上 村

野 24番 村公

# 欠席議員氏名(2名)

22番 丸 﨑 幹 男

23番 福 重 彰 史

# 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 教 育 長 坪 田 勝 秀

情報管理課長 又 木 勝 義 財務課長 野 村 不二生

市民環境課長 竹之内 宏 史

福祉課長 福岡 勇 市 農政課長 上原 登

畜産課長 山 田 勝 大

溝口 松山支所長 敏 久 水道課長 木佐貫 一 也

農業委員会事務局長 福岡保 孝

学校教育課長 金 久 三 男 副市 長

総務課長

企画政策課長

港湾商工課長 税務課長

保健課長

耕地林務水産課長

建設課長

志布志支所長

会計管理者 教育総務課長 中

津 曲 兼 降

生涯学習課長 樺 弘 昭 Щ

清 藤

溝

萩 本

若

井

中

外

小 辻

松

手

迫

山

﨑

武 石 裕

修

猛

海

郎

昌一郎

光正

佐喜雄

文 弘

哲

秀 博

\_\_

# 議会事務局職員出席者

事務局長

調査管理係長

今 井 善 文

睦

村 山

次長兼議事係長 事 係

仮 重 良 一

議

水 浩 紀 桑

#### 午前10時00分 開議

○議長(上村 環君) これから本日の会議を開きます。

\_\_\_\_

## 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(上村 環君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

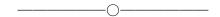
会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、東 宏二君と鬼塚弘文君を指名いたします。

\_\_\_\_

#### 日程第2 報告

〇議長(上村 環君) 日程第2、報告を申し上げます。

総務常任委員長、文教厚生常任委員長及び産業建設常任委員長から報告書が提出されましたので配付いたしました。参考にしていただきたいと思います。



# 日程第3 議案第66号 志布志市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防 サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の制定について

〇議長(上村 環君) 日程第3、議案第66号、志布志市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長(本田孝志君) 皆さんおはようございます。

ただいま議題となりました議案第66号、志布志市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域 密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の制定について、文教厚生常任 委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月13日、委員6名出席の下、執行部から保健課長ほか担当職員の出席を求め、 審査を行いました。

執行部の説明によりますと、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する 法律の施行に伴い、厚生労働省令により規定されていた指定地域密着型サービス事業者及び指定 地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準について条例で定めるものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りましたが、質疑はなく質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第66号、志布志市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の制定については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

**〇議長(上村 環君)** これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上村 環君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第66号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告の とおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(上村 環君)** 異議なしと認めます。したがって、議案第66号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

# 日程第4 議案第67号 志布志市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

-0---

〇議長(上村 環君) 日程第4、議案第67号、志布志市指定地域密着型サービスの事業の人員、 設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

**○文教厚生常任委員長(本田孝志君)** ただいま議題となりました、議案第67号、志布志市指定 地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、文 教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、12月13日、委員6名出席の下、執行部から保健課長ほか担当職員の出席を求め、 審査を行いました。

執行部の説明によりますと、今まで省令で定められていた国の基準を参考に条例で定めることとなり、市の方向性は「従うべき基準」、「標準」は国の基準のとおりであるが、「参酌すべき基準」のうち、記録整備の保存期間と指定地域密着型介護老人福祉施設の居室定員については、修正を加えた。記録整備の保存年限を省令の2年間を5年間とした。なお、県条例でも保存年限を5年間と規定するところであり、これに準じたものである。

設備に関する基準では、居室の定員数を省令では一つの居室の定員は二人だが、市の条例案では低所得者用として多床室を確保する必要もあるとして4人以下とした。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、志布志市の基準は、今までの省令どおりで国の参酌基準を条例化と したと理解するが、記録整備の保存年限を2年から5年にした理由は何かとただしたところ、介 護保険に係る保険給付を受ける権利の消滅期限が2年であり、過誤請求が発生した場合などを考 慮し、過去の実態を書類で行う必要があること、サービス提供事業者への介護報酬の過払いに対する保険者の請求返還に対する請求期間も5年となっているためであるとの答弁でありました。 条例の第152条の居室定員を「2人を4人以下」としたが、1人当たりの床面積の10.65㎡は省令どおりかとただしたところ、1人当たりの床面積については変えていない。入居者数に乗じた面積が必要となるところであるとの答弁でありました。

条例化することで、今までサービスを受けたいということが、狭められることはないかとただ したところ、省令を条例にしたところであり、サービスの種類が変わるとか、利用の形態が変わ ることはないとの答弁でありました。

国の一括法による地方の自主性による条例制定が拡大したことによるメリットと制定する際に特に配慮した点は何かとただしたところ、居室の多床化で4人以下としたことなど変更も含め十分検討している。ただ、この地域密着型サービスは、現在市で実施指導、運営推進会議の参加を行っており、この条例を制定したことで事務等や指定への関与が変わってくることはないとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第67号、志布志市 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長(上村 環君) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第67号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告の とおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(上村 環君)** 異議なしと認めます。したがって、議案第67号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

日程第5 議案第68号 志布志市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の 方法に関する基準を定める条例の制定について 〇議長(上村 環君) 日程第5、議案第68号、志布志市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長(本田孝志君) ただいま議題となりました議案第68号、志布志市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、12月13日、委員6名出席の下、執行部から保健課長ほか担当職員の出席を求め、 審査を行いました。

執行部の説明によりますと、省令に定める基準どおり規定したが、表現で市条例になじまない ものは、一部修正を加えた。

第2章から第4章まで、各章の第3節若しくは第4節に「運営に関する基準」を設け、「記録の整備」について省令で保存年限の2年間を過去の実態確認が必要な点を考慮して、5年間としたところである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、従業員の人員の設置が定めてあるが、それぞれの施設で確保されているのか。また、相談員は資格が必要かとただしたところ、規定のサービスについて、従業者の資格が既定されている。介護保険法上は、管理者と計画作成担当者は厳格に資格を要件をうたっているが、機能訓練員とか他の職種については厳格にうたってないが、資格要件を満たした場合、別途加算する報酬体系となっている。また、生活相談員は、資格は必要ないが、福祉施設の経験が必要であるとの答弁でありました。

地域密着型サービスの待機者は何名かとただしたところ、本年6月末で88名の待機者がいる。 現状のサービス内容では足りない状況であるとの答弁でありました。

事業者の管理者関係で第6条第2項で「市長が定める研修」とあるが定めているのかとただしたところ、市で実施している介護予防の研修など年に数回研修を実施している。今後、他の市町村の状況も入手しながら研修計画を定めていくとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第68号、志布志市 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サ ービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定については、 全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

**〇議長(上村 環君)** これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上村 環君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第68号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管 委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(上村 環君)** 異議なしと認めます。したがって、議案第68号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

## \_\_\_\_\_

日程第6 議案第69号 志布志市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

〇議長(上村 環君) 日程第6、議案第69号、志布志市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

**○産業建設常任委員長(金子光博君)** ただいま議題となっています議案第69号、志布志市営住 宅条例の一部を改正する条例の制定についての審査の概要と結果を御報告申し上げます。

当委員会は、12月13日、委員6名出席の下、執行部から建設課長ほか担当職員の出席を求め、 審査を行いました。

補足説明として、入居収入基準を本来階層で15万8,000円、障害者、高齢者、子育て世帯等、特に居住の安定を図る必要があるものを裁量階層として21万4,000円としているが、いずれも現行の基準と同じで、公営住宅法施行令で定める基準を参酌している。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回の条例改正により、特に重要視するところがあるかとただした ところ、ほとんど変わっていない。政令に定めてある金額を条例に移し替えたところであるとの 答弁でありました。

以上、質疑を終結し、討論を行いましたが、討論はなく、採決の結果、議案第69号、志布志市 営住宅条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべ きものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

**〇議長(上村 環君)** これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上村 環君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第69号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告の とおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(上村 環君)** 異議なしと認めます。したがって、議案第69号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

# \_\_\_\_\_\_

日程第7 議案第70号 志布志市営住宅等の整備基準を定める条例の制定について

〇議長(上村 環君) 日程第7、議案第70号、志布志市営住宅等の整備基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

**○産業建設常任委員長(金子光博君)** ただいま議題となっています議案第70号、志布志市営住宅等の整備基準を定める条例の制定についての審査の概要と結果を御報告申し上げます。

当委員会は、12月13日、委員6名出席の下、執行部から建設課長ほか担当職員の出席を求め、 審査を行いました。

補足説明として、主な整備基準としては、1戸当たりの床面積を25㎡以上とすることや、環境、 遮音、劣化軽減等の配慮など、品質を条例化するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、国は地方自治体に主権を渡すと言いながら、一方では国がつくったものを参酌してつくるようにと言い、国の権限は残しているのかと思うが、国の法律が変われば、その都度条例の一部改正をしないといけないのかとただしたところ、基本的には国の法律が変われば、改正が必要になると考えるとの答弁でした。

また、市営住宅の敷地の位置は、災害の少ないところや日常生活で利便性がいいところと、細かく規定してあるが、これは誰が判断することになるのかとただしたところ、当たり前のことを規定していると思う、おそらくこれから苦慮すると思われるのは、津波の問題である。この条例にうたっていれば、どこまで、どういうふうに判断するのかということは、苦慮しているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いましたが、討論はなく、採決の結果、議案第70号、志布志市

営住宅等の整備基準を定める条例の制定については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長(上村 環君) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

- 〇議長(上村 環君) 討論なしと認めます。
  - これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第70号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告の とおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(上村 環君)** 異議なしと認めます。したがって、議案第70号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

# 日程第8 議案第71号 志布志市道の構造の技術的基準を定める条例の制定について

〇議長(上村 環君) 日程第8、議案第71号、志布志市道の構造の技術的基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

**○産業建設常任委員長(金子光博君)** ただいま議題となっています議案第71号、志布志市道の構造の技術的基準を定める条例の制定についての審査の概要と結果を御報告申し上げます。

当委員会は、12月13日、委員6名出席の下、執行部から建設課長ほか担当職員の出席を求め、 審査を行いました。

補足説明として、基本的には「道路構造令」に定める基準と同一としているが、道路の区分と 歩道の幅員等については、独自の基準としている。歩道の幅員等については、地域の実情や交通 状況を反映し、効率的な整備が行われるよう標準地等の数値基準を廃止している。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、自転車歩行者道の幅員を独自基準として、数値をあげていないが、通学路で2mぐらいの歩道であっても、自転車も歩行者も通ってもいいというふうに理解していいかとただしたところ、自転車歩行者道については、公安委員会が指定している。部分的に縮小しても一体とした整備が図られれば、自転車も通れると考えているが、少なくとも市民の安心・

安全ということであれば、通常の基準をとれるところはとっていくが、どうしてもとれないところは、若干縮小した形で行い、基本的には、今までどおり整備の方針は変えないと考えている。

役所が従来の基準を勘案しながら、整備したとしても、公安委員会が指定しなければ、自転車は通れないのかとただしたところ、基本的には公安委員会が指定したところが自転車歩行者道の区分である。歩行者道と自転車道の間にセンターラインを入れて分離する整備が望ましいと思うが、指定がないところは基本的には歩道を通らず、車道の左をいくように学校でも指導をされているみたいである。整備するのであれば、従来の基準に基づいて、公安委員会が指定できるような道路をつくっていきたいと考えている。

以上で質疑を終結し、討論を行いましたが、討論はなく、採決の結果、議案第71号、志布志市 道の構造の技術的基準を定める条例の制定については、全会一致をもって、原案のとおり可決す べきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長(上村 環君) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第71号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告の とおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(上村 環君)** 異議なしと認めます。したがって、議案第71号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

日程第9 議案第72号 志布志市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について 〇議長(上村 環君) 日程第9、議案第72号、志布志市道に設ける道路標識の寸法を定める条 例の制定についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

**○産業建設常任委員長(金子光博君)** ただいま議題となっています議案第72号、志布志市道に 設ける道路標識の寸法を定める条例の制定についての審査の概要と結果を御報告申し上げます。

当委員会は、12月13日、委員6名出席の下、執行部から建設課長ほか担当職員の出席を求め、

審査を行いました。

補足説明として、今回の条例では、基本的に「道路標識、区画線及び道路標識に関する命令」 に定める基準と同一としてあるが、案内標識及び警戒標識の寸法の特例を設けて、独自の基準と している。

具体的には、案内標識及び警戒標識の拡大率を隘路(あいろ)部などで標識の縮小が可能となるよう、一部の案内標識と警戒標識の縮小率2分の1と3分の2を追加している。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りましたが、質疑はなく、討論を行いましたが、討論はなく、採決の結果、議案第72号、志布志市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長(上村 環君) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上村 環君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第72号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告の とおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(上村 環君)** 異議なしと認めます。したがって、議案第72号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

日程第10 議案第73号 志布志市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める 条例の制定について

-()-

〇議長(上村 環君) 日程第10、議案第73号、志布志市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

**○産業建設常任委員長(金子光博君)** ただいま議題となっています議案第73号、志布志市準用 河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定についての審査の概要と結果 を御報告申し上げます。

当委員会は、12月13日、委員6名出席の下、執行部から建設課長ほか担当職員の出席を求め、

審査を行いました。

補足説明として、基本的には「河川管理施設等構造令」に定める基準と同一としているが、ダム、揚水機場、排水機場及び取水塔は削除した。

概略、以上のような説明を受け質疑に入りましたが、質疑はなく、討論を行いましたが、討論はなく、採決の結果、議案第73号、志布志市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

**〇議長(上村 環君)** これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第73号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告の とおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(上村 環君)** 異議なしと認めます。したがって、議案第73号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

-()--

日程第11 議案第74号 志布志市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

〇議長(上村 環君) 日程第11、議案第74号、志布志市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

**○産業建設常任委員長(金子光博君)** ただいま議題となっています議案第74号、志布志市都市 公園条例の一部を改正する条例の制定についての審査の概要と結果を御報告申し上げます。

当委員会は、12月13日、委員6名出席の下、執行部から建設課長ほか担当職員の出席を求め、 審査を行いました。

補足説明として、これまで現行の都市公園法の設置基準を標準とし、公園利用者にとって安全で安心な公園の整備を行ってきており、今後も同基準を標準とすることで、公園機能を十分に確保できると考えられるため、都市公園法施行令の基準等を参酌した上で、本市の都市公園の状況

に応じた志布志市の基準を定めるものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、住民1人当たりの敷地面積で、市の区域内は10㎡以上、市街地は5㎡以上とあるが、市の区域内に市街地の公園も全て入っているのかとただしたところ、10㎡については、都市計画区域内にある都市公園の面積を行政区域内の人口で割って算出し、それとは別に、市街地は市街地で別に計算することになるとの答弁でありました。

概略、以上で質疑を終結し、討論を行いましたが、討論はなく、採決の結果、議案第74号、志 布志市都市公園条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって、原案のとおり 可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長(上村 環君) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上村 環君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第74号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告の とおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(上村 環君)** 異議なしと認めます。したがって、議案第74号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

-()-

日程第12 議案第75号 志布志市都市下水路条例の一部を改正する条例の制定について

〇議長(上村 環君) 日程第12、議案第75号、志布志市都市下水路条例の一部を改正する条例 の制定についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

**○産業建設常任委員長(金子光博君)** ただいま議題となっています議案第75号、志布志市都市 下水路条例の一部を改正する条例の制定についての審査の概要と結果を御報告申し上げます。

当委員会は、12月13日、委員6名出席の下、執行部から建設課長ほか担当職員の出席を求め、 審査を行いました。

補足説明として、これまでの都市下水路の構造及び維持管理基準については、現行基準の「下

水道法施行令」で支障なく運用できているため、この基準を参酌した上で、本市の都市下水路の 状況や管理体制に応じた志布志市の基準を定めるものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、この条例にある対象下水路は市内にあるのかとただしたところ、都市下水路については、この条例の中で5本定めているとの答弁でありました。

また、「しゅんせつを年1回以上行うこととする」とあるが、この条例を定めることにより、義務が新たに発生するのかとただしたところ、条例で定めているので義務が生じることになる。ただし書きに「下水の排除に支障がない部分については、この限りではない」とあるが、今までも必要なところについては、しゅんせつを行っており、1年に1回行うことになっているが、必要な時は2回したりして、適宜していくことになるとの答弁でありました。

概略、以上で質疑を終結し、討論行いましたが、討論はなく、採決の結果、議案第75号、志布 志市都市下水路条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって、原案のとおり 可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長(上村 環君) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上村 環君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第75号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告の とおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

O議長(上村 環君) 異議なしと認めます。したがって、議案第75号は、所管委員長の報告の とおり、可決されました。

日程第13 議案第76号 志布志市移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する 基準を定める条例の制定について

\_\_\_\_

〇議長(上村 環君) 日程第13、議案第76号、志布志市移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

**○産業建設常任委員長(金子光博君)** ただいま議題となっています議案第76号、志布志市移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定についての審査の概要と結果を御報告申し上げます。

当委員会は、12月13日、委員6名出席の下、執行部から建設課長ほか担当職員の出席を求め、 審査を行いました。

補足説明として、基本的には省令に定める基準と同一としているが、園路等の勾配については 県の条例に合わせた独自の基準としている。主なものは、通路の幅180cm以上、縦断勾配4%以下 などである。例外として、第3条では「災害等のために一時使用する特定公園施設の設置」につ いては、この条例の規定によらないことができるとしている。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、鹿児島県は福祉のまちづくり条例と聞けば内容が分かるような条例だが、県は国の適用を受けないで独自で条例を制定しているのかとただしたところ、鹿児島県も都市公園は持っているので、その省令を参酌して改正をすることになっている。鹿児島県は福祉の部門がまちづくり条例をつくっているので、志布志市と同じように両方を比較しながら、今回12月に上程しているようである。条例制定の仕方は、志布志市は都市公園条例をそのままつくっており、それと別にバリアフリーに基づく都市公園の条例、基準だけを定めている。県の場合は、都市公園条例の中で改正をすると伺っているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いましたが、討論はなく、採決の結果、議案第76号、志布志市 移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定については、 全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

**〇議長(上村 環君)** これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第76号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告の とおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(上村 環君)** 異議なしと認めます。したがって、議案第76号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

\_\_\_\_

日程第14 議案第77号 志布志市水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について 〇議長(上村 環君) 日程第14、議案第77号、志布志市水道事業の剰余金の処分等に関する条 例の制定についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

**○産業建設常任委員長(金子光博君)** ただいま議題となっています議案第77号、志布志市水道 事業の剰余金の処分等に関する条例の制定についての審査の概要と結果を御報告申し上げます。

当委員会は、12月13日、委員6名出席の下、執行部から水道課長ほか担当職員の出席を求め、 審査を行いました。

補足説明として、地域主権改革一括法における地方公営企業法第32条の改正に伴い、毎事業年度に発生した利益及び資本剰余金の処分については、条例を定めて行うか、議会の議決を経て行うか、いずれか選択することになった。今回、本市水道事業おいては、条例を制定して処分することにしたところである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今後考えられる水道事業を勘案したときに、どれぐらいの積み立てが必要かとただしたところ、減債積立は赤字分の補てんなので目標はないが、建設改良積立については、総延長が720kmあるので、耐用年数が40年ということで、全部布設替えするのに年17km施工しないといけない。本管が1 m1 万円ぐらいかかる。耐用年数と概算工事費等を考えると全然足りない。現実的には、昨年の布設替えが2 kmぐらいしかできていないので、今の予算で何とかなっている。技術者が多く配置され、前倒しで施工するのであれば足りないと思うとの答弁でありました。

良好な水道会計を継続的にやっていくためには、水道課としてどういうところに視点をおきながらやっていきたいと思っているかとただしたところ、全国的に給水人口が減ってきている中での料金収入を考えると、計画的な布設替えにつきるのではないかと思う。料金については、原価計算をするようになっているので、計画的な布設替え、その間に技術改良的なことも進むので、コストの下がっていく工法も出てくるので、計画的な布設替えが一番と考えられるとの答弁でありました。

概略、以上で質疑を終結し、討論を行いましたが、討論はなく、採決の結果、議案第77号、志 布志市水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定については、全会一致をもって、原案のと おり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長(上村 環君) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第77号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告の とおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

O議長(上村 環君) 異議なしと認めます。したがって、議案第77号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

# 日程第15 議案第78号 志布志市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関す る条例の制定について

〇議長(上村 環君) 日程第15、議案第78号、志布志市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の制定についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

**○産業建設常任委員長(金子光博君)** ただいま議題となっています議案第78号、志布志市水道 事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の制定についての審査の概要と結 果を御報告申し上げます。

当委員会は、12月13日、委員6名出席の下、執行部から水道課長ほか担当職員の出席を求め、 審査を行いました。

補足説明として、資格等については、これまで水道法等で定められていたところであるが、地域主権改革一括法において水道法等が改正され、条例で定めることになったところで、布設工事監督者を配置しなければならない水道の布設工事、布設工事監督者の資格、水道技術管理者の資格の三つについて定めている。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、上位法が変わった場合、市が独自でするとなれば条例の改正をしなくてもいいのかとただしたところ、従来の形が政令にそのまま残っており、新たに政令の資格要件を参考にしながら、条例化を図るようにということになっているので、基準どおりになると思う。国が資格の根拠を示さない段階で、市の独自というのは厳しい。市の方でその内容をくつがえすだけの理由、根拠があれば通せると考えるが、今のところは厳しい状況である。

概略、以上で質疑を終結し、討論を行いましたが、討論はなく、採決の結果、議案第78号、志 布志市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の制定については、全 会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長(上村 環君) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第78号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告の とおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(上村 環君)** 異議なしと認めます。したがって、議案第78号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

日程第16 議案第79号 志布志市蓬の郷 (ふれあい交流センター) の指定管理者の指定について

**〇議長(上村 環君)** 日程第16、議案第79号、志布志市蓬の郷(ふれあい交流センター)の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長(岩根賢二君) ただいま議題となっています議案第79号、志布志市蓬の郷(ふれあい交流センター)の指定管理者の指定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月13日、現地調査を行った後、委員全員出席の下、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、施設の名称は「志布志市蓬の郷のうちふれあい交流センター」、指 定管理者となる団体の所在地は、志布志市有明町蓬原1650番地5、名称は、株式会社蓬の郷、指 定の期間は、平成25年4月1日から平成28年3月31日までである。

非公募による選定理由は、蓬の郷の安定的な管理運営と年間を通じた景観の確保と利用者の安全確保を目的に、ふれあい交流センターと、それ以外の施設とを区分して指定管理者を定めることとした。

ふれあい交流センターについては、これまで市民に親しまれ安定的な管理運営を行っている、

株式会社蓬の郷の実績を勘案し、志布志市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例の規定により、公募によらず選定したものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今までの指定管理料786万円が不透明な金額に感じる。収益は市に入れることが基本である。利用料金制をとっているので、納付金を納めるなど指定管理者として、しっかりしてもらいたいとただしたところ、今後はふれあい交流センターの経営に専念してもらって、市の方に納付金を納める体制を早くつくっていただくことをお願いしていくとの答弁でありました。

売り上げで賄っていくことになるが、入浴料も変わっていない。燃料コストがウエイトを占めて経営を圧迫しているが、どう考えていくのかとただしたところ、条例で利用料金を定めている。 経営の圧迫があるようであれば、利用料金の見直しも考えていくとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いましたが、討論はなく、採決の結果、議案第79号、志布志市 蓬の郷(ふれあい交流センター)の指定管理者の指定については、全会一致をもって、可決すべ きものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長(上村 環君) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第79号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(上村 環君)** 異議なしと認めます。したがって、議案第79号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

(下平晴行君、丸山一君退場)

日程第17 議案第80号 志布志市蓬の郷(ふれあい交流センター以外の施設)の指定管理者の 指定について

○議長(上村 環君) 日程第17、議案第80号、志布志市蓬の郷(ふれあい交流センター以外の施設)の指定管理者の指定についてを議題とします。

本件は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

〇総務常任委員長(岩根賢二君) ただいま議題となりました議案第80号、志布志市蓬の郷(ふれあい交流センター以外の施設)の指定管理者の指定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月13日、現地調査を行った後、委員6名出席の下、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、公の施設の名称は「志布志市蓬の郷のうちパターゴルフ場、親水公園、多目的広場及び民宿村(宿泊施設等の貸し付け地を除く。)」、指定管理者となる団体の名称は「志布志市志布志町安楽1135番地」、名称は「特定非営利活動法人 NPOオアシス水環境研究会」、指定の期間は「平成25年4月1日から平成28年3月31日まで」である。

募集の概要について、9月4日から10月3日まで募集要項等を配付、9月14日には募集説明会を実施し、2団体の参加があった。その後、10月3日までの申請書受付期間に1団体の応募があった。

委員会は、10月17日に書類審査、10月26日に面接審査、採点等を行った。

採点は、8人の委員が募集要項で示された選定の基準に基づき点数化した結果、1,600点満点中、76.2%の1,219点を獲得し、総点の70%に達したことから、今回の指定管理者として適正であると判断された。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、ふれあい交流センターとの連携も大事ではないか、NPO法人が管理料600万円余りでしていくとなると、ボランティア的な部分が出てくるのではないかとただしたところ、二つの施設の指定管理者と協議をし、連携が図れるよう指導をしていく。今までもボランティアとしてかなり貢献してもらっているが、指定管理料以上の負担がないような形で公園の管理をしていただくように指導するとの答弁でありました。

申請概要調書の中に「ボランティア活動で管理の手伝いをしてきた」とあるが、どのような内容かとただしたところ、上池・中池・下池を中心に、池を覆い尽くす藻の撤去や、水車の設置等NPOの方々がボランティアで人員をかけて今のような状態になった。水を利用して子供たちの環境学習の場にしたいという思いがあるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いましたが、討論はなく、採決の結果、議案第80号、志布志市 蓬の郷(ふれあい交流センター以外の施設)の指定管理者の指定については、全会一致をもって、 可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長(上村 環君) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第80号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

O 議長(上村 環君) 異議なしと認めます。したがって、議案第80号は、所管委員長の報告 のとおり、可決されました。

-()---

(下平晴行君、丸山一君入場)

# 日程第18 議案第81号 ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について

O議長(上村 環君) 日程第18、議案第81号、ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

本件は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長(岩根賢二君) ただいま議題となりました議案第81号、ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月13日、委員全員出席の下、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、公の施設の名称は「ダグリ公園の公園施設のうち、海水浴場施設、 駐車場、ダグリ岬遊園地及び詰所兼倉庫」、指定管理者となる団体の所在地は「志布志市志布志町 志布志327番地3」、名称は「株式会社 谷口製作所」、指定の期間は「平成25年4月1日から平成 28年3月31日まで」である。

非公募による選定理由は、公園施設の業務の内容に特殊性があり、谷口製作所でなければ、その管理を安定して行うことができないと考えられるため、志布志市公の施設に係る指定管理者の 指定手続き等に関する条例の規定により、公募によらず選定したものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、機具は劣化していき、維持管理費が必要になってくる。必要な乗り物等との関連、遊園地としての管理の在り方、ボルベリアダグリとのイベント等での連携はとれているのかとただしたところ、遊具については、指定管理者が設置をしている。1,300万円は維持管理運営するための必要な金額で、指定管理者の努力で設置してもらえるのが一番ではあるが、

大規模な遊具等の希望があれば市と協議しなら検討していく。

観光振興計画の中でも重要なエリアと位置付けている。全体的な構想の中で遊園地の見直しもあろうかと思う。大がかりな整備になるので、国・県に資金的な協力をいただきながら計画していく予定である。

イルカランドとの連携をはじめ、ボルベリアダグリ利用者が遊園地を利用される場合には、2 割引きで対応しているとの答弁でありました。

老朽化が進んでいるということだが、管理はちゃんとされているのかとただしたところ、今までも事故もなくきているので、今後も継続してアドバイスをしていくとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いましたが、討論はなく、採決の結果、議案第81号、ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定については、全会一致をもって、可決すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長(上村 環君) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第81号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(上村 環君)** 異議なしと認めます。したがって、議案第81号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

# 日程第19 議案第82号 志布志市市民センターの指定管理者の指定について

**〇議長(上村 環君)** 日程第19、議案第82号、志布志市市民センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

本件は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

**○文教厚生常任委員長(本田孝志君)** ただいま議題となりました議案第82号、志布志市市民センターの指定管理者の指定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、12月13日、委員6名出席の下、執行部から福祉課長ほか担当職員の出席を求め、 審査を行いました。

執行部による付議案件説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、不特定多数の人が利用する施設で申請概要調書に「耐震強度不明」 とあるがどう考えるかとただしたところ、市民センターは建築年度が昭和40年度で耐震に耐え得 る強度の設計にはなっていないと思う。まだ調査をしていないので、今後調査をしていく考えで あるとの答弁でありました。

市民センターとして、場所も分かりづらい、建物も老朽化している。今後の事務所の位置も含めた新しい事務所を検討すべき時期ではないかとただしたところ、施設も老朽化しており、社協とも協議をして、事務所の場所等も含め、平成25年度中に協議するとしているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第82号、志布志市 市民センターの指定管理者の指定については、全会一致をもって、可決すべきものと決定いたし ました。

以上で報告を終わります。

○議長(上村 環君) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第82号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(上村 環君)** 異議なしと認めます。したがって、議案第82号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

\_\_\_\_O\_\_\_

日程第20 議案第83号 志布志市老人福祉センターの指定管理者の指定について

〇議長(上村 環君) 日程第20、議案第83号、志布志市老人福祉センターの指定管理者の指定 についてを議題とします。

本件は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

**○文教厚生常任委員長(本田孝志君)** ただいま議題となりました議案第83号、志布志市老人福祉センターの指定管理者の指定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、12月13日、委員6名出席の下、執行部から福祉課長ほか担当職員の出席を求め、 審査を行いました。

執行部による付議案件説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、指定管理料は一定であると考えるが、実績で額が違うのはどう理解すべきか。また、予算が不足した場合はどうするのかとただしたところ、福祉課が社会福祉協議会に指定管理しているものは精算方式である。年間の必要経費で予算化し、上限は予算の範囲内であるが、予算残が生じた場合には精算するものである。また、修繕等の場合、市と社協との協定書を交わしているが、光熱費等のような急な高騰などで予算に不足が生じる場合には補正をし、契約変更するものであるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第83号、志布志市 老人福祉センターの指定管理者の指定については、全会一致をもって、可決すべきものと決定い たしました。

以上で報告を終わります。

○議長(上村 環君) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第83号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(上村 環君)** 異議なしと認めます。したがって、議案第83号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

日程第21 議案第84号 志布志市老人憩の家の指定管理者の指定について

〇議長(上村 環君) 日程第21、議案第84号、志布志市老人憩の家の指定管理者の指定についてを議題とします。

本件は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果に

ついて、委員長の報告を求めます。

**○文教厚生常任委員長(本田孝志君)** ただいま議題となりました議案第84号、志布志市老人憩の家の指定管理者の指定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、12月13日、委員6名出席の下、執行部から福祉課長ほか担当職員の出席を求め、 審査を行いました。

執行部による付議案件説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、指定管理料は精算方式かとただしたところ、精算方式であるが、毎年定額であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第84号、志布志市 老人憩の家の指定管理者の指定について、全会一致をもって、可決すべきものと決定いたしまし た。

以上で報告を終わります。

○議長(上村 環君) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上村 環君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第84号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(上村 環君)** 異議なしと認めます。したがって、議案第84号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

——<u>O</u>———

日程第22 議案第85号 志布志市健康ふれあいプラザの指定管理者の指定について

**〇議長(上村 環君)** 日程第22、議案第85号、志布志市健康ふれあいプラザの指定管理者の指定についてを議題とします。

本件は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

**○文教厚生常任委員長(本田孝志君)** ただいま議題となりました議案第85号、志布志市健康ふれあいプラザの指定管理者の指定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果

について御報告いたします。

当委員会は、12月13日、委員6名出席の下、執行部から福祉課長ほか担当職員の出席を求め、 審査を行いました。

執行部による付議案件説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

質疑はなく、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第85号、志 布志市健康ふれあいプラザの指定管理者の指定については、全会一致をもって、可決すべきもの と決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長(上村 環君) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第85号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(上村 環君)** 異議なしと認めます。したがって、議案第85号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

日程第23 議案第86号 志布志市農業管理センター及び新規就農者研修施設の指定管理者の指 定について

\_\_\_\_

〇議長(上村 環君) 日程第23、議案第86号、志布志市農業管理センター及び新規就農者研修施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

本件は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

**○産業建設常任委員長(金子光博君)** ただいま議題となっています議案第86号、志布志市農業管理センター及び新規就農者研修施設の指定管理者の指定についての審査の概要と結果を御報告申し上げます。

当委員会は、12月13日、委員6名出席の下、執行部から農政課長ほか担当職員の出席を求め、 審査を行いました。

執行部による付議案件説明資料による補足説明等を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、研修計画の中で、オペレーターには各種免許を取得させとあり、免許を持っていない方への対応ということだが、その免許取得については、自費なのか、農業公社が負担するのかとただしたところ、無人へりなど特殊な免許については、最低5年以上従事することを条件に公社が負担している。大型トラクターなどの基本的な免許は、採用のときに免許を持っていることを条件にしているが、なかなか応募がないとの答弁でありました。

また、農業公社の職員は、市内の方が多いのか、市外の方もいるのかとただしたところ、15名のうち1名が市外の方であるとの答弁でありました。

概略、以上で質疑を終結し、討論を行いましたが、討論はなく、採決の結果、議案第86号、志 布志市農業管理センター及び新規就農者研修施設の指定管理者の指定については、全会一致をも って、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長(上村 環君) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第86号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(上村 環君)** 異議なしと認めます。したがって、議案第86号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

#### 日程第24 議案第87号 有明開田の里公園の指定管理者の指定について

**○議長(上村 環君)** 日程第24、議案第87号、有明開田の里公園の指定管理者の指定について を議題とします。

本件は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長(本田孝志君) ただいま議題となりました議案第87号、有明開田の里公園の指定管理者の指定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、12月13日、委員6名出席の下、執行部から生涯学習課長ほか担当職員の出席を求

め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、前回との変更は指定の期間を5年間から3年間としたところで、 組織体制の見直しを行い、自立した団体へ育成していき、NPO化への移行を検討するものであ る。また、隣接している農業歴史資料館と一体化しての提案である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、志布志市開田の村管理組合の職員体制はとただしたところ、管理組合の職員で事務局長1名、年間を通じて雇用の臨時職員3名であるとの答弁でありました。

指定管理料が農業歴史資料館と一体化であるが、管理料は分けられるのかとただしたところ、 開田の里公園分が348万7,000円、農業歴史資料館分が1,336万4,000円であるとの答弁でありました。

評価について、緊急対応に課題があるが、5年間で解決できなかったのかとただしたところ、 特に公園内の利用者に対しての適切な誘導の意識が足りなかった。今回の災害等を踏まえ適切な 誘導について、早い取り組みをすべきであったと反省しているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第87号、有明開田の里公園の指定管理者の指定については、全会一致をもって、可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

O議長(上村 環君) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上村 環君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第87号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(上村 環君)** 異議なしと認めます。したがって、議案第87号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

日程第25 議案第88号 有明農業歴史資料館の指定管理者の指定について

○議長(上村 環君) 日程第25、議案第88号、有明農業歴史資料館の指定管理者の指定についてを議題とします。

本件は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

**○文教厚生常任委員長(本田孝志君)** ただいま議題となりました議案第88号、有明農業歴史資料館の指定管理者の指定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、12月13日、委員6名出席の下、執行部から生涯学習課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、志布志市開田の村管理組合では、老人クラブ等の各種団体の代表 で構成する運営委員会を設置して、審議し管理業務を行い、具体的な事業実施を行っている。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、農業歴史資料館等で開田の歴史など、教育を含め継承がなされているのかとただしたところ、開田の歴史を引き継ぐことが資料館ができた目的であり、農業の歴史や将来を展望する場、田舎暮らしの拠点として取り組んでいる。また、利用者から有意義な体験ができたとの声をいただいているとの答弁でありました。

名称について、志布志市の施設として市内の方々に農業の歴史をどう伝え、農業を発展させていくかという視点に立っての将来の展望をもつための整備、内容の充実をしていくための考えはないかとただしたところ、全市的に考え、来年5月にオープンする埋蔵文化財センターや商家資料館等も含め、総合的に計画を見直しており、来年度から全市的に位置付けも考え整理していく考えであるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第88号、有明農業 歴史資料館の指定管理者の指定については、全会一致をもって、可決すべきものと決定いたしま した。

以上で報告を終わります。

○議長(上村 環君) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上村 環君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第88号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(上村 環君)** 異議なしと認めます。したがって、議案第88号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

日程第26 議案第89号 コミュニティセンター志布志市文化会館の指定管理者の指定について 〇議長(上村 環君) 日程第26、議案第89号、コミュニティセンター志布志市文化会館の指定 管理者の指定についてを議題とします。

本件は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

**○文教厚生常任委員長(本田孝志君)** ただいま議題となりました議案第89号、コミュニティセンター志布志市文化会館の指定管理者の指定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月13日、委員6名出席の下、執行部から生涯学習課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、前回は公募であったが、今回は非公募とした。また、平成24年は 年間利用者の6万人台を確保する目標で、各種の事業を行っている。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回から特定非営利活動法人ということで、旧公共施設等管理公社の職員は、全てこの法人に移行するのかとただしたところ、現在公共施設等管理公社に事務局長、一般職員、体育館の管理、文化会館の管理、臨時、パート職員、プール監視員等15名であるが、そのうち清掃員1人を除く14名が移行するとの答弁でありました。

管理公社が新たに特定非営利活動法人となったが、運動公園も同様で従来と変わらないが、分けることは考えられなかったのかとただしたところ、公立施設等管理公社の体制を見直し、自立した団体に育てていくということで自主的にNPO化され、当分の間はその法人の業務を継続して行う。また、現在の業務が適正に管理されているという観点から、従来と同様二つに分けて管理の委託をするものであるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第89号、コミュニティセンター志布志市文化会館の指定管理者の指定については、全会一致をもって、可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

- O議長(上村 環君) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- ○議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上村 環君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第89号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(上村 環君)** 異議なしと認めます。したがって、議案第89号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

日程第27 議案第90号 志布志市やっちくふれあいセンターの指定管理者の指定について 〇議長(上村 環君) 日程第27、議案第90号、志布志市やっちくふれあいセンターの指定管理

———

者の指定についてを議題とします。

本件は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

**○文教厚生常任委員長(本田孝志君)** ただいま議題となりました議案第90号、志布志市やっちくふれあいセンターの指定管理者の指定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、12月13日、委員6名出席の下、執行部から生涯学習課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、公募による応募は1社であり、選定委員会の結果、評点が総点の81.3%と高い評価を受けて選定された。また、利用促進のための実施事業も年4回実施し、毎回150名程度の参加があり、生涯学習、芸術、文化の拠点となっている。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、やっちくふれあいセンター内に図書室があるが、管理は含まれているのか。また、業務を明確にすべきではないかとただしたところ、図書室の管理は指定管理料に含まれている。運営については、直営で松山分館となっており含まれない。また、業務を明確にするために協定書の作成時に、業務範囲の精査をして契約を行うとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第90号、志布志市 やっちくふれあいセンターの指定管理者の指定については、全会一致をもって、可決すべきもの と決定いたしました。

以上で報告を終わります。

O議長(上村 環君) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第90号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(上村 環君)** 異議なしと認めます。したがって、議案第90号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

## 日程第28 議案第91号 城山総合公園の運動施設の指定管理者の指定について

**○議長(上村 環君)** 日程第28、議案第91号、城山総合公園の運動施設の指定管理者の指定に ついてを議題とします。

本件は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

**○文教厚生常任委員長(本田孝志君)** ただいま議題となりました議案第91号、城山総合公園の 運動施設の指定管理者の指定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月13日、委員6名出席の下、執行部から生涯学習課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、前回は公募であったが、今回は非公募である。理由として、市の 福祉行政の補助団体であり、団体の育成の面からも非公募としたところである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、制度運用面での課題で、体育館の雨漏りの対応はしたのかとただしたところ、現場を調査し、雨漏りの原因箇所辺りの応急な対応をしているが、改善がされない場合は抜本的な処置をとらなくてはならないとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第91号、城山総合 公園の運動施設の指定管理者の指定については、全会一致をもって、可決すべきものと決定いた しました。

以上で報告を終わります。

**〇議長(上村 環君)** これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第91号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 異議なしと認めます。したがって、議案第91号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

日程第29 議案第92号 志布志運動公園の運動施設の指定管理者の指定について

**○議長(上村 環君)** 日程第29、議案第92号、志布志運動公園の運動施設の指定管理者の指定 についてを議題とします。

本件は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

**○文教厚生常任委員長(本田孝志君)** ただいま議題となりました議案第92号、志布志運動公園 の運動施設の指定管理者の指定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果に ついて御報告いたします。

当委員会は、12月13日、委員6名出席の下、執行部から生涯学習課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、指定管理料が前年より増額されているが、内容として屋内プールの管理において、利用者からの要望と更衣室等の安全確認のため、女性スタッフを導入し、1名分の人件費と燃料高騰によるもので見直しを行った。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、特定非営利活動法人として変わるが、働く人は公の契約に基づき、不利益が生じたりしない形での契約の対応をするべきではないかとただしたところ、NPO化の所管課と連携し指導していく。施設を所管する立場として、経費節減も含め、経費の基準も精査をして提案しているところであり、今後の運営に対してNPOとも連携しながら育成に当たるとの答弁でありました。

指定管理する施設における心肺蘇生のためのAEDの設置状況と、救急救命訓練の実施及び計画はどうなっているのかとただしたところ、心肺蘇生のためのAEDは市内の三つの体育館と、志布志の屋内温泉プールに設置し、多目的広場での大会時にはAEDを持参して対応している。また、野外施設への設置については、先進事例等を調査したい。救急救命の訓練等については、各指定管理者が消防署と連携を図り、定期的に実施しているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第92号、志布志運動公園の運動施設の指定管理者の指定については、全会一致をもって、可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長(上村 環君) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第92号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(上村 環君)** 異議なしと認めます。したがって、議案第92号は、所管委員長の報告の とおり、可決されました。

#### 日程第30 議案第93号 志布志市有明体育施設の指定管理者の指定について

**○議長(上村 環君)** 日程第30、議案第93号、志布志市有明体育施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

本件は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

**○文教厚生常任委員長(本田孝志君)** ただいま議題となりました議案第93号、志布志市有明体育施設の指定管理者の指定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月13日、委員6名出席の下、執行部から生涯学習課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、野球場の利用者が増加しているのは、合宿等の成果が出ている。 シルバー人材センターの維持管理については、互いに連携していくために、有明、松山担当等と 一緒に接遇のための協議、共通理解を進めている。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、損害賠償が発生場合に対応するのは、市か指定管理者か、すみ分けはどのような議論になっているのかとただしたところ、指定管理者には市が加入する保険と同等

の保険に加入するようお願いしている。すみ分けについては、事例によって判断すべきものと考えているとの答弁でありました。

制度運用面の問題として、各施設単位に利用届を設置したいとあるが、利用者の利便性を高めることと逆行はしないかとただしたところ、有明の施設で農村運動場と市民グランドがあり、朝夕に個人で使われる利用者数を実績でカウントしていないので、実数を把握するためであるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第93号、志布志市 有明体育施設の指定管理者の指定については、全会一致をもって、可決すべきものと決定いたし ました。

以上で報告を終わります。

○議長(上村 環君) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上村 環君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第93号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- **〇議長(上村 環君)** 異議なしと認めます。したがって、議案第93号は、所管委員長の報告の とおり、可決されました。
- ○議長(上村 環君) ここで、昼食のため休憩いたします。

午後は、1時10分から再開いたします。

午後 0 時02分 休憩午後 1 時08分 再開──○

〇議長(上村 環君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

\_\_\_\_

日程第31 議案第96号 訴えの提起について

**〇議長(上村 環君)** 日程第31、議案第96号、訴えの提起についてを議題とします。

本件は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果に

ついて、委員長の報告を求めます。

**○産業建設常任委員長(金子光博君)** ただいま議題となっています議案第96号、訴えの提起についての審査の概要と結果を御報告申し上げます。

当委員会は、12月13日、委員6名出席の下、執行部から関係課長ほか担当職員の出席を求め、 審査を行いました。

補足説明として、訴えの趣旨は、六月坂・安良線道路用地内の土地の所有権移転登記を請求するもので、市道の整備事業に伴う土地買収について売買契約締結後の所有権移転ができないことに対する所有権移転請求権を裁判所へ申し立てるものである。六月坂・安良線道路整備事業は、本市街地中心部と、鹿屋市から本市へ延びるグリーンロードの起点を結ぶ路線で、この路線の整備をすることで、通学時の児童、生徒の安全確保や市街地中心部を利用される方のグリーンロードや町原、大原大地へのアクセス機能向上を図ることを目的としている。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、訴えの提起という方法が、この売買契約締結後の所有権移転をする 上でベストということで理解していいかとただしたところ、今とれる最善の方策と考えていると の答弁でありました。

概略、以上で質疑を終結し、討論を行いましたが、討論はなく、採決の結果、議案第96号、訴えの提起については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長(上村 環君) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上村 環君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第96号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(上村 環君)** 異議なしと認めます。したがって、議案第96号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

日程第32 議案第97号 平成24年度志布志市一般会計補正予算(第5号)

〇議長(上村 環君) 日程第32、議案第97号、平成24年度志布志市一般会計補正予算(第5号) を議題とします。 本案は、それぞれの所管の常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過 と結果について、委員長の報告を求めます。

17番、岩根賢二総務常任委員長。

〇総務常任委員長(岩根賢二君) ただいま議題となりました議案第97号、平成24年度志布志市 一般会計補正予算(第5号)のうち、総務常任委員会に付託となりました所管分の審査経過の概要と、結果について報告いたします。

当委員会は、12月13日、委員全員出席の下、審査に先だち、臨海部工業団地予定地の現地調査を行いました。

その後、執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い報告いたします。

はじめに、財務課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、予算全体の説明として、今回の補正予算は、既定の予算に7,067 万円を追加し、予算の総額を188億5,235万1,000円とする。債務負担行為補正で、志布志市臨海部 工業団地開発事業に伴う、用地取得に係る債務負担行為を追加し、期間を平成25年度から平成28 年度まで限度額を2億円と定める。

地方債補正で、当初合併特例事業で借り入れを予定していた防災行政無線同報系デジタル化整備事業を県との協議により、緊急防災・減災事業に振り替えて、220万円を追加。

一般公共事業についても、全額を過疎対策事業に振り替えて、港湾事業を8,160万円、経営体育成基盤整備事業を630万円、畑地帯総合整備事業を900万円追加、変更については振り替え分の一般公共事業分と合併特例事業分をそれぞれ減額、災害復旧事業の現年補助災害復旧事業を1,500万円減額したとの説明がありました。

歳入の主なものは、財政調整基金繰入金は、今回の補正予算の財源調整で6,769万6,000円を繰り入れ、施設整備事業基金繰入金は、執行残等の整理で497万7000円を減額、市債は3,080万円を減額し、16億8,120万円とした。

歳出の主なものは、財産管理費の委託料で、志布志支所庁舎2階空調設備更新事業及び旧松波 住宅解体業務委託事業の入札執行による不用額を減額、工事請負費で志布志支所庁舎2階空調設 備更新事業及び松山支所、無停電電源装置交換工事の入札執行による不用額を減額。

そして、平成24年度末の地方債の現在高見込み額を240億424万4,000円と見込んでいる。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、債務負担行為が2億円とあるが、財務課も現地を確認して予算計上したのか。予定地と国道との間に土地があり、そこも含めての議論はなかったのかとただしたところ、債務負担行為の所管は、港湾商工課であるが、どうしても田んぼを欲しいという方に、国道との間で用地の確保をして代替地としての考えを持っており、背後地も2億円の中に入っていると説明を受けているとの答弁でありました。

県外の業者が受注した場合は、設計どおりに施工がなされていいるか、それなりの条項を入れ

ていかないといけないのではないかとただしたところ、工事そのものは所管で行うが、契約業務 を所管している以上は内容を精査させてもらいたいとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、総務課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、総務管理費の一般管理費、報償費140万2,000円は、議案第96号、 訴えの提起(建設課分)についての裁判にかかる弁護士等への謝礼金等である。

交通安全対策費5万円の増額は、カーブミラーの修繕料である。防災無線同報系デジタル化整備事業の委託料1,775万3,000円の減額は、総事業費を6億6,000万円と見込み、電波調査費を事業費の3%、2,000万円計上したが、入札の結果、大幅な減額になったものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、防災行政無線同報系デジタル化整備事業の多額の減額については、 当初の見積りはどうだったのか、もう少しシビアにすべきではなかったかとただしたところ、事 業費約6億6,000万円の約3%ということで積算したが、入札においても大きな差があり、最高約 1,300万円台から、最低214万円という結果であった。見積り業者の助言等ももらいながら可能な 範囲で積算をしたが、多少予算計上額があまかったかもしれないと反省をしているとの答弁であ りました。

弁護士費用にかかる今回の補正額が140万2,000円になっているが、高すぎるのではないかとただしたところ、今回の補正は訴訟の着手金と成功した場合の報酬の合計が90万円、そのほか法律相談やICT関係の訴訟にかかる費用等、50万2,000円を合計して140万2,000円を計上しているとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、税務課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、総務費の賦課徴収費でチェック項目処理時間の短縮を図るため、 申告システム処理方法を変更したことにより、見積り単価が増えたため、21万3,000円増額する。 概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、「委託料の不足」とあるが、見積りがあまかったのかとただしたところ、この件はこれから委託契約をする。委託契約して申告入力していくが、3月15日の確定申告に間に合うよう申告システムを見直したため増額となった。このことで職員の残業も少なくなり、健康状態も管理できるとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、情報管理課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、地域情報通信基盤設備保守管理事業で、増額の主な理由はIRU 契約に含まれていない行政放送、告知端末や防災カメラ等が火災・落雷により故障し、その復旧・ 修繕を行うための経費である。財源の124万6,000円は建物災害共済金である。行政告知放送端末 設置事業は、現在も設置希望があるため、設置委託料と告知端末購入費を50件分、515万2,000円 を増額する。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、市民の9割を超える世帯に告知放送端末を設置しているが、落雷も 保険に入っているのかとただしたところ、告知放送端末は保険の対象となっており、落雷も保険 の対象であるとの答弁でありました。

「まだ設置できるの」という市民がいる、未設置約800世帯の設置促進に向けての情報提供は、 どのように考えているかとただしたところ、広報には毎月掲載しているし、イベントにも参加し て啓発を行っている。今後も散らし等を作成し、設置促進の取り組みをしていきたいとの答弁で ありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、港湾商工課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、旅費40万円は、全国ご当地どんぶり選手権出場に伴う旅費である。 補助及び交付金80万円は、市商工会が実施する商工業振興対策事業へ助成する。観光費の200万円 は、観光特産品協会が実施する観光物産振興事業へ助成する。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、臨海部工業団地用地の債務負担は、北側にある田んぼをつくる人の代替地まで含めた2億円という説明だったが、団地として取り扱って整備して、田んぼの代替地は別の場所を考えたほうがいいのではないか、そうすれば将来団地として使えるのではないかとただしたところ、1月の初旬に説明会をして交渉に入る。現状で用地交渉が順調に進み、購入できれば一番理想的である。北側のところも準工業地域に指定されているので、用地交渉を進めながらできるようであれば検討していくとの答弁でありました。

工業団地の造成は、誘致企業の見込みがあっての造成なのかとただしたところ、港湾商工課は 港湾振興と企業立地推進の係りがあり、ポートセールスと企業誘致等を一緒にやっており、話の 中で倉庫等の問い合わせもあり、前から港の近くに用地が欲しいと思っていた。今回、県が臨港 道路の整備を行うことになり、用地買収をすることとなったため、県と一緒に事業を進めていく ことができるため、良い機会だと思い提案をしたとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

以上で全ての課を終え、討論を行いましたが、討論はなく、採決の結果、議案第97号、平成24年度志布志市一般会計補正予算(第5号)のうち、総務常任委員会に付託となりました所管分につきましては、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

〇議長(上村 環君) 次に、11番、本田孝志文教厚生常任委員長。

**○文教厚生常任委員長(本田孝志君)** ただいま議題となっています議案第97号、平成24年度志 布志市一般会計補正予算(第5号)のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分の審 査経過の概要と結果について御報告いたします。 当委員会は、12月13日、委員6名出席の下、執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め、 審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い御報告いたします。

はじめに、市民環境課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳出の主なものは、今年度設置した志布志市人権教育啓発連絡協議会の会議を開会するため報償費として、委員謝金を増額するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、志布志市人権教育啓発連絡協議会の今後の会議等の計画はとただしたところ、協議会を8月に開催し、設置の理由、昨年度策定の人権啓発計画や人権同和問題研究会への参加の説明をし、今後の活動を行う上での福祉、市民、男女共同参画、教育委員会等がもつ計画等を持ち合わせて、そのことの啓発や協議、さらに25年度の事業計画等の協議を行うとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、教育総務課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳出の主なものは、複式学級の新たな設置見込みによる修繕等の 増額と、小中学校の施設改修事業の確定による減額である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、就学援助事業の補正に係る人員はとただしたところ、小学校で当初290人予定していたが、35人の増加の見込みで、中学校では当初190人の予定が18人減の見込みであるとの答弁でありました。

今後、市内の学校で新たに複式学級の発生を予想されているのかとただしたところ、平成30年度までの児童生徒の推移では、中学校の複式はなく、小学校で泰野、尾野見、森山、田之浦、潤ケ野、原田、蓬原、山重の各小学校で複式学級が発生するものと予想しているとの答弁でありました。

複式学級の解消に向けての考えはとただしたところ、学校の統廃合の説明で、今後の学校の在り方を地域で子戻し、孫戻しの検討のお願いをしたが、地域の取り組みがないと難しいと考えている。また、市の施策としての子育て支援がどれだけ充実していくかであるとの答弁でありました。

安楽小学校の門扉設置であるが、門扉だけの改善だけでほかに不安はないのか。また、本市の特別支援学級の支援体制は整っているのかとただしたところ、児童の安全確保を守る上から門扉を設置するものである。現在、安楽小学校には特別支援学級が2学級あり、さらに特別教育支援員も配置しているとの答弁でありました。

学校は、安全・安心なところでなくてはならないが、今後の門扉設置の考えはとただしたところ、各学校からも要望があるところで、何らかの形で設置しなければならない。教育委員会でも協議しているとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、生涯学習課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳入の主なものは、本市出身の綾小路きみまろ氏からの寄附による増額である。

歳出の主なものは、志布志地区公民館分室の浄化槽改修による増額、文化振興事業の映画上映会と、ワークショップの実施に伴う30万円の増額、青少年芸術鑑賞事業完了に伴う事業費確定による23万円の減額、国際青少年音楽祭事業の中止による減額である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、国際青少年音楽祭事業の中止の理由と、特定寄附金の使い道はとただしたところ、音楽祭事業には東日本大震災等で、昨年は日本への招待はできなかった。今年は被災地の東日本に訪問するということで開催できなかったところである。

特定寄附金の使い道は、寄附者の意向が文化振興に役立ててほしいとのことであったので、協議の結果、映画上映会とワークショップを実施し、地域づくりの一助になればということで決定したとの答弁でありました。

特定寄附金の使途については、明確に分かるように示すべきではないかとただしたところ、寄 附者の意思を新たな事業で展開しようと予算化したところであったが、予算書及び説明資料等に 明確に表示すべきであった。次回からそのような分かりやすい形の対応をしたいとの答弁であり ました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、福祉課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳入の主なものは、各事業の変更実施に伴い、国・県の補助金の 増額である。

歳出の主なものは、障害者自立支援法の改正により、報酬の改定、各種加算の新設、生活訓練施設の開設、施設入所者の増加による増額と、保育所緊急整備事業の追加認定に伴う事業費の増加及び運営費、保育単価等の改正等、入所者の増減に伴う扶助費の増額である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、保育所緊急整備事業で安心こども基金の補助金について、県の確認はされたかとただしたところ、平成24年度事業分の安心こども基金を利用した保育所整備事業の要望調査が2回があり、1回目が平成23年2月にあって、西光、おおぞら、蓬原の各保育所の事業要望はこの時に採用されたもので、年度内の完成が原則である。また、2回目の平成24年6月に要望、事業採択となったものは、24年度内に着工し、25年度内に完成することとなっているとの答弁でありました。

保育所運営事業で、運営費の単価改定及び入所見込み児童数の増とあるが、内容はとただした ところ、運営費の単価は4月1日から平均で400円の上昇である。児童数の見込みは、安楽、のが み、城南、有明、蓬原、さゆり、あゆみの各保育園で児童の増加が見込まれるとの答弁でありま した。

条例定数が撤廃され、年度途中の定数変更があった場合、その都度保育士単価が上下するが、 運営上は可能かとただしたところ、年度途中での定数変更は可能であるが、操作するような変更 はできない。基本は年度ごとが原則であるとの答弁でありました。

敬老祝い金の各地区の支給人数は何人かとただしたところ、松山地区275人、志布志地区858人、 有明地区579人であるとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑が終結しました。

次に、保健課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳出の主なものは、予防接種事業で、11月から三種混合と不活化ポリオワクチンが一緒になった四種混合ワクチンを接種するために、対象の出生児については、予算計上し、増額するものである。また、健康診査事業の腹部超音波及び肺がん検診受診者が見込みより1割ほど増加したことに伴う増額である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、嘱託職員報酬の減額がされているが、職員が足りないのかとただしたところ、年度当初から公募したが応募がなく、10月から職員の産休代替で来ていた介護士資格を持つパート職員を嘱託職員として採用できたところであるとの答弁でありました。

予防接種事業の委託先はどこかとただしたところ、県の医師会や曽於郡医師会の小児科医院が接種可能な医療機関であり、各医師会と契約しているとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑が終結しました。

以上で全ての課を終え、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第97号、平成24年度志布志市一般会計補正予算(第5号)のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分につきましては、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

- 〇議長(上村 環君) 次に、15番、金子光博産業建設常任委員長。
- **○産業建設常任委員長(金子光博君)** ただいま議題となっています議案第97号、平成24年度志 布志市一般会計補正予算(第5号)のうち、産業建設常任委員会に付託となった所管分の審査の 概要と結果を御報告申し上げます。

当委員会は、12月13日、委員6名出席の下、執行部から関係課長ほか担当職員の出席を求め、 審査を行いました。

それでは、まず農業委員会分について報告申し上げます。

補足説明として、1節、報酬の減額は、本年3月に農業委員の改選で定数22名に対して、2名の欠員が発生したため、その2名分の報酬を減額するものである。よみがえる農地復元対策事業は、農振農用地外の農地が対象となっているため、なかなか事業が進んでいないのが現状で、本年度は7,601㎡の事業申し出があり、10月に農地の利用権設定が済み、現在申請手続き中であるが、今回はその分を残し、残額について減額するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、農地保有合理化事業は、あっせん業務が多いということで、10件分の20万円を増額しているが、残り3か月で足りるのか。また、あっせん業務がこれだけ多くなるという原因を農業委員会としてどう捉えているのかとただしたところ、当初は45件で計上していたが、財務課との調整で当初予算が35件になったということがある。例年、大体40件前後であるが、今年は既に30件近くあり、予算に支障を来す可能性があるため、今回お願いした。また、あっせん業務がこれだけ多くなる原因ということについては、高齢化、後継者不足から、農地の貸し借りや売買を望まれる農業者が多くなってきていることと、農業委員がそれぞれ日常活動の中で制度の周知を図ってきていることがあると考えられる。地域的に見ると有明町管内が多く、なかでもお茶農家の高齢者の方で管理ができなくなったということで、あっせんの申し込みが多いようであるとの答弁でありました。

また、農業委員の報酬2名分の減額は、どういう理由かとただしたところ、本年3月に改選があり、実際は定数に満たなく選挙はなかったが、志布志地区が定数6名に対して5名、松山地区は定数6名に対して6名、有明地区は定数10名に対して9名で、合計2名の欠員が生じているとの答弁でありました。

農業委員が定数に達しないということに対して、どのような見解を持っているかとただしたと ころ、各地区の方々の意見を委員会に上げてもらうには、地区の代表の方がいた方がいいと思う との答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、耕地林務水産課分について御報告を申し上げます。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、農地災害の申請取り下げは何件あり、その理由は何か。また、申請取り下げの後はどのように対応するのかとただしたところ、申請取り下げは2件あり、2件とも農地復旧に伴い復旧限度額において、個人負担があまりにもオーバーしたので、負担できないということで取り下げがあった。その2件については、工法を変え柵工と土羽(どは)で復旧するということで、小災害へ移行したとの答弁でありました。

また、そのように事業費を抑えた工法に変えて復旧した場合、強度等からみて、今後更に災害があるという可能性はないかとただしたところ、当然強度的に満たないという状況で、再度大雨等が降れば流されるという懸念はしている。農地復旧については、限度額があり、被災した現地の農地の状況で復旧費が補助額を超える場合があり、その分は個人の手出しになり、個人がそれでもいいから復旧したいと言われれば申請をする。ただ、もう個人が出せないと言われれば申請を取り下げる。これは、農地災害復旧の法的縛りがあるので、どうしようもないところであるとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、畜産課分について御報告申し上げます。

補足説明として、家畜衛生協議会事業は、牛の予防注射料金に対する国の補助金減額に伴い、 注射料金が増額改定されたことから、接種率の低下が心配されるため、これまでと同程度の料金 として、子牛の異常産による経済的損失を回避したいことから計上したものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、活動火山周辺地域防災営農対策事業で、ある事業主体においては執行見込みがないがその理由は何か。また、なぜ年度途中で補助率が変わるのかとただしたところ、執行見込みがなくなった理由は、23年度から申し込みされて県の予算枠の関係で24年度に持ち越して実施することになっていた。その中で、補助残について融資を受ける計画だったが、償還計画と現状の経営を見合わせたときに負担が大きいということで辞退したいという申し出があった。また、補助金の改定は24年3月に曽於地域農政推進会議の幹事会の中で、活動火山が活発化して、事業参加の要望が多くなり、補助金の減額をせざるを得ないということの説明があったところであるとの答弁でありました。

また、家畜衛生協議会事業で予防注射の料金改定による助成額の増額については、料金が上がった分と同程度に助成額を上げてもよかったと思うが、どのような議論がなされたのかとただしたところ、できるだけ今までと同程度でやりたいということで設定した。助成をもっとできないかということで、現在農協にもその負担をしてもらうようにお願いしているとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、農政課分について御報告申し上げます。

補足説明として、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業等による出荷安定基金の資金造成については、志布志市産かばちゃの出荷予約量が230 t 増加したため、造成額の増加を求められたところである。

園芸振興費は、ヒートポンプを導入し、CO2を削減することにより地球温暖化防止に努められる農業者を支援する施設園芸先進的加温技術導入促進事業補助金について、重油の高騰が予想されたため、25年以降の導入予定の農家が予定を早めて導入されたために増額補正するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、普通、基金というのは毎年積み立てて、果実で運営するのが基金の考え方だが、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業による基金はどのような仕組みかとただしたところ、出荷予約数量に対して前年の実績、次年度の出荷予約数量から必要な額を算定して基金造成を求めてくる。もし、発動がなかったり、予約数量が減ったりすると返戻(へんれい)、出荷予約数量が増えたりすると、負担額が増加するような仕組みであるとの答弁でありました。

また、施設園芸先進的加温技術導入促進事業補助金のヒートポンプを導入できる施設園芸の品目は何種類が対象で、どれぐらい燃料費が削減できるのかとただしたところ、主に高温性の作物に有効で、市内では、みかん、キク、ピーマンの3品目が対象である。燃料代については、昨年

畑かんセンターの方で実証試験を行い、その試算によると約33%削減効果があったとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、建設課分について御報告申し上げます。

補足説明として、4月以降相次いで登下校中の児童、生徒等が巻き込まれる交通事故が起きたことを踏まえ、学校現場において通学路緊急合同点検が実施された。その点検の結果を受けて、緊急かつ実施の効果があがる箇所について、区画線の補修やガードレールの設置など、交通安全施設の新設及び補修が今回の主な補正内容である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、通学路緊急合同点検の結果、建設課で対策を講じる箇所は、今回の補正予算の中に何箇所出てきているかとただしたところ、教育委員会で国道、県道、市道で学校指定の通学路となっている区間について、危険箇所の調査を行い、その報告が51件あり、そのうち通学路として直接危険であると認められる箇所について37か所の点検を行い、県にも報告している。37か所の内訳は、通学路の変更、子供たちに安全対策を指導するものなど、教育委員会が対策を行うものや、警察によるスピードの取り締まり等、警察が対策を行うもの、道路管理者が行うもの等、合わせて37か所になっている。そのうち、道路管理者が行う箇所が25か所あり、市道については11か所必要であるという結果であった。今回の補正では、そのうち8か所を見ている。残りについては、事業費も上がるので当初予算で対応したいと考えているとの答弁でありました。

歩道設置工事において、2工区をまとめて発注している事例がある。下位のクラスから下の仕事が全然こないと不平不満が出ているが、今後の入札については、配慮が必要ではないかとただしたところ、年度の計画に基づいて執行していくわけだが、入札運営委員会でも配慮をしているので、トータルでうまく配分ができるような発注の仕方も考えたい。また、入札運営委員会の中でもこういう意見が出たことは申し上げたいとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

以上で全ての課を終え、討論を行いましたが、討論はなく、採決の結果、議案第97号、平成24 年度志布志市一般会計補正予算(第5号)のうち、産業建設常任委員会に付託となりました所管 分については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

- O議長(上村 環君) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
  - [「なし」と呼ぶ者あり]
- ○議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。
  - これで質疑を終わります。
  - これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上村 環君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第97号に対する各所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、各所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(上村 環君)** 異議なしと認めます。したがって、議案第97号は、各所管委員長の報告のとおり、可決されました。

-()--

日程第33 議案第98号 平成24年度志布志市介護保険特別会計補正予算 (第2号)

〇議長(上村 環君) 日程第33、議案第98号、平成24年度志布志市介護保険特別会計補正予算 (第2号)を議題とします。

本件は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長(本田孝志君) ただいま議題となりました議案第98号、平成24年度志布 志市介護保険特別会計補正予算(第2号)について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、12月13日、委員6名出席の下、執行部から保健課長及び税務課長ほか担当職員の 出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、歳出の主なものは、第1号被保険者保険料還付金で修正申告や年金天引された方の死亡確認による還付金が発生したこと等に伴い増額するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、還付の発生人数は何名かとただしたところ、11名であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第98号、平成24年度志布志市介護保険特別会計補正予算(第2号)は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長(上村 環君) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第98号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告の とおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(上村 環君)** 異議なしと認めます。したがって、議案第98号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

\_\_\_\_

**○議長(上村 環君)** 日程第34、発議第7号については、会議規則第39条第2項の規定により、 委員会への付託を省略します。

日程第34 発議第7号 志布志市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

〇議長(上村 環君) 日程第34、発議第7号、志布志市議会委員会条例の一部を改正する条例 の制定についてを議題とします。

本案について、提出者の趣旨説明を求めます。

○議会運営委員長(小野広嗣君) ただいま議題となりました発議第7号、志布志市議会委員会 条例の一部を改正する条例の制定について、趣旨説明いたします。

提出の理由は、地方自治法の一部を改正に伴い、地方自治法で規定されていた委員会の委員の 選任方法、在任期間等については、条例で定めることとする措置が講じられたため、提案するも のであります。

主な改正部分は、第2条に「議員は少なくとも一つの常任委員会となるものとする」を、第6条に「特別委員は、特別委員会に付議された事件が、議会において審議されている間在任する」を、第8条に「議長は、委員の選任事由が生じたとき、速やかに選任する」を加えるものであります。また、字句等の整理をいたしております。

詳細につきましては、新旧対照表のとおりであります。

なお、附則におきまして、地方自治法の一部を改正する法律附則第1条のただし書の政令で定める日から施行するものとしております。

よろしく御審議のほどお願いを申し上げまして、趣旨説明といたします。

○議長(上村 環君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 討論なしと認めます。

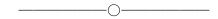
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。発議第7号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 異議なしと認めます。したがって、発議第7号は、原案のとおり可決されました。



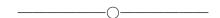
## 日程第35 議員派遣の決定

○議長(上村 環君) 日程第35、議員派遣の決定を行います。

お諮りします。議員派遣の決定につきましては、会議規則第170条第1項の規定により、お手元に配付してある内容のとおり決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**〇議長(上村 環君)** 異議なしと認めます。したがって、議員派遣は、配付してある内容のとおり決定しました。



## 日程第36 閉会中の継続審査申し出について

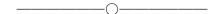
○議長(上村 環君) 日程第36、閉会中の継続審査申し出についてを議題とします。

配付してあります文書写しのとおり、総務常任委員長から、閉会中の継続審査申し出がありました。

お諮りします。総務常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議 ありませんか。

## [「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(上村 環君)** 異議なしと認めます。したがって、総務常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。



## 日程第37 閉会中の継続調査申し出について

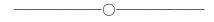
**〇議長(上村 環君)** 日程第37、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

配付してある文書写しのとおり、総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長 及び議会運営委員長から、閉会中の継続調査申し出がありました。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

## [「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(上村 環君)** 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。



○議長(上村 環君) 以上で、本定例会に付議されました全ての案件を終了しましたので、これをもって議事を閉じ、平成24年第4回志布志市議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

午後2時06分 閉会